

郵政博物館 研究紀要 第13号 目次

巻頭エッセイ

近代日本の郵政官僚に関する覚書 石井 寛治 …………… 1

論文

地域間を結ぶ村・町の通信手段「定使」
—江戸中後期、上野国（群馬県）を事例に— 巻島 隆 ……………13

「トンボヤ」発行の絵葉書にみる、東京風景の変遷 生田 誠 ……………27

研究ノート

明治前期における郵便ネットワークの伸展 小原 宏 ……………40

逓信報国団の活動にみる錬成と奉仕 後藤 康行 ……………49

資料紹介

時限札について 近辻 喜一 ……………61

郵政博物館の収蔵藩札等について
— 維新期の通貨改革との関連において — 藤本 栄助 ……………66

万国郵便連合（UPU）送付外国切手コレクション
— 展示什器の変遷を中心に— 倉地 伸枝 ……………82

樋畑正太郎（雪湖）の立案から見る自動押印機事情とその考察
村山 隆拓 …………… 100

トピックス

郵便創業150年記念事業の記録 井村 恵美 …………… 109

創業期の郵便資料について
— 「郵便創業150年記念企画展 日本郵便の誕生」の展示資料を中心に—
田原 啓祐 …………… 119

研究ノート

紀州藩七里役における参観交代路変更調査
～『道中宿場調』をめぐって～ 杉山 正司 …………… 142(1)

新刊紹介 143

展覧会紹介 146

投稿規程 150

執筆者 152

編集後記

YUSEIHAKUBUTSUKAN KENKYUKIYO

Journal of Postal Museum Japan

Number.13

March 2022

CONTENTS

Prefatory Essay:

- A Memorandum of the Bureaucrats of Communication in Modern Japan
..... ISHII Kanji..... 1

Articles:

- The study about "Jouzukai". A means of communication in Edo period villages and towns
..... MAKISHIMA Takashi.....13
- Postcard of Tombo shop IKUTA Makoto.....27

Research Note:

- Development of Postal Network at the first term of Meiji eraOBARA Kou.....40
- The Actual Situation of the Patriot Group in Communications Office of Japan during
the Asia-Pacific War GOTO Yasuyuki.....49

Museum Collections:

- Collection Tags owned by Postal Museum Japan..... CHIKATSUJI Kiichi.....61
- Postal museum's collection of old bills (Han bills, prefecture bill, private bills, etc.)
with reference to the monetary reform in the Meiji restoration era
..... FUJIMOTO Eisuke.....66
- The Display Cases for the UPU Specimen Stamp Collection at the Postal Museum Japan
..... KURACHI Nobue.....82
- The situation of automatic stamping machine from the viewpoint of the plan of
Shotaro Hibata (Sekko) and its considerationMURAYAMA Takahiro..... 100

Topics:

- Record of Commemorative Events "The 150th Anniversary of Japan's Modern Postal Service"
..... IMURA Emi..... 109
- Historical Materials on the Founding Period of Japanese postal service: Related to the
150th Anniversary of Japan's Post TAHARA Keisuke..... 119

Research Note:

- Survey on route changes for alternate attendance (Sankin-kōtai) by the director of
express messengers (Shichiri-bikyaku) in Kishu clan: with reference to the record
of post-town on the highway (Dōchū-Shukuba-Shirabe) ... SUGIYAMA Masashi... 142(1)

Notices: 143

巻頭エッセイ

近代日本の郵政官僚に関する覚書

石井 寛治

1 近代日本政治における官僚制

この研究紀要も、2010年3月の創刊以来13号を数えるに至り、筆者は編集委員会の一員として郵政歴史文化研究会のメンバーの研究成果の掲載を推進してきたが、自分で論文を執筆することは少なく、主として後輩の専門研究者との研究会での議論から多くのことを学んできた。とはいえ、最近になって前島密（1835～1919）に関連するシンポジウムにおいて石井寛治「幕臣たちの文明開化」（2019）、同「文明開化の担い手たち—前島密の位置」（2020a）と題する報告を行い、郵政官僚の元祖たる前島について論じた。また、郵便史研究会の機関誌『郵便史研究』に、「三等郵便局長の経済的地位」（2020b）と題する郵政官僚の広大な底辺部分に関する論考を発表した。さらに、一昨年来のコロナ禍のために自宅に籠った時間を活用して、弟姉と石井寛治編『石井家の人びと—「仕事人間」を超えて』（2021）を執筆し、郵政技術官僚であった父石井浅八の生涯を論ずる機会をもった。

ここでは、それらの論考を書くことを通じて知った郵政官僚の働き方を中心とした生きざまについての知見を、彼らの伝記類などを手掛かりに膨らませて、近代日本社会を構成する三大階層（政治家、官僚、民衆）のうち戦前の郵政官僚の行動とエートスの特徴について覚書風に述べてみたいと思う。ただし、史料上の制約から、ここでは、通信官僚のうち局長クラス以上の高級官僚を対象を絞ることをお断りしたい。

上述の前島関連のシンポジウムでは、江戸幕府を倒した薩摩や長州の西南雄藩の出身者が、明治政府の権力をしっかりと把握して、新しい国造りを行ったという「薩長中心史観」を批判し、明治初年には上級官僚の主要ポストは西南雄藩が押さえているのに対して、大多数を占める下級官僚の3分の1は旧幕臣であるとのデータ（石塚裕道 1973）を示しつつ、「技術・実務官僚、軍事官僚としての旧幕臣層が、大久保体制を幅広くささえていた」（田中彰 1976）と指摘されていることを重視すべきだと述べた。大隈重信は、そうした旧幕臣の実務官僚中の前島密と渋沢栄一をとくに「両英傑」と呼んで高く評価している（前島密 1920）。両者のうち渋沢栄一は、預金額で見て三井銀行に次ぐ日本第二の地位を明治期一杯守り続けた第一（国立）銀行の頭取として数多くの近代企業を起し、「日本資本主義の父」と呼ばれる著名人であるのに対して、「郵便の父」と言われる前島については、郵便局関係者の尊敬を一身に集めているけれども、郵便に興味を持たないひとにはあまり知られていないであろう。しかし、前島は先に引用した「大久保〔利通〕体制」のもとで「駅通」機構のトップを務めており、通信だけでなく運輸一般も担当し、三菱会社への政府助成のプランを立てた責任者でもあった（山口修 1990）。三菱財閥の創設を政府官僚として援助した点では、渋沢とある意味で対比できる人物だと言ってよかろう。

ただし、このように旧幕臣が実務官僚として活躍したことが、藩閥官僚の人手不足を彼らが補ったという話だけでは、近代日本の官僚の出自調べに終わってしまい、あまり新味のある話

にはならない。近代日本の政治世界で、官僚層がなぜ重要な位置を占めていたかが先ず問題とされなければなるまい。その点で言えば、上述した近代日本の三大階層に含まれる支配階層としての政治家と官僚のうち、薩摩・長州出身の藩閥政治家が、戊辰戦争の結果として東京の中央政府で急に高い地位に就いたために政治家としての実力と倫理を身に付ける余裕もないまま政治活動を担わなければならなかったため、実質的には官僚層の提言に依存してしか活動できなかったことが注目されよう。同様なことは、帝国議会の議員として政治活動を始める際の政治家層と、中央集権的な官僚組織の一員として帝国大学を卒業して政策の立案と執行に携わるようになる官僚層の能力と実績を比較した場合にもある程度当てはまるように思われる。もっとも、こうした大雑把な断定は単なる印象にもとづく仮説に過ぎず、本来ならばきちんとした実証によって裏付けられなければならないが、ここでは取り敢えずの感想としてそのように述べさせて頂こう。

ただし、そうした官僚層の大きな役割は、結果として生まれただけでなく、大日本帝国憲法が制定される過程で、近代日本政治のシステムをいかなるものとして構築するかという模索の中で重要視されていたことが留意されなければならない。この点を文明論の視野に立ちながら、憲法制定の諸構想の問題として論じたものとして瀧井一博（2003）の興味深い論考がある。同書によれば、1882年3月から翌83年8月にかけて、伊藤博文がヨーロッパに滞在して憲法の政府案を練り上げようとした際に、すでにイギリス流の政党政治論に立つ大隈重信の憲法意見書（小野梓執筆）とプロシア流の超然的君主論に立つ岩倉具視の憲法意見書（井上毅執筆）があって、政府としては後者の線での憲法案を準備中であったため、伊藤は独自のリーダーシップを如何に発揮するか悩み抜いていた。伊藤の苦悩は、最初に師事したベルリン大学の憲法学者グナイストからの講義が、日本は憲法を作ったとしても議会での合意を得ることは難しいとして憲法制定に消極的であったため深まるばかりであった。そうした伊藤の窮地を一举に救ったのは、ウィーン大学の国家学者シュタインの唱える、立法部や君主制の専制を退けるための高い自律性をもった行政部＝官僚こそが、現実に対応して日々の問題を処理し、秩序形成に貢献するという「進化論的」国家論の教えであった。伊藤は、議会政治を漸進的に日本に定着させるためには、自律性をもった行政システムと、議会が破綻した際に救済する立憲君主の役割とが重要であることを、シュタインに学びつつ理解したのである。1886年の帝国大学令の公布は、そうした近代官僚制を支える人材のリクルートシステムの構築作業であったことは言うまでもあるまい。

こうして出現した近代日本の政治システムは、伊藤が見通したように官僚制に支えられた議会制度を基礎に政党内閣制を生み出すまでになった。しかし、若月剛史（2014）によれば、1920年代になると、官僚制の専門化が進んだことに伴い増加するその要求に対応できないだけでなく逆に行政整理を迫る政党内閣に対して官僚の反発が表面化したという。かつては議会制度の安定要因であった官僚制が、逆に議会制度を動揺させる対立要因に変わったというのである。もちろん、1920年代以降の場合は、もっとも不満を累積していたのは軍縮ムードに対する軍人官僚たちであることは、若月上掲書は当然の前提としており、その上で政党内閣と文人官僚の対立局面を問題としているに過ぎない。しかし、満洲事変と昭和恐慌という複合的危機に対して政党内閣が何故有効な対応を見せずに崩壊したかを考えようとする場合に、官僚制の変容の理由と意味を突き止めることは重要な課題と言わねばなるまい。本稿は、そうした近代日本の政治システムの成立と崩壊を、官僚制を担った人々の具体的活動とエートスを追う形でエッセイ風に明らかにしてみたい。

2 郵政官僚の専門と教養

〔前島密1835～1919〕

前島密は、1835年に越後国の豪農上野家の次男に生まれ、幼くして父を失い、士分の出である母親の手で厳しく育てられた。江戸で本を書き写す筆耕のアルバイトなどしながら開明的な儒学者安積良斎の下で学び、幕府の海軍操練所で航海術を教わり、1862年からは長崎のアメリカ宣教師から英語と数学を学ぶとともにアメリカの歴史書『聯邦志略』の漢訳を読んで開国派となった。1866年に幕臣前島家を継いで幕府開成所の反訳方となり、1870年から、明治政府の民部省改正掛として大活躍する（井上卓朗 2020）。前島が実務官僚として大きな役割を果たすことができた理由の一つとして、「前島が武士・農民・商人の範疇に収まらないマージナル・マン（限界的階層者）出身者であったことが大きい」（田原啓祐 2019）と指摘されているが、そうやってよい



いであろう。幕末維新期の国家的危機に際しては、人材登用が何よりも必要とされ、幕府や諸藩では実力のある人物が所属や身分を問わずに登用されたのである。

前島の場合は、最初に述べたように、近代経済に必要なインフラストラクチャー造りの優れた能力を買われての登用であった。早くからの英語の勉強を通じて文明国の政治経済のあり方を把握してただけでなく、制度改革を実現するために必要な資金と人材を予め計算することが出来た点で、明治政府にとって欠かせない人物であった。前島の上司であった内務卿大久保利通は、「随分尤もらしき議論家もあるが、結局算数に至ると当れるものが少ない。そこに至ると、前島に於ては、総ての議論が算数に基いて居るから他に一頭地を抜くのである」（前島密 1920）と評したといわれるが、「算数」に基づく「議論」というのは、根拠のない希望的観測でなく、実際の現地視察を含めた経験的データを踏まえた企画の立案を指すものであろう。

そうした政策案を作り上げる場合に、前島は幾つかの企画を考案した上で、最終決定は上司である政治家の選択に任せた点で、近代的官僚としての限界をわきまえていた。1874年の台湾事件に際しての軍事輸送が中立を理由に外国に断られた苦い経験を踏まえた明治政府は、大久保内務卿が前島に作らせた海運策としての、①民営放任策、②民営育成策、③官営策の何れかを選ぶことになり、第二案に決定したが、それは三菱会社を育成する予定であった大久保・大隈構想に沿うものであった（岩崎家伝記刊行会編 1967）。このように前島は通信大臣になってもおかしくない功労者であったが、通信次官にしかなれなかったのは、前島の「出自のため」だというのが渋沢栄一の説明である。1881年の政変で大隈重信が伊藤博文らに敗れて下野すると、前島密もしばらく政府官僚を辞して、立憲改進黨の運営や東京専門学校（のちの早稲田大学）の経営に努めた。そうした協力者の前島を高く評価する大隈は、「前島君の地位を得たのは唯才幹と云ふばかりではない。また種々の事務が出来る事務屋と云ふばかりではない。矢張り政治的技術、夫れに伴ふ誠実なる人格を有って居った」（前島密 1920）と回顧している。前島の「誠実な人格」を支えたものとしては、前島が早くから禅宗に興味をもち、時に座禅を組み、好んで仏書を読んだことが指摘できよう。前島の女婿で早稲田大学の初代学長の高田早苗博士によれば、「禅学を素人がやるのは余程感情の強い人に多いようです。前島もそれと同様な訳で、非常に多感で、癡癪持ちで感情の強い人であった。それで自分の短所を補ふ為をやっ

たものと思ふ。原担山と云ふ禅学の大家について随分研究したさうですが、講釈禅になって終つて、大悟徹底したとはいへない」と説明している。しかし、大事なことは悟りを開くことよりも前島が仏教という普遍的価値に傾倒し、生き方の指針とした姿勢であつて、難解な教義をどこまで理解したかではないのである（石井寛治 2020a）。この点は、前島が郵政次官を辞任した1891年以降の前島の諸活動を含めての実証がなお必要であるが、前島が逓信官僚の元祖としてだけでなく模範として尊敬され続けている秘密はそうした生き方全体によるように思われる。

【坂野鉄次郎 1873～1952】

坂野鉄次郎は、田中次郎、下村宏とともに1898年に東京帝大法科大学を優秀な成績で卒業して逓信省に入り、激増する郵便業務に対応して業務の革新を行い、「逓信省の三人男」と呼ばれた。とくに坂野は「前島郵便を坂野郵便に立て直した」と言われるほどの根本的かつ合理的な業務改革を行い、郵便事業「中興の恩人」と称えられている。本人は、「逓信省に入ってみますと、何もかもしきたりで、仕事の基礎となる計画的な考えが一つもない。規定というものが全くない。これではいけない。しっかりした基礎のあるものにしてやらなければならない、とこう考えたのであります」（坂野翁伝記編纂会編 1952）と回顧している。



1903年に通信局内信課長、1906年～08年に同局企画課長となった坂野は、借り物の参謀本部地図に頼るのを止めて全国の集配郵便局長を動員して実地調査を行わせて通信地図規定と通信区画規定を作り、一等局と二、三等局とでバラバラであった集配時刻を一等局で集約する郵便集配規定を作ることによって郵便物の送達時間を大幅に短縮した。坂野の指揮により、「営業採算の気風が興り、目の子算用から数学的・科学的になり、……中央指導部が強化され、指導原理が確立して、通信事業の新体制ができあがった」ときわめて高く評価されている。

坂野は、1873年に岡山県御津郡の大庄屋の長男に生まれ、1890年に進学した京都の第三高等中学では、「謹直で数学の得意な秀才であった」という。部下の追想でも「翁の計数的頭脳」のことが思い起こされ、「一切の立論を緻密なる計数的基礎に置く翁の規画が水も漏らさぬ精密さと磐石の如き確実性を有する」と指摘されている。それだけに部下の誤りに気の付くことが多く、それに対しては、「諄々と説き聞かせる方で無く、相当強い言葉で其誤謬又は不注意を指摘してその覚醒又は奮発を促すといふ遣り方をとった」と言われ、「部下の者は雷親翁の尊称を奉って居た」という。別の部下は、そうした坂野の態度を「名人気質」と呼び、「翁と世間との調和と矛盾の素因となった」と批判する。「真実なるものへの執着が強すぎた。所詮、人間というもの全体の未完成をあまりにも強く意識し過ぎていたように思う。他の表現を以てすれば、儒教の長所であり弱点であるところの窮屈を、どちらかといえば、そのまま身につけて過ぎていたかも知れない」という批判は、坂野の先祖が規律に縛られた武士階級だったことを意識した批判であるのかも知れない。坂野が西部通信局長を最後に1915年、42歳の若さで逓信省を辞し、中国合同電気社長や貴族院多額納税議員となったのは、ゴルフ場や料理屋での「遊び」を不可欠の条件としたといわれる当時の逓信省内の役人同士の付き合いに、本人としても限界を感じていたためであろう。

〔田中次郎 1873～1931〕

田中次郎は、「逓信省の三人男」のなかでは局長になるのがもっとも遅かったが、1911年に、省内最上のポストである通信局長になった。1873年に佐賀県の旧小城藩士で豪農の副島萬九郎の次男に生まれた次郎は、1878年から戸長を辞めて寺子屋を開いていた父の下で、四書五経などの素読を学び、熊本の第五高等中学を経て、大学進学を望んでいた。しかし、卒業までに1,000円掛かると言われ諦めかけた時に、愛媛県宇和島出身で秋田県警部長の田中義達の養子となって学費の目途がついたので、帝国大学文科大学哲学科へ進んだ。しかし、「哲学科では一世を風靡する大家にならなければつまらない。而してそれは天才でもない自分には不可能である。哲学科をやるからには、矢張りみじめな生活に追はれなければなるまい。平凡ながらも人に迷惑をかけないで己が生活の安定を得る為めには寧ろ法科を択ぼうと思った」次郎は、直ちに法科へ転科し、猛烈に勉強して好成績で卒業、1898年に逓信省に入った（田中義次編 1932）。大学卒業後間もなく、田中は『日本帝国憲法論』や『通信法積義』と題する著作を刊行しているから、法律の専門家としての力量もかなりの程度まで備えていたことが分かる。入省の年の高等文官試験では数倍の競争を潜り抜けた100名の合格者中、「逓信省三人男」は、下村4番、田中8番、坂野9番であったから、田中を含めた「三人組」は試験に強い能力をもっていたことは間違いない。



1899年に東京郵便電信局監理課長となった田中は、それこそ猛烈な勢いで働いた。自叙伝によれば、「色々な役員との面会、方々から掛けて来る電話、見る間に机上に山と積る書類、時々
の会談、さては東京市内二十以上の二等郵便局長を集めての談話やらで、リテラリーに〔文字通り〕眼のまはる有様であった。下には課員八十名を操縦し、一方東京府、千葉県、山梨県の郵便事務監督をやらなければならぬ。此の天下一の多忙の状態が十八ヶ月も続いた。自分の頭脳
のファンクションは少し異状を示して来た」という。幸い医師の診断に基づき、一週間程の休暇を貰って全快したが、生涯のうちでもっとも華やかであったこの時期の田中は、下手をすると過労死の先駆者となる
ところであった。恐らく坂野が実行しはじめた業務改革は、こうした際限ない無定形な忙しさをコントロールするための改革でもあったのであろう。

次に田中を待っていたのは、そうした国内業務の合理化でなく、1900年から1906年にかけての「京城郵便局長」として日露戦争前後の朝鮮の郵便と電信を極力日本の支配下に包摂するという面倒な仕事であった。その仕事が一段落してから2年間の欧米留学に出掛け、帰国後しばらくしてから通信局長に就任した。その前年に勅任官になった田中は、「之でやっと役人らしい役人になったといふ内心の喜びを頒つべく、国許の実母にも、又我が養父一家へも吉報を伝へた。近親の喜びの言を聞いて自分も官吏としての理想に近づいたやうな気がした」と述懐している。勅任官という天皇の官吏の最高ランクについて自分も位置づけられたかという喜びに浸っている田中にとって、数年後に逓信官僚としての仕事が突然奪われるとは全く予想もできなかったであろう。1917年に田中は通信局長を免ぜられ、日本石油に就職した。元逓信官僚の田健治郎が寺内内閣の通信大臣となるや、佐賀県出身の田中通信局長を大隈重信系統の人物と見なして翌17年にバツサリ辞職に追い込んだそうである。このエッセイの最初に引用したように議会制度を官僚制度が支えてきたのが、最後の超然内閣である寺内内閣の時期に、元逓信官

僚の田通相が派閥人事を持ち込んだのは時代錯誤とも言えるが、長期的に見た場合、官僚制が原内閣以降の政党内閣を生み出す議会制度を下から突き上げる対立要因となる方向を先取りしていたとも言えよう。

〔稲田三之助 1876～1952〕

稲田三之助は、1893年の官制改革で工務局が通信局の一課に格下げされてから32年経った1925年（大正14年）に、改めて工務局が設置された時、初代工務局長に就任した人物である。梶井剛（1968）は、「大正8、9年ごろに、われわれが工務局をつくってほしい、でなければ辞める辞めないと騒いだのが、この時代になって実現した」と述べているが、実際、逓信省における技術者の待遇はひどく低かったため、早々と官僚生活に見切りをつけて民間企業に天下るケースが多かった。交通通信技術は世界的にも日進月歩の変化を遂げており、逓信省内部における技術者の数は増加の一途を辿っていたが、自分より若い世代が役付けでは上位にあり、給与も自分達より多いことが常態だったのである。



1876年に名古屋の医師稲田見竜の三男として生まれた三之助は、一高を経て、1900年に東京帝大工科大学電気工学科を卒業、逓信省に入った。1905年から本省通信局で海底電線の敷設工事に従事し、1920年に通信局工務課長、1925年に工務局長となり、以後、1932年に退官するまで「通算して実に十三年間工務の総帥として君臨し」（進藤誠一 1960）、「内外無線通信網の整備、関東大震災直後における自動交換方式の導入、長距離ケーブルの建設、各種通信機器の国産化」（稲田三之助伝行会編 1965）に尽力したと評されている。逓信事務次官を1931～36年に務めた大橋八郎は、「稲田さんといえば、まず私の頭には仕事の鬼というような感じが浮ぶ。……仕事上の交渉に当たっても話がつれると小さな手帳をとり出して、細かい字でギッチリ一杯にくしゃくしゃに書いたのを見ながら、厳粛なしかめ面を紅潮させて熱心に議論を展開されるので、その仕事に対する熱情には頭が下ったものである」（同上 1965）と回顧している。

また、のちに名古屋大学教授となった金原淳は「文献の方は、何んな忙しい折でも、まず近着の海外雑誌に目を通された。めばしいものがあると、直ぐ若い者に読むことを命ぜられた。私は、ドイツの無線関係と、フランスの通信関係全域の文献を担当させられた。命ぜられてから、一週間位経つと、呼び出しが来て、説明をさせられる。御自身が納得の行く迄、徹底的に質される。それが了ると、要旨を簡潔に書かせて、整理筆筒に納めて居られた。従って常に世界の最尖端の研究や事実を握って居られた」（同上 1965）と述べている。後輩の技術者である松前重義は、こうした世界の最先端の技術動向を追いかける中から世界水準を凌駕する技術が生み出されたことを回顧しつつ、「稲田さんは、当時のわが国の技術の総帥として、敢然として、日本に於ける通信技術の歴史の曲り目を担当して、その進路を開拓された」（同上 1965）と高い評価を与えている。なお、子息の稲田竜一は、両親がいずれも熱心なキリスト教徒であり、稲田三之助は几帳面で一日の生活が時間表の通りであったことなどを回顧していることも付け加えておこう。

【大橋八郎 1885～1968】

次に、通信省内部から通信次官となった事例の一つとして、1910年に通信省に入った大橋八郎の場合を見よう。1885年に富山県高岡の資産家の長男に生まれた大橋は、四高を経て東京帝大法科大学政治学科を卒業し、同郷の先輩の奨めで通信省を選んだという。卒業席次も高等文官試験も上位一割台の優秀な成績だったが、1910年の高等文官試験の合格者130名には通信省在籍者が23名もあり、省内での競争は激しかった。有竹修二稿『大橋八郎』(1970)によれば、大橋の昇進は次に引用するようにきわめて恵まれていた。すなわち、「大橋の通信省における昇進コースは、すこぶる恵まれたものであった。明治四十三年入省したときは、貯金局に配属されたが、貯金局長下村宏が、もっとも野心的に活躍した時代であり、この局ではぐくまれた簡



易保険事業の仕事が次第に形を整え、やがて貯金局保険部が新設されるとともに、田辺(治通)保険部長のもとに、課長としてその仕事の中枢に座し、ついで簡易保険局が創設されると、桑山〔鉄男〕局長のもとに、筆頭課長として同局の主軸となった。……この前歴と知識をもちながら、〔1925年に〕郵務局長となった大橋は、たちまち一般会計支配下における郵便事業の姿に矛盾を発見し、早くも『通信事業特別会計』の構想を打ちたてた。この構想は、後、斎藤内閣の南通相、大橋次官〔1931年6月～1936年1月〕のときに至って実現を見た」と記されている。

通信官僚としての大橋にとって最大の仕事は、1933年3月に通信事業を一般会計から自立させて特別会計にしたことであった。通信省は1885年の創設以来、郵便・電信・電話事業を中心に多額の利益をあげてきたが、その利益は一般会計に吸収されてしまい、現業部門の待遇改善や需要の多い電話開設を思うように実行できない悩みをもっていた。そのため、日清戦後から大蔵省を相手に特別会計化の交渉が繰り返されたが、貴重な収入源を失うことを恐れた大蔵省の強い反対に会って、なかなか実現しなかったのが、大橋通信次官の時期に漸く実現したのである。交渉の鍵となったのは高橋是清蔵相が大蔵省内部の反対を押さえて妥結に持込んだ決断にあるという説明がしばしばなされ、それ自体は誤りではないが、高橋の決断を余儀なくさせた切り札が、実は郵便貯金金利の大幅切り下げ問題であったことが見落とされてはならない。1927年の金融恐慌で巨額の郵便貯金を集めた通信省は高橋蔵相の低金利政策の成否を握る立場にまで成長していたのである。大橋は、のちに「何事も時である。時が万事を解決する」と禅問答のような説明をしているが、貯金局に配属されて以来、郵便貯金の増加を眺めてきた大橋は、これこそ大蔵省を打倒する絶好のカードになると気付いたに違いない。1932年6月20日に新任の通相南弘が蔵相高橋を尋ねた翌日の『東京朝日新聞』は「郵貯利下げに蔵相通相諒解成る、通信特別会計の設置を交換条件に」と報じたが、この時点で交渉は事実上決着していたと言っても過言ではない(石井寛治 2010)。

こうして見てくると、大橋のような貯金局出身の人物が順調な昇進コースを辿って次官となり、通信省の総力を結集して大蔵官僚との厳しい交渉をやりぬいたことの意義は大きかったと言えよう。千代子夫人に言わせると、大橋は「昔から仕事のことにはもう馬車馬のように一所懸命で、家のことはかえりみない人」だったそうであり、「結婚しても新婚旅行に出かけず、挙式の翌日役所に出た」というから、その「仕事人間」振りは半端でなかったようである。他面では、大橋は俳諧の世界に興味をもって参入したが、それは自分の短気な性を矯めようとい

う意図があったという。そうした自己規律の厳しさの点では、前島密の禅宗への傾倒と一脈相通ずるところがあったと言えよう。

【梶井剛 1887～1976】

技術系官僚では、工務局長を1934年から38年まで務め、戦後の電電公社の初代総裁になった梶井剛の活躍が注目される。陸軍軍医の三男として生まれた梶井は、「子どものときからやんちゃで」「乱暴者で喧嘩ばかりしていた」と自伝『わが半生』（1968）で述べているが、父親が職業の関係で転勤が多いため、知り合いの家に預けられがちで、「他人の飯を食うことがいかに身のためになるか」と述べているから、そう身勝手なことばかりは出来なかったに違いない。一高時代はボート部や水泳部の委員を務め、クリスチャンの友だちから、君は「無自覚な信仰者（unconscious religious）」だと言われたほど、友達への気配りは行き届いたものだったようである。東京帝国大学工科大学では、最初土木学科を選んだが、計算がやっかいなので愛想をつかし、電気学科へ入り直したという。「電気というのは、いまこそ計算がありますけれども、計算というよりもむしろ考えることが主なのです。こういう現象が起きたら、その次はどうなるというふうに考えて、それを実験で証明して行く。……したがって勉強も複雑でない。無精者の私はこれはしめたというので、とうとう電気をやることにしたわけです」という具合に、学問の性格と自分との相性を考えて針路を変更する大人びた学生だったといえよう。月20円の奨学金を貰ったため義務年限の5年は勤める積りで1912年に通信省に入り、工務課雇になってみると、大井才太郎課長は1882年入省で、1893年入省の小松謙次郎次官や1898年入省の田中次郎局長よりも先輩なのに、技術者には課長止りの地位しかなかったことを知って、ショックを受けたと記している。梶井たちが工務局を作れと要求したことは初代工務局長になる稲田三之助の項に記したが、その後も新しい技術開発と新技術の国内外への普及のために工務局員は増加し続けた。梶井が1934年に工務局長になった時には、課が庶務課、電信課、電話課の三つしかなく、技術官のための課長のポストを八つに増やす計画を立て、平沢^{かなめ}要次官に要求したが、次官は「困るな、困るな」というばかりであった。そこで「若いものが五、六人こぞって次官室へ行って、大きな声を出してやった〔ところ〕、結局次官が負けて五課をみな通してしまった」という。陸軍の青年将校による下剋上のムードは通信省内部にも波及していたのである。新しく出来た課には調査課があり、初代課長松前重義の下で、研究開発された新技術の実用化のための研究調査を行い、合わせて研究者の人材養成を行った。



し、電気学科へ入り直したという。「電気というのは、いまこそ計算がありますけれども、計算というよりもむしろ考えることが主なのです。こういう現象が起きたら、その次はどうなるというふうに考えて、それを実験で証明して行く。……したがって勉強も複雑でない。無精者の私はこれはしめたというので、とうとう電気をやることにしたわけです」という具合に、学問の性格と自分との相性を考えて針路を変更する大人びた学生だったといえよう。月20円の奨学金を貰ったため義務年限の5年は勤める積りで1912年に通信省に入り、工務課雇になってみると、大井才太郎課長は1882年入省で、1893年入省の小松謙次郎次官や1898年入省の田中次郎局長よりも先輩なのに、技術者には課長止りの地位しかなかったことを知って、ショックを受けたと記している。梶井たちが工務局を作れと要求したことは初代工務局長になる稲田三之助の項に記したが、その後も新しい技術開発と新技術の国内外への普及のために工務局員は増加し続けた。梶井が1934年に工務局長になった時には、課が庶務課、電信課、電話課の三つしかなく、技術官のための課長のポストを八つに増やす計画を立て、平沢^{かなめ}要次官に要求したが、次官は「困るな、困るな」というばかりであった。そこで「若いものが五、六人こぞって次官室へ行って、大きな声を出してやった〔ところ〕、結局次官が負けて五課をみな通してしまった」という。陸軍の青年将校による下剋上のムードは通信省内部にも波及していたのである。新しく出来た課には調査課があり、初代課長松前重義の下で、研究開発された新技術の実用化のための研究調査を行い、合わせて研究者の人材養成を行った。

梶井は、1932年に工務局電話課長に就任した時から、日本の電信・電話技術の自主開発に努め、多くの新技術の開発を推進したが、特記すべきは次項で扱う松前重義による「長距離無装荷ケーブル方式」の実施であり、工務局長に就任後は省内にあった多くの異論を押さえて、その実施を決断した。こうして世界最新の無装荷ケーブルが日本だけでなくアジア各地にも普及し、さらに世界標準になって行くのである。工務局は通信省内では随一の大局となり、その繁忙振りは言語に尽きないほどだったという（梶井剛追悼事業委員会編 1977）。こうした大世帯を引っ張っていった梶井工務局長は、技術系初の次官候補として省内から囑望されていたが、本人はそうした人事はありえないと判断したのであろうか、推薦がましいことを一切中止する

よう命じた上で、1938年6月に辞官し、かねてより交渉のあった日本電気の専務になった。梶井が技術系の出身でありながらトップの座に就くのは、1952年に電電公社初代総裁になった時であった。

逓信官僚としての梶井の自伝などを読んで分かるのは、何よりも彼が通信事業の専門家として正しいと思った自説を貫こうとしたことであるが、同時に幅広い視野に立った社会的・哲学的な見識の持ち主だったということである。例えば、第三次近衛内閣の時に、アメリカの工業力の実態を近衛首相に説明して、対米戦争の無謀さを訴えて欲しいと頼まれて、説明を行ったことが挙げられよう。すでに逓信省を辞めた民間人としての立場からの説明であったが経済人の視点から臆することなく国策の責任者に自説を訴えたことは見事であったといえよう（梶井剛 1968）。こうした態度の持ち主はそうざらにいるものではない。逓信官僚論で著名な進藤誠一は、梶井が工務局長になった時の南弘逋相の言葉として、「今の本省局長の中で一番あの梶井ね、あれが偉いように思うがどうかね。技師だというけれど、あれは政治家だぜ。あの猫なで声をしてやさしそうな顔をしとるが、あれがくせものだぜ。今に屹度えら者になるぜ」という言葉を記憶している（梶井剛追悼事業委員会編 1977）。梶井家の応接間の書架には内村鑑三全集が並んでおり、内村の思想に共鳴していたとのことであるが、他方では、梶井のエートスは「東洋的儒教的」だったと見る部下もある。総じて梶井は近くの者に一種の暖かい宗教的な雰囲気を感じさせたのであり、筆者の父親の葬儀に際し、元上司として葬儀委員長役を申し出てくれた梶井から受けた印象も同様であった。

【松前重義1901～1991】

最後に、1925年に東北帝国大学工学部を卒業して逓信省に入り、長距離通信のケーブルについて世界の常識を覆す新技術を開発し、1941年に工務局長になるが、東条内閣の倒閣運動に加わったために召集されて南方戦線の死地に追いやられ、辛うじて生還した松前重義について触れよう。

松前は、1901年に熊本県大島村の村長松前集義の次男に生まれ、熊本高等工業を経て東北帝国大学の工学部電気工学科へ進んだ。指導教授には人気が高く多くの学生が殺到する八木秀次教授を避けて、抜山平一教授を選び、流行らない真空管をテーマに、騒音を避けるため昼間は寝て深夜に実験を試みながら、教授からは一対一で「いやというほど鍛えられた」（『私の履歴書』第31集、日本経済評論社、1967年）という。八木主任教授からは大学に残るよう奨め



られたが、若手の研究を妨害する教員を見て誘いを断り、八木教授のいう「逓信省というつまらない役所」を敢えて選んで就職した。当初は現場の見学という「単調で無味乾燥な職場の空気」に失望した松前であったが、高円寺の同じ下宿の友人に誘われて内村鑑三の聖書研究会に通ったことで、生き返った。「先生から受けたいろいろな感化は、思想的、宗教的にも、また、教育、政治の面においても、すべて私の土台となり、生命力になったと信じている」と、松前は回顧している。

しばらく長崎郵便局の電話課長を勤めて、1928年に本省工務局に戻った松前は、当時日本にも導入されつつあった長距離通話のために一定間隔ごとに装備線輪を差し込んで電流の消耗を防ぐ装荷ケーブル方式に疑問を懐き、装備線輪を取り去って無装荷とし、電流が弱まったらエ

レクトロニクスを用いた増幅器で補うと、複数の通信もできて良いのではないかという無装荷ケーブル方式を提唱し、後輩の篠原登の協力を得て実験を進めた。ヨーロッパ留学から松前が帰国した1934年の逓信省内部では、日本から「満洲」までの長距離ケーブルを装荷方式でゆくか無装荷方式でゆくか論争中であった。梶井工務局長は、松前・篠原の提唱する無装荷ケーブルを思い切って採用する決断を下し、1935年から1939年まで掛かって東京・ハルビン間三千キロという世界最長の無装荷ケーブルの敷設を完了した。

こうして松前は、日本の通信技術を世界的水準に引き上げるに止まらず、それを凌駕する水準の無装荷ケーブルの開発と実用化を行った点で、敗戦前の通信技術官僚の優秀さを世界に示すことができた。しかし、技術系官僚が官僚制のなかで占める地位の低さはなかなか改まらなかった。松前が語るところによれば、「理由は簡単である。技術者に実力がなく見解がせまいから、行政の権限をもつポストにはつけられないのだ。局長にしても局に与えられた行政を完全にやっていけるだけの視野の広い人が技術畑から出てこない。技術者教育があまりにも専門的、部分的になりすぎたために生じた欠陥である」（前掲『私の履歴書』）という。このような認識が、戦後に松前が中心となって東海大学を創設する伏線になったのであるが、必要な広い見識をもった技術者の養成運動を松前は早くから行っており、その動きは時の政府から「アカ」と見做されがちであったという。松前は1941年から逓信省工務局長になるが、1943年に中野正剛らの東条英機内閣の倒閣運動にコミットしたことから、翌44年7月には二等兵に召集されて危険な南方戦線へ送られた。東条内閣総辞職にともなう報復人事であったことは間違いない。幸い友人たちの救援によって45年5月には松前の召集は解除された。

3 「仕事人間」を如何にして超えるか

以上、明治期から昭和戦前期にかけての郵政官僚の中から、限られた人々の生き方を追ってきた。それらを通じて共通することは、大橋八郎が稲田三之助を評して、「仕事の鬼」と述べたことであろう。稲田をそのように評した大橋自身が、夫人に言わせると、「仕事のことにはもう馬車馬のように一所懸命で、家のことはかえりみない人」だったというから、逓信官僚のほとんどは「仕事人間」たることに誇りをもっていたに違いない。そうした仕事振りは逓信官僚の元祖前島密以来のものだったようである。前島の仕事振りについては言及を省略したので、ここでは前島密（1920）所収の「熱海の執務伊藤侯を驚かす」の一部だけを引用しておこう。

「爰に熱海の旅宿で伊藤侯が翁の勤勉に驚いた話がある。時は明治十二年十二月二十九日と云ふ歳晩から翌年の歳旦にかけての事である。普通誰れも遊楽を貪る時であるのに、翁は此期間を利用して其頃起らんとして居た海上保険会社の規則編成の取調べを心掛けたのである。此時取調上の必要から当時の管船課長塚原周造氏竝に海上保険会社の暁其支配人たる益田克徳氏外に属僚数名を伴ひ、陸行熱海へ行かんとした。恰も良し伊藤博文君三菱会社の汽船和歌浦丸に塔じ同地へ避寒の為に行かるるに会したので、同船して直に熱海に赴き湯本半太夫方に投宿され、翌日早天より宿屋に事務局を開き、執務を始めたが数日に互りてなかなか繁劇の事であった。元日の朝伊藤君フト翁の旅宿に訪ね来られた所、翁を始め一行数名机を連ねて、脇目も振らず事務を執って居るので、君は驚き匆々に立去られたが、実は伊藤君は碁を囲んだり詩の唱和でもしようと来られたのであった。然るに右の如き繁劇の光景を見て「御邪魔をしてはならぬ」と帰られ、且其後翁に向って君の勤勉なるには驚き入ると称し、亦人にも屢々語られたと云ふ」

日本では週休制が1874年に官庁にまず導入されたはずであるが、この前島の元旦も抜きという働き方は文字通り時代の趨勢に逆行するものであったから、伊藤が驚いたのも無理はない。通信官僚の元祖のこうした「仕事人間」振りは、恐らく通信省の伝統となって行ったのであろう。もっとも、田中次郎の項に紹介したように、働き過ぎて倒れそうになるケースもあったから、どこかで歯止めを付けなければならないという意見があったことも事実であり、電電公社総裁になった梶井剛は、辰野隆との対談で、「何か楽しみがなくて、人生を送ろうといっても無理なんだ。まじめにやろうと思えば、どこかで息抜きをしようと思うのは当然で、それにはスポーツ、音楽だ」（梶井剛ほか 1966）と述べている。しかし、問題は、そうしたりフレッシュのための時間を確保できるような仕事のあり方を通信省時代の職場が提供できていたかということであろう。とくに1929年に立憲民政党を与党とする浜口雄幸内閣が成立してからは、通信省も経費削減を求められたから、合理化へのインセンティブを高めるには、特別会計を導入すべきだという意見がそれまでに強まった。大橋八郎次官の時に、その願いが達成されたことは大橋八郎の項で触れたが、それは依然として8200万円以内という巨額の上納金を年々大蔵省に納めることが条件であったから、現場の仕事がゆとりをもてる余地は乏しかったであろう。

本稿で問題とするのは通信省でも局長以上という高級官僚であるから、現場一般とはやや事情が異なることは言うまでもない。彼らに求められるのは、専門的知識の高さであるとともに多数の部下を指導しつつ組織全体の活動を高める統率力であり、そのために必要な人間としての品格であった。その点で関係するのは、彼らの出自であり、専門的知識の習得と同時に指導者として必要な教養を身につけるための経済的・時間的余裕の有無であった。本稿で取り上げた高級官僚の多くは、そうした機会を持つ余裕のある恵まれた環境が与えられていたが、人間としての教養を身につけるかどうかは、単なる経済的余裕の問題ではなく、本人の努力の問題でもあったから、専門面と教養面の双方において十分に能力を蓄えることが出来たものは比較的限られていたように思われる。例えば、「前島郵便」に代わる近代的な「坂野郵便」のシステムを見事に開発し、日本郵便史上の「中興の恩人」とまで言われた坂野鉄次郎は、その名人気質の故か部下に恐れられる存在となり、「仕事人間」の限界を残しながら通信省を若くして辞任したのであった。

その意味で、最後に問題となるのは、身につけた専門と教養の質が如何なるものであり、高級官僚としての自らの地位と能力を、何のために用いたかということであろう。田中次郎が回顧しているように、官僚としては勅任官の地位にまで昇り詰めることが目標であり喜びであることは分からないではないが、真に問われるべきことは官僚として日本や世界の民衆のために何をなそうと努めたかではなからうか。その意味では、自らの専門的能力に基づいて選択すべきだと考えた方向が、時の政治家たちのそれと異なることが分かったときにも、自己の良心の命ずるままの態度を貫く勇気が求められていたように思う。そしてアジア太平洋戦争期の通信官僚の中には、そうした勇気の持ち主が少数ながら居たことは銘記すべきであろう。

〔参考文献〕（引用順）

- 石井寛治「幕臣たちの文明開化」『郵政博物館研究紀要』第10号、2019年
石井寛治「文明開化の担い手たち—前島密の位置」『同上』第11号、2020年a
石井寛治「三等郵便局長の経済的地位」『郵便史研究』第50号、2020年b
石井寛治編『石井家の人びと—「仕事人間」を超えて』日本経済評論社、2021年
石塚裕道『日本資本主義成立史研究』吉川弘文館、1973年
田中彰『日本の歴史④明治維新』小学館、1976年

- 山口修『前島密』吉川弘文館、1990年
瀧井一博『文明史のなかの明治憲法』講談社選書メチエ、2003年
若月剛史『戦前日本の政党内閣と官僚制』東京大学出版会、2014年
井上卓朗「前島密の思想的背景と文明開化」『郵政博物館研究紀要』第11号、2020年
田原啓祐「幕臣前島密がみた文明開化の礎」『郵政博物館研究紀要』第10号、2019年
前島密『鴻爪痕』財団法人前島会、1920年
岩崎家伝記刊行会編『岩崎弥太郎』上巻、東京大学出版会、1967年
坂野翁伝記編纂会編『坂野鉄次郎翁伝』通信教育振興会、1952年
田中義次編『田中次郎』田中義次、1932年
梶井剛『わが半生』非売品、1968年
進藤誠一『逓信事業と逓信人』逓信文化社、1960年
稲田三之助伝刊行会編『稲田三之助伝』電気通信協会、1965年
有竹修二稿『大橋八郎』1970年
石井寛治「通信特別会計成立に関する一考察」『郵便史研究』第30号、2010年
梶井剛追悼事業委員会編『梶井剛追想録』電気通信協会、1977年
『私の履歴書・松前重義』第31集、日本経済評論社、1967年
梶井剛・大橋八郎・米澤滋『三代のころ』東京出版センター、1966年

(いしい かんじ 東京大学名誉教授)

論 文

地域間を結ぶ村・町の通信手段「定使」 —江戸中後期、上野国（群馬県）を事例に—

巻島 隆

1 はじめに

現代日本人の生活に直結した自治体区分は市町村である。江戸時代の場合、基本的な行政単位は村であった。当時も町を称する行政単位はあったが、それを上回って村が圧倒的多数を占めており、江戸時代の上野国には天保5年（1834）段階で14郡に1,217カ村もの村が存在した。村はそれぞれ孤立していたわけではなく、支配的には幕府領、大名領、旗本領、寺社領の括りの中で、現代日本と同様に通信網を機能させ、重層且つ広域的な地域単位を維持した。

本稿の主題である上野国における定使の絡む広域単位は主に3つ挙げられる。まず幕府領である。「郡」「領」といった広域単位で存在し、村方で担当した郡中総代（郡中取締役）が執行する行政・警察的な紐帯として機能した。2つ目は共通の領主を持つ村同士（知行地）の結びつきである。同じ領主を戴く旗本領、大名領（城付領、飛び地領）の村同士は境を接する場合、また境を接しない場合であっても触が出ると触頭を起点に留り村まで村から村へと順次に廻状が送られた。3つ目は文政10年（1827）に治安維持を目的とした文政の改革で組織された寄場組合である。寄場の村（町）を中核とした複数村の広域単位である。連携する関東取締出役からの御用状、また村と村が連絡を取り合う際の廻状は定使によって各村にリレー輸送された。全て定使であったわけではなく、宿場町の場合は問屋場人足が用いられた。

上記の広域的な地域単位を維持するためには村々がそれぞれ情報を把握し、また共有する必要がある。そのために公用の書状（御用状、廻状など）を運ぶことが絶対不可欠である。村から村へと廻状を運んだ存在が検討課題となる定使（じょうづかい）である。地域によって名称が異なることがあるが、定使の語が比較的多く見られるため、本稿では一貫して定使を用いる。改めて『古文書用語大辞典』¹⁾によって定使の定義を掲げておこう。

じょうづかい【定使・定遣・常使】村役人の指示で、領主からの触や村方の寄合、人足徴取などさまざまな事柄の伝達の任にあたった百姓。この給与は「定使給」といい、村入用から賄われた。「あるき・ありき」とは区別される。「遊日之義者、役元方定使を以相触可申候」（休日は役人から定使を通して触れ出すこと）。

村役人の指示であることが定使の差し立てられる前提である。つまり村の公用便のために定使が雇われ、村の公務のために伝達の任に当たった。定使は村専用に任に就いたため、村からは報酬（年俸）として定使給が支払われた。

これが宿場町である場合は問屋場に待機する「人足」が役を担うが、こちらは宿場研究の中で言及がなされ、比較的その実態も明らかにされている。本稿では、街道筋から外れた村や町ではどのように通信網を確保していたのか具体的に明らかにしたい。

1 林英夫監修、佐藤孝之・天野清文著『古文書用語大辞典』（新人物往来社、2006年）。

「定使」に関するまとまった史料は正直少ない。村方・町方文書の村入用帳や役用留の中に断片的に登場することが多い。村財政の行政経費を記録した村入用帳には、名主給、組頭給と並んで「定使給」と記される。地域によっては年俸（現金給付、穀物給付、田畑支給など）が支払われた。本論では、この定使がいかなる存在であり、どのくらいの給与が支払われ、どのような立場の人々が担い、またどのくらいの頻度で使われたのかについても解明したい。

本論に入る前に定使をテーマとした先行研究（別テーマの中での定使への論及含め）について触れておく。西海賢二「定使考—歎待と忌避の境界に生きて—」⁽²⁾は、定使が他の農民とは階級が異なるのではないかという身分的周縁論の立場から民俗学的考察を加えつつ、特に小田原藩領の中世以来の村では差別を伴う「乞食者的存在」とされる一方、石高千石を超える村では「名主役の下にある有識者」という二分論的な捉え方がなされていたことに触れる。

通信面から定使についてアプローチした研究成果では、筆者による上野国山田郡桐生新町（群馬県桐生市）を事例とした「桐生新町の通信環境—幕末維新期の御用状村継と定使—」⁽³⁾、さらに信濃国佐久郡奥殿領を事例とした尾崎行也『書簡・廻状・風聞書：江戸の通信事情（上）』⁽⁴⁾がある。また戸石七生「日本の伝統農村における集落財政について—神奈川県秦野市の村明細帳を中心に—」⁽⁵⁾では村明細帳を検討する中で定使にも言及する。定使給について「金銭で支払われる場合が多い」とし、また東田原村の「組頭も定使も領主の1人から給料を麦や米の形で受け取っていた。定使については、それだけではなく百姓からも給料を受け取っていたという」と述べる。

定使は、江戸時代の村請制を遂行する上で情報伝達という支配の基礎部分を支えた重要な存在であるにも関わらず、史料の問題もあって先行研究の数が極めて少ない。本稿では、上野国全体を対象とし、且つ時代的には江戸中期から後期にかけての定使の実態を解明したい。

2 中世の定使

(1) 室町期（15世紀）の定使

「定使」という言葉自体は少なくとも室町時代中期には確認できる。高橋慎一郎「室町期京都の定使について」⁽⁶⁾によると、中世の定使とは京都の地主が借地人に賦課した税の一種「地子」（屋地子）を徴収する役割を担った存在とされる。先行研究（仲村研、馬場綾子、保立道久）を引用しながら東寺が所領一筆ごとに定使を派遣して地子徴収を行ったこと、定使の補任が寺僧の評議に基づいたこと、徴収した地子の一部が定使の給分となったこと、地子銭滞納の折は定使が交代させられる場合もあったことなどに触れる。また定使が年貢米の直接の計り手であったことにも言及している。そして高橋自身は「冷泉院町」を事例に定使の「長島」が地子の分配を司る責任者であったとする。また官司所属の公人の原型であり、官司請負制の下で定使の職を世襲していると論証している。定使とは①地子の徴収、②地子滞納者の譴責、③検注、④敷地管理、⑤対外的な交渉などを主な職務としたとまとめている。

室町中期の上方における「定使」が果たして、次に述べる戦国期関東における定使（メッセ

2 西海賢二『近世のアウトローと周縁社会』（臨川書店、2006年）所収。

3 拙稿「桐生新町の通信環境—幕末維新期の御用状村継と定使—」（『桐生史苑』54、2015年）

4 尾崎行也『書簡・廻状・風聞書：江戸の通信事情（上）』（八十二文化財団、2015年）。同書は「江戸庶民の生活史講座『江戸を生きる⑩』」のシリーズの1冊。

5 『共済総合研究』78（2019年）所載。

6 高橋慎一郎「室町期京都の定使について」（『史学雑誌』109（12）、2000年）

ンジャーとしての意味が強い)と果して連続性があるのかどうかは明言できないが、「定使」という言葉自体が上方から関東へ伝わった可能性は否定し切れない。意味合いを変容させつつ、村内に定使という存在が定着したのではないだろうか。

(2) 戦国期の定使

戦国時代の後北条氏の領域たる村においても「定使」の存在が認められる。下総国葛飾郡金野井本郷を対象とした天正14年(1586)の「検地書出写」⁽⁷⁾に代官給と名主免に挟まれる形で「式貫文 定使給」と記される。天正16年のものではないかとされる北条氏政発給の掟書(西郡酒匂本郷小代官、百姓中宛て)に「男之内當郷ニ可残者ハ、七十より上之極老、定使、十五より内之わらわへ、陣夫、此外者、悉可立事」とある。これだけでは定使がいかなる役割を担ったものか不明であるが、北条氏政の村に対する動員令の中で、残すべき対象として70歳以上の老人、15歳以下の子供と定使が並記されている。この定使は村落間で書状を届ける役割を果たしたものと考えられる。村になくてはならないため対象外とされたのであろう。

中世の定使と近世の定使との連続性は、言葉が伝播した時点で何らかの影響はあったかもしれないが、連続性は今のところ実証し得ない。

関東地方では室町期に荘園制が崩れ、惣村が形成される中で、村同士で広域的に連携することが求められた。そうした事情を背景に意思疎通が求められた。村々の主だった者が集う寄合は恐らく定使によって伝達され、また普段の廻状のやり取りにも利用されたものと考えられる。そうした通信制度の需要を背景に村と村とを結びつける定使という役が定着し、定使給が村から支給されるに至ったものと推察される。この戦国期の定使は近世でも制度的に継承され、村落間を結ぶ通信としての役割を担ったものと思われる。

3 近世の定使とは一桐生新町を事例に一

(1) 定使の呼称

本章では在郷町桐生新町を事例に改めて定使について定義しておきたい。定使の読みは「じょうづかい」である。特に江戸時代の定使は、公用便のために村で手当が支給された専用の公文書輸送人であると言ってよい。1人で請け負うことが多い。

「定使」という呼称についてであるが、地域によって異なる。「触使(ふれづかい)」「歩行(あるき)」「定夫(じょうふ)」⁽⁸⁾ともいう。上野国における事例をいくつか挙げてみる。上野国碓氷郡古屋村と同郡岩井村では「小歩」⁽⁹⁾といい、勢多郡生越村(利根郡昭和村)では「状使」⁽¹⁰⁾ともいった。

但し、利根郡栃平村では定使を置かなかったようであるが、廻状を回す役銭を「御廻状飛脚賃」⁽¹¹⁾と称しており、天保10年の村入用帳は9回の差立てが確認できる。また吾妻郡狩宿村でも同様に「是ハ御廻状飛脚賃」とあり、どうも定使ではなく、臨時に差し立てる場合だと「飛

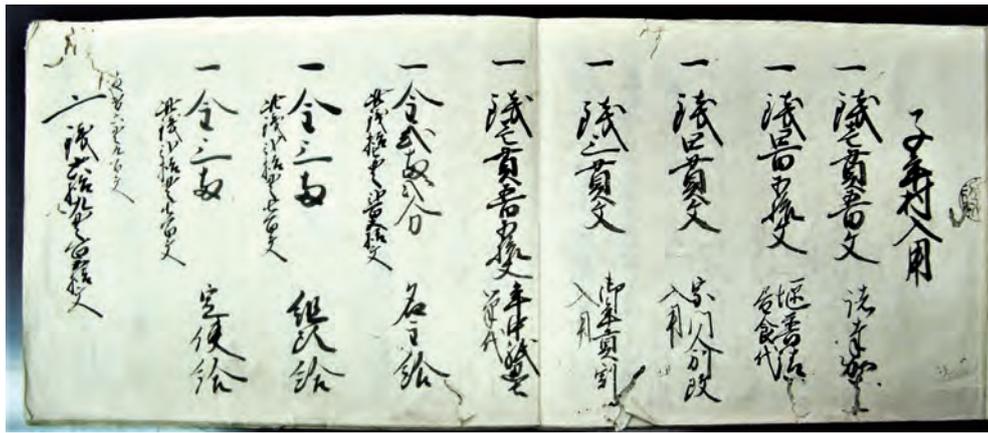
7 杉山博・下山治久編『戦国遺文 後北条氏編』第4巻(東京堂出版、1992年)、三三四九号(相州文書所収足柄下郡徳右衛門蔵文書)、三三五〇号、三三五三号と同内容。

8 西海前掲書122頁。

9 『安中市史 第五巻 近世史料編』(2002年)

10 林成一家文書P8204-102「安政六年/去未年村入用帳/二月」(群馬県立文書館蔵)。

11 利根郡柿平区有文書P9808-91「天保十年/去戌年中村入用帳/亥ノ三月日/上州利根郡栃平村」(群馬県立文書館蔵)



文化2年（1805）の「上野国山田郡桐生新町子村入用帳／名主基五右衛門」（桐生市立図書館蔵、書上家文書A-1-407）より。左より右へ4行目に「定使給」とある

脚賃」の語で記載される。つまり差し立てられた者は「飛脚」であったのであろう。山田郡桐原村（みどり市大間々町）でも延享2年段階では特に定使を置かず、宗門人別改帳と五人組帳と村入用帳を領主へ運ばせるのに「飛脚」の語を用いている。

(2) 定使の運んだ書状

定使は村から村へとリレー輸送する。運んだ御用状の種別は①御用状②廻状③先触の三種類である。その定義は以下の通りである。

①御用状（図1、2参照）＝関東取締出役など幕府役人や藩役人が送った公文書のことである。届けられた町村が御用状の宛先でない場合、未見のまま御用状を次の村へ継ぎ立て、それ以降も同様に宛て先まで順次継ぎ送った。関東取締出役が発した御用状は、文字通り御用内容を記したものと、私的な内容を含んだ場合のものがある。桐生新町に届いた御用状の中には表向きは包に「御用」としながらも中身は織物注文状である事例⁽¹²⁾も見られた。

②廻状（図3、4）＝主に2種類あり、村継の対象となるものと、町行政（宗門人別改帳作成など）に関わる協力依頼を町内で回覧するものである。藩行政（触、役人廻村の周知など）に関わる周知と協力依頼を領内の村々へ村継によって回覧した廻状は、桐生新町・他の村に届くと、町・村役人が写しを取り、「慥ニ請取候」と認めた請取書を定使に渡して帰す一方で、今度は自身の村専属の定使に廻状を託して次の村へと継ぎ立てた。

③先触＝宿場の場合が多いが、桐生新町でも継いでいる。旅行者が次の町村で人馬継立を滞りなく調達するため、先触内容を次の宿場へ通達して人馬の用意をしてもらい、本人が到着すると、問屋場で人足・馬

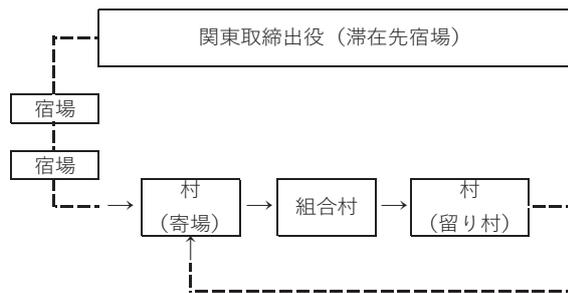


図1 改革組合村の廻状（廻村など）ルート

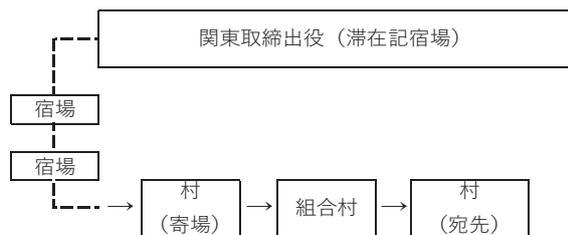


図2 改革組合村の御用状（差紙など）ルート

12 拙稿「【史料紹介】 関東取締出役の織物注文状（長沢家文書）」（『桐生史苑』43、2004年）

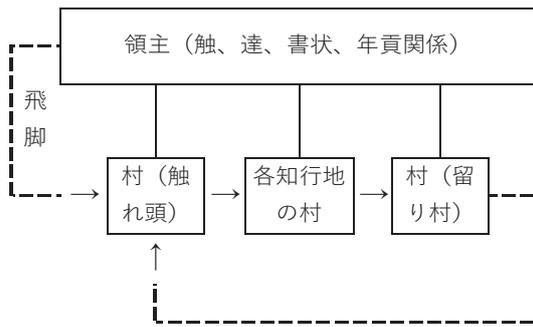


図3 領主共通の村々の廻状ルート

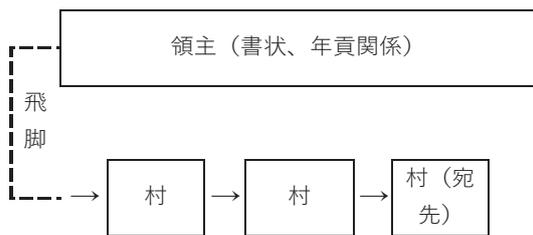


図4 領主共通の村々の御用状ルート

を有償で利用した。先触の利用は、武家、僧侶、貴族が多い。

以上、整理すると、公文書を受け取った町（在郷町・宿場町）や村の対応は二つに分けられる。①②③の場合は中身を確認して（②は写しを取って）継ぎ立てた。但し、①は宛て先でない場合は未読のまま次の町・村へと継ぎ立てた。

(3) 定使給

小歩も「小歩給」が手当されるが、古屋村では「新下畑壺反歩 先規分被下置候」とあり、新規開拓の下畑1反が当てられた。これは下畑1反からの収穫がそのまま小歩給とされたものと思われる。桐生新町の場合、基本的には村内の者が定使役を担い、昼夜に関わらず次の村まで継ぎ送る（恐らく走る）のが

仕事である。手当は「定使給（じょうづかいきゅう）」といい、桐生新町の場合は現金支給である。定使給の財源は村の百姓身分による高割によって捻出される。小歩給が下畑1反であるのに比べて、織物生産地帯を後背地に控えた桐生新町では現金支給の方が支払い側も受け取る側も都合がよかったのであろう。

定使給は年俵として支給された。支払い方法は3つあり、1つは現金支給、2つ目は穀物支給（米、大豆など）、3つ目は田畑支給（村内の一角の田畑を宛がう）である。穀物支給と田畑給は山村に比較的多かったのではないだろうか。

文化2年（1805）の段階で上野国山田郡桐生新町の場合は名主の金2両2分より高い給金3両（組頭と同額）を支給された。これは時期によって金額が異なる。文政3年（1820）9月に入札で高札を獲得して名主に就任した森口藤右衛門定則は定使に清蔵を登用した。同年12月12日、名主と清蔵との間で証文を取り交わし、この時点で3両のほかに、9月から勤めた手当金1両を足して計4両を渡した。証人に猪四郎が立ち合った。少し期間が空くが、文政4年（1821）の桐生新町の定使弥八は4両2分支給された⁽¹³⁾。慶応4年（明治元年）の定使給は金4両である（名主が玄米1石2斗と金2両2分）⁽¹⁴⁾。

文政4年（1821）正月19日、「御屋敷様」（出羽松山藩江戸藩邸）から御状6通が届いた。その内、佐羽清右衛門方、佐羽吉右衛門方、山崎太郎左衛門方、関口佐次右衛門方宛ての御状4通については五丁目紋屋半兵衛に頼んで届けさせ、玉上甚左衛門方、長沢新助・長沢清八連名宛ての御状2通は「定使清蔵ニ為持遣候」とある⁽¹⁵⁾。件数が多い場合は手分けしている。名主と定使とは顔を頻繁に合わせるが多いため懇意にすることもあった。前年極月24日に藤右衛門方で正月用の餅を搗くと、清蔵にも贈った⁽¹⁶⁾。

13 書上家文書、役用日記「五番日記」（桐生市立図書館蔵）

14 新居喜左衛門日記「役用留十番」（群馬県立歴史博物館蔵）

15 書上家文書A1-5-452「文政三庚辰歳極月 式番日記」（桐生市立図書館蔵）

16 同上

山田郡境野村（桐生市境野町）のケースであるが、定使給で金12両を支給された事例⁽¹⁷⁾もある。年不明の史料であるが、定使給では恐らく最高額である。

乍恐以書付御伺奉申上候

御支配所上州山田郡境野村組合村々役人、小前右之名前之者共奉申上候、去ル巳年儀名主、組頭給共見込書ヲ以奉申上候得共割合茂不仕無給ニ而相勤罷在候処、當午年給米儀小前一同相談之上、村々取極り左ニ

一 高六百八拾六石四斗六合 境野村
 此名主、組頭給
 高百石ニ付
 米七斗
 内 米三斗五舁 名主給米
 米三斗五舁 組頭給米
 但し何人ニ而も右割受取筈（カ）
 金拾貳両者 定使給金分

如上の史料は、ある年の定使給が金12両であったことを示している。但し、巳年は名主、組頭、定使共々ただ働きだったようであるから、実質的には2年分の定使給の支払いということになる。とは言え、12両を2年分とみて1年6両の額は桐生新町と比較しても依然として高額である。前年が無報酬だったことから多少色を付けて支払われた可能性もある。

定使給は村内百姓身分による高割で捻出された。甘楽郡讓原村（藤岡市）の「諸貫取集帳」（山田松雄家文書、群馬県立文書館）によると、村入用、夫銭、名主給などを高割で一括徴収した帳簿に「定使給」と記される。ほかに現金支払＝山田郡桐原村（みどり市）、甘楽郡讓原村、邑楽郡大佐貫村（明和町）などが挙げられる。

(4) 継立先

桐生新町からの主な継立先は大間々町、小俣村、丸山村の三カ所である。桐生新町から大間々町を経て前橋へ向かう道、小俣村を経て足利へ通ずる道、丸山村を経て太田宿へ向かう道が要路をなしていること意味する。

桐生新町から他の村へ直接、輸送される場合もある。これは宛て先が他村の場合に限られている。桐生新町から下仁田山村、上久方村へ継ぎ送った場合、ともに文久3年12月3日と同日であるから両村を回ったことがわかる。

寄場組合（改革組合村）の廻状継立について触れておくと、文政10年（1827）の改革組合村設置に伴う桐生新町寄場二十四カ村組合における廻状の継立順が定められた⁽¹⁸⁾。関東取締出役から御用状を受け取った桐生新町は御用状内容を廻状2通に認めて、定使（恐らく別の1人は臨時雇いと思われる）を新宿村（桐生市新宿）と村松村（桐生市宮本町）へ差し立て、それぞれ二つのルートで伝達した。各村では刻付（届いた時刻を記録）を行い、署名捺印して次の村へ継ぎ送り、留り村の山地・名久木の両村から桐生新町へと廻状が戻された。全ての村々に情報がきちんと行き渡ったかどうか確認するためである。

17 宮内次郎氏収集文書P00801-77（群馬県立文書館蔵）

18 書上家文書A-1-888「上野国山田郡桐生新町最寄大組合・小組合并廻状継順書上帳／寄場桐生新町」（桐生市立図書館蔵）

どのくらいの時間で全村に情報が行き渡ったのであろうか。「右御廻状式通ニ而刻附を以一昼夜ニ順達寄場桐生新町着ニ相成申候」とあるように、各村で廻状の到着時刻を記録して「一昼夜」で桐生新町に戻されたことがわかる。桐生新町から名久木村で折り返しての廻村伝達路は16キロ、桐生新町から広沢3カ村を経て山地村を折り返しての伝達路が2倍の30キロ余りである。村と村の間の移動に30分、村での事務処理に10分要するとして、後者の14カ村を回るのに9時間かかる。朝から定使が走れば、その日のうちに留り村の定使が桐生新町に届けることもぎりぎり可能だったものと思われる。

以上のように関東取締出役は少ない人数ながらも街道及び地域社会における御用状の村継を駆使することによって、情報を各村役人へ周知させ、治安維持活動を遂行し得たものと言える。

4 定使の運搬頻度

山田松雄家文書（群馬県立文書館蔵）に安永7年（1778）における甘楽郡譲原村の「御用歩行帳」が収められている。御用歩行帳を調べると、他村の定使の御用と相似しており、「御用歩行」の意味するところが定使のそれと同義であることがわかる。「御用歩行帳」は1年のみの記録であるが、これを表1に示した。左欄から右欄へかけて月日、歩行役の名前、支払われた賃銭、継立先、継立目的が記されている。

安永7年は計27回使われたことがわかり、その内3日間は2度継ぎ立てられたことがわかるが、ほとんどが1日に1度の継立である。歩行役の名前が頻繁に変わっている。定使は村によっては特定の1人と定められていることが多いが、譲原村の場合は複数人いることがわかる。

賃銭であるが、32文の記述が16回と3分の2を占めている。これは継立先とも関連するが、「保美ノ山村（保美野山村）」（藤岡市）への継立が18回と目立って多いことと連動する。同じ保美ノ山村までもNo24は64文と倍額であるが、これは津嶋御師の荷物を運ぶための馬1疋を継ぎ立てたからである。継立の目的であるが、No1は鉄炮撃ち始めを周知する廻状を回すためとあり、狩猟に関わる山村らしい特色を持った廻状である。No6とNo9、13～15は村方三役の仕事に関連している。宗教関係ではNo22は榛名山御師、No24は津嶋御師、No25は戸隠神社御師が来村したことが窺える。寺社や日光社参に関係する記述も散見される。

5 定使一件から浮かぶ定使像

緑埜郡三波川村（藤岡市）で起きた定使一件を通して、定使の価値について重要度を検討したい。三波川村の定使重蔵は親から定使の役を譲り受けたが、次第に職務怠慢となり、村側と衝突したことが飯塚馨家文書（群馬県立文書館蔵）から読み取れる。

【飯塚馨家文書8214-4758】

乍恐以書付奉願上候	
一 高六石壺斗四舛五合	下三波川耕地
一 永高壺貫弍百弍拾九文	定使
	十歳

緑埜郡三波川村役人并小前一同奉申上候、當村定使名主後見伊右衛門奉申上候之儀名主宅
 〆壺里半茂相隔、下三波川耕地十歳と（「申」脱カ）もの右高所持仕御年貢御上納仕、村
 方〆年年高懸り村入用錢仕埋、其外遠方方江遣し候節ハ其時ニ應し小遣ひ雑用相渡、古来
 〆定使壺人ニ而相勤来り既ニ慶長三戌年伊奈備前守様御檢地之節さんし定使と名目を印、

No.	月日	歩行役	賃銭	継立先	内容
1	正月20日	仙右衛門	32文	保美ノ山村	「鉄炮打始之御廻状壱通保美ノ山込継送り申候」
2	2月	常右衛門	24文	長石村	「東叡山支配岩船山別當村々案内人壱人、長石村込」
3	2月12日	勘兵衛	32文	保美ノ山村	「御定免江戸出立之義二付、保美ノ山村込状遣し」
4	2月16日	佐平次	24文		「愛宕山江戸国福寺役僧岡石村込御案内」
5	3月5日	勘兵衛	32文	保美ノ山村	「妙儀山仁王門勧化、是ハ根後や村勧福寺願主ニ而東叡山江戸相願候ニ而村々順行案内保美ノ山村込」
6		左右衛門	32文	保美ノ山村	「山中領之宗門帳相願申候二付、保美ノ山村差遣シ申候」
7	4月2日	三郎右衛門	24文	上阿久原村	「高野山御師上阿久原村込」
8	4月16日	忠七	32文	保美ノ山村	「才料金保美ノ山村差遣申候」
9	4月16日	源内、七兵衛	24文	鬼石村	「宗門、五人組帳、村入用帳、万場村相願申候所ニ間違故飛脚立寄不申候故、保美ノ山村、源内、七兵衛殿鬼石村込罷出候二付、鬼石込遣ス」
10	4月21日	源七	32文	保美ノ山村	「菜種之義二付、御廻状ほミノ山村込」
11	5月14日	安左衛門	32文	保美ノ山村	「みとる社人壱人村送り保美ノ山村込」
12	5月14日	左左衛門	32文	保美ノ山村	「餌差式人荷物保美ノ山込」
13		市兵衛	32文	保美ノ山村	「一 御定免願之御廻状壱廻り／一 菜種御廻状壱通／一 荷物之御廻状壱廻り保美ノ山村込」
14	5月20日	勘兵衛	32文	保美ノ山村	「御年貢觸御廻状保美ノ山村込」
15	6月11日	半蔵	32文	保美ノ山村	「御年貢出立二付遣ス、保美ノ山村込」
16	6月22日	源七	32文	保美ノ山村	「綿實御廻状壱通保美ノ山村込」
17	7月20日	常右衛門	32文	保美ノ山村	「日光御社參御廻状保美ノ山村込」
18	7月23日	栄助	24文	鬼石村	「鬼石込用事ニ而遣ス」
19	7月25日	弥平次	64文	保美ノ山村	「宮様ノ御役人保美ノ山村込」
20	7月27日	久左衛門（宮下）	34文	保美ノ山村	「御役所態々御廻状、ほミノ山込」
21	8月11日	傳八	32文	保美ノ山村	「秋成御觸御廻状壱通、保美ノ山村込」
22	10月5日	金十郎	24文	上阿久原村	「榛名荷物上阿久原村込」
23	10月18日	平内	32文	保美ノ山村 から鬼石村	「日光山ノ役人村々順行致シ保美ノ山村ノ鬼石込」
24	10月29日	三左衛門	64文	保美ノ山村	「一 津嶋荷物保美ノ山村込／一 馬壱疋」
25	11月5日	定右衛門	24文	鬼石村	「戸隠御師荷物鬼石込」
26	11月10日	長左衛門	24文	上阿久原村	「上阿久原村込橋掛ケ届ケニ遣ス」
27	11月16日	金右衛門	32文	保美ノ山村	「差木植木之御廻状保美ノ山村」

* 山田松雄家文書P8217-456-2「安永四年 御用歩行帳」（群馬県立文書館蔵）より筆者作成

表1 安永4年（1775）、上野国甘楽郡讓原村「歩行役」使用数

御高請仕、且又元禄宝永正徳年中宗門人別帳面ニ茂定使役高御年貢地と御書上ケ仕前々々右十蔵持高之儀ハ定使株と申右ニ付當拾四年以前親茂左衛門ノ定使役引請候節も右之趣ヲ以、名主方江一札差出前々之通壱人ニ而定使役相勤来り候處、當春ニ相成、品々難洪申立定使役難相勤段、願出候ニ付、先前ノ之訳合得と為申聞再應異見差加先前ノ之定使役相勤候様申渡候得共、右之合ニ而ハ何分定使退當時相勤候不申役相願定使役相勤不申御公用向差支ニ相成候間、何卒右十蔵被召出御慈悲ニ而御利解被成下、先前之通定使相勤候様被仰付被下置候ハ、偏ニ御威

以下は重蔵宛てに差紙が到来し、召喚されたことを示している。

【飯塚馨家文書8214-4773】

尋儀有之間早々罷出可相届、若於不参ハ可為越度もの也

岩鼻

巳十二月朔日 役所

緑埜郡三波川村

下三波川耕地

定使 重蔵

右御差紙之趣、組合村役人立會奉拝見候并御差紙御渡被成請取申候、大切ニ致 御役所江
差上可申候、以上

十二月四日

重蔵 (印)

組合 元右衛門 (印)

〃 孫右衛門 (印)

〃 初右衛門 (印)

百姓代 甚平 (印)

組頭 太郎左衛門 (印)

名主

佐太夫殿

重蔵は幕府代官の岩鼻陣屋（高崎市）へ出頭し、吟味を受けたようである。

【飯塚馨家文書8214-4297】

差上申済口證文之事

緑埜郡三波川村役人并小前の同村定使重蔵江相掛候者先出入 御裁許之儀ハ右重蔵所持之
高内字森前永式拾文之畑定使作り之義、重蔵の村役人江可相渡旨當二月中 御裁許被仰付
一同承知奉畏候、然ル所右地所重蔵の可相渡旨申候得共、村役人小前共相心得候与ハ字相
違仕候ニ付、難請取旨申之、重蔵方ニ而ハ永式拾文之地所我等差図之外少分之永地所所持
之内ニ無之ニ付、村役人察當之上、可請取旨申之右地所請取渡差滞候ニ付、若 御裁許ニ
も差障り候義ニも相當り候而ハ奉恐入候ニ付、無拠此段村役人并小前惣代を以御訴奉申上
候所、重蔵被召出再應御吟味奉請候所、訴答之内字違申上候義ハ目前之儀ニ而此上御吟味
奉請候ハ、奉恐入候ニ付、可相成義ニ御座候ハ、何卒内済為仕度両宿共立入訴答江異見差
加候所、双方心付左候ハ、村内一統之相談を以何分内済可致積り訴答決着致、當十二日迄
御吟味日延奉願上候所、早速御聞済被成下難有一同歸村仕、村内相談之上熟談内済仕候趣
意左ニ奉申上候

一 村内打寄得与相談仕候所、右定使作り畑地所之義ハ名主宅の壺里余も相隔り、然ル所
此度相極候定使之義ハ名主近所ニ而為相勤候ハ、急御用向差支等も無之、村用共勝手ニも
相成又候定使作り永式拾文之畑地所之義ハ重蔵宅の至而近キ場所ニ而手作仕ニも同人勝手
ニも相成候ニ付、訴答一統相談之上、右定使免永式拾文之畑、此度重蔵方へ金三兩之質地
ニ相渡村内足金仕此上相勤候定使勝手ニ相成候質流地讓請候間、以来定使免与相極置候積
り村内一統相談之上熟談内済仕、偏ニ御威光難有仕合奉存候、然上ハ右一件ニ付、重而双
方御預ケ間敷儀毛頭申上間敷候、依訴答連印を以済口證文差上申所如件

緑埜郡三波川村

寛政十年年三月

村役人并小前惣代兼

年寄

九郎兵衛 (印)

右同断
 同 宇右衛門 (印)
 百姓
 重蔵 (印)
 宿叶屋
 善蔵 (印)
 同藤屋
 清之丞 (印)

吉川栄左衛門様
 近藤和四郎様

御役所

重蔵と村側は対立し、村側が代官へ訴え出て、吟味となるが、内済(示談)という流れになったことがわかる。しかし、重蔵に宛がわれていた定使給の畑の引き渡しを巡って、また村側と重蔵との間でひと悶着があり、なかなか円滑に解決というわけにはいかなかったことがわかる。

6 定使設置反対一件

下記の史料は定使が果たして全村に置かれていたのかどうか疑問を抱かせる史料である。文政12年(1829)、甘楽郡檜原村(上野村)では定使を設置し、定使給として大豆3升を小前百姓(中農クラスの百姓身分)から取り立てようとするが、それに対して小前一統たちが疑義を唱えている。

【黒澤丈夫家文書8205-1193】

差出し申規定證文之事

一 當村之義、前々々定使給として壺ヶ年ニ大豆三升宛取集、定使為相勤候旨、年々村入用帳江書上置候得共、去子年迄定使茂不相立、給穀取集も不仕、名主方ニ而召抱置候人ヲ以諸御用向歩行役之代り仕埋置候ニ付、村内一統相談之上已来定使壺人相立候共書上置候通り大豆三升宛取集差出シ候共兩様(カ)之内相極置可申旨以役元々被仰聞候處、是迄累代定使無御座候處、新規給穀差出シ相立候儀、小前一統不承知之旨被申候所、隣(隣カ)村左之御組合名主衆中御立入御取扱被下、此度白井中之沢、濱平三組の村入用帳表大豆三升宛代り金子四兩御差出シ三成我等方ニ而慥ニ受取、相預り元金ニ相定貸ニ附置金貳拾四兩壺分之當理りヲ以當丑年の年々開催御年貢取立之節利金取立其年之定使手當として差出シ諸御用向万端差支無之様相勤り候様仕候筈然ル上ハ永々右利金ヲ以定使相立置候共、御役元江差出シ相願候共増金并大豆取集之義決而致間鋪候、依之規定證文取極差出置申所如件

文政十二丑年
 三月

檜原村年寄
 預り主 覚左衛門
 同断 弥助
 同断 美濃
 同断 文平
 同百姓代
 三郎右衛門
 同 五左衛門

乙父村名主
庄兵衛
〃 弁蔵
乙母村名主
源十郎
川和村名主
与六
勝山村名主
左門
新羽村名主
兵庫
〃 重郎左衛門
野栗沢村
次郎兵衛

白井 惣村役人中
中之澤 惣百姓中
濱平

前書之通相違無之候ニ付、令奥印候
名主

治部右衛門

「是迄累代定使無御座候處」という一文が注目される。明らかに譲原村では定使がいなかったことがわかる。上記史料の段階でようやく定使が設置されようとしたのはやはり即座に差し立てるといふ点では専任がいなくては不便であったからであろう。結局のところ、村側は年貢取立の際の利分を定使給に宛てることとし、小前一統からは大豆三升を新規に取り立てない旨を約束させられている。譲原村のケースを参照すると、定使を置かずとも臨時に人足を差し立てて、定使役を済ませている村もあったことがわかる。

名前	金額
良太郎	681文
弥平次	445文
周太郎	415文
弥八	191文
丑太郎	60文
岩次郎	93文
庄次郎	448文
七五郎	630文
宝珠院	93文
藤七	51文
浅七	130文
国次郎	170文
宗太郎	160文
瀧蔵	320文
与宗	198文
周次郎	379文
八十七	114文
平次	144文
磯次郎	169文
合計	4貫891文

*小池篤氏収集文書(群馬県立文書館蔵)より筆者作成。取立人「與八」とあり。

表2 邑楽郡大佐貫村
明治7年「當戌定使給金割合取立帳」

7 明治以後の定使

(1) 明治期の定使

明治以降の列島規模の通信網に関しては郵便制度が確立されるが、その一方で村継を担った定使に関しては引き続いて戸長制度のもとで継承された。

明治7年(1874)の勢多郡上大屋村の「約定証書」(熊谷県令宛て)には戸長、副戸長、立会人が列記され、「給料」として戸長が金7円75銭、副戸長が金3円94銭、立会人が金5円88銭とあり、「外二」として「一金四円也 定使給料」と記される。明治7年の邑楽郡大佐貫村(明和町大佐貫)の定使給の高割を示す史料が残される(表2参照)。

江戸時代と同様に地域住民の拠金によって定使を維持していたことがわかる。

また明治27年の南勢多郡南橋村龍蔵寺村（前橋市龍蔵寺町）では「村費諸役取立差引帳」によると、「定使給 四ヶ月」として「金壹円六十六銭八厘」の支給が記される。

(2) 科刑としての定使

軽犯罪の処罰方法として近世では入寺慣行などが知られるが、定使を務めさせるという科刑の存在したことが勢多郡関根村（前橋市関根町）の明治3年3月付の歎願書⁽¹⁹⁾に記される。

入置申歎一札之支

一 私共三人義村中之取極ヲ相破、博奕携、右相定之通定使七日被仰付、御定之場ニ御座候得者無相違可相勤筈二者御座候得共、二日究相勤候處、何ヲ申茂右三人夫喰ニ差支、誠ニ困窮仕、無是悲喜代作様江一向取継、右御同人ノ御歎申上候處、早速御聞濟相成、来ル十一月中迄御日延被下、難有奉存候、然上者限月ニ至り定使残五日之分急度相勤可申候、其節歎日延等決而申上間敷候、為後日依而壹札如件

関根村

當人

房吉（印）

〃 多十（爪印）

〃 常吉（爪印）

伍長

一郎（印）

〃 源次郎（印）

〃 品吉（印）

明治三庚午年

三月

村御役人中

博奕に興じたとして7日間の定使の刑、を受けたのは房吉、多十、常吉の男三人である。7日間の内、2日間はおとなしく定使を務めたが、食料にも事欠き、あまりの空腹のために定使を勤められなくなった。そこで3人は定使の日延を願い出て、期限の月までには必ず残り5日間の定使を勤める旨を延べ、その折は再日延をしない旨を誓っている。

科刑としての定使は他の地域でも実施されたようであり、群馬県南勢多郡龍蔵寺村の明治16年1月付「議定書」⁽²⁰⁾の条文にも刑罰としての定使が記される。「今般當村一同協議之上議定候事左之通」として第一条に「租税并諸入費集徴期日無断ニ延滞スルモノハ罪トシテ定使五日間申付候事、但し本人上納致兼候節ハ伍長頭ノ集徴スル事」とある。また第二条に「臨時集會之節、無断不參スルモノハ罪トシテ定使三日間申付候事、但シ時間ハホラカイ相都（※あいず）ニ出頭之事」とあり、第三条は「山林并野荒し等致候者ハ戸長役場江申出指揮ヲ受候事」とある。第一条と第二条が定使と関係する。

第一条は租税・村経費に関わるため、定使5日間という重罰、が決められている。軽犯罪の刑罰に社会奉仕をさせるアメリカ合衆国カリフォルニア州の事例（幹線道清掃、落書消去など）があるのと相似する。また第二条は臨時集会無断欠席のため定使3日間と刑罰も軽減される。

19 前橋市関根町自治会文書P8908-137-20（群馬県立文書館蔵）

20 前橋市龍蔵寺町自治会文書P8303-246-2（群馬県立文書館蔵）

(3) 民俗学の中の定使

前節の科刑としての定使とも関係するが、身分的周縁論の中の定使について述べたい。

冒頭で触れた西海賢二の「定使考」の根底にあるのは、1950年代の少年期の原体験が横たわっている。西海の住む村（小田原市）には「モクサン」と呼ばれる定使が住んでいた。仕事のない時は村はずれの地藏堂に寝起きし、よく村中を自転車で走り回っていたという思い出に触れる。西海少年は悪さをした時、「ホラ、モクサンが来るぞ」と叱られたという。これが恐怖の感情とつながり、強烈な定使の思い出として記憶に残っているという。

西海による民俗学的な議論を踏まえると、定使とはどこか近寄りがたい怖い存在というイメージであろうか。軽犯罪者が罰則として務める定使というのは、少なくともカタギ（ヤクザの対義）からすれば、近寄りがたい存在であったろう。罰則ではなく、専任の定使であってもやはりカタギから距離のある存在であった可能性が高い。

しかし、罰則としての定使の行為そのものには、言うなれば罪を犯した穢れた者たちに定使を通過させることで禊が済まされたのだという社会的認知が共有されていたのだとも解釈できる。

西海は少年期の体験を踏まえながら「乞食者的存在」としての定使について論を展開し、農村における6月下旬から7月上旬の休み日（マンガレイ）について法螺貝で触れ回ったのが定使であるとし、「マンガレイと定使とはセットみてえなものよ」という現地古老の証言を紹介している。さらに定使と修験者、金（鐘）打、非人、神事舞太夫、時の鐘との関連で考察を進めるなど刺激的な議論を展開させている。だが、結論としては「定使の家格、家業など一般村民または町民と区別されたかどうかについては明らかにできなかった」としている。

定使が「不浄、から浄、へと導く役割を定使が担っていたとするならば、逮捕権の及ばない治外法権的な中世のアジール（避難所）に通じる部分があり、近世の入寺慣行共々近代のアジールの一種とも形容できるのではないだろうか。このことは定使が他の仕事（農作業や商人）とは明らかに異なるイメージで捉えられていたことを窺わせる。但し、近代の定使のイメージを近世に遡らせていいものかどうか検討の余地がある。

龍蔵寺では法螺貝を合図に出頭させて定使を務めさせたということであるが、西海の議論を踏まえると、法螺貝というのが修験者を想起させるのは確かである。上野国の面積は約3分の2が山間部で占められており、中世から山岳信仰が盛んであり、少なからぬ修験者たちが山間部や村町に存在した。そうした事情も背景にあって、信仰的にも生活的にも身近な法螺貝が遠方へ伝えるための通信の役割を果たしたと考えられる。

法螺貝で定使を集合させる方法は、現在のように雑音も高い建築物もないため音が通りやすい時代の何とも長閑な召集方法と言えよう。西アフリカのトーキングドラムに似る方法である。

8 まとめ

主要街道以外の多くの村々でどのように通信網を成立させ、また維持していたのか、定使の実態を明らかにすることで、ある程度までは示し得たように思う。主要街道から外れた脇往還や山村などの各村々では定使が、村の公用便を担った存在であることが確認できた。

但し、譲原村と橋原村の事例のように不特定の者を人足として用い、常設ではなく、臨時に定使を立てる例もあることがわかった。両村の事例は例外に属するものであり、やはり村行政の事務が増加し、廻状を回す場面が何かと増えれば、いちいち臨時に人を立てることは不便であり、江戸後期になると定使を常設する方向へと変わる村もあったということであろう。定使の担い手は村方であれば百姓身分の者であるが、常設でない場合は百姓身分以外の者が臨時雇

いで当たった可能性もある。これが近代に入ると、近世と様相が変わり、「モクサン」に象徴される人々に次第に変わった可能性がある。刑罰としての定使と共に次第にイメージが変容したのではないだろうか。これは郵便・電信・電話・マスメディアの発達により定使そのものの価値が変わったこととも関わるのではないだろうか。但し、近代の定使のイメージを近世に遡及させてしまうにはもう少し検討の余地がある。

定使が村々にとって不可欠の存在であったことは少なくとも言えるであろう。村が単独ではなく、広域的なまとまり（公領・私領、改革組合村）を維持する上で定使の存在は欠かせぬものであった。定使があつて初めて村役人、小前百姓たちは幕令に接することが可能となり、さらには領主による支配も円滑ならしめたと言えよう。

この定使が近世の終焉と共に存在を消さずに明治期も継続したことは見逃せない。明治4年3月に東海道を試験郵便が始まり、その成功と共に徐々に全国規模に郵便ネットワークが拡大したことは小原宏らの研究でも明らかであるが、その一方で定使が生き残り続けたことも事実である。村で定使を置き、維持するだけのメリットがあつたことが想定される。それは近距離の地域に書状を送る場合はわざわざ郵便を使って数日後に配達させずとも、定使に持たせてひとつ走りさせた方がまだまだ効率がよかったものと言えよう。

最後に今後の課題に触れる。日本史研究で使用される史料は語弊を恐れず大胆に表現すれば、¹権力者と²富裕層、の残した史料である。そうした史料の持つ一種特有のフィルターに研究者が影響されて当時の社会を見れば、定使などという存在は取るに足らない切り捨てられてしまいかねない時代背景の些末な微粒子にしかすぎないだろう。「神は細部に宿る」というが、ディテールにこだわり、丹念に同じ目線で村の底辺・周縁を描かなければ、日本の真の実像もまた見えてこないように思う。本稿は一地域を事例とした基礎的な研究に過ぎず、定使を過大評価するつもりは決してないが、かと言って不当に貶めるつもりもない。今後は可能であれば、上野国から地域を広げ、武蔵国、さらに関東地方、さらに上方での定使のあり方を探りたい。全国の村入用帳を渉猟しながら史料発掘に努めることが求められる。地域の史料から得られる特色（文化的差異）のようなものが見えれば、定使の研究も深められるものと考えている。

（まきしま たかし 桐生文化史談会理事、くずし字解読「古文書探偵」代表）

論 文

「トンボヤ」発行の絵葉書にみる、東京風景の変遷

生田 誠

横浜にあった「トンボヤ」という絵葉書メーカー（商店、卸問屋）が発行した、東京の風景絵葉書（手彩色、人着写真）について考察するのが本稿の趣旨である。しかし何故、横浜のメーカーの製品から東京の絵葉書を考えるのかという点について、疑問に思われる向きがあるだろうし、そもそも「トンボヤ」という名前をご存じない方も多いただろう。まずは横浜の絵葉書店「トンボヤ本店」について書いていきたい。

国立国会図書館デジタルコレクションで紹介されている、山崎恒雄編「絵画絵葉書類品付属品美術印刷製品仕入大観」は、1925（大正14）年に大日本絵葉書月報社が発行した、日本の絵葉書店を紹介する商店カタログ的な冊子である。この中の「日本絵画出版業組合員」リストには、横浜市伊勢佐木町二丁目（現在の不二家横浜センター店付近）にあった「トンボヤ本店 吉村清」として掲載されている。しかし、200ページ以上に及ぶこの冊子の本文ページには、「トンボヤ本店」のページはない（10番目の店として、東京のトンボ館が掲載されているが、これは別の店である）。なぜ、「トンボヤ本店」という店の掲載はあっても、個別の紹介がないのか、理由は不明だが、おそらくは1923（大正12）年9月に発生した関東大震災の影響があったと推測できる。この震災では東京よりも横浜の方の被害が甚大だったのはよく知られるところである。震災後のこの時期、「トンボヤ本店」は一時、営業活動を休止していたのではないかと推測される。なお、図1・2は震災前（明治後期～大正初期）の「トンボヤ本店」を写した同店発行の絵葉書である。

この「トンボヤ本店」が顧客に郵送した明治末期、大正初期の消印がある封筒には、経営者の前田徳太郎の名前と伊勢佐木町の本店のほか、梅ヶ枝町に工場、長者町に卸部があったと書かれている（図3・4）。さらに1916（大正5）年頃に「トンボヤ本店」が発行した「営業目録」（図5）には、「伊勢佐木町二丁目十六番地 トンボヤ本店 吉村清」のほか、「梅ヶ枝町十六番地 トンボヤ印刷所」（印刷工場）、「長者町五丁目 トンボヤ印刷部」（コロタイプ印刷所）、「足曳町貳丁目 トンボヤ印刷部」（寫眞印刷所）という記載があることを認めている。

ここからは関東大震災（1923年）以前の資料を見る必要があるのだが、この時期の絵葉書、特に絵葉書店について書かれた書籍はほとんど存在しない。その中で、筆者が確認した1冊が黒田久翁著の「回顧八十年」（1963年、ペンドリ）で、これは神田にあった絵葉書店「浪華屋（後の東京図案印刷）」の創業者、黒田久吉（久翁）による自伝的な読み物で、大阪出身の黒田が上京して絵葉書店を開いた1904（明治37）年頃から約60年間、自身や業界についてかなり詳しく記したものである。ここに横浜の有力店舗だった「トンボヤ本店」が登場し、同店と浅からぬ関係があった銀座と神田の「上方屋」についても書かれている。

この「上方屋」とは、銀座にあった「上方屋勝敗堂（後に優勝堂）」と神田にあった「上方屋平和堂」で、いわゆる「上方屋本店」が銀座の店である。こちらは大阪出身の前田喜兵衛が開いた商店で、花札やかかるた、あるいは外国人向けの郵便切手の販売などで財を成し、日露戦争の頃には日本を代表する絵葉書店となっていた。当時のことなどを、黒田は「銀座の主人前

田氏は大阪むき出しの人で、二年続きの日露戦争中、既に店舗の外に、芝に工場、御殿山に社宅、横浜の伊勢崎町と大阪の心斎橋筋に支店を設け、各二号さんの店にしてあった。(中略) 豪奢が過ぎてか数年後、あっさり事業を人に譲って整理し、千葉県勝浦へ隠棲すると、業界訣別の挨拶状を配った」と書いている。

ここに登場する伊勢崎(佐木)町の支店こそ、後の「トンボヤ本店」ではないかと、筆者は考えている。地名は合致する上に、同じ本の中に「横浜のトンボヤ前田徳太郎君(トンボ館とは無縁の別人、また後のトンボヤは義兄弟にあたる)」という記述があるからだ。なお、「上方屋」の横浜支店は元町にあり、伊勢佐木町(帝国商品館)に出張所があったという情報もあるので、横浜に複数の支店があったのかもしれない。また、人物関係では「後のトンボヤ」は先述の吉村清であるから、前田喜兵衛(本店)→二号さんの店(支店)→前田徳太郎(トンボヤ)→吉村清(義兄弟)という店舗の継承があったと推測できる。喜兵衛と徳太郎は、同じ前田姓であり、どういった関係だったのか。その間に二号さんが介在していたのかどうかなど、定かではない点はまだ多い。

ちなみに神田上方屋(平和堂)は、喜兵衛の長女と結婚した岩瀬泰三郎が1895(明治28)年に開いた店である。一方、喜兵衛の長男である前田多門は、東京帝国大学を卒業して内務省に入り、東京市助役や新潟県知事などを務めた。戦後は東久邇宮内閣の文部大臣に就任した後、東京通信工業(後のソニー)の初代社長になっている。また、多門の長男は東大教授、フランス文学者の前田陽一、長女は精神学医の神谷美恵子である。

「上方屋」と「トンボヤ本店」にはもうひとつ、最も大きな類似点が存在する。それは絵葉書のスタイルの共通点であって、裏面における文字の置き方であり、表面における「横浜百景」などのシリーズ表示である。「○○百景」は、「銀座上方屋」だけの専売特許ではなかったが、同じ文字スタイルの「東京百景」を「トンボヤ本店」が受け継いだ。その上で「東京百景」を発展させた、「東京名勝」シリーズと合わせると、500種以上に及ぶ「東京の絵葉書」の大きな世界を作り上げたのだった。



「トンボヤ本店」の創業年は1905(明治38)年と考えられる。実際に筆者が確認したトンボマーク(後述する)が付いた絵葉書は1906(明治39)に使用されたものが複数存在し、ネット上では1905(明治38)年の消印が付いたものも見えるからである。ただ、伊勢佐木町にあった「上方屋(横浜)支店」が、「トンボヤ(本店)」へ継承される過程に経営者の交替、店の創業があるはずで、区切りと成り得るポイントがいくつかあったのかもしれない。1936(昭和11)年に発行された「日本絵画出版業組合月報 組合創立満二十五年記念号」によれば、前田徳太郎は1917(大正6)年にこの組合から脱退している。店はこの時期に吉村清に引き継がれ、関東大震災後の昭和初期まであったともいわれている。

そして、横浜の絵葉書店だった「トンボヤ本店」が何故、多くの東京の風景絵葉書を発行したのかという疑問にも答えなければならないだろう。これもはっきりとしているわけではないが、いくつかの根拠となる事実がある。ひとつは、「銀座上方屋」は芝居好きの平井録太郎が店を引き継ぐ中で、俳優のプロマイド(舞台写真)を商品の主力にするようになる。また、娘婿だった岩瀬泰三郎の店(神田上方屋)でも次第に美術(イラスト)絵葉書が主力商品となっていった。絵葉書という幅広い対象のある商品のうち、この2つの店が別々のジャンルに向かったことで、「銀座上方屋」が開拓した風景絵葉書の系譜は、横浜にある「トンボヤ本店」に引き継がれていったと考えられる。

もうひとつは、横浜という所在地の特殊性である。船舶の便により、日本が諸外国と結ばれ

ていた時代、外国人が集まる場所は横浜、神戸、長崎といった港町だった。こうした街に絵葉書店が現れ、彼らを相手に営業範囲を拡大したのは当然の理である。詳しく書くことはできないが、後に述べる「トンボヤ本店」の分類の中で、「神戸」「長崎」のジャンルが見られないのは、現地の先行商店との間に協約があったのではないかと思われる。一方で、需要の多い東京の風景絵葉書は、「銀座上方屋」のシェアを受け継いだことで、横浜の絵葉書と並ぶ主力商品となったのである。

ここから、「トンボヤ本店」の絵葉書に見られる記号・番号の分類を見ていきたい。この店では、各地の絵葉書を記号（T、Yなど）と番号の両方で整理していた。例えば、東京は「T」、横浜が「Y」（図6）、京都が「G」、大阪が「O」といった記号が頭に置かれた上で、それぞれ1から番号が振られていくというもの。京都（KYOTO）が「G」であるのは、神戸が「K」だからで、神戸の絵葉書は先述したように神戸にあった絵葉書店から発売されていたようである。こうしたジャンル分けは次第に広がり、やがて「宮」（広島・宮島）や「姫」（兵庫・姫路）などの漢字も登場してきた。また、「M」（図7）、「W」（図8）は当初からの混合ジャンルで、日本各地の絵葉書が含まれていた。これは「ミックス」「ワイド」の意味だったのかと推測できる。この記号・番号による分類方法は、海外の絵葉書店の手法を取り入れたもので、「銀座上方屋」でも初期の絵葉書（国内向け）には番号を振っていたことがあった。しかし、番号だけでは多種多様な絵葉書の分類はできず、途中から番号は消えている。「トンボヤ本店」も当初は数字だけを振っていたが、途中から記号を加えたことで多くの種類をカバーできるようになり、地方の間屋との取引にも大いに役立ったのである。

「トンボヤ本店」の初期絵葉書には、裏面（宛名面）の切手貼付場所に大きめのトンボの絵が描かれていた（図9・10）。いや、このトンボの絵があるからこそ、「トンボヤ本店」が発行した絵葉書であると確認できる。「銀座上方屋」も横浜の絵葉書売り出ししており、そのスタイルは後の「トンボヤ本店」のものとそっくりだった。「トンボヤ本店」が「銀座上方屋」のスタイルを受け継いだとすれば当然で、店名の記述がなければ区別することはできない。そこにトンボの絵を付けたことで、初めて「トンボヤ本店」の商品であることが確立したのである。

ここで少し遅くなったが、「トンボヤ」という店名の由来にも触れておきたい。絵葉書が一大ブームになった日露戦争当時、「トンボ」は「勝ち虫」として人気があった。絵葉書の中にトンボのデザインが登場するもの確認できる。さらに大きな理由は、江戸時代の加賀藩の藩祖である前田利家はトンボの前立が付いた兜を着用したことだろう。推測ながら、こうした点から前田徳太郎が開いた店が「トンボヤ本店」となったのではないかと考える。

図10のように裏面の切手貼付場所にあったトンボのマークは、やがて左下に移動し、切手貼付場所からは消える（図11・12）。また、裏面にはトンボを散らしたデザインが登場した時期もあった（図13・14）。これらが一目でわかる「トンボヤ本店」の絵葉書の特徴だが、裏面の「郵便はかき」の文字のうち、ひらがなの「はかき」がカタカナの「ハガキ」に変わり、しかも「キ」の字が「トンボの絵文字」に変わっていることも同店の絵葉書の独特のスタイルだった。そして、新しい目印としてトンボは表面に登場する（図15）。表面右下に商品のマークとなって現れたトンボは、下から上へ向きを変えながら長く存在し続けた（図16）。ちなみに同タイプで神戸の絵葉書を発行していた商店（栄屋）は、裏面や表面のトンボに代えてライオンマークを使用している。

発行元を示すこのトンボの横には、それぞれの絵葉書の名称が付けられるが、その前にシリーズ名が付けられたものも多数存在する。東京の風景絵葉書では、初期のシリーズ名無しのタイプから図15のような「東京百景」へ、さらに図16のような「東京名勝」と変わっていった。図

17～19では、「浅草五重塔」における初期タイプの変遷の例である。また、図20～22は「浅草公園十二階」における後期タイプの変遷の例である。

ところで、先述の大正中期（1916年頃）に発行されたとされる「トンボヤ本店 営業目録」には、絵葉書の販売リストに見える「日本名勝集」（極彩色 各十枚壺組 金五十銭）のシリーズの中に「東都十景」「東都十勝」があり、「欧米人をして嘆賞せしむる、邦國の最も明媚なる、山水の粹を抜きて、百種を撰定したり」と書かれている。ここでは、東京以外の各地の名所も発行されており、全体では「百種」に収まるはずはない。いささか不思議だが、明治末期の販売目録でも同じ掲載があるから、こうした大雑把な販売方法が一般的だっただろう。なお、小売店からの注文は「現品番號にて御注文願外」と付け加えられており、絵葉書の注文は10枚単位で受け付けていたようだ。この目録の「東都十景」「東都十勝」と「（絵葉書）百種」の関係は不明だが、「東京百景」と関係があるはずで、「トンボヤ本店」は「百」という数字にかなりこだわっていたようである。そうした謎を含みつつ、「トンボヤ」発行の東京風景絵葉書は、ほとんどが手彩色というカラフルなスタイルで、大正中期（1917年前後か）まで発行されていたと考えられる。



「トンボヤ本店」が発行した東京絵葉書シリーズの最初である「T1」の絵葉書は、どこの風景だったのか。残念ながら手元にある最も早い番号は「T4 堀切菖蒲」（図23・24）、次は「T5 青山御所」（図25）なので、推測するよりほかはない。「銀座上方屋」の場合は、最初の「1番」は「二重橋（皇居）」だったから、同様に「二重橋」が選ばれた可能性があるだろう。あるいは、横浜（桜木町）とつながっていた当時の鉄道の起点「新橋駅」だったのか。ちなみに、「トンボヤ本店」発行の「新橋駅」の絵葉書は手元になく、「二重橋」の方は「T87」として登場している（以下は「トンボヤ本店」発行の東京絵葉書のリストの一部である）。

T4（東京百景）堀切菖蒲	★トンボマークなし
T5（東京百景）青山御所	★トンボマークなし
T6（東京百景）芝増上寺山門	
T7（東京百景）向島の櫻	★トンボマークなし
T10（東京百景）新橋	★トンボマークなし
T12（東京百景）芝神明神社	
T15（東京百景）向島の櫻花	★T7とは異図案
T16（東京百景）浅草公園十二階	★シリーズ名無し、東京名勝のタイプも
T18（東京百景）上野公園の櫻	
T19（東京百景）赤坂弁慶橋	
T21（東京百景）浅草五重塔	★トンボマークなし、シリーズ名無しも
T23（東京百景）丸ノ内楠公銅像	
T28（東京百景）新吉原	★同番号で異図案
T28（東京百景）浅草観音	★同番号で異図案
T31（東京名勝）小金井の櫻花	
T32（東京名勝）浅草観音	★T28とは異図案
T33（東京百景）芝増上寺山門	★同番号で異図案
T33（東京名勝）上野広小路	★同番号で異図案
M34 羽田穴守稲荷橋	

T 36 (東京百景) 靖国神社	
T 38 (東京百景) 上野公園の櫻	
M41 羽田穴守稲荷	
M43 (東京百景) 浅草公園十二階	★ T16とは異図案
T 45 (東京百景) 参謀本部	
T 50 (東京名勝) 浅草観音五重塔	
T 53 (東京百景) 浅草仲見世	
T 55 (東京百景) 隅田川上流	★東京名勝のタイプも
T 56 (東京百景) 浅草仲見世	★ T53と同図案
T 57 (東京百景) 愛宕山眺望	
T 59 (東京名勝) 日本銀行	★「日本銀行望ム」のタイトルも
T 61 (東京百景) 浅草花屋敷	
T 62 (東京百景) 浅草観音	★ T28、T32とは異図案、東京名勝のタイプも
T 63 (東京百景) 浅草公園	★トンボマークなし
T 65 (東京百景) 向島枕橋	
T 66 (東京百景) 靖国神社庭園	
T 67 (東京百景) 九段坂	
T 68 (東京百景) 浅草奥山の大佛	
T 69 (東京百景) 九段坂上	
T 70 (東京百景) 芝高輪御殿	
T 71 (東京百景) 芝公園の御霊屋	
T 72 (東京百景) 芝公園の御霊屋	★ T71と異図案、「の」に代わり「ノ」も
T 75 (東京百景) 浅草公園瓜生岩子の像	
T 76 (東京百景) 両国橋	★トンボマーク無しも
T 77 (東京百景) 向島竹屋の渡	
T 78 (東京百景) 回向院	
T 80 (東京百景) 新吉原	★ T28とは異図案
T 81 (東京百景) 新吉原	★ T28、T80とは異図案
T 83 (東京百景) 赤坂弁慶橋	★東京名勝のタイプも
T 84 (東京百景) 丸ノ内宮城	
T 85 (東京名勝) 和田倉門	
T 87 (東京百景) 二重橋	★トンボマーク無し
T 88 (東京百景) 日比谷公園音楽堂	
T 89 (東京百景) 日比谷公園	★東京名勝のタイプも
T 93 (東京百景) 上野櫻雲台石段	★トンボマーク無しも
T 94 東京市街 (其一)	★ T94~97で、4枚続き
T 95 東京市街 (其二)	★ T94~97で、4枚続き
T 96 東京市街 (其三)	★ T94~97で、4枚続き
T 97 東京市街 (其四)	★ T94~97で、4枚続き

以上58種が筆者の手元にある、1~100までの番号の付いた、「トンボヤ本店」が発行した東京の風景絵葉書である。同図柄で異なった番号のものもあり、同番号で異なった図柄も存在す

る。100のうち約半分しか確認できていないが、ここからこのシリーズの特徴を見ていくことにしたい。まず地域的に見れば、東京の南東方面にあった名所が多いことが特筆できる。一方、北西側の地域はほとんど取り上げられていない。これは、横浜が東京の南にあったからで、「M34 羽田穴守稲荷橋」と「M41 羽田穴守稲荷」（図26）という、現在の羽田空港付近の2カ所が選ばれていることも特徴となる。この2枚では「T（東京）」ではなく、「ミックス M」（図7）の記号が採用されており、理由は東京府下ではあるが、東京市内ではなかったからだろうか。また、銀座、京橋付近の風景は見られず、後に「T191 有楽町」や「T238 京橋」や「T242 歌舞伎座」などが現れてくる。また、「T94~97」で4連続きの「東京市街」が取り上げられていることもこの時期の絵葉書としては珍しい例である。いずれも手彩色のカラーが美しく、なかなかの出来栄を示すものだった。



実は、筆者が本稿のような「トンボヤ本店」の絵葉書に着目し、集中して集めるきっかけとなったのは、これとは別の特徴がこの店の絵葉書にあったからである。それはひとことでいえば、他店の絵葉書には見られない、風景における人物の扱い方である。例えば、「T28 新吉原」（図27）では遊女の顔見世をクローズアップし、同じ番号の「T28 浅草観音」（図28）では鳩の豆売りの様子を大きく切り取っている。この題材の選び方、風景のカットの方法はさらに進化して、「T75 浅草公園瓜生岩子の像」（図29）では岩子の銅像を背景に小さく置き、手前にいる子守りの子供たちを大きく見せることに成功した。主役は銅像ではなく、子供たちかと思わせるよう構図である。また、「T123・124 堀切菖蒲」（図30・31）では、庭園で遊ぶ6人の女性（芸者）たちを取り上げている。彼女たちは、撮影のために集められたモデルであったはずで、カメラマンの要望でポーズをしていたのだろう。「T123~128」のような同一のタイトル（堀切菖蒲）を付けて、同じ名所、似た風景を集中的に撮影するのもこの店が得意としたやり方だ。同じ時期というなら、「T142~153」は、春に撮られたサクラのシリーズである。中でも「T146~150」は、花見時期の上野公園の様子ばかりが撮影されている（図32）。さらに「T156~164」は同じくサクラのシリーズで、江戸川や靖国神社などの春の風景がまとめて登場する。なお、ここで断わっておくのはこれらの間には未収の番号があるので、他の題材が挟まれている可能性もあり得る。

これまで見てきた「トンボヤ本店」の絵葉書の多くは、海外の絵葉書フェアや絵葉書店で買い求めたものが多い。一方、国内では「トンボヤ本店」の絵葉書の遭遇する確率は低い。言い換えれば、この店の製品が主に外国人に売られて、多くが海外に渡って行ったということ。横浜にあったメーカーだからということ以外にも、外国人が好んだ理由があったからだろう。それが、ここまで述べてきた題材の選び方、撮影のアンクルなどにあったともいえる。風景と人物の組み合わせの巧みさは際立ち、さらに風景の中の季節感の演出にも優れていた。秋の紅葉、冬の雪（図33）、中でも先述したサクラの花が咲いた春の風景は、この店の大の得意分野だった。やがて、「トンボヤ」は、「T（東京）」のグループのブランチャ（枝）として、「Tc」というグループを立ち上げる（図34・35）。これは、東京（T）とサクラ（cherry）の組み合わせで、これまで20種類ほどを確認している。日本を代表する花、サクラが咲いている風景は、われわれ日本人も外国人も大いに好んだもの。この後、他の絵葉書店（メーカー）でも春のサクラに注目し、花見風景の絵葉書セットなどを発売するようになった。

最後になったが、論題に掲げた「東京風景の変遷」にも触れなければいけないだろう。これだけでも長大な論考になるテーマであり、あくまで明治末期~大正中期という短い年代の絵葉書の中、しかも「トンボヤ本店」発行のものに限るという条件のもとでは、手短かに述べるしか

ない。まずは、絵葉書（先行の浮世絵、石版画も）が市販される商品で、多く買い求められたものが現在まで残っているという事実を示しておきたい。人々の目と手で淘汰されて受け継がれたものだけから、振り返ることのできる東京風景なのである。

「トンボヤ本店」の「東京百景（後に名勝）」シリーズの内容を分析するカギのひとつは、タイトルに含まれる「百景」にあると思われる。多くの数を示す「百」と「風景」「景色」の「景」の組み合わせだが、東京と組み合わせられるとき、まず思い浮かぶのは初代歌川広重による名作シリーズ「名所江戸百景」であり、その伝統を受け継いだ小林清親の「武蔵百景」である。幕末（1856～1858年）に出版された前者と、明治中期（1884年）に世に出た後者という2つの浮世絵シリーズの後を継ぐ存在となったのが、「トンボヤ本店」の絵葉書ではないかということである。前の2つは浮世絵（木版画）で、「トンボヤ本店」は絵葉書（人着写真）という違いはあるものは、アングルや着眼点はかなり似通っているように思える。広重の「名所江戸百景」は、「トンボヤ本店」の絵葉書の遠い先祖であり、そこから大きな影響を受けたことは間違いないだろう。広重は1818（文政元）年に画家としてデビューし、このほかにも多くの江戸風景を描いている。その中で「名所江戸百景」は最晩年の作品で、一部は没後に出版された。故にこの中の風景は、最も「東京」に近い「江戸」のものである。そして、広重以外にも江戸の風景を描いた画家（浮世絵師）はほかにも大勢いたが、広重が優れているのは題材の選び方と、風景の切り取り方の巧みさだった。

広重の「名所江戸百景」の伝統を受け継いだのが「明治の広重」と呼ばれた浮世絵師、小林清親である。清親は大正時代まで生きて長く活躍し、「武蔵百景」以外にも「東京名所図」などの名作を残している。1876（明治9）年から出版された「東京名所図」シリーズは、「光線画」と呼ばれて、風景画の世界に新機軸を打ち出したものだった。そこには写真の応用があったが、一方でこの時期流行した「開化絵」と呼ばれるタイプとは一線を画しており、多分に江戸情緒を漂わせていた。この事実、他の画家が選んだ風景が市中のハイカラな場所だったのに対して、清親の場合は広重の絵と似た場所で、江戸の名残のある風景を見て絵筆を取ったからだろう。それを木下杢太郎は、清親は大正時代に「古東京」を描いたと論評している。「東京名所図」からさらに8年が経過した明治中期に描かれた「武蔵百景」では、清親はもう一歩、江戸に近づいた。即ち、広重の「名所江戸百景」の風景にさらに接近したはずである。

少し話を広げ過ぎたのかもしれないから、絵葉書の世界に戻りたい。実は絵葉書には、「写真」と「絵画（イラスト）」の2つのタイプがある。だから、絵葉書＝写真ではないことを断った上で、「絵葉書のような風景」というステレオタイプの概念ができた事実も指摘しておきたい。歴史的には絵画から写真という流れ、日本の場合でいえば、浮世絵（木版画）→石版画→絵葉書（写真）という、風景に関する出版物の変化があった。ここでの表現方法の差と、画家（絵師）と写真家（写真師）のまなざし（目線）の違いが重なって、それぞれの作品、あるいはシリーズの特徴、さらに特筆すべき芸術性が生み出される。江戸の広重、明治の清親という浮世絵、明治・大正の「トンボヤ」の絵葉書の世界は、それぞれ個性的でありながら、風景に対する共通の思い、伝統の継承があったのではないか。清親の目線の先と同様、「トンボヤ本店」の写真家のレンズの先にも江戸の風景、広重の作品があった。彼らは広重や清親が見ていた風景を選び、先行作品にヒントを得ながら、撮影を行っていったのである。

故に「トンボヤ本店」の絵葉書は、江戸にあった「雪月花」を大事にした。絵葉書における「月」はこの後、夜のシリーズで表現されることになる。「トンボヤ本店」は江戸以来の「花」に注目し、「Tc」シリーズを出した。明治後期に降り積もった「東京の大雪」も絵葉書にしている。絵葉書の世界に一時代を築いた「トンボヤ本店」は、「東京の風景」の変遷を知る上

でも重要な作品なのである。なお、最後になったが、「トンボヤ本店」の前田徳太郎が1911（明治44）年の正月に出した年賀状を紹介したい（図36・37）。「御勅題 寒月照梅花」という「ピクトリアリズム」スタイルの絵葉書で、「トンボヤ本店」はこのタイプの絵葉書の発行も得意としていた。

◇参考文献

- ◎訂正増補再版日本全国名所葉書目録 小竹忠三郎編 小竹忠三郎蔵版 1913年
- ◎絵画絵葉書類品付属品美術印刷製品仕入大観 山崎恒雄編 大日本絵葉書月報社 1925年
- ◎日本絵画出版業組合月報 組合創立満二十五年記念号 日本絵画出版業組合 1936年
- ◎回顧八十年 黒田久翁（久吉）著 ペンドリ 1963年
- ◎巷の目撃者～絵はがきがとらえた明治・大正・昭和～ 新宿歴史博物館 1999年
- ◎明治・大正・昭和 東京写真大集成 石黒敬章編・解説 新潮社 2001年
- ◎横浜今昔散歩 原島広至著 中経出版 2009年
（なお、筆者の著作は省略させていただきます）

（いくた まこと 絵葉書研究家）



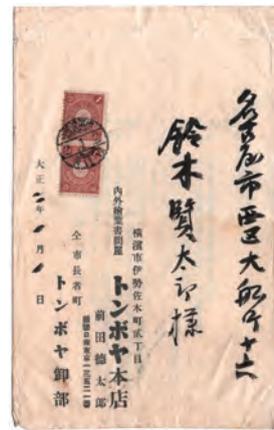
トンボヤ 図1



トンボヤ 図2 (図1の部分)



トンボヤ 図3



トンボヤ 図4



トンボヤ 図5



トンボヤ 図6



トンボヤ 図7



トンボヤ 図8



トンボヤ 図9



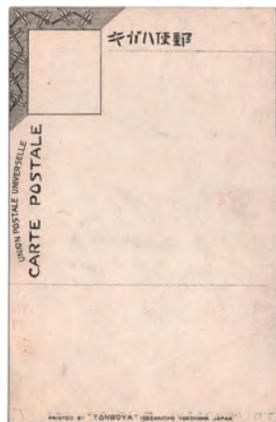
トンボヤ 図10



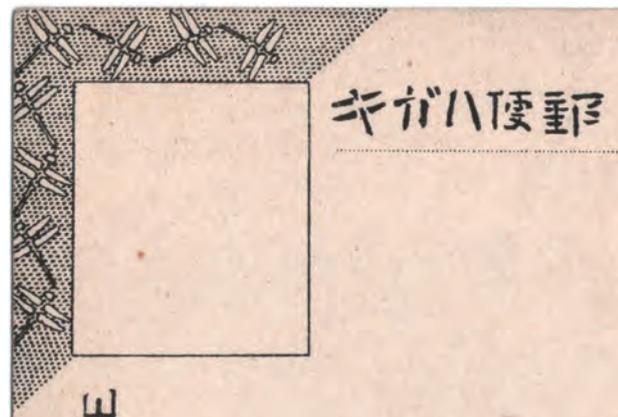
トンボヤ 図11



トンボヤ 図12 (図11の部分)



トンボヤ 図13



トンボヤ 図14 (図13の部分)



トンボヤ 図15



トンボヤ 図16



トンボヤ 図17



トンボヤ 図18



トンボヤ 図19



トンボヤ 図20



トンボヤ 図21



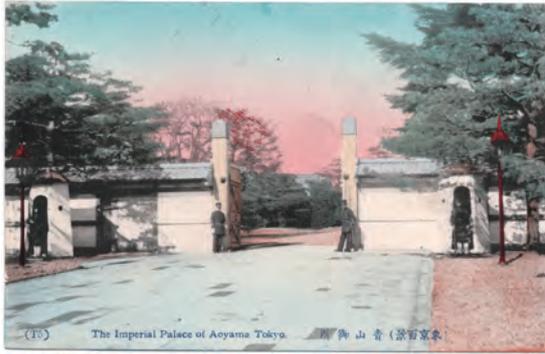
トンボヤ 図22



トンボヤ 図23



トンボヤ 図24 (図23の部分)



トンボヤ 図25



トンボヤ 図26



トンボヤ 図27



トンボヤ 図28



トンボヤ 図29



トンボヤ 図30



トンボヤ 図31



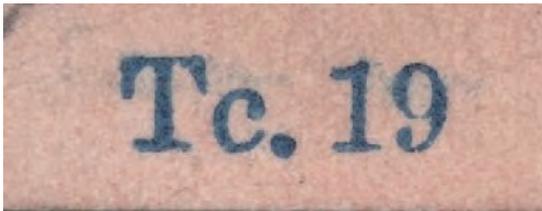
トンボヤ 図32



トンボヤ 図33



トンボヤ 図34



トンボヤ 図35 (図34の部分)



トンボヤ 図36



トンボヤ 図37

研究ノート

明治前期における郵便ネットワークの伸展

小原 宏

① はじめに

明治前期の郵便局数の推移をみると、全国のピークは16年（1883）であり、後述のとおり多くの府県でも同様である。この要因として、当時の中央政府の所管部署であった逓送局が発行した『逓送局第十四次年報』には、逓送出張局¹開設以来大いに事業の改良を図り、地況の冷熱戸口の粗密等を審査して無駄を省き欠けている所を補って置局の方法を改めたことによるものである旨が述べられている。この見直しは創業以来増加を続けてきた全国の郵便局数が初めて減少に転じた際のものであり、年報に特記すべき事項とされたのであろう。全国の郵便局数は18年度以降も順次減少したが、翌年度の第十五次年報には同様の記述は見られない。ちなみに、同第十四次年報の記述で17年度末の郵便局等の数と前年度末からのそれらの増減をみると、郵便局数は国外設置局や郵便支局を含めて4,828局となり545局の減少、郵便切手売下所は23,977か所で1,994か所の減少、郵便函場は23,566か所で7,341か所も減少となった。一方、郵便受取所は483か所で193か所の増加となった。当時の郵便局は集配機能を持ったものであり郵便受取所はそれを持っていなかったことから、それらの調整は輸送や集配事務を含めた拠点の集約が行われて5,373局の10%もの郵便局が減少する中で減少分の35%程度の場所には窓口機能を残すというものであったとみることができよう。なお、後述するとおり、この時期に郵便局数が増加した府県も若干あることから、減少に転じた府県のみでみると、その調整はこれよりやや厳しめに行われたといえよう。

道府県別の郵便局数のピークは、近辻喜一（2018）によれば16年でないものも少なからずある。各道府県ともピークがあることから、第十四次年報の示すような調整が行われたことは推測できるし、同年報の記述によればそもそも各道府県のネットワークは均一でなかったことから、道府県の郵便局ネットワークの伸展の仕方や時期には違いがあると考えられ、いつどのような状況からどのように調整されていったかについては確認してみる必要がある。

そこで、本稿では、郵便の創業から明治前期のピーク後の調整がほぼ収まったとみえる時期までの集配郵便局ネットワークの濃淡や伸展・調整の早さや幅を道府県別および郡別に比較してその特徴を確認するとともに、その背景や要因を探ってみることとしたい。

② 道府県別等の伸展状況

まず、郵便局ネットワークの伸展・調整状況のうち、早期にネットワークが充実した道府県や年次別のピーク道府県数を確認するとともに、年次別の増減道府県を確認してみる。

1 16年3月の逓送区編制法の実施により全国を51の逓送区に分け、各逓送区に逓送出張局を設けて、中央政府と郵便局との間の中間管理機関とした。これにより、それより前は各道府県に郵便局の管理を委ねつつそれらからの上申を踏まえて逓送局がしていた郵便局の設置等もいわゆる直轄方式となった。

(1) データの作成

創業当初からの道府県別の郵便局数について比較可能な統計は未見²のため、本稿では田辺編・近辻校訂（2015）の旧国別郡別郵便局名表の各年12月末に設置されていた郵便局を郡ごとに数えあげて郡別の計数を作成した上、各郡を旧国別から47道府県別に組み替えて集計したものを時系列データとする。なお、このデータの郡名は掲載期間の明治4年（1871）から21年まで同一のものが使われており、それらは郡区町村制が施行された12年4月10日以降のものである。東京、京都および大阪の3市が周辺の郡から独立して表示されてはいるがその他の地域では市³が表示されていないことから、それら3市は例外であり各郡はデータ掲載期間の末である21年12月31日現在と見受けられるものの、それら3市もそれぞれ1とカウントすることとし、また、琉球国は一括で掲載されているためこれを1とカウントすることとした。その結果、それらを含めた郡数は780となった。

郡の中には北多摩郡のようにこの期間には現在と異なる府県に属していてその後の編入により府県を移動したものもある⁴が、時系列比較のために郡の所属府県は現在の都道府県域に固定した。また、時期により異なる郡に属する郵便局があり、それが府県境の場合は別の府県に属することとなる場合があるが、本稿ではそれぞれ郡が属する府県に集計した⁵。（組み替えた道府県別の郵便局数は巻末の参考表を参照）。

以上のようにして作成したデータを使うことにより、上述のような若干の誤差はあるものの各年末時点の道府県別の集配郵便局数の時系列比較が可能となり、当時の変動の大宗を知ることができることとなった。

(2) 道府県別の進展状況の確認

このデータを使い、まずは、明治前期（4年～21年）の年ごとに設置郵便局数の最多年に該当する道府県の数を見ると表1のとおりである。

(N=47)	7年	8年	9年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
該当道府県数	1	2	2	4	7	19	29	9	1	3

出所：田辺編・近辻校訂（2015）（国別のものを筆者において道府県別に再構成してカウント）。表2～4も同じ。

備考1：確認した期間は4年から21年まで。表頭に表示のない年次は該当道府県数が0。

備考2：期間中の最多設置年が複数ある道府県があるため、期間中の総合計は47を超える。

表1 明治前期における郵便局の最多設置年別の道府県数

該当道府県数が最も多い年は16年の29（47道府県の61.7%）、次いで15年の19（同40.4%）となっている。また、7年、8年および9年に既に明治前期の最多設置局数を記録した県があり、早期に郵便局の設置が進んでいたところがあったことが分かる。なお、それら3年の該当県をみると7年、8年および9年の神奈川県と8年および9年の滋賀県の2県であるが、それ以降の

- 例えば、明治期の道府県別の郵便局数を採録したものに『日本帝国統計年鑑』各年があるが、その掲載年次は13年以降であり、各掲載年次の時点も年末であったり年度末であったりと異なっている。
- 「市制及び町村制」（明治21年法律第1号。21年4月25日公布）が施行されて最初に市制施行地に指定されたのは22年2月2日内務省告示第1号による東京、京都および大阪を含む36か所。
- 北多摩郡についてみると、13年5月に東西南北の多摩4郡に分割されるまでは多摩郡の一部として存在していたが、4年には北多摩郡となる地域は入間県と神奈川県の2県に属し、5年正月に入間県分が神奈川県に編入された上、26年4月に東京府に編入された。その後45年に多摩川を中心として神奈川県との境界変更があった。
- 例えば、気仙郵便局（9年に今泉郵便局から改称）は15年まで本吉郡に、16年以降は気仙郡に掲載されており、本吉郡は宮城県に、気仙郡は岩手県にカウントするため、それぞれの年次で異なる県に集計している。

年次も含めて最多設置局数が高原状態で継続している府県が20あることから、増加や減少の時期や幅は別に確認する必要がある。

そこで、各年別の道府県別の郵便局数の増減をみると表2のとおりである。10年に増加と減少と前年から不変の道府県数が3分の1ずつで均衡したほかは、創業から16年まで増加道府県数が多く、17年に減少の道府県数が増加のそれを大きく上回ってからは21年までその傾向が続いた。増加の道府県が多いのは5年の46（47道府県の97.9%）、7年の47（同100%）および13年の41（同87.2%）であり、一方減少の道府県が多いのは17年の36（同76.6%）および18年の39（同83.0%）である。これらから、設置郵便局数の最多年に該当する都道府県の数がピークを迎える16年やその直前で全体的な増加が急に起こったわけではないことが分かったとともに、17年で増加や前年と変わらない道府県数が急に少なくなり減少のそれが急増したことから、この年が明治前期における全国的な集配郵便局ネットワークの調整開始年であったことが確認できた。

(N=47)	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
増加	19	46	32	47	31	30	16	22	24
0	28	1	8	0	11	11	15	19	21
減少	0	0	7	0	5	6	16	6	2
	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
増加	41	27	33	20	4	2	3	0	2
0	6	18	9	18	7	6	24	21	18
減少	0	2	5	9	36	39	20	26	27

表2 明治前期における郵便局の年次別増減道府県数

(3) 郡別の進展状況の確認

このような進展の状況は各道府県の中でも同様であったのかを確認することとし、年次別の郵便局数が最大の郡数を見る。結果は表3のとおりであり、10年および11年で若干の減少があるほかは16年まで増加し、17年から減少している。これも道府県と同様に高原状態となっている可能性があるため、増加の状況がどうであったかについては別に確認する必要がある。

(N=780)	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
郡数	13	31	37	153	185	206	189	188	210
	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
郡数	370	435	558	618	412	277	268	237	209

表3 明治前期における郵便局の最多設置年別の郡数

そこで、これらの最多設置年別に、さらに翌年より多い設置数である（翌年郵便局数が減少する）郡数の割合を確認すると、表4のとおりであった。結果は16年が最も高くその割合は全体の3割を占めていたこと、17年から減少する郡が多かったことが分かった。

	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
郡数割合	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%	2.6%	2.9%	1.9%	1.4%	1.0%
	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
郡数割合	0.6%	4.4%	2.3%	31.0%	18.7%	2.1%	4.5%	3.8%	—

表4 明治前期における郵便局の最多設置かつ翌年より多い郵便局数の郡の割合

これらから、郡別にみても7年および13年の増加幅が大きく、13年から16年にかけても増加幅は他の年次と比べて相対的に大きいこと、16年が最多かつ増加した割合は全体の3割に上っていること、ピークは16年で17年から減少に転ずることが分かった。

③ 要因の検討

明治7年(1874)の増加および13年の増加については全国向けの中央政府の達は見えていないが、7年については5年の郵便局ネットワークの全国展開や6年の距離別郵便料金の全国均一料金化の後のことであり、いよいよ郵便ネットワークの線から面への展開がなされた時期ということでもありその対応として郵便局ネットワークの充実が各地域でなされたことが推測される。また、13年については未だ事例の把握が僅少であるが、小原(2021)で紹介したように駅通局と県の間で契約による「特別地方郵便」の利用が可能となることによりそれまでの公用便ルートに代えて郵便の利用による県庁と郡役所間の公用文書の発受が行われるようになるといった需要側の要因に対応した可能性がある。

16年をピークとして17年に郵便局数多くの府県や郡で顕著に減少することの要因や背景について近年の研究をみると、藪内・田原(2010)の134-135ページでは大隈財政による10年以降の急激な物価上昇や14年の松方財政によるデフレーションなど景気が大きく変動した時期には廃止された郵便局も少なからずあったが郵便事業の積極的な拡大政策によって新設された郵便局が多かったため郵便局数は増加していることおよび16年2月の駅通区編制法の実施に伴い郵便局と郵便線路の調整が進められた旨指摘しており、井上(2011)の52ページでは短期間で廃止されるような郵便局が設置された原因を「特別地方郵便法」「約束郵便法」によって一挙に増加した郵便局施設は各府県によって公用通信を完璧に行うことを前提に増設したもので合理的に集配事務を行うための科学的根拠に基づいたものとはいえないものであったものを16年の駅通区編制法の施行時にひとまずそのまま引き継いだ上でその後の各駅通出張局の調査によって17、18年に大幅に修正されたものと考えられる、としている。この時期を含む明治前期の郵便局数の増減について、本稿で整理した道府県別の松方デフレ前後の状況を見ると、13-14年で減少したのは千葉県および香川県のみであり14-15年では福島、山梨、長野、福岡および佐賀であっていずれも数局程度であり、この時期の経済要因による郵便局数の減少についてはあったとしてもごく限られたものと考えられる。千葉県の郵便局ネットワークの変遷を見た小原(2010)で「駅通区編制法以降、一時期、郵便局の統廃合が急速に進んだが、その内実は需要を見込んだ合理的な措置が採られた可能性が高い」と考えると述べたが、本稿の府県別及び郡別の増減結果からもそれが一層明確になったといえ、同じく「創業期から府県やそれぞれの地域の状況を各府県ごとに勘案・反映してきた郵便局設置の実質的な権限や仕組みが中央政府の機構の整備に伴って中央政府に移ったことにより、全国的な視点から需要に応じて均衡が図られ、順次調整されていった結果である」と考えると指摘は今回も踏襲すべきものと考えられる。

さらに、17年の郵便局数の減少については上述のとおり『駅通局第十四次年報』で駅通出張局を開設以来大いに事業の改良を図って置局の方法を改めたことによるものである旨が述べられているとおりであろうが、その具体的な契機となったものは、17年2月に駅通総官から地方監察掛あてに発出され7月1日からそれによる改良がなされることとされた規17第1797号の達であると考えられる。なお、17年より後も調整が続いたが、その要因は『駅通局第十三次年報』や『駅通局第十四次年報』にあるように、その後も「約束郵便」を利用する府県が存在してお

りその需要側の要請への対応に時間を要したものとする。

最後に17年の規17第1797号の達を詳しくみておくこととする。この達は、達文の後に、改良ノ大旨、郵便局ニ関スル件、郵便線路ニ関スル件、遞送賃ニ関スル件および集配料ニ関スル件の5項を連ね、郵便局ニ関スル件以降はそれぞれ凡例として具体的な基準を列挙していた。これらのうち、達の冒頭から改良ノ大旨までについて詳しくみると以下のとおりである。(下線筆者、以下同じ)

規十七第一七九七号

地方監察掛

郵便区画郵便局位置并ニ郵便線路及遞送賃集配料ノ一般改良シ来ル七月一日ヨリ施行スヘクニ付右改良ノ大旨及其取調ノ方法概子別紙甲号ノ通りニ候條其任区内ニ係ル分該方法ニ照シ夫々実地ニ就キ取調来ル四月三十日迄ニ本局ニ到着ノ日積ヲ以テ差出スヘシ其駅通出張局設置ノ区ハ右着手前ヨリ総テ出張局ニ協議シ取調フヘシ出張局設置ナキ区ハ取調ノ上地方廳ノ意見ヲ取り差出スヘシ尤モ出張局ヘハ別紙乙号ノ通り相達シ地方廳ヘハ別紙丙号ノ通り通知置候其旨相心得ヘシ此段相達候事

明治十七年二月十六日

駅通総官野村靖

改良ノ大旨

郵便ノ事業タル漸次拡張今日ノ盛大ニ至リ都鄙人民之レカ便益ヲ蒙ラサルモノ無シ然ルニ該事業実施以来年猶浅キヲ以テ全般ノ権衡ヨリ成跡ヲ見ルトキハ甲国ニ厚クシテ乙国ニ薄ク東郡ニ密ニシテ西郡ニ疎ナルノ感未タ免レサル所アリ今ヤ郵便局数五千三百有余線路實里程二萬八百里有余ニ及ヒ集信配達ノ度数幾回ノ定期ハ概子設立セリト雖モ其方法ノ厚薄疎密ヲ免カレサルモノハ獨實施以来年猶浅キノミナラス吏員ノ派出普子カラス又出張局設立ノ備ヘ無キヲ以テ局ノ設クル線路ノ開クル集信配達ノ定メル多クハ地方廳ノ意見ヲ採リ之ヲ開キ之ヲ拡張スルニ由ル故ニ地方廳ノ注意如何ニ由リ方法事業ニ精粗ヲ釀成シタルヲ以テ今日ニ於テハ改良ヲ加ヘサルヲ得ス是ヲ以テ今ヤ此改良ニ着手セントス其改良スヘキモノハ第一局ノ位置線路ノ往復集配ノ度数ニ就テ其方法ノ原規ヲ立テサルヲ得サルナリ其原規ハ左ノ如シシ要スルニ地況ノ冷熱戸口ノ繁閑等實地ニ就テ便否適否ヲ酌量シ改良スルニ在ルナリ

この達は、郵便区画、郵便局位置、郵便線路、遞送賃および集配料を改良するとしていたが、その理由は「改良ノ大旨」に述べられており、その要因は下線のようなことであった。これは、地方機関としての駅通出張局が設置されるまでは郵便事業に関する中央直轄の機関はなく、中央政府と郵便局等の間に立って郵便の管理事務を担当していたのは道府県であったため、郵便局の設置等の権限は中央政府（駅通局（それより前は駅通司））にあったとはいえ、実態は道府県からの上申によっていたことから、置局や郵便線路の開設や集配の設定については地方庁である道府県によってばらつきが生じ、この段階では見直さざるを得ない状況となっていたということであろう。その見直しは、地域の社会、経済、戸数等を勘案し、利便性に配慮したものであった。

続いて「郵便局ニ関スル件」をみると以下のとおりである。

郵便局ニ関スル件

郵便局現今配置ノ適否ヲ通観スルニ配置未タ整頓セス或ハ置局多キニ過キ各局ノ距離近接シ又ハ位置僻在シ設置ノ要ナキモノアリ或ハ其近接ナル為メ逋送を遅緩ナラシムルモノアリ或ハ郵便区ノ狭少ナルカ為メ集配料ノ贅費ヲ要スルモノアリテ事業ニ便ナラス又経費ヲ冗スルモノナシトセス是ヲ以テ今ヤ此等ノ不利ノ郵便局ハ廢止シ配置其宜シキヲ得ントス其取調タル土地ノ状況郵便物ノ多寡逋送ノ便否集配ノ都合ヲ稽考シ事業ノ妨害タラスシテ経費ヲ節減シ得ルヲ主要トスヘシ而シテ其廢止改定スヘキモノハ大抵左ノ例ノ如シト雖モ要スルニ郵便局ノ配置ハ土地ノ状況郵便物ノ多寡逋送ノ便否集配ノ都合如何ニ依ルヘク一律一定ニ處スヘカラサルヲ以テ宜シク実地ノ状況ヲ審査シ之ヲ取調フヘシ故ニ置局接近ナルモ郵便物数ノ多キカ又ハ線路分岐ノ地ニアル局ノ如キモノ或ハ其ノ一局ヲ廢シ他局ニ合併スルトキハ区域廣濶ニ過キ之ヲ他ニ分属セシメ得サルモノノ如キヲ強テ廢止シ又ハ廢止ノ為メ著ルシク逋送集配ノ支障ヲ来シ又ハ郵便差出者ノ不便ヲ生スル等ノ事アルヘカラス以テ新置スヘキハ之ヲ新置シ以テ廢止スヘキハ之ヲ廢止シ又ハ其廢止シタル後差立者ニ不便アルモノハ函場を交置スル等其ノ宜ニ従フヘシ

郵便局の配置をみると局間が近かったり辺地に所在していて不要なものがある、局間が近い
ため逋送に支障をきたすものがある、郵便局の担当エリアが狭いため集配料が余計にかかっ
ているといったことがあることから、土地の状況、郵便物の多寡、逋送の利便、集配の都合を考
えて事業を阻害せず経費を節減できるように改廃することとし、近接していても物数が多かっ
たり、郵便線路の分岐点にあたり、廢局すると移管した局のエリアが広くなり過ぎるところ
を強いて廢局したり、廢局すると著しく逋送や集配に支障をきたしたり利用者の不便を生ずる
ことのないようにすることとして、設置や廢止をし、廢止により利用者に不便が生ずると
ころには函場を設置するといった措置を講ずることとしている。

また、これに続く「凡例」をみると以下のとおりである。

凡例

一寒村僻地ニシテ必要ナラサルモノハ廢ス

本項ハ交通僅少ナル偏鄙ノ町村ニシテ一般ノ便益ニ關係ナク纔ニ其土地ノ便利ニ過キ
サルモノニシテ其集配ヲ最寄局ニ附属セシメ差支ナキモノノ類ヲ云フ

一甲乙間一里以内ニシテ必要ナラサルモノハ廢ス

本項ハ大市ニアラサルモノ又ハ逋送集配上必要ナラサルモノ、類ヲ云フ

一甲乙一里以外ナルモ廢止ノ為メ却テ集配ニ利便ヲ與フルモノハ廢ス

本項ハ主線ニ接近スル分線ノ行留局ノ如キ其集配ヲ主線ノ局ニ附属セシムル方却テ利
便ヲ得ルノ類ヲ云フ

一利便等一ニシテ経費ヲ減スルモノハ廢ス

本項ハ一里内外ヲ問ハス数局連置スルモノ又ハ数局湊置スルモノ若シクハ行留線ニア
ルモノニシテ其集配ヲ近隣局ニ負担セシムルモ實務上得失ナクシテ費用ヲ減シ得ヘキ類
ノモノヲ云フ

一位置不適當ナルモノハ換置ス

本項ハ線路結付ノ不工合集配ノ不便利ナルモノヲ他ノ利便ナル地ニ移スノ類ヲ云フ

一前各項ニ掲ケタル廢局ノ内受取所ヲ必要トスルトキハ之ヲ置ク

本項ハ郵便局ヲ全廢セハ其土地差出人ニ大ニ不便ヲ與フル等ノ類ヲ云フ

一未設置ノ地ニ郵便局ヲ新置スルモノ

本項ハ島嶼并ニ港津又ハ其町村農商業ノ要地ニシテ未タ郵便局又ハ受取所ノ設アラサルカ為メ郵便ニ依ラスシテ信書ヲ差出ス弊アルモノ又ハ郵便局若シクハ受取所ニ三里以上隔タリ置局必要ナル地ヘハ之ヲ新置ス
一前項ノ外開廢スヘク見込ムモノ

本稿ハ前文各項ニ拘ハラス實地ノ景況ニヨリ開廢ヲ必要トスルモノ、類ヲ云フ

凡例はこのように具体的に廃止や移転の基準を示すとともに、郵便局を廃止すると利用者にとって大いに不便となるところには窓口機能のみの郵便受取所を設置すること、地域の要地であるのに郵便局や郵便受取所がないために郵便でない方法で信書を差出しているものや郵便局や郵便受取所から3里以上ある置局が必要なところには郵便局を新置する、としている。

4 まとめ

以上みてきたように、明治前期における郵便局の増減についてみると、道府県の増減については、設置郵便局数の最多年に該当する道府県の数は明治16年（1883）の29（47道府県の61.7%）、次いで15年の19（同40.4%）であるとともに、7年、8年および9年に既に明治前期の最多設置局数を記録した県（神奈川県および滋賀県）があり、早期に郵便局の設置が進んでいたところがあったこと、各年別の道府県別の郵便局数の増減をみると10年に増加と減少と前年から不変の道府県数が3分の1ずつで均衡したほかは、創業から16年まで増加道府県数が多く、17年に減少に転じて21年までその傾向が続いたこと、増加の道府県が多いのは5年、7年および13年であり、減少のそれが多いのは17年および18年であり、設置郵便局数の最多年に該当する都道府県の数がピークを迎える16年やその直前で全体的な増加が急に起こったわけではないことが分かるとともに、17年で増加や前年と変わらない道府県数が急に少なくなり減少のそれが急増したことから、この年が明治前期における全国的な集配郵便局ネットワークの調整開始年であったことが確認できた。

また、郡別にみても、年次別の郵便局数が最大の郡数は10年および11年で若干の減少があるほかは16年まで増加し、17年から減少していること、最多設置年別に翌年郵便局数が減少する郡数を確認すると、16年が最も高くその割合は全体の3割を占めていたこと、17年から減少する郡が多かったことが分かった。

それらの要因については、7年の増加および13年の増加については全国向けの中央政府の達しは未见であるが、7年については5年の郵便局ネットワークの全国展開や6年の距離別郵便料金の全国均一料金化の後のことであっていよいよ郵便ネットワークの線から面への展開がなされた時期ということから、その対応として郵便局ネットワークの充実が各地域でなされたことが推測され、13年については未だ事例の把握が僅少であるものの小原（2021）で紹介したように駅通局と県の間で契約による「特別地方郵便」の利用が可能となることによりそれまでの公用便ルートに代えて郵便の利用による県庁と郡役所間の公用文書の発受といった需要側の要因に対応した可能性がある。また、16年をピークとし、17年に郵便局数が多いの府県や郡で顕著に減少することについては『駅通局第十四次年報』で駅通出張局を開設以来大いに事業の改良を図って置局の方法を改めたことによるものである旨が述べられているとおりであろうが、さらに、その具体的な契機となったものは17年2月に駅通総官から地方監察掛あてに発出され7月1日から郵便局の改廃等がなされることとされた規17第1797号の達であると考えられ、これが大きく影響して17年以降の郵便局ネットワークの調整が進んだと考えられる一方で、その

後も「約束郵便」を利用する府県が存在しておりその需要側の要請への対応に時間を要したものと考える。

※ 本稿の作成に当たり、郵便史研究会の近辻喜一会長から国別の郡別データ一覧をご提供いただきました。このデータは田辺卓躬編、近辻喜一校訂（2015）の郵便局数を数え上げる際に大変有用なものでした。深く感謝申し上げます。また、本稿は2021年度に郵政博物館において実施された「郵政歴史文化研究会」の第1分科会において報告した内容を元に加筆・修正したものです。発表の際、同分科会の主査である石井寛治東京大学名誉教授および出席者の方々から貴重なご示唆をいただくとともに、査読時にレフェリーの先生から具体的なお指摘および貴重なコメントをいただきました。深く感謝申し上げます。

【参考文献】

- 井上卓朗(2011)「日本における近代郵便の成立過程 —公用通信インフラによる郵便ネットワークの形成—」『郵政資料館 研究紀要』日本郵政株式会社郵政資料館、第2号、18-54ページ
- 小原宏(2010)「明治前期における郵便局配置に関する分析 —千葉県郵便局ネットワークに着目して—」『郵政資料館 研究紀要』日本郵政株式会社郵政資料館、創刊号、83-95ページ
- (2021)「明治期における岩手県の郵便ネットワークの伸展」『郵政博物館 研究紀要』第12号、通信文化協会、9-31ページ
- 田辺卓躬編、近辻喜一校訂(2015)『新版・明治郵便局名録』鳴海
- 近辻喜一(2018)「データシート 郵便局の増置と特別郵便」『郵便史研究』郵便史研究会、第45号、46-47ページ
- 東京府北多摩郡役所(1983)『北多摩郡誌【復刻版】』象山社
- 藪内吉彦、田原啓祐(2010)『近代日本郵便史 創業から確立へ』明石書店、134-135ページ
- 山口修(1980)『全国郵便局沿革録 明治篇』日本郵趣出版

【その他の資料】

- 『駅通局第十三次年報』(16年7月1日～17年6月30日)、駅通局 (国会図書館デジタルコレクション (<http://dl.ndl.go.jp/>))
- 32ページに「当年度中鹿児島外5県と約束郵便の方法を実施す」とあり。内訳は不詳
- 『駅通局第十四次年報』(17年7月1日～18年6月30日)、駅通局 (国会図書館デジタルコレクション (URLは同上))
- 31ページに「当年度中富山静岡の2県と約束郵便の方法を実施し新潟高知島根の3県は解約す」とあり
- 『駅通局第十五次年報』(18年7月1日～19年3月31日)、駅通局 (国会図書館デジタルコレクション (URLは同上))
- 27-28ページに「当年度中電信局及び島根県と新たに約束郵便の方法を締約し又旧太政官及び京都、大阪、兵庫、新潟、埼玉、群馬、三重、愛知、滋賀、岩手、青森、広島、和歌山、高知、の2府12県は解約す。当年度において約束郵便の方法を継続締結せるは地理局及び神奈川県、長崎、千葉、茨城、栃木、静岡、山梨、岐阜、長野、宮城、福島、山形、秋田、福井、石川、富山、鳥取、岡山、山口、徳島、愛媛、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島島の27県とす」とあり
- 『日本帝国統計年鑑 第1回 復刻版』東京リプリント社

明治前期における郵便ネットワークの伸展

道府県	郡数	局数																		
		4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	
北海道	70	0	24	24	37	69	81	82	85	87	101	103	106	111	111	117	120	106	108	
青森	8	0	15	15	34	39	47	48	53	53	62	75	83	83	80	61	61	61	60	
岩手	19	0	20	30	59	61	63	61	62	62	74	76	76	100	93	75	73	73	73	
宮城	16	0	21	32	70	71	72	74	76	76	140	140	142	136	99	86	86	84	84	
秋田	9	0	21	21	42	47	49	49	50	51	77	84	91	91	83	78	78	75	74	
山形	11	0	38	39	140	142	135	137	137	137	138	158	161	170	161	128	120	114	111	
福島	21	0	52	57	123	131	122	132	132	157	222	222	220	219	205	143	140	137	137	
茨城	17	0	29	30	83	83	86	85	89	89	102	102	105	110	106	95	93	93	74	
栃木	10	0	42	40	77	76	98	92	99	101	119	122	146	147	146	111	109	108	73	
群馬	16	0	29	48	59	62	67	67	68	68	88	88	89	89	87	81	77	77	66	
埼玉	16	0	40	47	51	54	55	55	55	64	67	69	71	73	73	66	66	66	56	
千葉	21	0	71	70	97	103	114	115	120	121	200	199	199	199	191	127	127	127	98	
神奈川	12	13	20	23	53	53	53	48	46	46	46	46	46	46	38	38	38	38	37	
山梨	9	1	8	10	52	54	57	57	57	57	62	62	60	60	59	58	58	57	47	
東京	9	2	33	35	36	41	41	42	44	44	47	50	51	48	48	38	38	37	35	
新潟	18	0	91	53	58	232	219	221	221	222	243	245	250	249	211	178	172	172	167	
長野	16	0	51	60	159	160	160	159	161	168	192	194	193	208	191	97	97	97	96	
富山	5	0	13	14	35	34	34	32	32	36	36	36	37	56	53	51	49	45		
石川	8	0	23	24	47	47	50	50	51	60	62	62	62	42	41	41	41	41	41	
福井	11	0	15	14	42	43	47	44	44	44	48	48	51	54	53	53	48	47	44	
岐阜	24	4	22	26	73	73	89	91	91	91	92	100	144	144	119	108	100	99	98	
静岡	23	24	28	40	104	106	109	110	111	116	128	131	133	133	148	103	103	103	99	
愛知	19	11	27	31	50	51	90	90	92	93	118	146	147	147	117	111	110	108	107	
三重	21	7	21	31	83	81	81	81	80	91	101	105	109	109	96	94	94	85	86	
滋賀	13	5	30	33	81	82	82	73	73	74	74	74	74	74	54	54	46	46	45	
京都	19	5	19	44	59	60	67	67	85	85	91	91	101	111	111	78	78	78	78	
大阪	25	16	17	23	44	43	59	60	60	61	62	68	67	56	57	57	57	57	56	
兵庫	34	12	61	60	159	161	180	179	174	175	186	187	219	222	158	157	154	154	154	
奈良	14	21	26	28	55	59	59	59	60	63	63	63	77	75	70	69	69	69	69	
和歌山	8	1	23	27	31	54	54	52	52	53	61	83	83	83	82	81	80	80	80	
鳥取	14	0	27	26	37	37	36	37	36	37	37	44	44	44	44	43	43	41	34	
島根	20	0	47	46	86	91	92	92	92	92	93	109	127	128	109	99	98	97	84	
岡山	30	12	26	27	135	134	135	134	131	141	158	158	161	162	139	99	100	96	96	
広島	22	12	23	24	114	114	114	115	109	109	109	109	225	225	200	149	148	127	125	
山口	12	15	23	26	72	72	76	76	79	80	108	109	115	130	123	121	112	112	112	
徳島	10	0	12	12	43	45	90	90	93	90	96	100	102	101	100	48	48	48	48	
香川	12	0	12	13	45	45	55	55	55	55	58	57	58	59	48	48	48	40	40	
愛媛	18	0	17	17	55	55	55	53	53	54	80	82	90	92	85	85	82	73	73	
高知	7	0	18	18	86	86	83	83	85	91	107	107	107	107	103	90	90	83	83	
福岡	30	7	17	30	90	91	90	88	89	91	123	124	119	118	101	93	92	89	88	
佐賀	10	7	11	13	36	37	38	39	41	41	51	53	52	52	54	54	54	39	39	
長崎	10	4	10	11	50	56	57	56	56	56	72	75	76	83	91	90	91	82	82	
熊本	15	0	28	28	69	71	73	74	74	147	148	177	192	193	157	153	151	145	114	
大分	12	0	19	20	50	52	57	55	56	68	128	128	129	128	101	89	89	89	89	
宮崎	9	0	10	11	37	39	40	40	40	40	42	42	59	68	68	62	62	62	61	
鹿児島	26	0	7	23	81	84	97	98	102	99	105	105	118	131	126	105	105	104	99	
沖縄	1	0	0	0	12	12	12	12	12	12	12	12	20	20	20	19	19	18	18	
全国	780	179	1,237	1,374	3,191	3,493	3,721	3,709	3,762	3,934	4,626	4,814	5,187	5,298	4,813	4,083	4,016	3,883	3,683	

出所：田辺編・近辻校訂（2015）（国別のものを筆者において道府県別に再構成してカウント）

備考1：局数欄の計数は明治各年末のもの

備考2：網掛け部分は道府県別および全国の最多設置年を表すもの

（参考表） 明治前期における道府県別郵便局数

※ オンラインで公開されている資料の最終閲覧日はいずれも2021年11月3日です。

（おばら こう 郵便史研究会会員）

研究ノート

逋信報国団の活動にみる錬成と奉仕

後藤 康行

1 はじめに

筆者は本誌上にて、戦時下の逋信職員により組織された逋信報国団についての研究を発表してきた⁽¹⁾。組織構成や基本理念、活動内容、団員の意識などの考察を通じ、逋信報国団が戦時下の社会を支える一翼を担う組織であったことが明らかになった。その上で、本稿が目指すのは、逋信報国団が組織として団員に求めていたことを浮かび上がらせることである。

逋信報国団では、各地の支団・分団で継続的に団員の鍛錬や職場環境の改善、空き地の開墾などの活動が行われていた。これは、組織として団員の錬成と国家への奉仕を重んじていたからである⁽²⁾。これらの活動を詳細に分析していくことで、逋信報国団が団員に求めた人間像を描き出し、逋信報国団の組織としての性質の実態に迫っていく。

本稿で主に使用する史料は、これまでの考察と同様、郵政博物館に収蔵されている『大逋信』と『熊本逋信局報』である。書誌情報や収蔵状況など、史料の詳細については注1の拙稿を参照されたい。史料の引用に際しては、仮名遣いはそのままとしたが、旧字体は新字体に改めた。同様に、引用記事のタイトルや執筆者の氏名も、旧字体は新字体に改めた。

2 心身の鍛錬

(1) 体力の向上と欠勤防止

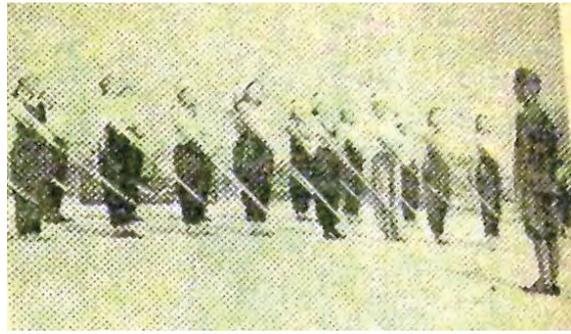
逋信報国団では、全国から代表選手を集め、卓球や弓道、相撲などの競技会を行う体育大会や、団員の作品を展示する書道展覧会などが開かれ、団員の体位向上と精神の修養が図られていた⁽³⁾。こうした鍛錬は、多岐にわたり行われていた。特に、頻繁に行われていたのが、団員の団体訓練である。

これは、全国各地の現業機関（逋信報国団の分団）単位で行われる場合もあれば、本省や各地の逋信局管内（同支団）単位で行われる場合もあった。また、幹部を対象にした場合や、一般の職員を対象にした場合、男性限定や女性限定の場合などもあり、あらゆる団員を対象にした活動であった。以下に、いくつか事例を紹介する。

横須賀局分団では、女子団員120余人を対象に、1942（昭和17）年2月10日から3月末日まで、

- 1 拙稿「戦時下の逋信職員組織・逋信報国団に関する基礎的研究」（『郵政博物館 研究紀要』第5号、2014年3月）、同「九州における逋信報国団—熊本支団の研究—」（『郵政博物館 研究紀要』第7号、2016年3月）、同「文芸作品にみる逋信報国団員の戦時意識—和歌・俳句・川柳の分析—」（『郵政博物館 研究紀要』第11号、2020年3月）。
- 2 逋信職員が守るべき指針が列挙された逋信訓、逋信報国団の目的が掲げられた逋信報国団規程や逋信報国団熊本支団団則には、勤労奉公・心身錬成・和衷協同などにより、逋信報国の実を挙げると示されている（注1の拙稿）。
- 3 前掲拙稿「戦時下の逋信職員組織・逋信報国団に関する基礎的研究」。

毎週水曜日に薙刀の訓練が行われた⁽⁴⁾。大阪港局分団では、団員の病欠防止のため、毎朝のラジオ体操に加え、同年5月には9キロの「錬歩ハイキング」(広田神社～甲山)が実施された⁽⁵⁾。西宮局分団では、団員を4班に分け、同年7月中の日曜日に各班14キロの「耐熱強歩」が行われた⁽⁶⁾。日本橋局分団では、同年10月4日、休暇の団員と宿直明けの団員など270人が参加した「強歩鍛錬会」が開催され、40キロ余りを踏破したという⁽⁷⁾。京都郵便局分団では、「耐寒鍛錬」として、1943(昭和18)年の1月末に2日間、団員210余人が参加した比叡山登山が行われた⁽⁸⁾。

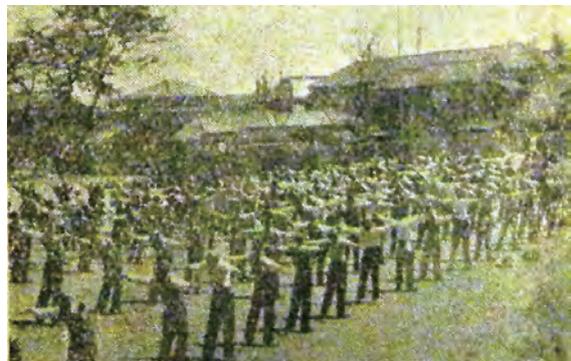


(『大通信』第79号、1942年9月より)

図1 名古屋中央電話局分団の薙刀訓練

このような事例は、全国各地の分団でみられた。通信事業は、季節や天候に関係なく、配達や通信設備の管理などを行う必要があるため、団員の体力強化は不可欠である。加えて、報国の実践は、職域と戦場を一体化することでもあるので⁽⁹⁾、こうした鍛錬が行われるのは自然なことであった。

また、当時の国策でいうと、国民体力法に基づき、国民の結核予防や体力強化という観点から、「健民運動」や「健民修錬」が推進されていた⁽¹⁰⁾。東京通信局支団⁽¹¹⁾では、「筋骨薄弱者」とみなされた団員を、「真に剛健なる心身保有者」とするため、山梨や熱海の合宿地で、一週間の鍛錬をさせている。その対象者は400人にも達した⁽¹²⁾。鍛錬の中身は不明だが、上で紹介した団体訓練の事例に準じるような内容だったと思われる。「薄弱者」「虚弱者」を対象にした鍛錬は、ほかの支団・分団でもみられた⁽¹³⁾。



(『大通信』第77号、1942年7月より)

図2 仙台通信局分団の「健民運動」のラジオ体操

名古屋通信局支団では、「筋骨薄弱者追放」のため、伊勢湾の尾張野間海岸に「健民修錬所」を設置し、1943年9月18日から3週間、70人を集めて鍛錬を行った。その内容は、毎日午前5時半起床、午後9時就

4 「報国団通信」(『大通信』第76号、1942年6月)。

5 「通信報国団通信」(『大通信』第77号、1942年7月)。

6 「通信報国団通信」(『大通信』第79号、1942年9月)。

7 「通信報国団通信」(『大通信』第82号、1942年12月)。

8 「通信報国団通信」(『大通信』第85号、1943年3月)。

9 若き通信職員が入所した通信青年訓練所では、軍人による教練の査閲が行われていた(拙稿「戦時下の通信職員教育—通信青年訓練所の基礎的研究—」『郵政博物館 研究紀要』第9号、2018年3月)。

10 下西陽子「戦時下の農村保健運動—全国協同組合保健協会の健民運動への対応を中心に—」(赤澤史朗ほか編『年報・日本現代史 第7号 戦時下の宣伝と文化』現代史料出版、2001年)。

11 東京通信局は、1942年11月に東京都市通信局(東京府、神奈川県を管轄)と東京地方通信局(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、静岡県を管轄)が統合されて誕生した通信局である。

12 「通信報国団通信」(『大通信』第91号、1943年9月)。

13 「通信報国団通信」(『大通信』第92号、1943年10月、第94号、1943年12月、第95号、1944年1月、第100号、1944年6月、第101号、1944年7月)。

寝という一日のなかで、生活調査、健康診断、日記記入、行軍、軍事教練、体力検定などを行うというものであった⁽¹⁴⁾。

「健民運動」や「健民修練」は、厚生省が旗振り役であり、国民の健康増進とともに、「皇国」の強化のための人口増加も目的としていた⁽¹⁵⁾、「薄弱者追放」という強い言葉が使用されていたのだが、逓信報国団としては、体力向上とともに、欠勤の防止を目指していた。アジア・太平洋戦争期後半の逓信官庁は、女性職員の募集や、不要不急の通信利用の自粛を国民に促す宣伝を行っていた⁽¹⁶⁾。徴兵による欠員で、業務に支障が生じる可能性があったからである。

熊本通信局支団では、業務運営上、要員確保は不可欠としながらも、それがすぐには実現できないので、1945（昭和20）年1月1日より、欠勤防止を強化するよう管内の分団に指示が出されている。そこには、体操、日光浴、換気、食物の咀嚼の奨励など、細かな指示が並べられており、そのなかに「病弱者ノ指導及健康相談」もあった⁽¹⁷⁾。「健民修練」のために行われていた活動と、同様の内容の指示だといえよう。逓信報国団が想定する「健民」とは、病気により欠勤しない団員を養成することであった。

なお、「健民修練」のための施設が、団員の鍛錬にのみ使用されていたわけではない。貯金局支団の金沢支局分団では、「夏期錬成道場」を2カ所開設し（寺を道場として使用）、そこで規律正しい生活の徹底を図っていたが、この道場は「虚弱者」のための休養所としても使用されていた⁽¹⁸⁾。名古屋支団では、夏季錬成のために伊勢湾の尾張大野海岸に設置された施設が、団員の保養施設としても利用され、男女団員とも「童心」にかえったように楽しんでいたという⁽¹⁹⁾。松山通信局支団では、愛媛県の湯山温泉に保養所が設置され、「健民修練」に利用されたが、その「修練」に支障がない限りは、団員や団員の家族のための保養所として開放されていた⁽²⁰⁾。鍛錬に加え、適度な休養も、団員の体力向上に資することを、逓信報国団は認識していたのである。

(2) 錬成会

次に、「錬成会」についてみていく⁽²¹⁾。東京都市通信局支団では、1942年6月28日に通信局内の部課長と管内の中央郵便局長、合わせて50人を集めた幹部錬成会が開催された。会場は鎌倉の円覚寺で、ここでは法話、座禅、講堂参拝などが行われ、集まった幹部たちは夕刻まで規律正しく過ごした⁽²²⁾。川崎局分団では、毎月10日、50人程度が男女隔月で、区内の静翁寺にて座禅を行っていた⁽²³⁾。米沢局分団では、1942年9月9日から泊まり込みで5日間、男子団員20人が市内の林泉寺にて修養に努めた⁽²⁴⁾。基本的には、こうした内容の錬成会が、全国各

14 「逓信報国団通信」（『大通信』第93号、1943年11月）。

15 前掲下西「戦時下の農村保健運動」。

16 拙稿「アジア・太平洋戦争末期における逓信官庁の宣伝活動」（『郵政博物館 研究紀要』第10号、2019年3月）。

17 『熊本通信局報』第1841号、1944年12月29日。

18 「逓信報国団通信」（『大通信』第80号、1942年10月）。こうした休養所は、ほかの支団でも設置された（同前）。

19 前掲「逓信報国団通信」（『大通信』第91号）。

20 「逓信報国団通信」（『大通信』第103号、1944年9月）。

21 前掲拙稿「九州における逓信報国団」でも錬成会を取り上げたが、簡潔に内容を紹介したのみで、性質にまで踏み込んで分析は行わなかった。

22 「逓信報国団通信」（『大通信』第78号、1942年8月）。同年8月16日にも、同様の規模・場所・内容で錬成会が行われている（前掲「逓信報国団通信」『大通信』第80号）。

23 前掲「逓信報国団通信」（『大通信』第80号）。

地で行われていた。以下、いくつか事例を紹介しながら、錬成会の性質を考察する。

1942年5月18日から24日まで、各分団で錬成会を取り仕切る担当者（どの程度の役職に位置する職員なのかは不明）を対象にした錬成会が、明治神宮外苑の日本青年館で開催された。各通信局や普通郵便局から集められた80人が参加し、本省の景山準吉管理局長と矢部嘉弥現業調査課長が会の幹事的な役を務めた。期間中は、午前5時起床、午後10時就寝で、日中は明治神宮の参拝、集団での体操、講演聴講、宮城外苑での勤労奉仕など、規律正しい生活が求められた⁽²⁵⁾。



（『大通信』第77号より）

図3 宮城外苑整備奉仕作業

会で行われた講演のなかで、内容が分かっているものをみていく。まずは、通信次官で、通信報国団長の手島栄の訓話である。これは、会の初日に述べられた。手島は、指導に当たる者は、自らが模範となるべきと語り、その上で錬成に必要な3点を示した。それは、「減私奉公」という「臣民の道」を全うするための心身の鍛錬（「心身一体」）、「命がけの実践」に基づいた知識の獲得（「知行合一」）、「職務に没頭」して国家・事業・己の理想の境地を開拓する「戦域錬磨」であった。錬成会冒頭の訓話ということで、格式ばった内容といえるが、手島は「お国のために命がけで奉公することの出来る人物を造ること」が「錬成の根本」とも述べており、参加者たちは錬成会の目的を理解したであろう⁽²⁶⁾。

元侍従武官で、海軍中将の出光万兵衛の講演では、昭和天皇の日々の予定、質素な暮らし、国民への気遣い、祭典への向き合いなどが述べられた。出光が参加者たちに伝えたかったことは、昭和天皇の「偉大さ」も当然あっただろうが、それに加えて継続的な実行力の大事さであった。出光は、「実行の伴はないところの議論は（中略）何等の価値もない」と述べている。出光としては、昭和天皇の日々の行動を具体的に紹介することで、そこにある実行力の「価値」を伝えたかったのだろう⁽²⁷⁾。

東京帝国大学教授で工学博士の富塚清は、食生活の話述べた。米よりもパンのほうが保存に適している、摂取カロリーを考えるよりもビタミン摂取を心がけたほうが疲労回復に適している、西瓜や南瓜は種まで使うべきなど、実践的な話が中心であった⁽²⁸⁾。

以上の3人の講演からは、この錬成会の目的がみえてくる。それは、職務に対して「忠実」であり、「合理的」な実行力を有する団員の養成である。ほかにも講演は行われたので、この3人の言葉が全てということではないが、全く異なる趣旨の内容の講演が行われたと考えるのは不自然であろう。

『大通信』には、参加者の感想が掲載された。そこには、講演の内容、明治神宮参拝、靖国神社参拝、新宿御苑拝観、宮城外苑での勤労奉仕（砂利運び）、御製の朗誦などに対する「感激」が記されている⁽²⁹⁾。通信報国団の機関誌に掲載された感想なので、その「感激」は割り引いて受け止める必要はあるが、こうした感想を通じて、ほかの団員たちも錬成の意味を認識して

24 前掲「通信報国団通信」（『大通信』第82号）。

25 前掲「通信報国団通信」（『大通信』第77号）。

26 手島栄「躬を以て範を示せ」（『大通信』第77号）。

27 出光万兵衛「側近奉仕の感激」（『大通信』第79号）。

28 富塚清「銃後生活の科学化」（『大通信』第80号）。

いったものと思われる⁽³⁰⁾。

諫早局分団では、1943年6月8日から8月4日までの約2ヵ月間、女性団員を対象にした錬成会が行われた。ここでは、梅・桜・菊・藤・あやめの5組が設置され、組長が組員の相談相手となり、組同士の連絡係も担った⁽³¹⁾。各組における具体的な活動の内容は不明だが、団員の相互理解を深める狙いがあったことは容易に想像できる。

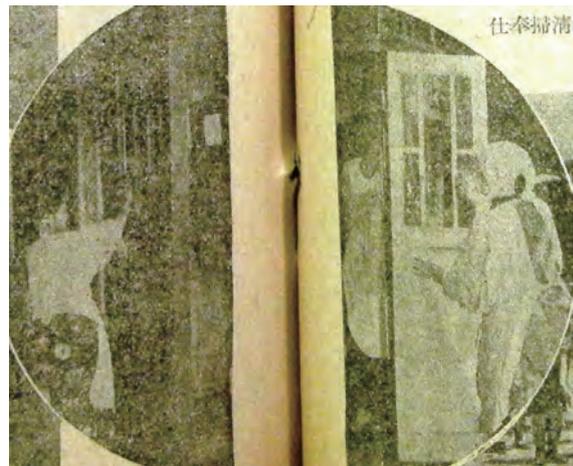
広島通信局支団では、1943年10月から11月にかけて、複数回複数組に分けて、管内の幹部を対象にした錬成会が開かれた。10月は仏通寺の道場で行われ、座禅や勤労作業など、11月は出雲大社の修錬道場で行われ、こちらは禊を中心とした内容であった⁽³²⁾。前出の手島団長の訓話では、「職域」を「自己の人格を向上さす道場」だと団員に認識するよう求めているが⁽³³⁾、その求めに応じた内容だといえる。座禅や禊で自己を省みることで、人格の「向上」につなげようとしたのである。

以上、錬成会についてみてきた。知識人の講演聴講、勤労奉仕、団体行動、座禅や禊など、個人および集団の規律化を目指した活動を団員に徹底させることで、職務を着実に実践する行動力や職場での連携の必要性を団員に理解させるのが錬成会であった。

3 職場環境の改善

逓信報国団は、職場環境の改善に力を注いでいた。それは、整理整頓や消耗品の節約など、身近な環境の改善であったが、その何気ないことのように思える活動に、いかなる意味があったのか、考察していく。

1942年3月7日、別府局分団では団員参加の懇談会が開かれた。そこでは「応召従軍者に対する感謝」が決議されたほか、その感謝を具体化するため、心身の錬成や貯蓄の奨励を図ることが分団のなかで共有された。この共有事項の1つに、整理整頓の励行があった。身近なところから改善を加えることが、業務の能率の向上や厳粛な局



(『大逓信』第78号、1942年8月より)

図4 青森局分団の公衆電話室清掃奉仕

- 29 「錬成即生活の体得 第二回錬成事務担当者講習会感想記(一)」(『大逓信』第78号)、「雄渾なる錬成道の確立へ 第二回錬成事務担当者講習会感想記(二)」(『大逓信』第79号)、「聖域奉仕の忘れ難い感激 第二回錬成事務担当者講習会感想記(完)」(『大逓信』第80号)。ここで「第二回」とあるように、「第一回」は1941年に行われているのだが(前掲「逓信報国団通信」『大逓信』第77号)、内容は不明である。「第三回」は、1943年6月8日から一週間、大倉精神文化研究所にて開催された。60人が参加し、清掃、神拝、座禅、講話、体操などが行われ、「第二回」同様、早朝の起床から夜の就寝まで、参加者は規律正しい生活が求められた(「逓信報国団通信」『大逓信』第90号、1943年8月)。
- 30 熊本通信局支団では、日本青年館での錬成会に参加できなかった管内の団員140人を対象に、7月15日からと8月1日からの2回、どちらも一週間の錬成会を阿蘇の湯の谷にて開催した。詳細な内容は不明だが、逓信局幹部による訓示、九州帝大の教授や県の体育運動主事らによる「臣民」としての「道」や体操についての指導、出光万兵衛の講演などが行われており、日本青年会での錬成会と同様の趣旨であったことは推測できる(前掲「逓信報国団通信」『大逓信』第80号)。
- 31 前掲「逓信報国団通信」(『大逓信』第91号)。
- 32 前掲「逓信報国団通信」(『大逓信』第95号)。
- 33 前掲手島「躬を以て範を示せ」。

風の樹立につながり、ひいてはそれが「応召従軍者に対する感謝」となるというのが、別府局分団の決議が意味するところであった⁽³⁴⁾。

同年3月28日に開かれた岡谷局分団の懇談会では、貯蓄の奨励や健康増進、時間厳守などに加え、毎月8日を「物資愛護日」と定め、現用器具の手入れ・清掃、物資の節約に努めることが決定された⁽³⁵⁾。毎月8日は大詔奉戴日でもあるので、それを意識しての日付の設定であろう。清掃や節約は、大詔奉戴日にふさわしい活動だと認識されていたということである⁽³⁶⁾。

同年4月20日の通信記念日⁽³⁷⁾には、「事業精神昂揚週間」というものが始められ、各地で様々な取り組みが行われた。東京都市支団では、本局分団内の各課が出勤時間厳守、丁寧な応答応対、文書の即日処理、未処理文書一掃、書籍の整理整頓を励行することが申し合わされた⁽³⁸⁾。名古屋支団では、「能率増進」「心身錬成」「正確敏速」などの標語を各日設定し、「堅実質素を旨」に日常の実践に当たるよう分団に指示が出された⁽³⁹⁾。

仙台通信局支団では、殉職英霊碑・殉職物故者の墓地参拝、講演会の開催、体育競技会の開催など、日常の職場環境の改善ではなく、不定期に集団で行うイベントが「事業精神昂揚週間」に行われた。ただ、支団管内の分団では、同週間とは関係なく、日常業務の引き締めが強調されており、福島局分団は3月の一事貫行⁽⁴⁰⁾の標語を「明日の備へに先づ整理だ引締だ」と設定した。能代局分団は、事故防止と経費節約のための標語を団員から募集し、事故防止は「緊まれ戦時だ無事故で奉公」「必ず見直せ仕事の後を」、経費節約は「物も兵器だ無駄なく使へ」「一枚の紙にも籠めよう節約心」と、それぞれ決定した⁽⁴¹⁾。職場環境の改善が、戦時の貢献につながるという標語である。

通信報国団として、こうして力を注いだ職場環境の改善について、団員の一人は、身の回りの品「総ては武器だ」「一本の鉛筆に対する愛は(中略)最後の勝利を獲得する大きな力となる」と述べ、戦時には不可欠な活動だと認識していた。また、ほかの団員は、「ハイ」という言葉の「明朗さ」が、窓口業務の迅速な処理を支えているとして、こうした当たり前のもののなかにある「美しさ」を見出すことの重要性を感じていた⁽⁴²⁾。

窓口業務の改善でいうと、各支団・分団で「親切週間」が設定され、丁寧な対応の徹底が図られていた。松江局分団は、1942年9月14日から20日までを「親切週間」とし、「誠意のある取扱」を団員に徹底させたところ、「公衆から倍旧の感謝を得た」という。また、名古屋支団は、同年10月22日から一週間で「親切週間」とし、管内分団に対し、窓口事務における丁寧・明かな言行、郵便物の丁寧な取り扱い、電信の誤り防止、電話の敏速な交換、保険年金支払い事務

34 「報国団通信」(『大通信』第75号、1942年5月)。

35 前掲「報国団通信」(『大通信』第76号)。

36 前掲拙稿「戦時下の通信職員組織・通信報国団に関する基礎的研究」では、通信報国団が大詔奉戴日に行っていた宣戦詔書の奉読式や神社参拝などについて触れているので参照されたい。

37 東京・大阪間で新式郵便制度が開始された1871年3月1日は、新暦でいうと4月20日となり、この日は1934年から通信記念日となった(郵政省編『郵政百年史資料 第二十九卷 郵政総合年表』吉川弘文館、1972年、130頁)。

38 前掲「報国団通信」(『大通信』第76号)。

39 同前。

40 その月の目標(一事貫行)としての標語は、支団・分団を問わず、設定されていた。例えば、1942年4月の本省支団の一事貫行の標語は「守れ活かせ貴い時間」、5月は「日々整頓」であった(前掲「報国団通信」『大通信』第75号、第76号)。

41 前掲「報国団通信」(『大通信』第76号)。仙台通信局支団管内で、「事業精神昂揚週間」に職場環境の改善が行われなかったわけではなく、酒田局分団や横手局分団では、同週間にポスト、公衆電話室、局舎の清掃が行われた(前掲「通信報国団通信」『大通信』第77号)。

42 「職域寸感」(『大通信』第82号)。

の迅速化、丁寧な口調での電話応対、整正された服装、電信電話回線障害の防止と迅速な修理の徹底を図ることを強調した⁽⁴³⁾。

この「親切週間」に対し、ある団員は行動に加えて、「言葉に表現する」ことで、誠意が相手に伝わりやすくなるとして、「美しく正しい日本語の認識と活用」が窓口業務には重要だと述べた⁽⁴⁴⁾。前出の「ハイ」の「明朗さ」に触れた団員もそうだが、彼らが述べる「美しさ」や「美しく正しい」の具体的な形は不明である。ただ、窓口業務や応対業務の改善には、丁寧な言葉遣いの徹底が必要だと感じていたということであろう。

上記の「親切週間」では、服装も改善の対象となっている。国民服令が存在した時代なので、当然といえるだろうか。各分団の具体的な試みでいうと、小松局分団では、1943年度以降、男子団員の髪は五分刈りとした。貯金局支団の大阪支局分団では、女子団員のハイヒール禁止、パーマ禁止、「厚化粧の遠慮」、モンペ着用が徹底された⁽⁴⁵⁾。高崎局分団では、1943年6月1日から10日間、男子団員は戦闘帽と脚絆、女子団員はモンペ着用とした⁽⁴⁶⁾。

服装の整正とは趣が異なるように感じられるが、これが当時の通信報国団の流れであった。本省支団では、1943年3月の標語を「撃ちてし止まむ」とし、その後も「常在戦場」「戦果に応へよ」「戦場、神州に近づけり、蹶起せよ！」「起て！決戦だ！」「敵前執務だ、勝つのみだ。」など、勇ましい標語が設定された⁽⁴⁷⁾。職域も戦場だという認識からくる標語であり、服装や外見も相応の変化が求められたのである。

通信報国団では、以後も設備の点検、書類の書き間違いの減少、節電・節水、職員間の挨拶などの徹底が図られ、それは終戦直前まで続いた⁽⁴⁸⁾。「一枚の紙」「一本の鉛筆」も無駄にすることなく職域を守り抜く、これが通信報国団員の務めであった。

「親切週間」の際に、「公衆から倍旧の感謝を得た」というように、この活動の結果として、通信事業の利用者に恩恵がもたらされたのであれば、それは推進されていくべきものであった。ただ、戦争の末期、通信官庁が国民に通信の利用の抑制を促していたことを考えると⁽⁴⁹⁾、職場環境の改善は、利用者のためというより、次第に団員の引き締めのために行われるようになってきたとみるべきであろう。もちろん、団員の引き締めが、ひいては利用者の恩恵につながることもいえるが、まずは「常在戦場」ゆえに、団員は「蹶起せよ！」というのが、通信報国団として向かうべき道であり、その「蹶起せよ！」の具現化の1つに、職場環境の改善もあったのである。

4 農作業への従事

通信報国団では、団員による農作業が活動の1つになっていた。それは、食糧難への対応が目的だったのだが、団員には通常業務があるなかでの作業だったので、実際に食糧難の打開に寄与したかは疑問である⁽⁵⁰⁾。それでも、全国的に農作業は行われていた。そこには、通信報国団としての狙いがあると思われるので、本節ではこの活動の意味について考察する。

43 前掲「通信報国団通信」(『大通信』第82号)。

44 「職域寸感」(『大通信』第85号)。

45 前掲「通信報国団通信」(『大通信』第85号)。

46 前掲「通信報国団通信」(『大通信』第90号)。

47 「通信報国団通信」(『大通信』第86号、1943年4月、第98号、1944年4月、第102号、1944年8月)、前掲「通信報国団通信」(『大通信』第90号、第95号、第103号)。1943年11月に通信省と鉄道省が合併して運輸通信省となり、通信官庁が通信院となつてからは通信院支団の標語。

48 『熊本通信局報』第1858号、1945年3月2日、第1894号、1945年7月6日。

49 前掲拙稿「アジア・太平洋戦争末期における通信官庁の宣伝活動」。

(1) 耕作と錬成

貯金局支団の大阪支局分団では、1941(昭和16)年5月に1000坪の休閑地を無償で借り入れ、分団長以下有志の団員130人が開墾に従事するようになった。最初の年は甘藷を栽培し、300貫余収穫、その後豌豆、馬鈴薯、落花生なども栽培するようになった⁽⁵¹⁾。土地の貸し手は不明である。同支団の京都支局分団でも、500坪の土地を無償で借り入れ、1942年3月より開墾が始められた。食糧増産とともに、農作業を通じて団員の錬成を図ることが目的であった⁽⁵²⁾。土地の貸し手は不明である。



(『大通信』第76号、1942年6月より)

図5 大阪貯金支局分団の耕作

土崎局分団では、「増産の一翼を担ふため」、耕地3反歩を借り入れ、1942年4月8日の大詔奉戴日以降、毎日午後4時から団員が耕作に従事するようになった⁽⁵³⁾。土地の貸し手は不明である。新潟局分団でも、「戦時下食糧増産の一翼」を担うため、空閑地を開墾して馬鈴薯と甘藷の栽培を行った⁽⁵⁴⁾。土地の所有者は不明である。

奈良工務出張所分団では、1941年11月から庁舎付近の土地5反歩の農園を経営するようになり、団員が耕作に従事した。玉葱や豌豆などを栽培し、収穫の半分は団員に配布、残りの半分は売却していた⁽⁵⁵⁾。経営開始から200日ほどで、収穫額は211円に達したという⁽⁵⁶⁾。庁舎付近の土地は借り入れたものなのかは不明である。大阪通信局支団管内では、大阪旭局分団も、局付近の空き地500坪を無償で借り入れ、各課が毎週一回「農園日」を設定し、農作業に従事していた⁽⁵⁷⁾。

大湊局分団では、前出の「健民運動」および「事業精神昂揚週間」の活動として、荒廢地の開墾が行われた。貯金局支団の京都支局分団同様、農作業を通じて団員の錬成を図るためである。事務に支障がないよう団員が協力し、500坪の土地に、馬鈴薯と南瓜の栽培を行った⁽⁵⁸⁾。土地の所有者は不明である。

岡山電話局分団では、同局が有する100坪の空閑地を農地として利用していた。これは、1942年の時点で、「数年前」から始められていたことなので、食糧難への対応や通信報国団としての活動として始まったものではなく、同局が局員に「土に親しむ心」を育んでもらうため、始められたものであった。それが、1941年4月20日の通信報国団結成後は、報国団の活動として継続していたということである⁽⁵⁹⁾。なお、土地は同局が有していたということだが、同局

50 前掲拙稿「九州における通信報国団」では、熊本通信局支団管内における空き地の開墾について、若干の考察を行っているので参照されたい。

51 前掲「報国団通信」(『大通信』第76号)。

52 前掲「通信報国団通信」(『大通信』第77号)。札幌通信局支団の石狩深川局分団と札幌電話局分団でも、食糧増産と団員の体力強化を目的に、耕作が行われていた(前掲「通信報国団通信」『大通信』第78号)。

53 前掲「報国団通信」(『大通信』第76号)。

54 前掲「通信報国団通信」(『大通信』第78号)。

55 前掲「通信報国団通信」(『大通信』第77号)。

56 前掲「通信報国団通信」(『大通信』第78号)。

57 同前。

58 前掲「通信報国団通信」(『大通信』第77号)。

を管轄する広島通信局の土地なのか、詳細は不明である。

福島県平局分団では、荒地を借り受け、蓖麻（ヒマ）の栽培に従事した。これは、「国策への協力」「体位の向上」「団結心の養成」という「一石三鳥」を目的としていた⁽⁶⁰⁾。蓖麻は、工業用・薬用の油である蓖麻子油の原料となる植物である。当時は、全国的に蓖麻栽培献納運動が展開されており、通信報国団でも、企画院発出の献納要請を受け、栽培・供出が奨励されていた⁽⁶¹⁾。平局分団の団員たちは、「馴れない労作も国家への奉仕なればこそと、快く」作業に従事していたという⁽⁶²⁾。

名古屋支団の名古屋通信局分団では、中央電信局舎用地として名古屋市内に買収していた土地800坪余を、全団員交代の勤労奉仕により、薩摩芋を栽培する農園に仕上げた⁽⁶³⁾。局舎用地として買収した土地を、通信局の一存で農園にはできないであろうから、本省の関与も考えられるのだが、詳細は不明である。

このほか、室蘭局分団、青森局分団、貯金支団の神戸支局分団、下館局分団、川口局分団、小樽局分団、銚子無線局分団、佐野局分団、網走局分団、神戸中央郵便局分団、栃木局分団、岡崎局分団、小田原局分団などでも、耕作が行われていた⁽⁶⁴⁾。また、札幌通信局支団では、管内の耕作を推進するため、優秀と判定を受けた分団には、支団長（通信局長）からの推奨を与え、奨励金が交付された。1942年度の優秀分団として推奨を受けたのは、北見・岩内・留萌・石狩深川・釧路・苫小牧・室蘭・札幌電話・寿都などであった⁽⁶⁵⁾。

大阪支団では、1943年半ばになると、「食糧確保の要愈々緊要なるものある」として、管内の分団に増産の成果を挙げるよう指令が出された。それは、官有・私有地を問わず、空き地は全て利用し、農作物を栽培すること、すでに農園としている土地では、より一層の工夫をもって増産を実現すること、事業に関係ない施設で利用価値の低いものは、転換利用を促進すること、という3点であった⁽⁶⁶⁾。名古屋、熊本、広島、札幌、新潟の各通信局支団でも、1944（昭和19）年以降、通信院所有の未利用地や局舎構内の空闲地、さらには団員所有の土地などを開墾するべく、管内全体で食糧増産に努める方針が立てられた⁽⁶⁷⁾。

戦争末期に至り、各支団が管内分団に、食糧増産に一層努めるよう指令を出し始めたのは、備蓄米を消費し続ける状況の解消を目指して、政府が決戦非常措置要綱を決定し、増産を指示したからである⁽⁶⁸⁾。これを受け、通信報国団としては花壇であれ芝生であれ、開墾が可能であれば残らず活用するよう方針を立てたのだが、官有・私有の空き地が急増するとは考えにくい。まして、開墾のための経費の援助が政府や通信官庁から現場の分団に出たわけではない。

59 前掲「通信報国団通信」（『大通信』第78号）。

60 同前。

61 『熊本通信局報』第1712号、1943年10月1日。大阪通信局分団、熊本通信局分団、仙台通信局分団、青森局分団、鶴岡局分団、長崎無線局分団、熊谷局分団、新発田局分団なども、蓖麻栽培を行っていた（「通信報国団通信」『大通信』第88号、1943年6月、第99号、1944年5月、前掲「通信報国団通信」『大通信』第90号、第91号、第95号）。

62 前掲「通信報国団通信」（『大通信』第78号）。

63 同前。

64 同前、前掲「通信報国団通信」（『大通信』第79号、第80号、第82号、第85号、第88号、第90号、第91号、第93号、第99号、第102号）、「通信報国団通信」（『大通信』第81号、1942年11月）。

65 前掲「通信報国団通信」（『大通信』第86号）。

66 前掲「通信報国団通信」（『大通信』第92号）。

67 前掲「通信報国団通信」（『大通信』第99号、第100号）。新潟通信局支団は、1943年11月の行政機構改組の際に新潟通信局が新設されたことにより誕生した支団である。同時に、松山通信局も新設され、松山通信局支団も誕生した（前掲拙稿「九州における通信報国団」）。

68 『熊本通信局報』第1761号、1944年3月24日。

で、この方針によって、それまでより耕作が進められる要素はなかった。それでも、各支団が指令を出したのは、耕作への努力を続けることで、団員に「協同」「忍苦」「天物感謝」といった精神を植え付けるためであった⁽⁶⁹⁾。

通信報国団による耕作は、甘藷、馬鈴薯、薩摩芋、南瓜、大豆などの生産による食糧増産、蓖麻栽培および献納による資源確保などの狙いがあったことは確かである。それに加えて、耕作という勤労による体力の増強、共同作業による一体感の醸成、自然の恵みへの感謝などを、団員にもたらず狙いもあった。耕作は、団員の心身の錬成を図る活動だったのである。

(2) 勤労奉仕

前項は、通信報国団が土地を確保して、その土地を耕作した事例についての考察であったが、通信報国団による農作業の従事は、それだけではなかった。団員が農家の作業を手伝う勤労奉仕も行われていた。ここでは、その勤労奉仕を考察する。

1942年10月3日から8日までの一週間、福島局分団では、局出身で応召中の5人の家族のため、「稲刈奉仕」を行った。同時期、福島県矢田野局分団、宮城県津谷局分団、新潟県六日町局分団でも、出征者の留守宅および戦没者遺族のために「稲刈勤労奉仕」が行われた。この一週間は、軍人援護強化運動が展開された期間で、ほかの分団でも留守家族・戦没者遺族を招いた慰安演芸会や観劇会、出征中の団員への慰問品・慰問文送付、陸軍病院慰問、勅語奉読式などが行われていた⁽⁷⁰⁾。



〔『大通信』第82号、1942年12月より〕

図6 六日町局分団の稲刈勤労奉仕

通信報国団の常任幹事で通信省現業調査課長の矢部嘉弥は、団員に向け、「前線及其の家族の慰問に一層の協力を切望する」と述べている⁽⁷¹⁾。通信報国団にとって、銃後の奉仕は重要な事業という位置付けである⁽⁷²⁾。農家への勤労奉仕は、その重要な事業の一環として行われていた。

1943年6月13日には、熊本通信局分団が日曜日を利用して、郊外の農村に団員数十人を派遣し、「麦刈勤労奉仕」を行った。同じく6月、名古屋支団では通信局分団と名古屋市内の普通局分団により「農村応援隊」が組織され、近郊の農村に1回百人ほどの奉仕を、計4回行った⁽⁷³⁾。このほか、長崎無線局分団、東京通信局分団、岡山局分団、防府局分団、伊勢崎局分団、丸亀局分団などでも勤労奉仕が行われた⁽⁷⁴⁾。

69 同前。

70 前掲「通信報国団通信」(『大通信』第82号)。

71 矢部嘉弥「通信報国団の運営に就て」(『大通信』第76号)。

72 通信報国団には、出征した団員やその家族を支援するため、銃後後援会が設置されていた。後援会では、戦死した団員の遺族への弔慰金の支払い、負傷者した団員への慰問金の支払いなどが行われていたほか、出征した団員への慰問目的で、『通信銃後だより』(後継誌は『ふるさと』)という雑誌を不定期に発行していた。また、後援会としての活動でなくても、各分団が傷痍軍人への慰問を行っていた(注1の拙稿)。

73 前掲「通信報国団通信」(『大通信』第90号)。普通局とは、土地・局舎の管理や業務の経営などを国家が直接行う普通郵便局のこと。

銃後の活動の一環である農家への勤労奉仕は、従軍者家族・戦没者遺族への助力であるとともに、食糧増産への貢献であった。それと同時に、勤労奉仕は「健康増進上得る所甚大であった」と逋信報国団では認識されていたので⁽⁷⁵⁾、ここでも団員の錬成という側面があったのである。

5 おわりに

以上、全国各地で展開されていた逋信報国団の活動を分析した。各節の考察からみえてきたことを、ここで整理しておく。

第2節では、団員の体力強化や精神の修養を図る「修錬」や「錬成会」について考察した。国民体力法に基づき、結核予防・体力強化・人口増進が国策となるなか、逋信報国団でも「薄弱者追放」を掲げ、団員の「修錬」を進めた。それは、徴兵による欠員で業務に支障が生じる可能性を鑑み、「虚弱者」を一掃して団員の欠勤防止を徹底させることが目的であった。また、「錬成会」では集団行動や座禅、知識人の講演拝聴などを通じて団員の修養に努め、職場における連携や規律の重要性を団員に認識させていった。

第3節では、整理整頓や消耗品の節約、丁寧な窓口対応の徹底など、職場環境の改善に関する活動について考察した。日常業務を省み、利用者に恩恵をもたらすことを目指す職場環境の改善だが、ここで考察した活動の第一義的な狙いは、団員の日々の行動の引き締めにあった。従軍者への感謝や大詔奉戴日と職場環境の改善活動は結びつけられ、清掃・節約・時間厳守・丁寧な窓口対応など、日常の何気ない行動が国家への貢献となった。戦時を日常と捉える団員の意識については、すでに考察したことがあるが⁽⁷⁶⁾、こうした日々の職場環境の改善が、団員の意識に影響していたものと思われる。

第4節では、農作業の従事について考察した。これは、食糧増産という国策に基づいた活動であり、働き手が不足する農家への勤労奉仕という貢献でもあった。それと同時に、開墾による体力強化、共同作業による一体感の醸成、自然と接することによる精神の修養なども目的としており、第2節で取り上げた「修錬」や「錬成会」に類する活動であった。

これらの考察を通じて、逋信報国団が団員に求めた人間像とは、以下のようなものであったといえる。それは、身体的に壮健で、規律を重んじ、丁寧な行動ができる人物である。決して特別な人間像ではない。団員にしてみれば、日々の活動を実践し、この人間像に近づくことは、それほど難しいことではなかつたろう。

第2節第2項で逋信報国団長・手島栄の「お国のために命がけで奉公することの出来る人物を造ること」が「錬成の根本」という言葉を紹介した。このような露骨ともいえる表現で団員にプレッシャーをかける場面はあったが、本稿でみてきたように、強歩や集団行動、消耗品の節約、農家への勤労奉仕と、概ね受け入れ可能な活動を通して、団員への鍛錬や修養は行われていた。「根本」には、「お国のために命がけで奉公することの出来る人物を造る」狙いはあつただろうが、それを各地の現場レベルでの対応により、身体的に壮健で、規律を重んじ、丁寧な行動ができる人物と変換することで、団員に錬成と奉仕の意義を分かりやすく伝えていたといえよう。

74 前掲「逋信報国団通信」(『大逋信』第91号、第92号、第102号、第103号)、「逋信報国団通信」(『大逋信』第104号、1944年10月、第106号、1944年12月)。

75 前掲「逋信報国団通信」(『大逋信』第103号)。

76 前掲拙稿「文芸作品にみる逋信報国団員の戦時意識」。

逋信報国団は、戦時下の逋信職員約35万人をまとめ上げていた。それを可能にした要因の1つが、決して特別でない活動を日常的に、しかも全国各地で行うことにより形成されていた団員の人間像だったのである。

(ごとう やすゆき 専修大学文学部非常勤講師)

資料紹介

時限札について

近辻 喜一

1 はじめに

筆者がはじめて時限札なるものを目にしたのは、郵政博物館で開催された企画展「時計物語」(会期：令和3年2月1日～3月26日)であった。説明には番号札とあり、一辺7センチくらいの真四角の白木の札で、角にあけられた穴を天にし、表面に「〇〇便」、裏面に「本寮」と楷書で墨書されている。早朝便が1枚で、残りの朝便・午前便・昼便・日中便・午後便・夕便が各2枚の合計13枚(写真1)だった。

2 時限札とは

明治7年2月7日省議による「大集配并開函人心得方并約束」⁽¹⁾全15条のうち特に重要な第一条から第四条までを引用する。これは時限札に関する唯一の資料である。

第一条 大集配并開函人ハ毎日午前六時マテニ必ラス溜所ニ出頭スヘシ若シ其時間ニ後ル、歟或ハ集配開函ノ途中行歩ノ怠情ヨリ帰寮ニ遅延シ差立テ配達ノ時間ヲ欠キ候ハ、金二十五銭以内ノ違約謝金可申付事 但途中非常ノ事故アルハ此限ニアラス

第二条 郵便仮役所及ヒ取扱所ニ到候ハ、諸事礼節ヲ厚フシ聊カニテモ威厳ケ間敷或ハ郵便物渡シ方ノ遅速ヲ口実トシ粗暴ノ応答致スヘカラス若シ謂アリテ渡方相後レ候ハ、穩当ニ其時間ノ証ヲ申請ケ精々急歩帰寮時限ニ外レサル様可心掛右規則ヲ犯シ応答粗暴ノ義有之候ハ、五拾銭以内ノ違約謝金可申付事

第三条 郵便物並継送り帳請渡ノ節精々入念粗漏ノ所為アルヘカラス若シ取扱方杜撰ヨリ致紛失候節ハ郵便罰則ニ照シテ処断可相成儀ト可心得事

第四条 各所の郵便開函ノ節時限札ヲ入置候ハ、開函ノ有無及ヒ遅速ヲ照明センカ為メナレハ必ラス真時限ト差違無之様可入置尤監察ノ者見廻リ不相当ノ時限札ニ候得ハ何時改の紙札ヲ

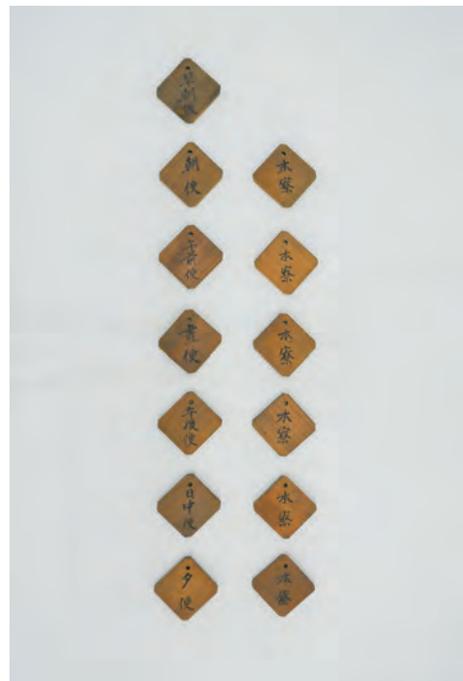


写真1 時限札

1 「郵便局類聚摘要録」第五編 郵便ノ部pp 548-555所収。後半部の郵便小集配人并臨時配達人心得方約束条例(明治7年1月)も参考になる。小集配とは、仮役所の管轄地域での郵便物の配達のこと、15人の小集配人が一斉に郵便寮を出発する。

入換候筈ニ付其節ニ至リ何様申繕ヒ候トモ聊カ取揚ケ無之儀ト兼テ可相心得若シ此規則ニ背キ候節ハ一便ニ付金五拾銭以内ノ違約謝金可申付事

大集配とは運送便のことで、本寮を出発した大集配人は15仮役所を回って帰ってくる（第一条）。仮役所では直接引き受けた郵便物と管轄ポストから集められた郵便物を受け取り（第二条）、継送帳の受け渡しをする（第三条）。局前ポストを開函して郵便物を取り集め、時限札を入れてくる（第四条）。

3 便号印⁽²⁾

駅通寮は、明治4年12月の東京長崎間の郵便開通と同時に、三府の府内郵便の実施を計画したが、東京については準備がととのわず5年3月にずれ込む。以後、東京府内郵便の毎日の集配度数は3便、5便、6便と順次増便された（表1）。この集配体制を監察するために便号印が導入されたと考えられる。本局では郵便物（封書）に便号印を押して配達したが、中継印や差立印にも一部使用した（図1）。

4 時限札と便号印との関係

前述の省議は明治7年2月なので、便号印は二重丸N1B1印のときである（表1）。時限札と便号印の便名を表2に示すが、二重丸印には「便」の表示はない（写真2）。うち5便（朝便・

#	便号	使用期間	便号印	早朝便	朝便	午前便	晝便	日中便	午後便	夕便	夜便
1	3便期	M5.3.1~M5.5.30	枠付便号印		○		○			○	
2	5便期	M5.6.1~M5.9.29	枠付便号印		○	○		○	○	○	
3	6便期	M5.10.1~M6.3.31	小型枠無/枠付便号印		○	○		○	○	○	○
4	6便期	M6.4.1~M8.6.30	二重丸N1B1印		○	○		○	○	○	○

※出典：手嶋 康・浅見啓明『19世紀の郵便』解説編 pp 73-81

表1 便号印



図1

時限札	使用期間	便名							
		早朝便	朝便	午前便	晝便	日中便	午後便	夕便	夜便
時限札	M7.2.-M8.6.30	早朝便	朝便	午前便	晝便	日中便	午後便	夕便	
二重丸印	M6.4.1-M8.6.30	朝	午前	日中	午後	夕	夜		

表2 時限札と二重丸印の便名

2 本節は、手嶋康・浅見啓明『19世紀の郵便—東京の消印を中心として—』解説編、2003年、pp 73-81による。

午前便・日中便・午後便・夕便)は共通だが、時限札の早朝便・昼便と二重丸印の夜便は独自の便名である。

表3は、明治5年10月に東京府内郵便が毎日6便に増便されたときの「改正東京府内横浜市中并両地往復郵便差立時刻表」⁽³⁾である。朝便・午前便・日中便・午後便・夕便は府内集配便で、府内日中便を除く朝便・午前便・午後便・夕便は横浜への差立便であり、夜便は横浜への差立便と横浜からの到着便で、府内への配達は翌日になる。

表4は、明治8年7月の10便に増便される直前の時刻表であるが⁽⁴⁾、大集配の便名も上記の5便である。10便になると二重丸印の便名表示は平仮名になり(N1B2)、時限札の使用も廃止された。

(ちかつじ きいち 郵便史研究会会長)



写真2

3 『郵政百年史資料』第一巻 太政類典・公文録（郵便・為替貯金）p 62に関する附表四

4 『郵政百年史資料』第一巻 太政類典・公文録（郵便・為替貯金）p 99に関する附表五甲

				夜便	便 東京	夕 横浜	午後便	日中便	府内	午前便	朝便	場所	差出シ			
					四字半限		一字半限	十一字限	十一字半限	九字半限	七字半限	取扱所	箱場并	東京府内并横浜へ差出す時刻		
					五字限		二字限	十一字半限	十字限	八字限	八字限	各仮役所		東京府内并横浜へ差出す時刻		
				十字限	五字半限	四字半限	二字半限	十二字限	十字半限	八字半限	八字半限	元役所	四日市	東京府内并横浜へ差出す時刻		
						前 五字五分 限	前 三字五分 限		分 前 限	十一 字五 分	前 九 字五 分	ス テ イ シ ヨ ン	汽 車	新 橋	東京府内并横浜へ差出す時刻	
						五字五分限	三字五分限		分 限	十一 字五 分	九 字五 分	ス テ イ シ ヨ ン	汽 車	品 川	東京府内并横浜へ差出す時刻	
						三字限	一字限			九 字 限	七 字 限	取扱所	箱場并	横浜市中并神奈川ヨリ東京へ差出す時刻		
				十字限	三字半限	一字半限	一字半限			九 字 半 限	七 字 半 限	役所	本町通	横浜市中并神奈川ヨリ東京へ差出す時刻		
					前 四 字 五 分 限	前 二 字 五 分 限	前 二 字 五 分 限		前 十 字 五 分 限	前 八 字 五 分 限	八 字 五 分 限	ス テ イ シ ヨ ン	汽 車	横浜市中并神奈川ヨリ東京へ差出す時刻		
					四字限	三字限	三字限			十 字 限	八 字 限	ス テ イ シ ヨ ン	神 奈 川	横浜市中并神奈川ヨリ東京へ差出す時刻		
夕便	昼便	差出場所	大坂へ郵便差出時刻	総テ遠近諸国へ差出す郵便ハ前ノ本表工記ス郵便迄ノ時刻割ニテ蒸気車ステイシヨンを除クノ外夫々便宜ノ場所へ差出し可申事 但シ四日市役所へハ夕六時半迄ニ可差出事												

表 3 改正東京府内横浜市中并両地往復郵便差立時刻表

資料紹介

郵政博物館の収蔵藩札等について

— 維新期の通貨改革との関連において —

藤本 栄助

① 収蔵札と江戸時代の通貨

1.1 収蔵藩札等の一覧

郵政博物館には、整理番号1961-1から1961-16の下に、江戸時代から維新期にかけて発行された紙幣（以下、「札」という）が収蔵されている。これを資料番号順に並べ、札の種類、額面表記、発行年、発行者等を簡記したものが[表1]である。このうち、1961-10は実物を欠くので、実際には15枚から成る。いずれも2010年11月に整理されており、枝番の11から15は、1992年12月8日、堀口剛平氏から寄贈されたものである。これらの札は、大きく3つの種類に分けられる。すなわち、「藩札」、「府県札」、「私札」である。

限られた枚数ではあるが、それぞれの額面、発行地域等を当時の貨幣環境に位置づけることによって、わが国貨幣史の一断面を示すことができる。本稿では、維新时期通貨の大きな転換点となる1871年（明治4）の「新貨条例」、「旧銅貨品位」及び「藩札整理」との関連において、資料を紹介することとしたい⁽¹⁾。以下、整理番号の先頭部分1961を省略し、枝番に従って、①～⑯と呼ぶ。

整理番号	種類	額面表記	発行年等	発行者等	寸法 (mm)
1961-1	県札	銭百文	明治紀元發通用五年限	久美濱縣商法會所	147×42
1961-2	藩札	参ふん	延享三年丙寅十一月穀且(ママ)	豫大洲	168×47
1961-3	藩札	式ふん	延享三年丙寅十一月穀且	豫大洲	173×47
1961-4	藩札	式ふん	延享三年丙寅十一月穀且	豫大洲	176×47
1961-5	藩札	銀五匁	発行年不詳	豫大洲	171×47
1961-6	藩札	壹匁	延享三年丙寅十一月穀且	豫大洲	175×47
1961-7	藩札	参匁	延享三年丙寅十一月穀且	豫大洲	172×47
1961-8	藩札	式ふん	延享三年丙寅十一月穀且	豫大洲	172×47
1961-9	藩札	銀参匁 (四厘の押印)	文政十三寅改	豫州宇和嶮 銀札役所	152×40
1961-10	欠	—	—	—	—
1961-11	藩札	金壹朱	記載なし	両替所 為替組中	151×46
1961-12	私札	拾文目 (手書き)	記載なし	順軒堂	160×41
1961-13	私札	銀壹匁	慶應式丙寅歲	手形取締方米會所	153×36
1961-14	私札	米切手銀壹匁 二厘引	慶應元年	和州葛下郡當麻寺	152×39
1961-15	私札	銀壹匁	1961-13に同じ	1961-13に同じ	153×36
1961-16	旗本札	驛方融通 銀三分	巳十二月日	引替所 播州佐用 會所	134×34

(注) 発行年は札上の記載にしたがったものであり、実際の発行年とは一致しない可能性がある。
発行者等とは、発行者に関係すると思われる札上の記載である。寸法は縦×横である。

[表1]

1 郵政博物館には、これ以外に、整理番号1966のもとに「駄賃札」と分類されたものが159件存在し、その内容は、「銭五百文」等と称するものから「人足一人」と称するものまで、多種多様であり、なお整理を要する。郵政省郵政研究所附属資料館『一般資料目録』（1990）33頁以下を参照。

1.2 江戸時代の通貨について

(1) 三貨制度

各種の札を理解するため、複雑な江戸時代の通貨の仕組と、それが近代のシステムに解消していくプロセスを概観しておこう。13世紀から16世紀後半に至るまで、わが国では、中国（宋、元、明）から輸入された銭貨（円形方孔の穴空き銭）、あるいはそれを模鑄した鑑銭が通用しており、当時の幕府は通貨を発行しなかった。そして、銭の輸入の減少に伴い、撰銭（えりぜに）が行われ、更には、米が価値評価の基準として復活し、あるいは、銀が地金の形で通貨として用いられるようになった。この状態を改め、日本全国にわたる通貨高権を確立したのが江戸幕府である。

幕府正貨は、金、銀、銭から成り、三貨制度と呼ばれる。その始まりは、慶長金銀であり、慶長小判・一分金及び慶長丁銀・豆板銀から成る。前者は1両＝4分の計数貨幣、後者は貫目、匁、分〔ふん〕で計られる秤量〔しょうりょう〕貨幣であった。少し遅れて寛永期に寛永通宝が発行され、三貨の形が整ったが、実質が備わったのは、寛文期における寛永通宝の大量発行による。この頃まで、わが国は世界有数の産金、産銀国であり、その後、銅の産出がピークを迎えたことが三貨制度の基盤となった。しかし、江戸時代の通貨は、幕府の正貨に尽きるものではなく、地方通貨としての藩札、さらに、これらを補う私札の存在を無視することができない。

三貨制度は、重層的なもので、言うならば、三貨それぞれが本位貨幣であり、相互に相場が立った。幕府は当初、金1両＝銀60匁＝銭4貫文（1貫文＝千文）という相場を公定したが、市場の相場がこれとは別に存在した。金銀の改鑄、銭の増発（鉄銭や百文銭の鑄造）により、相場は変動し、天保期には銭相場は1両＝6貫500文の銭安となり、幕末・維新时期には1両＝10貫文まで低下した。一方、銀相場は、江戸時代を通じて概ね1両＝60匁程度を維持した。銀は秤量貨幣であり、金貨のような4進法の粗い尺度でなく、計算上細かく細分化できるため、西国では取引に重用された。これを西の銀遣いという。しかし、明和期から「以八片換一両」という南鐮二朱が発行されたのを初めとして、「朱」、「分」という金貨の単位による「銀貨」が大量に発行される一方、秤量銀貨の発行は著しく減少した。そして、万延期には、小判より品位の落ちる万延二分金が大量に発行され、金の含有率が約22%という低品位ながら、幕末・維新时期を代表する金貨となった。西国では、相変わらず銀目の手形や銀札が信用手段として用いられ、銀は計数単位として機能し続けたが、最終決済に行使される正貨は、金に収斂していった。

(2) 通貨の近代化と藩札の消長

各藩が領国限りで通用させるため、幕府の正貨を引当に発行した一種の地域通貨が藩札である⁽²⁾。その嚆矢は、従来、1661年（寛文元）発行の福井藩札とされてきたが、今日では、実物は発見されていないものの、1630年（寛永7）の備後福山藩札にまでさかのぼるとみられている⁽³⁾。

「藩札」の名称は明治以降のものであり、1869年（明治2）12月の太政官布告は、未だ「諸藩ニ於テ旧幕府ヨリ許可ヲ受従前製造之楮幣」と称していた⁽⁴⁾。「楮幣」とは、「こうぞ」でできた貨幣、紙幣の意味である。正貨の金、銀、銭に対応して、金札、銀札、銭札とも呼ばれた。金札は稀で、銀札、銭札が多く、額面も一般的には高額ではないが、幕末には高額札も見られ

2 藩札の性格論には、信用貨幣、領国貨幣等の議論があるが、ここでは立ち入らない。作道洋太郎『近世日本貨幣史』（弘文堂、1958）134頁以下、鹿野嘉昭『藩札の経済学』（東洋経済新報社、2011）35頁以下、109頁以下を参照。

3 岩橋勝「近世の貨幣・信用」『流通経済史』（山川出版社、2002）所収、446頁。鹿野前掲書60頁。

4 『法規分類大全 政体門 制度雑款七 貨幣 紙幣附五 紙幣三』（内閣記録局編輯、1891）57頁。但し、その「目録」（目次）は、「旧藩札増製禁止并維新後府藩県製造紙幣通用停止」とあるから、編纂の時点では、すでに「藩札」の呼称が用いられている。以下、同書は『大全 紙幣三』等と引用する。

る。藩札の発行目的は、古くは藩の財政赤字を補填する側面が重視され、大量発行による価値の下落や兌換拒否により経済混乱を招来したとする否定的な評価が強かった⁽⁵⁾。しかし、最近では、藩財政の困窮と通貨不足は同じ盾の両面であると理解され、幕府の供給する正貨の数量には限界があり、わが国の経済発展に応じて、地域において不足する小額通貨を補ったという側面が重視されるようになった⁽⁶⁾。実際、現存する藩札の多くは使い込まれており、よく流通したことを物語っている。

幕末・維新时期には、三貨の重層性に加えて、百文の天保通宝（銅）、寛永通宝四文銭（真鍮・鉄）、文久永宝四文銭（銅）、寛永通宝一文銭（銅・鉄）といった多様な銭貨、各藩の藩札が入り乱れ、『明治貨政考要』にいう「宝貨錯乱」の状態にあった⁽⁷⁾。これは、1871年の3つの施策を通じて克服されていく。まず、5月の「新貨条例⁽⁸⁾」が、「両」を新貨「円」に改め、その1/100を「銭」、銭の1/10を厘とし、三貨制度による貨幣の重層性が解消した。次に、2か月後の廃藩置県に際して、政府は、藩札を7月14日その日の相場で新貨に引き替える旨を布告した⁽⁹⁾。藩札は、藩債と並ぶ藩の債務であり、幕府発行の正貨との償還義務がある。維新後も藩札の製造、流通は続き、1869年12月、政府は藩札の増発を禁止するとともに、各藩に発行高の報告を求め、償還の目処を立てるよう命じていたが⁽¹⁰⁾、廃藩によって政府自体が償還の主体となった。同年12月には、改めて県に旧藩札の発行高等の報告を求め、藩札と新貨の交換レートを定める「算則」を示した⁽¹¹⁾。1873年（明治6）から藩札と「新紙幣」との交換が始まり、1879年（明治12）には交換を終えた⁽¹²⁾。廃藩置県の時点で、172藩が藩札発行を報告し、報告ベースの新貨換算額は約3,855万円、調査の上、最終的に交換されたのが約2,291万円であったとされる⁽¹³⁾。1871年当時の政府歳入が約2,200万円であったから⁽¹⁴⁾、大量に存在した地方通貨が一掃され、わが国の通貨が全国統合されたのである⁽¹⁵⁾。これが「藩札整理」である。最後に、新貨条例が明確にしなかった旧銅銭の新貨価値は、「算則」より数日前に発出された「旧銅貨品位⁽¹⁶⁾」により定められたが、その基準は基本的に「算則」と平行である。

(3) 府県札

「府県札」は、明治元年から2年にかけて、いわゆる府藩県の三治制下における府県、すな

- 5 例えば、黒正巖「備前岡山の藩札」『封建社会の統制と闘争』所収（改造社、1928）が典型的なものである。黒正は、「極めて少数の例を除き、不換紙幣なりし為め、当局は種々の方法によって硬貨と同様に強制的に流通せしめんとしたるも、金銀との開き著しく、取引上極めて困難を感じた。殊に頻繁に札潰しが襲来して一層紙幣の通用力を減殺した。」「何れの藩も財政的破産に瀕して居た事に徴するも、その通用力の程も知られるであろう。」と述べている（同書、49頁）。
- 6 鹿野前掲書39頁以下。杉山伸也『日本経済史 近世－現代』（岩波書店、2012）55頁以下。
- 7 大内兵衛、土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成 13巻』（明治文献資料刊行会、1964）19頁による。
- 8 『大全 貨幣一』127頁。
- 9 『大全 紙幣三』347頁。
- 10 『大全 紙幣三』57頁。
- 11 『大全 紙幣三』426頁。「算則解」は481頁。
- 12 山口和男『日本の紙幣』（保育社、1984）115頁。太政官札は、銅版印刷（エッチング）であり、偽造されやすかったため、ドイツのドンドルフ&ナウマン社に新しい印刷技術による「新紙幣」の印刷が委託された。太政官札、民部省札、藩札との交換に用いられた。
- 13 大蔵省内明治財政史編纂会編纂『明治財政史 第12巻』（明治財政史発行所、1927）、186頁以下。日本銀行調査局編『図録日本の貨幣5』（東洋経済新報社、1974）207頁。
- 14 三和良一、原朗編『近現代日本経済史要覧 補訂版』（東京大学出版会、2010）57頁。廃藩置県前であるから、これには旧藩の行政経費は含まれていない。ちなみに、翌1872年度の予算、決算は5,000万円のレベルである。
- 15 沢田章編『世外侯事歴明治財政談』（非売品、1921）中巻202頁以下における井上馨の述懐を参照。
- 16 『大全 貨幣二』249頁。1円 = 1両 = 4分 = 100銭で、1分銀、1朱銀も金貨単位だから換算は容易だが、銭は、両との間で相場があり、複数の銭種があったから、円に対する価値も一義的には定まらない。

わち新政府の直轄地（旧幕府直轄地）で発行された。50の府県中、3府、12県が、地方における小額通貨の不足を理由に発行した。少額面の銭札が中心であり、10府県に及ぶ。

(4) 私札

札の最後の類型は、「私札」である。藩府県のような通貨発行権力ではなく、地域の資力ある者が引受元となって、その信用で流通する札である。町村札、組合札、寺院札、神社札等がある⁽¹⁷⁾。私札は、室町末期に始まり、慶長年間（1600年頃）に幕府公認となった伊勢国の「山田羽書」を嚆矢とする。藩札は、もともと私札に倣って発行されたものである。私札は、幕府正貨の普及により衰退したが、近世後期になると、狭い地域で、藩札を補う形で再び用いられるようになった。

1.3 本件資料の額面とその価値評価

本件資料の②～④の銀札は、伊予国、大洲藩と宇和島藩の発行にかかる。額面は、「銀五匁」、最低額は「弍ふん」（2分、1匁の2/10）である。①の久美浜県札の銭札の額面は「百文」である。

藩札は正貨の不足を補うよう機能したが、その信用度は発行した藩によって異なり、額面どおりに通用した訳ではない。藩札整理において、政府は、金、銀、銭の相場を県から報告させた上、算式により個々の藩札の新貨相当額を出した。これは、最終段階における藩札の総合評価と言えよう。

これらの札は、現在、どの程度の価値に当たるのだろうか。その評価は、物価水準を構成する商品やサービスが江戸時代と今日とでは異なるため、簡単ではない。「そば」の価格を比較して、金、銀、銭、あるいは所得、商品の今日的価値を求める方式があるが⁽¹⁸⁾、一品の価格で本来複合的な物価水準を代表させることになる。また、米の価格を媒介として、収入ベースのものと支出ベース（購入する物品・サービス）の二様に分ける試みもある⁽¹⁹⁾。この場合、収入で今日の水準と合わせると、江戸時代の武士、庶民とも高給取りとなる一方、相当の物価高となる。支出で合わせると、逆に低賃金かつ低物価となる。本稿では、藩札の発行された年代の金貨1両に相当する銭あるいは銀の相場を用いて、現在の金の地金価格に換算の上、単純に比較することとした。

② 久美浜県札「銭百文」①について

2.1 久美浜県札の発行情形

久美浜県札は、現在の京都府北部を中心とした旧幕府の直轄地域（旗本領を含む）が県となった明治初年に発行されたものである。江戸時代の藩札は、幕府の許可を得る建前であったが、実際には許可を得ないものも多かった。『法規分類大全』を見ると、維新後、府県札の発行は中央の会計官に伺いを立てて行うのが例であるが⁽²⁰⁾、久美浜県札にはその記録がない。この間の事情は、同書の「明治3年正月」の「久美浜県願」に説明がある⁽²¹⁾。すなわち、府藩県は、

17 私札の諸類型については、荒木三郎助『私札』（限定版、1960）63頁以下を参照。

18 山本博文『忠臣蔵の決算書』（新潮社、2012）32頁。同書はこれを「蕎麦指数」と名付けている。

19 磯田道史監修『江戸の家計簿』（集英社、2020）12頁。

20 たとえば、京都府札と兵庫県札は明治元年11月に、奈良府札は明治元年10月に発行を上申している。『大全 紙幣三』22頁、18頁を参照。札を製造する理由は、銭貨の数量不足であった。

21 『大全 紙幣三』316、317頁。

1869年、維新後製造した札の通用を停止されたが、同県では元々金銀銭の正貨が不足しており、正貨は納税や他国（久美浜以外の地域）との取引に用いるため、村々では私札の銭券を製造して国内の流通に用いてきた。これを禁じたところ、国内（県内）で流通するのは他藩の銭札だけになってしまった。これでは日用にも差し支えるとの愁訴を受け、県は、やむを得ず、一時融通のため、5年の期限付き（[図1]の県札裏面を参照）で約10万両相当の銭札を製造したという。以上のことを理由に、県は、上記期限内は、通用を認めていただきたいと政府に「懇願」したが、新規の銭札を製造してはならないのに、独断で取り計らったものだとして、民部大蔵省から「願之趣御聞届難相成」と拒絶され、回収を命じられたのである。

2.2 久美浜県札の額面と「九六勘定」

久美浜県札の額面表記は[図1]のとおり「銭百文」であるが、その意味するところは自明ではない。江戸時代には、同じ「百文」の表記でも、96枚の一文銭からなる場合と100枚の一文銭からなる場合とがあり、前者を九六（くろく）勘定（または九六銭）、後者を調銭勘定という。そして、地域によって九六勘定か調銭勘定であるかが分かれていた。

これを藩札について見ると、九六銭藩の銭札は、十二文、二十四文、四十八文、百文、…（大和国郡山藩）、調銭藩は、二十文、五十文、百文、二百文…のような額面系列を典型とする（越前国福井藩）⁽²²⁾。96の約数（3、4の倍数）が額面系列に現れることが九六勘定の徴表である。

久美浜県札の額面系列は、銭四文、八文、三拾二文、五拾文、百文、三百文、一貫文、二貫文から成り⁽²³⁾、4の倍数を基調とするから、九六勘定によるものと考えられる。ただ、例外的に4の倍数でない「銭五拾文」札（[図1]）が登場する点は、次節で説明したい。



銭百文 ①

銭五拾文（参考）

(注) この図以下において、①、②・・・等の札は、郵政博物館の収蔵品であり、[表1]の番号に対応する。それ以外の札、金銀銭貨及び切手は、特に断りがない限り、著者の所蔵品である。

[図1] 久美浜県札

22 大蔵省編纂『大日本貨幣史 付録 藩札部』（歴史図書社、1969復刻版、元は1878年刊）10頁、215頁。

23 荒木豊三郎『紙幣』（限定版、1959）88頁による。

2.3 九六勘定と百文、五十文の価値

九六勘定が何を意味するかについては、諸説がある。「江戸時代には96文を緝（さし）という紐や縄に差し通し、束ねると100文に通用した」というのが古典的な理解である⁽²⁴⁾。これによれば、文字どおり、96枚の価値が100枚の価値に4文かさ上げされるが、緝を解体すると、バラ銭の96文は96文の価値しかなくなり、48文が50文の価値に通用することはないという。この説は、果たして正しいであろうか。江戸時代の文献を探ってみよう⁽²⁵⁾。

寛永期（1620頃）の吉田光由の算術書『塵劫記』は、銀との換算において、九六勘定の1貫文を960文と置いて計算しており⁽²⁶⁾、その価値は960文である。天保期（1840頃）の三遷『人家必用記』も同様である⁽²⁷⁾。寛永から天保に至る100年の間には、調銭と九六銭をめぐる混乱があった。寛永通宝1文銭は江戸時代を通じて発行されたが、我が国最初の「大銭」が、1705年（宝永5）に発行された宝永通宝十文銭である。しかし、宝永通宝は1年を待たず通用停止となった。文政年間（1830頃）に書かれた草間直方の『三貨図彙』は、その理由を、宝永通宝の10枚は100文、すなわち調銭であるが、この調銭百文と九六銭の百文（実質96文）とは「通用四文ツツノ違ヒ有之故」、二重の価値基準が並立して、銀建て商品の換算、売買に混乱を生じたからだと述べている⁽²⁸⁾。また、文化年間（18世紀初頭）の『誹風柳多留』には、「二八そば七百八十はらひ（樽34）」という句がある⁽²⁹⁾。赤穂義士の蕎麦代である。二八そばは16文だから、合計額は47士×16文＝752文、これを九六勘定に書き直すと96×7（＝672）＋余り80文（枚）、96を「百」と位取りして七百八十文となる。義士が752文の価値の商品を752枚の一文銭で買ったのを七百八十文と呼んでいるのである。

以上から分かるように、江戸時代を通じて九六勘定の「百文」とは、95文から1文増して（10進法の）96文になるとこれを「百文」と呼ぶ、表記上の問題であり、その価値はあくまで96文である。「百文に通用する」というのはこの意味であって、4文価値が増加するわけではない。この点をとらえて、九六勘定は、96進位取り法、すなわち「96進法」と理解されることがある⁽³⁰⁾。



〔図2〕江戸時代の銭貨

24 『国史大事典 4』「くろくせん 九六銭」の項 [田谷博吉] (吉川弘文館、1984) 960 頁、藤本隆士『近世匁銭の研究』(吉川弘文館、2014) 183頁、三上隆三『江戸の貨幣物語』(東洋経済新報社、1996) 97頁以下。
25 詳細は、藤本栄助「竜切手『銭四十八文』再考(その1～4)」、『郵便史研究』第50号(2020)、51、52(2021)、53号(2022)を参照。
26 大矢真一校注、吉田光由『塵劫記』(岩波書店、1977) 71頁以下。
27 三遷先生著『人家必用記全』(東都書林奎文閣、1838) 52丁以下。
28 草間直方著、滝本誠一校閲『三貨図彙』(文献出版復刻、1977) 180頁以下。
29 足達良雄『川柳江戸貨幣文化』(東洋館、1947) 244頁。
30 島崎透「竜切手と銭勘定(その2)」、『郵便史研究会紀要『郵便史研究』第13号(2002) 24頁。

幕末・維新时期における九六勘定の意味は、1868年（慶應4）の銭貨相互の換算布告と1871年の「旧銅貨品位」、藩札整理における「算則」によって明らかになる。1868年（慶應4）閏4月に、維新政府は、江戸時代の各種旧貨幣を通用させるため、相互の換算価値を定める布告を出した⁽³¹⁾。銭貨については、寛永鉄一文銭をベースに、天保通宝（当百＝百文銭）＝寛永通宝一文銅銭（通用鉄銭12文）8枚＝寛永通宝真鍮四文銭（同24文）4枚＝文久永寶銅四文銭（同16文）6枚に換算した（主な銭貨を【図2】に示す）。すなわち、百文＝96文である。ここで、同じ1文でも、寛永銅銭と鉄銭の価値が異なるのは、次のような事情による。江戸時代も元禄を過ぎると産銅が減少し、元文期以降、寛永通宝一文銭は、銅銭でなく主に鉄銭となった。当初、幕府はこれを銅銭と等価値としたが、大量発行された天保通宝と並行して価値が下がっていった。鉄銭は「鍋銭」（鉄鍋と同材料）の蔑称で呼ばれ、今日の1円玉に似て、天保通宝の釣銭あるいは、最小の計算単位としての機能にまで頹落、名目化したのである⁽³²⁾。一方、寛永銅一文銭は、文久永寶四文銭に改鑄されるとともに、銅の輸出禁止をかいぐって通用銭や銅地金として清国に密輸出される等して払底し⁽³³⁾、価値が上昇した。1868年閏4月布告の上記換算率は、銅銭の流出を避けるためその価値を高めていった累次の布告の最終形である。換算とは価値の同定だから、4文の価値増加は否定され、「百文」が単なる呼称であることを示している。

極めつけが、藩札整理における1871年12月27日の「算則」である。このとき、政府は各県に対し、藩札が九六勘定、調銭勘定のいずれによるかの報告を求めた。これは九六銭と調銭で新貨に対する換算レートを異にするためである。算則は、金1両が九六銭12貫500文より銭高（たとえば、10貫文）であれば、12貫500文を一律1円（100銭）と、調銭12貫文より銭高なら12貫文を一律1円とした。つまり、九六銭1貫文札＝8銭（1円÷12.5）、調銭1貫文＝札8銭3厘（1円÷12）となる。同じ「1貫文」でも、九六勘定では960文、調銭勘定では1,000文という枚数の違いが、そのまま価値の違いとなる。ただし、百文札は、九六銭でも調銭でも、百文＝8厘となるが、これは厘が新貨の最低単位であり、それ未満は五捨六入されるためである。これは、同年同月19日、旧銭貨を新貨に読み替えた「旧銅貨品位」が天保通宝（九六勘定の百文銭）を8厘（125枚で1円）としたのと同じロジックである⁽³⁴⁾。

最後に「五拾文」札の価値に触れておきたい。『大日本貨幣史 藩札部』は、藩札整理時に

-
- 31 『大全 貨幣二』162頁。銭貨については171頁。
- 32 『新稿両替年代記閑鍵 卷一 資料編』（岩波書店、）793頁の旧金座人佐藤忠三の回想。また、鹿島万兵衛は、幕末の日常を回想して、「神仏の賽銭または小売商人の銭の集め時はかなり厄介なものにて、藁の銭緋に通し束になし車にて運搬す」と述べ、百文、一貫文の緋銭が、厄介者、集まったバラ銭の運搬手段と化し、通貨としての価値が薄れたことを物語っている。『江戸の夕栄』（中央公論新社、2005）27頁以下を参照。
- 33 高田倫子「幕末開港期の銅銭密取引：長崎『犯科帳』における事例を中心に」『神戸大学経済学研究年報』58巻（2011）128頁以下。また、1868（改元前の慶應4）年3月、寛永銅銭の価値を鉄銭4文から6文通用に引き上げた布告は、その理由を「是迄其位ヒ當ヲ不得ヲ以動モスレバ奸商共異邦へ輸出候儀モ有之」と述べている。『法令全書』明治元戊辰年3月、74頁（第156）。
- 34 このことは、従来、気付かれていないようである。寛永鉄銭の新貨換算を定めたのは1873年の「旧鉄銭価値」であり、大蔵省伺文書によれば、それまで鉄銭の価格が「従来価値」のまま据え置かれた（『大全 制度雑款四 貨幣二』253頁）。従来価値とは、1869年、1両を10貫文とする公定相場の布告を指す。新貨条例は1両を1円としたから、1円＝鉄銭10貫文となり、これとの比較で「藩札整理」の九六銭1円＝12貫500文、調銭12貫文基準は、藩札を低評価したように見える。しかし、ほぼ同時に、「旧銅貨品位」は、銭貨発行額の太宗を占める天保通宝百文銭を1枚8厘（125枚で1円、旧称では1枚80文）に、寛永銅銭、銅四文銭も1868年の銭貨換算布告の比率にしたがって読み換え、切り下げている。これは、銅銭について九六銭の12貫500文（ただし、価値基準は鉄銭）を1円とすることに等しい。使用機会の多い、天保通宝、寛永銅銭、寛永四文銭という銅銭は藩札（銭札）と同率で切り下げられ、価値の薄れた鉄銭は放置されて1両＝10貫文を維持したという逆説である。

届けられた藩札発行の事実（券種、製造枚数、相場）と新貨換算額を集約した記録であるが、各藩の届出で特に調銭との断りがないのは九六銭藩である⁽³⁵⁾。大和国高取藩札の額面は、五十文、百文、五百文、一貫文であり、一見、調銭系列と見えるが、相場を「金壹両ニ付銭札拾貫文」と届け出ているから、九六銭藩である（調銭なら「調銭札」と書かねばならない）。実際、一貫文札は新貨8銭と交換されており、調銭一貫文の8銭3厘ではない。よって、系列すべてが九六銭であり、ここで百文は96文、五十文は48文の価値を表している。この表記法は、古く、前記の『塵劫記』が、九六勘定に立ちつつ、7貫848文という計算結果を「七貫八百五十文」としたことにも見られる⁽³⁶⁾。

このように、九六銭「百文」の半額（50%）を「五十文」と表す慣用が江戸時代には存在したのである。したがって、4の倍数を額面の基調とする久美浜県札の額面系列全体を九六銭と考へ、途中で登場する「五拾文」札を48文の価値と解することに問題はない。

2.4 久美浜県札百文の価値と切手料金の比較

①の「銭百文」札の発行は、「明治紀元」であり、金・銭相場は、1両＝9貫600文程度であったと考えられる。当時の金貨は、万延二分金が太宗を占めており、二分金2枚＝1両の金の含有量が、後の新貨条例における金貨1円の金量とほぼ等しい。金貨1円の金量は1.5gであり、金相場を5,000円/gとすれば、1円＝1両の地金価値は、現在では7,500円となる。ただ、当時は採掘、精錬の技術が低かったから金の生産量が少なく、現在よりも金に希少性があったとみて、3倍の価値に見積もっても2万3,500円である。百文はその1/96で、現在の245円にしか当たらない。

ちなみに、銭の価値に大きな違いがないと見られる1871年3月、創業時の郵便事業（新貨条例の2月前）における切手の額面系列は、銭四十八文、百文、二百文、五百文であった（[図3]）。



〔図3〕 竜文切手

当時は、あて地別の料金であり、最短区間である東京－川崎間の料金が1通5匁まで百文（実質96文）であった。そして、重量が5匁超過するごとにその半額の追加料金が徴された。「銭四十八文」切手はこれに当てるものである。竜文切手の額面系列は、四十八文札、百文札、二百文札…という九六銭札の系列と平行であり、最初の四十八文は、料金体系が九六勘定によることの徴表となっている。東京－川崎間の料金はさほど高く感じられないが、東京－静岡になると五百文、東京－大阪は一貫五百文だから、それぞれ、1,225円、3,675円に当たり、低廉といわれた「新式郵便」も、今日から見ると、遠距離あてについては相当の高額だったことになる。

35 前掲『大日本貨幣史 藩札部』16頁以下、高取藩に関しては、17頁。

36 前掲『塵劫記』76頁。

③ 伊予国大洲藩札 ②～⑧について

3.1 大洲藩札の歴史的位置づけ

これらの大洲藩札は、秤量銀貨を価値基準とする銀札である。本資料中、発行年不明で、やや赤みを帯びた⑤の銀五匁札を除き、②から⑧までの大洲藩札は、いずれも延享三年（1746）丙寅十一月穀旦（穀旦は一日の意、但し②のみ穀旦と表記）の日付がある。これは、新井白石に始まる復古政策、正徳、享保期の高品位金銀＝デフレ政策を改め、貨幣の品位を落とし、数量を増加させることにより、ゆるやかなインフレを目指した元文の金銀改鑄の直後に当たる。幕府は、一時、藩札の発行を禁じていたが、享保期に再び発行を許して、デフレに対して貨幣数量を増加させる政策をとった。『大日本貨幣史 藩札部』には、大洲藩について、延享3年に幕府の許可を受けて初めて発行されたという銀札が16種記録されている⁽³⁷⁾。すなわち、銀一貫目、五百目、三百目、二百目、百目、五十目、三十目、二十目、十匁、五匁、三匁、壹匁、五分、三分、二分、一分札である。他に、7種の金札、拾両、五両、一両、二分、一分、二朱、一朱札がある。

当館収蔵の大洲藩札は、上記系列の中では、いずれも低額の札に属する。形態的な特徴を見ると、三匁札のみ青札、一匁札、三ふん札、二ふん札は、いずれも淡黄色で、表には、それぞれ、鹿と寿老人、弁天、布袋と思しき図像がある。裏面上部には、それぞれ、虎、鳳凰、馬の図像がある（[図4]参照）。『大日本貨幣史』には、これら以外に大洲藩札の記録はない。しかし、『月間ボナンザ』誌の「藩札図録」及び荒木豊三郎『日本古紙幣類鑑』には、公的な記録には乏しいとしつつも、天保7年、慶応4年の銀札、明治年という十貫文から五貫文、一貫文、五百文、百文、五十文、二十五文、十文までの銭札が存在するとし、一部は図が示されている（[図4]の百文札を参照）。それ以外にも商人の名義で発行された札が多数ある⁽³⁸⁾。⑤の銀五匁札は発行年の記載を欠くが、上記「藩札図録」でNo.1773の番号が付された札である。



【図4】大洲藩札（その1）

37 前掲『大日本貨幣史 藩札部』521頁以下。

38 古銭収集誌『ボナンザ』連載の小川吉儀・郡司勇夫監修「藩札図録」(69)（発行年不詳であるが、「藩札図録」は1971年6月号から連載）。荒木豊三郎『増訂日本古紙幣類鑑』（思文閣、1972）中巻209頁以下。

3.2 新貨との交換

『大日本貨幣史』によれば、維新後、以上16種の大洲藩札は、「尽ク金札ニ改造」されたという。これは、1868年5月の銀目廃止⁽³⁹⁾を受けたものである。[図5]の明治二年発行とある「金壹分」札が改造後の金札である。交換比率は、金札1両=1円であった。藩札は、許可当初の発行年そのままに追加発行されることがあるから、②~⑥は、延享年間の銀札が明治まで残ったのか、追加発行にかかるのか、また、金札に改造されたとしてどのような換算額だったのかは、不明である。

試みに、延享年間における銀1匁の価値を推測してみよう。銀の価値は、明治以降、低下を続けているので、現在の価値を過去に投影することは適当でない。そこで、当時の金銀相場を用いて銀貨の価値を推測する。延享年間に通用していた元文小判([図6]、3.5匁[1匁=3.75g])の金の含有率は66%、純金量にして8.66g)の価値は、2.4と同様の計算で203,569円となる(小判に含まれる銀の価値は度外視する)。金銀相場を金1両=銀60匁とすると、銀1匁は3,393円に当たる。2分(ふん)はその1/5、679円となる。元文丁銀・豆板銀は、銀の含有率が46%程度の「銀貨」で、最後の安政丁銀では、更に13%にまで低下した。

江戸初期の慶長丁銀は銀の含有量が80%あり、歴代丁銀の中では品位が高く、大量に製造されたが、その大半が貿易を通じて海外に流出してしまった⁽⁴⁰⁾。戦国期から江戸初期のわが国は、世界有数の産銀国で、明の経済はその流入によって支えられたとされるが、銀不足となった元禄期、ましてや元文期以降の丁銀にその面影はない。[図6]の元文丁銀は色揚げが落ち、銅色が勝っている。豆板銀は一部緑青が見られるが、なお銀の表面色を維持している。南鐮二朱は、量目は少ないが、南鐮(純銀)の名に恥じない銀色である。万延・明治期の二分金は、金の含有量22%の「金貨」である。



銀五匁(年代不詳)⑤

金壹分(参考)

錢百文(参考)

(注) 金壹分札と錢百文札は、出版元の許可を受け、荒木豊三郎『増訂日本古紙幣類鑑』(思文閣、1973)中巻209頁、210頁から転載した。

[図5] 大洲藩札(その2)

39 銀目停止(ちょうじ)とも言われる。このとき秤量銀貨はほとんど姿を消していたが、維新政府は、その通用を禁止するだけでなく、銀建ての価格表示をも禁止した。これによって銀遣いの大阪は打撃を受けたが、金、銭の二貨となって、その後の新貨移行を容易にしたとも評価されている。

40 岸本美緒「銀のゆくえー近世の広域的銀流通と中国」、武田和夫編『歴史のなかの金・銀・銅』(勉誠出版、2013)14頁以下。



元文小判

元文丁銀

元文豆板銀（実測3.2匁）

南鐐二朱

万延（明治）
二分金

〔図6〕江戸時代の金銀貨

4 伊予国宇和島藩札「銀三匁」⑨について

4.1 宇和島藩札の額面系列と藩札整理の算則

宇和島藩札⑨の「銀三匁」札には、表の面に元禄十一戊寅（1698）発行のものを文政十三寅（1830）に改めたとの記載がある。もっとも『大日本貨幣史』は、「宇和島藩ノ札ハ慶応元年始メテ幕府ノ許可ヲ受ケテ製造セルモノ十三種アリ」とする⁽⁴¹⁾。

額面は、銀五百目から、三百目、二百目、百目、五十目、三十目、十匁、五匁、三匁、一匁、五分、三分、二分までの広い範囲に及ぶ。宇和島藩は、もともと財政が豊かではなかったが、幕末・維新期に西洋技術の摂取を行ったことで知られており、高額札の発行はそのためかもし



宇和島藩札銀三匁⑨

松江藩札銀貳ふん

徳島藩札一匁

〔図7〕宇和島藩札と松江藩札、徳島藩札

41 『大日本貨幣史 藩札部』516頁。同書の記録は、藩札整理における届出に基づくもので、発行された全ての藩札を網羅してはいない。しかし、後述のとおり、文政13年（天保改元の年）発行とされる⑨の藩札は、藩札交換に際して4匁と評価されているから、政府はその存在と価値を認識していたことになる。

れない。同書によると、藩札整理における宇和島藩札の届出相場は、金1両につき銀七百目である。明治元年の銀目廃止によって銀の相場は下落したが、それでも、藩札整理の届出相場は金1両に対し安くても200匁程度であるから、異常な銀安である。銀札発行によるインフレの発生が推測される。そのためか、元藩主、伊達宗城が明治政府で民部卿、大蔵卿の要職を務めたものの、宇和島藩の銀札は、十匁札が1銭3厘、五匁札が6厘、三匁札が4厘、一匁札が1厘という極めて低い評価を受けることになった。松江藩の二分札=1厘（1両=180目）、徳島藩の一匁札=8厘（1匁=100文、1両=調銭10貫750文=107匁5分）と比較されたい⁽⁴²⁾。

新貨との交換のロジックを算則に即して説明してみよう⁽⁴³⁾。銀札の評価は、銭札の算則を前提とするので、算則は銭札から始まる（読みやすいよう分かち書きにした）。金札の第三則は省略する。

〔第一則〕（明治4年12月27日布告「新貨幣旧藩製造楮幣価格比較表」）

銭札ハ調銭ト九六銭トヲ區別シ 届相場九六銭十二貫五百文以下ナルハ 辛未十二月二十二日在来銅貨ト新貨トノ比較法ニ従ヒ 都（すべ）テ九六銭百文新貨八厘相当ノ割合ヲ以テ之ヲ定ム。但シ十二貫五百文ヨリ以上ナレバ 其儘之ヲ用ヒテ新貨ノ相当ヲ算出ス。

〔第二則〕

銀札ハ 各地辛未七月十四日ノ銀銭相場ニ照合シ 其銭ノ額員ヲ算出シ 第一則ノ算則ヲ以テ 新貨ノ相当ヲ定ム

〔第二則解〕はこれを更に詳しく説明する（「新貨幣旧藩製造楮幣価格比較表算則解」）。

銀札ハ 其通用スル処ノ辛未七月十四日銭相場 第一則解ニ挙ゲタル新貨一円ノ定額銭員ヨリ以上ナレバ 同日限りノ届相場ヲ直チニ用ヒテ 是ヲ法トシ 銀札ノ額員ヲ割り新貨ノ価ヲ出ス、若シ右定額ヨリ以下ナルハ 譬ヘバ届相場銀百目調銭十貫文ナレバ此十貫文ヲ法トシ 実ニハ1円ノ定額調銭十二貫ヲ置、此内法ノ十貫文ヲ引ケバ 銭二貫文トナル、法ナル十貫文ニテ除ハ 則二割違ヒノ歩合出ル、是ヘ元一ヲ加ヘ^{ママ}三^{いちに}（一ニカ：「1.2」の意）トナルヲ法トナシ 銀相場百目ヘ掛ケレバ 一両ニ付百二十匁トナルヲ法トシテ 銀札ノ額員ヲ割り 新貨ノ価ヲ出ス。

いささか判じ物のようであるが、銀札について、端的に算式に書き換えてみる。

- ① [調銭12貫文より銭安相場の場合] 銭札同様7月14日の金銭届相場を用い、銭が同様に定額銭員（調銭12貫、九六銭12貫500文）以上なら（銭相場が銭安なら）、金銀の相場で直接、銀札の相当額面を割って、新貨の価を出す。すなわち、銀札額面/金銀相場となる。
- ② [調銭12貫文より銭高相場の場合] 調銭を前提に、相場を一般化すると、(12貫文-銭相場)/銭相場と書ける。分子に1を加えると、 $1 + (12貫文 - 銭相場) / 銭相場 = 12貫文 / 銭相場$ となる。これに銀相場を掛けると、銀相場×12貫文/銭相場である。これで銀札額面を割って当該銀札の円換算価格を出す。すなわち、銀札額面/(銀相場×(12貫文/調銭化銭相場))。これは(銀札額面/銀相場)×(調銭化銭相場/12貫文)と変形できる

宇和島藩の銭相場は、東京大阪平均の11貫360文を用いているが、宇和島藩では、相場の記録がなかったのだろうか。この平均相場は、金、銭相場のなかったという山口藩でも用いられている⁽⁴⁴⁾。12貫500文より銭高だから、相場を調銭化した10,908文と銀相場1両=700目を上記

42 前掲『大日本貨幣史 藩札部』350頁、494頁。

43 算則は『大全 紙幣三』365頁以下、算則解は同481頁以下を参照。

44 前掲『大全 紙幣三』485頁以下。

の式に代入すると、三匁札の新貨相当額は、 $(3/700) \times (10,908/12,000) \div 0.003897$ 円となる。五捨六入すると4厘であり、『大日本貨幣史』の記述と一致する(他の額面についても一致する)。

4.2 「勤王佐幕甘辛」論等、藩札整理の評価について

「藩札時相場の評価率は概して旧尊皇藩に甘く、佐幕藩に厳しく査定されたという。」との見方がある⁽⁴⁵⁾。しかし、藩札は、上に述べたように、全国一律の「算則」に基づき、九六銭、調銭の別、届出相場により客観的に評価されており、その点で裁量の余地がなかったことは明らかである。

銭札が相場より「割安」で交換されたと言われることもあるが⁽⁴⁶⁾、藩札が銭貨に対して冷遇された訳ではない。まず、1両=12貫500文の相場が、市場価値からかけ離れていないことは、当時の駅通寮が、明治4年、1両を調銭11貫文台で換算していたことから知られる⁽⁴⁷⁾。そもそも、藩札評価の分水嶺である九六銭12貫500文は、「旧銅貨品位」の天保通宝百文=8厘(百文銭125枚=1円)と同じであり、銭貨(銅銭)と換算の基本原理は変わるところがないのである(注35を参照)。もっとも、銭札では、九六銭12貫500文以上の銭高相場の場合、100文=8厘の一律定額だったから、銭高の藩ほど却って札が低めに評価されることになり、不利を被ることになる。しかし、それより銭安の場合は、正確に、相場に比例して低く換算されることになる(後述の高知藩、鹿児島藩の例)。

銀札についても、銭札と同じ原理が働いている。先の計算式から分かるように、その地の銭相場を12貫文で割ったものを、当該銀札の額面を1両当たりの銀相場で割ったもの(つまり銀札の1両換算値)に乗じるから、12貫文を境に、銭安藩に対し銭高藩は銀札の評価額が不利になる訳である。

また、「割安」から進んで、藩札は「切捨」てられたとも言われるが⁽⁴⁸⁾、藩債との違いに留意が必要であろう。藩債は、1843年以前の「古債」が「削除」、それ以降のものも無利息50年あるいは4分利付き25年償還とされたから、現在価値に引き直すと「切捨」と呼ばれるのも故なしとしない。これに対して、藩札は、銅貨との比較や算則を見る限り、概ね正当に時価評価されたと考えられる⁽⁴⁹⁾。

「尊皇藩」である高知藩、鹿児島藩について、実際に計算してみよう。2藩とも届によれば九六銭藩であるが、土佐は銭相場1両=銭36貫文、鹿児島は銭札31貫文という通常の3倍の銭安である。算則を適用すると、100文札は、それぞれ $100 \times (1/12.5) \times (12.5/36) = 100/36 = 2.777 \dots$ 、 $100 \times (1/12.5) \times (12.5/31) = 100/31 = 3.225 \dots$ となる。五捨六入すると、いずれも3厘となり、『大日本貨幣史』と一致する⁽⁵⁰⁾。尊皇藩に甘いどころか、標準的相場8厘に対してその37.5%という低評価であるが、算則の機械的適用の結果にすぎない。金札についても、同様に

45 山本有造『両から円へ 幕末・明治前期貨幣問題研究』(ミネルヴァ書房、1994年)36頁。

46 高木久史『通貨の日本史』(中央公論新社、2011)194頁。

47 郵政省編 郵政百年史資料『駅通明鑑(郵便 上)』(吉川弘文館、1968)530頁、575頁を参照。

48 「切捨」論は、山口和雄が1両=60匁の銀相場を前提に、藩札の在り高を、「届け出なかった」藩を含め9,000万円と見積もり、実際の交換額を2,800万円としたことを根拠としている。山口和雄「藩札史研究序説」『流通の経営史』所収、(日本経営史研究所、1989、初出は1966年)60頁を参照。山口推計に対しては、銀札在り高を過大評価した結果との批判がある。新保博「江戸後期の貨幣と物価に関する断章」(『三田学会雑誌』Vol73、No73、1980)、116頁以下、鹿野前掲『藩札の経済学』、182頁を参照。

49 藩札整理により通貨が縮小し、混乱やデフレをもたらしたとされることもあるが、藩によっては、換算が一種のデノミとして機能し、通貨膨張によるインフレが収束したのではなからうか。デフレについては、井上財政全般のマクロ経済的な評価が必要とならう。

50 『大日本貨幣史 藩札部』532頁、649頁。

低い評価であった。この2藩は、軍費調達のため、銀台や銅台に金メッキした偽二分金や天保通寶を大量に密鑄したが、そのため物価が騰貴し、札相場も正金、太政官札に対して極端に低下していたと考えられる。

相場を偽れば、評価を高くすることができる。しかし、相場を偽ったとみられる山口藩札の事例で、山口県権令中野悟一等3名は、1873（明治6）年1月、それぞれ「贖罪金24両（ママ）」（「円」の誤記か）を科された⁽⁵¹⁾。井上馨（長州出身）の大蔵大輔在任中の出来事であり、出身藩に対する身量肩があったようには見えない。

4.3 銀三匁札「四厘大蔵省印」の顛末

〔図7〕⑨の宇和島藩三匁札の表面には、地の「大黒」の文様に隠れて見にくい「四厘大蔵省印」という黒印が押捺されている。この額は、前節で計算した新貨相当額である。藩札交換は明治5年に開始されたが、引替に用いる新紙幣の最低額面は10銭であり、一厘、半銭、一銭、二銭の新銅貨が発行されるのは、1874年（明治7）を待たねばならなかった。このため、新貨換算額5銭未満の藩札には、新貨相当額を押印して、当面の利用を可能としたのである⁽⁵²⁾。大蔵省の通達には印影の雛形があり、「鮮明の朱肉を以て押印」することとされていた。しかし、愛媛県は、赤札があるとの理由で、赤札、青札を問わず、黒肉で押印してしまったのである⁽⁵³⁾。朱肉であれば、押印〔図7〕の松江藩札（壱厘）、徳島藩札（八厘）のように、押印は鮮明に見えたはずである。この不始末のため、愛媛県参事江口康直は、1873年6月15日、4円50銭の「贖罪金」を課された⁽⁵⁴⁾。当時の日本は新興国であったが、きちんとしたガバナンスを示したと言ふべきだろう。

5 寄贈に係る私札等について（⑪～⑬）

5.1 仙台藩札（推定）

⑪は、すべての文字が手書きされ、表の右に小さく「金一朱」、中央に大きく「右可相渡者也 両替所」、左に小さく「為替組中」と、裏に「江戸の金銀到着次第手形江引替可相渡候事」とある〔図8〕。発行年、発行地の記載はない。『大全 紙幣三』には、仙台藩発行として、⑪と表裏とも同様の文言、様式の金札（〔図8〕の「金壱切」〔一分の意〕札を参照、数か所に押印がある）が掲載されており⁽⁵⁵⁾、天保あるいは安政期の発行と見られている⁽⁵⁶⁾。当博物館の収蔵札⑪は押印を欠くが、同様のものを古銭市場で時折見かけることがあり、仙台藩札として通っている。

5.2 拾文目札（不明札）

⑫の札は、表に「拾文目」の手書き文字と、3つの印がある。判読できるのは下段の角印であり、篆書で「順軒堂」とある。裏面は無地であるから、全体として、銀10匁の価値を表す私札であろうという以上のことは読み取れない。

51 『大全 紙幣三』483頁以下。

52 『大全 紙幣三』515頁。明治5年8月28日大蔵省達。

53 『大全 紙幣三』520頁。明治5年9月3日大蔵省達。

54 『大全 紙幣三』521頁以下。

55 『大全 紙幣三』181頁。「金壱切」とは「金壱分」の意味である。

56 荒木三郎兵衛『藩札上巻3版』（限定版、1969）315頁。



金一朱⑪

仙台藩札金壹切

拾文目⑫

銀壹匁⑬

〔図8〕各種私札等(1)

5.3 寺院札2種

⑬⑮の私札は同じものである。表に大黒天と「銀壹匁」、その右に篆書で「應式丙寅歳」、左に「霜月吉祥日改」とあり、上部に分銅型の赤印と「南都改」の文字の入った楕円形の赤印が押され、最下段に亀の図像がある。裏面は大きく3つの部分に分かれており、上部から、丸印内に「雙松御殿」、その周囲に「御賄手形」、「米切手價預」、中段に表書きどおり引き替える旨の文言、「引替所」、下段に「米会所 手形取締方 野原御勝請」とある〔図8〕。「東京大学学術資産等アーカイブズポータル」によれば、大和国「修南院寺領内」を通用地域とする私札である⁽⁵⁷⁾。寺院札は、本堂の施設修理等の目的で発行されることがあるが、米切手という名称から、この札は、広く一般的に紙幣としての利用を目的としたものであろうか。

⑭は、表面に大黒天と「米手形」の文字、「銀壹匁」、「和州葛下軍當麻寺」、最下段におそらくは麒麟の像、裏面上部、分銅枠の周囲に「慶應元年」、中段に、表書きのとおり手形の持参者に支払う旨の文言がある〔図9〕。下段は鮮明でないが、「東京大学学術資産等アーカイブズポータル」の画像によって補うと、「大塚村庄屋年寄 年預 竹之坊 惣百姓請負」と読める⁽⁵⁸⁾。和州(大和国=奈良県)當麻寺領内を通用地域とする私札(寺院札)であるが、引受人は「村庄屋年寄」である。

5.4 驛方融通札

⑯は、表面上部の穴あき銭様の図の中に対読(上下左右の順に読む)で「驛方融通」、額面は「銀三分」、下段に「引替所」、「播州佐用 會所」とある。裏面には「巳十二月日」、「表書之通預り申候」とある〔図9〕。「東京大学学術資産等アーカイブズポータル」によれば、「巳」年の文政4年(本件札の表記は「己」)、播磨の旗本松平氏の領地(佐用)限り通用のものとされている⁽⁵⁹⁾。旗本札に分類されることになるが、兵庫県佐用郡佐用町は、かつて因幡街道最大の宿場町であり、「驛方融通」とは、この札が宿場札的な性格をもっていたことを物語るものであろう。

57 <https://da.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/portal/assets/910dc68fe6bc78bc523dd9bb334689c8>。2022年1月12日最終確認。以下も同様に確認。

58 <https://da.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/portal/assets/34fd63f9e7a3a173087eeea2d80dfe13>。

59 <https://da.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/portal/assets/5b257c1bb1021d431c1cfc156906e171>。



当麻寺私札 ⑭

播州驛方融通札 ⑯

[図9] 各種私札等 (2)

6 おわりに

収蔵札を通じて窺われるのは、江戸時代から維新期にかけて、地方によっては少額の通貨が不足していたこと、また、近代化資金や軍費のため偽金の铸造や藩札の大量発行を行い、インフレ状態を招いた藩もあったことである。新貨条例、藩札整理、新硬貨や新紙幣の発行によって、このような事態は解消されていく。その過程では、久美浜県札、山口藩札や宇和島藩札のように、紙幣の発行や新貨への切替えを巡って、小さなドラマが存在したのである。

1871年に始まった藩札整理のキーワードのひとつは、九六勘定である。その交換算則で九六銭と調銭の価値の違いが浮き彫りになり、九六銭百文札の実質価値は96文であることが示された。ここから、同年に発行された竜文切手「銭百文」の半額が「銭四十八文」である理由も容易に理解できる。

少ない収蔵品数であるが、これを契機に維新期における通貨変遷の一局面を描写することができたとすれば幸いである。

(ふじもと えいすけ 郵政博物館 館長)

資料紹介

万国郵便連合（UPU）送付外国切手コレクション —展示什器の変遷を中心に—

倉地 伸枝

はじめに

当館は2022（令和4）年で創立120年を迎えるが、館活動やコレクションの歴史については、未だ十分に明らかになっていないことが多い。

万国郵便連合から送付される外国切手はそのひとつである。19世紀末から膨張し続け、今日では日本切手も含め約185万枚にも達した驚異的な規模の資料群にもかかわらず、これまでその実態については十分な関心が払われてこなかった。各時代の収集、整理保存、展示については1977（昭和52）年刊行



【図1】 郵政博物館常設展示場、フォワードストロークにより2014（平成26）年撮影

の『通信博物館75年史』¹⁾各章にはじめて概況が示されたが、その後研究の進展はみられず、全体像が十分に描き出されないまま今日に至っている。

本稿では、19世紀末に当館がこのコレクションを有することになった経緯と、その後1960年代初頭に至るまでの展示状況に焦点を当て、以下の3章から検討していきたい。

第1章では、この万国郵便連合による切手交換の制度がいつ何の目的で創始され、日本がどのように切手の送付を受け入れ管理してきたのかを、海外の先行研究等から概観する。第2章では、連合送付切手がいかなる経緯により博物館で活用されることになったのかを、当時の起案文書から明らかにする。第3章では、博物館がその理想的な展示方法を模索し、専用什器の考案や改良にどのような工夫を重ねてきたのかを、同時代の写真や図面、文書資料からたどりたい。特に、膨大な量の切手を適切に展示するための什器は、現在当館が使用している「引き出し式ケース」²⁾【図1】に帰着するまで、先人たちによりさまざまな試行錯誤が行われてきた。本稿は館史のあらたな側面に光を当てるとともに、「ケースについて技術論的な論考は意外と少ない」³⁾とも指摘される博物館展示論の分野に対し、一事例研究として寄与することを目的と

1 通信博物館編『通信博物館75年史』信友社、1977（昭和52）年。

2 前身である通信総合博物館から受け継いだもので、1964（昭和39）年の大臣官房資材部用品研究所による設計をもとに、その後更改を加えながら配備されてきたもの（上掲、249-251頁、『用品研究所年報 昭和52年度』郵政大臣官房資材部、8-13頁）。現在、およそ33万枚の切手がケース本体に収納された額面に国別・年代順に貼り込まれており、来館者はこれを引き出して自由に観賞できる。

3 杉山正司「展示技術論史」、青木豊・鷹野光行編『博物館学史研究事典』雄山閣、2017（平成29）年、277頁。

する。

1 万国郵便連合よる切手交換

(1) 制度の創始

当館の外国切手コレクションは、万国郵便連合が媒介となり、加盟各国の新発行切手を定期的に交換するという制度により今日まで収集されてきた⁽⁴⁾。だが、そもそもこの制度はいつどのような目的で始まったのか。国内では1979（昭和54）年刊行の『日本のみほん切手 明治・大正編』⁽⁵⁾に簡単に言及されるほかほとんど先行研究が確認できないが、イギリスでは1960年代から当該分野の研究が蓄積され、近年ではベンドン氏の『UPU見本切手 1878-1961年』（2015年）と補遺（2021年）に、その最先端の成果を見ることができる⁽⁶⁾。

同氏によれば、この制度は1878（明治11）年にパリで開催された「第2回万国郵便大会議」において決定され、同会議で採択された条約の「細目規則」第29条にはじめて明文化されたという⁽⁷⁾。この条文の仏語原文、英訳、邦訳は、太政類典に収録された小冊子『万国郵便連合 巴里条約』に見ることができるが、その「第二十九条 総理局へ通報ノ事…二 連合ノ各駅通局ハ総理局ノ媒介ヲ以テ互ヒニ左ノ諸件ヲ通知スベシ」のなかに、「第四 郵便切手一揃」（La collection de leurs timbres-poste）が確かに含まれている⁽⁸⁾。その目的は条文中に明記されていないものの、先行研究は一律に、正式に発行された切手について加盟各国が情報を共有することにより、偽造切手の流通を阻止するためであったとの見解で一致している⁽⁹⁾。確かに、この条文がほかに提出を求めた項目を見ると、「第一 …増税ヲ課スベキ国及ビ其増税ヲ課スル線路」や「第三 書留到達証ノ見本」など、いずれも外国郵便の運営上、情報共有が不可欠な実務資料としての性格を有している。今日、万国郵便連合はこの切手交換の意義として、各国の切手製造技術やマーケティング力の向上、ひいては郵趣振興をも挙げている⁽¹⁰⁾が、おそらく制度が始まった当初は文化交流促進の意図は薄く、偽造切手の摘発という実務上の目的に限られたものであったと考えられる。

4 万国郵便連合（UPU、仏：Union postale universelle、英：Universal Postal Union）。1874（明治7）年に創設、1948（昭和23）年より国際連合の専門機関として国際郵便をつかさどる。切手交換の制度は今日まで続いており、毎年4,000枚以上の新発行切手が連合事務局から日本郵便株式会社に送付され、日本郵政株式会社を通じて郵政博物館に貸与されている。

5 山本義之『日本のみほん切手 明治・大正編』関西郵趣連盟、1979（昭和54）年、201頁。ただし、当該箇所には典拠が示されず、海外の先行研究に照らして不正確と考えられる箇所が見られる。例えば、切手の配布数は「その国の持つ議決権数に応じ…日本は加盟当初4組」だったと説明されるが、配布数は国によらず一律である（註15参照）。

6 Marcus Samuel, 'The Distribution of "Specimen" Stamps by the Universal Postal Union', in *Stamp Collecting*, vol. 103, between 4 December 1964 and 5 February 1965; James Bendon, *UPU Specimen Stamps - The Distribution of Specimen Stamps by the International Bureau of the Universal Postal Union*, Limassol, Cyprus: James Bendon, 1988; idem, *UPU Specimen Stamps 1878-1961*, Abingdon: Oxford Book Projects, 2015 (Bendon, 1988の増補改訂版); idem, *UPU Specimen Stamps 1878-1961 Supplement-2021*, Abingdon: Oxford Book Projects, 2021.

7 Bendon (2015), *op.cit.*, p. 17.

8 「万国郵便連合 一千八百七十八年六月一日 パリスニ於テ締結ノ条約実施ノ為メ 細目規則」『万国郵便連合 巴里条約』、77-80頁（太政類典・第三編・明治十一年～明治十二年・第四十四卷・運漕・陸軍郵便二「万国郵便聯合条約並切手ハカキ新製附万国郵便聯合巴黎条約並細目規則同附録及追加」収録）。

9 Samuel (4 December 1964), *op.cit.*, p. 477. この見解は、Bendon (2015), *op.cit.*, p. 17や郵便ステーションリー連合協会（UPSS）公式ホームページ（<http://upss.org/upuspecimens/upuprocedures.php> 2022（令和4）年1月2日最終アクセス）においてもほぼ一言一句踏襲されている。

10 万国郵便連合公式ホームページ（<https://www.upu.int/en/Universal-Postal-Union/Activities/Philately-IRCs/Philatelic-bulletins> 同上最終アクセス）。

(2) 日本の受入・管理状況

1877 (明治10) 年に万国郵便連合に加盟した日本は、翌年の第2回パリ大会議にもはじめて代表を派遣し、同年6月1日には条約に調印を果たしている⁽¹¹⁾。先行研究によれば、1883 (明治16) 年2月に至るまで日本が連合総理局に公式に切手を提出した記録は見られないものの、加盟各国の郵政当局に対してはそれ以前から直接切手類の送付を行っていた形跡があり、早くから世界的な切手交換の取り組みに参画していたと考えられている⁽¹²⁾。

では、日本は連合総理局や各国から送付された切手を、どのように管理していたのか。1892 (明治25) 年に郵務局計理課物品掛長に着任し、その後当館の創立と発展を牽引した樋畑雪湖 (1858-1943) は後年『日本郵便切手史論』のなかで、「明治十年 [ママ] 以後郵便連合同盟国の郵政庁からして送付して来つた」切手は、「強質なる糊を以て美しい厚紙で出来たアルバムへ、何れもベタベタと貼付けた」「真贋鑑定用の切手貼付帖」に保管され、その数は1923 (大正12) 年の関東大震災で焼失するまで20余冊に及んでいたと振り返っている⁽¹³⁾。また、この切手帖は「駅通寮 [ママ] の外国郵便係時代から貼付し来つたもの」と述べ、外国郵便の所轄課⁽¹⁴⁾ がその管理を担当していたことを示唆している。日本の郵政当局は連合送付切手の真贋鑑定資料としての役割を理解し、外国郵便の実務に際して円滑に利用できるよう、切手帖の形態で丹念にアーカイヴ化していたと考えられる。

一方、樋畑は同書のなかで、この切手帖に「貼残されてあつた糊付袋入の残品」の存在も指摘している。切手交換の始まった当時、連合から各国に送付される切手の部数は1種につき1部であったが、その後の大会議で度々変更が生じ、1886 (明治19) 年からは3部、1892 (明治25) 年からは5部と増加したのち、1907 (明治40) 年からは再び3部に減じている⁽¹⁵⁾。上述の切手帖に各切手を1部ずつ貼付したとすれば、1886 (明治19) 年以降、時期により2部または4部の残数が生じることとなる。1898 (明治31) 年3月2日付の起案文書⁽¹⁶⁾によれば、樋畑は1891 (明治24) 年にウィーンで開催された「第4回万国郵便大会議」の翌年から、切手類が「一種ニ付五組ツツ見本トシテ本邦へ回付」されていることを把握しており、このうちの残数が「空シク当局ニ貯蔵」される状況を知っていた。

日本は連合から受け入れた切手のうち、少なくとも1部は真贋鑑定用として切手貼付帖に保管した一方で、残部については袋に入れたまま死蔵していたようである。次章では、この残部をめぐって、活用の道が模索された経緯を見ていきたい。

② 連合送付切手の活用

(1) 東京郵便電信学校への移管

上述のとおり、樋畑は1898 (明治31) 年3月の文書のなかで連合送付切手の残部に言及して

11 山口修『外国郵便の一世紀』国際通信文化協会、1979 (昭和54) 年、61-64頁。

12 Bendon (2015), *op.cit.*, p. 241. 各国郵政当局に対する直接の送付は、明治中頃以降にも度々行われていた (『郵便創業期の記録 郵便切手類沿革志』郵政省郵政研究所附属資料館、1996 (平成8) 年、5-12頁)。

13 樋畑雪湖『日本郵便切手史論』日本郵券倶楽部、1930 (昭和5) 年、197頁。

14 外国郵便所轄課の変遷については、通信省編『通信事業史 第一巻』財団法人通信協会、1940 (昭和15) 年、63-64頁。

15 Bendon (2015), *op.cit.*, p. 488. その後約100年間は3部のまま変更がなかったが、2008 (平成20) 年から1部に減数し、今日に至っている。

16 「万国連合郵便切手類見本配分ノ件」(郵庶甲第254号、1898 (明治31) 年3月2日立案)、文書綴『明治二十五年起 万国連合郵便切手類取扱書類 通信局郵務課』(AKA-11) 収録。

いるが、筆者が調査した限り、その存在に初めて着目し、活用を試みたのは東京郵便電信学校（以下、郵電校）の第四代校長・湯川寛吉（1868-1932）【図2】である。湯川は樋畑より2年早い1896（明治29）年6月、通信局長心得の鈴木大亮に対して「本校ニ備付常ニ生徒ヲシテ閲覽セシメ」るため、「本邦ト条約アル外国郵便切手類」「各一ト通」を交付して欲しい⁽¹⁷⁾と依頼している。

湯川は1895（明治28）年8月に弱冠27歳で同校校長に就任し、1903（明治36）年に退任するまでの8年2か月にわたりその改革を推進した人物である。湯川は、当時実務重視に傾いていた同校の教育方針を見直し、行政科では法学や経済財政学ほか、英・仏・独の3か国語を含む15科目を課すなどして「高等の學術を修めたる、中堅吏員」の育成を図った⁽¹⁸⁾。生徒に幅広い知識教養を習得させようと努める湯川の目に、世界各国から送付される切手が格好の教育資料として映ったことは想像に難くない。

だが、そもそも湯川が連合送付切手に目を向けるきっかけは何だったのか。実は彼は通信局に対して切手の交付依頼を行う3か月前の1896（明治29）年3月、自らが同局の「庶務課長兼外信課長」に着任していた⁽¹⁹⁾。外国郵便の所轄課が連合送付切手の管理を担っていたことは前章でみたとおりだが、湯川は同課長兼務となってまもなくその一部が死蔵されている状況を知り、前年より校長を務める学校の教材として活用することを思いついたのではないだろうか。

その実現のために湯川がとった行動は、郵電校校長として通信局に対し依頼文を送るにとどまらなかった。同年11月、今度は通信局「外信課長 湯川」の立場で「東京郵便電信学校へ外国郵便切手類送付案」⁽²⁰⁾と題された文書を起案し、郵電校に対して4,283点の切手類を送付してよいか伺っているのである。湯川は自身が校長として依頼した内容に対し、今度は通信局の外信課長としてこれを推進したことがわかる。『通信事業史』は彼を、「新進気鋭の逸材にして、夙に内外の事情を察し…常に国家的立場より通信事業の拡張と改革とに腐心し、在職中終始重要な地位を占めて、着々之を実現した」⁽²¹⁾と評しているが、この一連の行動にも、その鋭い着眼点や圧倒的な実行力が発揮されている。

この文書は同年12月6日付で決裁となっており、湯川の提案どおり4,000枚以上の切手類が郵電校に移管されたとみられる。また、同じ文書綴（AKA-11）には翌1897（明治30）年の11月と12月にも同様の送付が行われたことを示す文書が残っており、この計画はある程度の継続性をもったようである。郵電校における活用の実態は明らかにできなかった⁽²²⁾が、これが湯川の計画どおり「常ニ生徒ヲシテ閲覽セシメ」られたのであれば、連合送付切手が外国郵便所



【図2】「湯川寛吉第4回〔筆者註：第5回〕万国郵便大会日本代表委員」、撮影年不詳（ZAD-37）より部分

17 「東京郵便電信学校長湯川寛吉」発「通信局長心得男爵鈴木大亮」あて依頼状（乙第170号、1896（明治29）年6月16日付）。本稿では「東京郵便電信学校へ外国郵便切手類送付案」（註20参照）に添付された写しを参照。
 18 通信同窓会編『通信教育史』通信同窓会、1984（昭和59）年、144-145頁、前掲、『通信事業史 第一巻』、639頁。
 19 校長着任当時は通信局「総務課長」、翌年3月の総務課廃止に伴い、同局「庶務課長兼外信課長」を兼任（『通信省職員録』内閣官報局、1895（明治28）年、429頁、同1896（明治29）年、489頁）。
 20 「東京郵便電信学校へ外国郵便切手類送付案」（通外乙第578号、1896（明治29）年11月4日立案）、文書綴『明治二十五年起 万国連合郵便切手類取扱書類 通信局郵務課』（AKA-11）収録。
 21 前掲、『通信事業史 第一巻』、639頁。

轄課外で初めて公開された機会に位置づけられる。本来は実務資料に過ぎなかった連合送付切手に対して湯川が教育上の価値を見出したことは、博物館設立構想を温めていた樋畑を刺激し、より広く活用の道を模索させる契機となったと考えられる。

(2) 郵便博物館等への移管

この湯川の計画から2年後の1898(明治31)年3月2日、郵務局計理課物品掛長の樋畑が「万国連合郵便切手類見本配分ノ件」⁽²³⁾と題された文書の立案を行う。樋畑は1892(明治25)年より各5部が送付される連合切手について、「一組ハ当局原簿ニ貼付致シ、又一組ヲ東京郵便電信学校ニ配布」されるものの、「其ノ残余(三組)」は死蔵され、将来的には「糊着毀蝕其他罹災等」により「全滅」の恐れがあると警鐘を鳴らしている。さらに同文書では、これを回避するため、従来の貯蔵分と今後の受け入れ分を適

【図3】「万国連合郵便切手類見本目録」より部分
(出典は註16参照)

当な諸機関に配分し、活用を図ることを提言している。その配布先には、「将来開設スベキ郵便博物館」「大蔵省印刷局」「帝国博物館」「帝国京都博物館」「帝国奈良博物館」の5か所を挙げ、具体的な内訳案を別紙の「万国連合郵便切手類見本目録」【図3】に示している。この目録の上段では、各国から送付される切手類を切手、葉書、往復葉書、封緘葉書、封皮、帯紙の6種⁽²⁴⁾に分け、発行国名と種別の交わる区画内を4分割し、右上に印刷局、右下に帝国博物館、左上に京都博物館、左下に奈良博物館への配布枚数を漢数字で記入している。例えば冒頭の日耳曼(ドイツ)送付切手については、印刷局へ24枚、帝国博物館へ25枚、京都博物館へ5枚、奈良博物館へ6枚の配布が計画されている。また、「郵便博物館備用」については下段に別欄が設けられ、切手48枚、葉書12枚というように、種別ごとの枚数が記入されている。目録末の集計には、切手だけでも郵便博物館へ4,266枚、印刷局へ3,024枚、帝国博物館へ3,021枚、京都博物館へ531枚、奈良博物館へ532枚もの配分計画が示されており、随所にみられる訂正の跡からも、その調整作業の労がうかがえる。また、長く死蔵された切手類のなかにはすでに「糊着毀損其他虫害等ニ依リ滅亡シタルモノ」もあったといい、この目録作成にあたっては机上の計算にとどまらず、現物の状態確認にも手間を要したことがわかる。

この配布計画は決裁後、速やかに実行に移されたい。印刷局、帝国京都博物館、帝国奈良博物館への寄贈実態には迫れなかったが、帝国博物館に対しては1898(明治31)年6月20日付で「173か国及び地域の3000点以上」の切手類が寄贈されたことが、東京国立博物館に残された記録から明らかにされている⁽²⁵⁾。

22 1901(明治34)年5月に開室した図書閲覧室には、かねてから購入されていた一万巻以上の洋書・和書が学生や教官の閲覧に供されていた。連合送付切手もここに配備された可能性が考えられるが、定かでない(前掲、『通信教育史』、151-152頁)。

23 註16参照。

24 「細目規則」第29条(註7,8参照)において提出が要請されたのは「郵便切手」のみであったが、実際には葉書などの「ステーションナリー」も交換の対象となっていた。なお、この慣行は1964(昭和39)年の第15回ウィーン大会議で正式に廃止された(Bendon(2015), *op.cit.*, p.18)。

樋畑はこの各機関に対する配布計画の目的を、「学芸上御参考トシテ」と明記しており、後年の文書⁽²⁶⁾では切手を「図案意匠等ノ標本ニシテ版式其他研究資料ニ供スベキモノ」と説明している。本来実務資料に過ぎなかった連合送付切手は、湯川により通信学徒への教育資料として活用の途が開かれ、さらに樋畑により、広く文化的価値を見出されたといえることができるだろう。前年の1897（明治30）年は古社寺保存法が制定された年だが、樋畑が連合送付切手の管理状況を憂慮し、その活用を訴えたことにも、文化財保護に対する時代意識の反映をみることができるかもしれない。

3 博物館における展示什器の変遷

以上に見たように、樋畑は1898（明治31）年の段階で、連合送付切手のうち4,000枚以上を「将来開設スベキ郵便博物館用」に確保した。それから4年後、1902（明治35）年に万国郵便連合加盟25年を記念して博物館が創立すると、連合送付切手はいよいよ展示公開に供された。湯川により東京郵便電信学校に移管された切手はあくまでも同校関係者の閲覧用であったが、郵便博物館の創設により、はじめて一般社会への公開が開始されたといえる。

その後当館では、このコレクションを継続的に公開していくため、時代に応じ理想的な展示什器を模索してきた。歴代の什器は「回転額」と「引き出し式ケース」に大別されるが、本章ではそれぞれの設置状況、導入経緯、構造上の特徴を検討することで、当館が資料保存と公開を両立するため、どのような工夫を重ねてきたかを明らかにしたい。

(1) 回転額（1902（明治35）～1922（大正11）年頃）

①設置状況

1902（明治35）年の創立当初から1922（大正11）年頃まで、約20年間にわたり使用されたのが「回転額」と呼ばれる展示什器である。博物館はこの間、通信省旧庁舎から通信官吏練習所構内へと移転し、再び通信省新庁舎に戻るといふ慌しい状況を余儀なくされたが、いずれの展示場にもこの回転額が引き継がれ、継続的に使用された。

まず、1902（明治35）年の創立から約3年間、博物館が京橋区木挽町の通信省構内に置かれていた頃、連合送付切手は3台の回転額に収められ、東門脇新館の2階入口付近に展示された。当時の図面【図4】上では、左下の3つの円がこれにあたり、円の上には「郵便連合各国発行ノ郵便切手類ヲ沿革的ニ貼付シタル回転額」との記載が見られる。この什器は頂部に王冠のような装飾を備え、2段に区切られた切手貼込額が放射状に広がるもので、【図5】にその姿が確認できる。この最初期の展示については、「概して言へば善く揃ひたりとハ言ひ難し且つ望むらくハエビシ順又ハ五大州別にして順序好く保管されたき事なり」⁽²⁷⁾と、資料の網羅性や分類方法に対し厳しい評価もあったものの、「全世界の郵券や端書やの各種ハ、其々国別にして洽く蒐集してあるのハ、世のフィラテリストが垂涎の種なるべく、夥多の観覧者中にハ、低回去る能はざるかの如き人々もあつた」⁽²⁸⁾と、一定の注目を集めたことも報じられている。

25 田良島哲「明治後期における通信省から帝室博物館への切手類の寄贈」『郵政博物館 研究紀要』第6号、2015（平成27）年、2頁。また、同研究によるとこの寄贈は少なくとも1912（明治45・大正元年）まで継続された。

26 註54参照。

27 弥生山人「郵便博物館を觀る（中の下）」『東京朝日新聞』1902（明治35）年7月12日朝刊、2面。

28 「通信省内の郵便博物館」『読売新聞』1902（明治35）年6月24日朝刊、4面。

1905 (明治38) 年、郵便博物館は芝公園内の通信官吏練習所 (1907年より通信官吏練習所) 構内に移転し、その後約5年間は同地で運営された。移転当初、同所の「旧図書閲覧室」に設けられたという仮陳列所における展示状況は不明だが、1907 (明治40) 年6月の陳列所増築後には、本館右手に設置された「万国郵便切手類陳列室」に、7台に増加した回転額が確認できる【図6、7】。当時の『風俗画報』によれば、そのうち5台が1905年以前、2台が同年以後 [ママ] 発行の切手類に充てられ、さらに「欧羅巴、亜細亜…各国植民地」などの地域別に分けて展示されたという⁽²⁹⁾。同誌はこれについて「郵便切手の蒐集は以前より熱心なる好事家あれども是は又外ならぬ役所の事とて世界各国は愚か一国一国に纏められ」⁽³⁰⁾といると、その分類手法を含めて高く評価している。

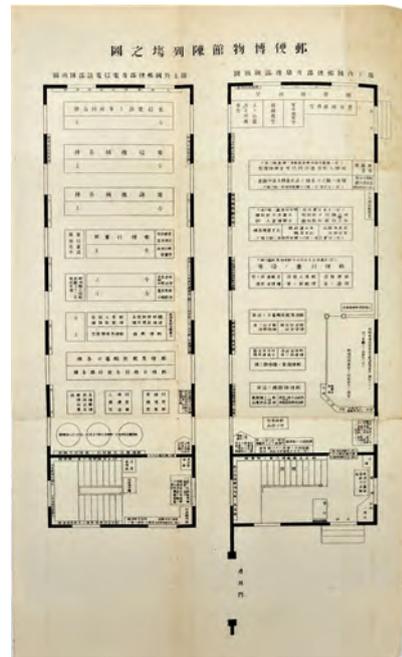
1910 (明治43) 年、「逓信博物館」に改称した当館は、新築落成した逓信省新庁舎内に戻り、以後約12年間はこの場所に落ち着いた。連合送付切手の展示には引き続き7台の回転額が使用され、遅くとも1916 (大正5) 年秋の展示替え以降は1階左側の「第三室」に設置された【図8、9】⁽³¹⁾。

これ以降、回転額の存在を示す写真や図面は確認されていないが、この陳列区分は1922 (大正11) 年3月の飯田橋移転までおおむね維持されており⁽³²⁾、回転額もこの間使用が続けられ、その後廃棄されたと推測される。

②導入経緯

では、この回転額はどのような経緯で導入されたのだろうか。樋畑は後年、郵便博物館創立を振り返り、「独逸の郵便博物館の嚮に倣ひ回転式万国郵便切手蒐集額も創設した」⁽³³⁾と述べている。

1872 (明治5) 年に開館したドイツ帝国郵便博物館 (Reichspostmuseum) では、1886 (明治19) 年から1939 (昭和14) 年まで、郵便切手類の展示のため【図10】のような回転額が使用されていたという⁽³⁴⁾。



【図4】「郵便博物館展示場之図」
(逓信省通信局『明治三十五年万国郵便連合加盟二十五年祝典紀念 展覧会出品目録』1902 (明治35) 年、折込図より)



【図5】「逓信博物館 [筆者註：郵便博物館] 陳列室 (郵便切手、他)、1902 (明治35) 年6月撮影 (WAB-7) より部分

29 橋本桔梗「郵便博物館」『風俗画報』第368号、1907 (明治40) 年8月、6頁 (復刻版、国書刊行会、1978 (昭和53) 年参照)。

30 上掲、6頁。なお、この文は「郵政博物館開かる」『東京日日新聞』1907 (明治40) 年6月23日朝刊、7面からの転載とみられる。

31 「逓信博物館の陳列替」『逓信協会雑誌』特別記念号、1916 (大正5) 年11月、88頁、逓信博物館『陳列品目録』1917 (大正6) 年3月末日調査、51-52頁。

32 前掲、『逓信事業史 第一巻』、719頁。

33 前掲、『日本郵便切手史論』、92頁。

樋畑自身は1911（明治44）年の欧米出張まで同館を訪れたことはないものの、日本とドイツのあいだでは遅くとも1880（明治13）年より郵便事業用品や絵画・模型などの資料交換が行われており⁽³⁵⁾、1897（明治30）年には日本側の依頼により、ドイツを含む連合加盟各国から寄贈を受けている⁽³⁶⁾。このような資料のなかに回転額に関する情報が含まれており、樋畑の着想源となったとしても不思議ではない⁽³⁷⁾。また、郵便博物館創立以前に渡欧した関係者が資料を持ち帰り、樋畑に提供した可能性もあるだろう。1891（明治24）年にドイツ郵政局長シュテファンの案内でドイツ帝国郵便博物館を視察した郵務局長・因藤成光（1856-?）や、1897（明治30）年にベルリンに滞在して通信事業調査にあたった先述の湯川寛吉は当館創設の支援者として知られており⁽³⁸⁾、彼らが回転額に関する情報を樋畑にもたらしたかもしれない。

具体的な情報源は明らかにできなかったが、樋畑は何らかの方法でドイツ帝国郵便博物館の回転額について知り、あらたに開館する郵便博物館にも導入を決めたものと考えられる。なお、この什器の調達に関しては資料が確認されておらず、樋畑がこれを輸入したのか、あるいはドイツの例を参考に国内で調製したのかなど、詳細は不明である。

③構造上の特徴

では、この回転額にはどのような構造上の特徴がみられるだろうか。残された写真資料の観察から、以下の3点を指摘したい。

第一には開放性である。この回転額は18枚程度の切手貼込額が中心の軸から放射状に広がる構造で、切手は常に来館者の目に触れるようになっている。来館者はその周囲を歩きながら、展示された切手をおのずから総覧することができた。先述のとおり、



【図6】「郵便博物館雑誌掲載記事」、詳細不詳（WAB-3）より部分



【図7】「通信博物館陳列室の一部（郵便切手）」、1907（明治40）年撮影（WAB-9）

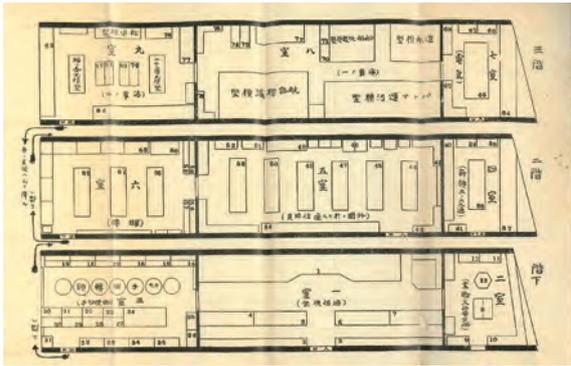
34 ベルリン情報通信博物館（Museum für Kommunikation Berlin）主席資料研究員のデイドズナイト博士（Dr. Veit Didczuneit）より情報提供を受けた（2021（令和3）年7月20日付私信）。

35 1880（明治13）年、駅通総官の前島密がドイツ特命全権公使のアイゼンテッヘルから依頼を受け、ドイツ帝国郵便博物館に出品するための資料約30種類を提供している（『雑報』『中外郵便週報』第1号、1881（明治14）年1月3日、3-4頁、井上卓朗「ドイツ（日耳曼国）郵便博物館に出品された『郵便取扱之図』、『郵便史研究』第29号、2010（平成22）年3月、24-27頁）。

36 前掲、『通信博物館75年史』、12頁。

37 当館には19世紀末にドイツ帝国郵便博物館で刊行された目録や平面図が少なくとも3冊伝存するが、いずれにも回転額の写真や図面は見られない（Carl Lindenberg, *Katalog der Marken-Sammlung des Reichs-Postmuseums*, Berlin: n.p., 1888（YBA-8）; Reichs-Postmuseum, *Katalog des Reichs-Postmuseums*, Berlin: Julius Springer, 1897（YBA-15）; Reichs-Postmuseum, Berlin: n.p., 1898（YBA-18））。

38 前掲、『通信博物館75年史』、14頁。



【図8】「陳列配置図」(『陳列品目録』折込図より、出典は註31参照)



【図9】「通信博物館 万国郵便切手部」、1917 (大正6)年撮影 (WAB-15)

これは博物館創立当初は壁際に設置されていたが、その後展示室の中央に並べて配置されるようになり、全方向からの鑑賞がより容易となった。

第二には軽量さである。この回転額は中心軸と切手貼込額から成るもので、線と面を組み合わせた比較的軽やかな構造体といえる。これは博物館創立当初、通信省旧庁舎の2階に設置され、またその後も度重なる移転を経験したが、この構造であれば数人で抱き抱えて運ぶことも可能であっただろう。

第三には装飾性である。回転額は頂部が華やかな王冠状に、脚部が優美な猫足にデザインされており、展示什器としての機能性を超えた美的趣味がうかがえる。

この回転額は博物館の展示室に常設されたが、1912 (明治45)年5月、皇太子嘉仁親王 (後の大正天皇) が通信省本省へ行啓した際には、郵便貯金局3階大広間において出張展示⁽³⁹⁾も行われた。当時の写真【図11】には、

広間中央に回転額2台がゆったりと配置されているのが確認できるが、その開放的な構造により、皇太子一行はあいだを縫うように通りながら、展示された切手を自然に目に収めることができたであろう。樋畑によれば、皇太子は展示品のなかでも「特に仏蘭西の切手に御眼を注」⁽⁴⁰⁾がれたという。また、同じ省庁舎内とはいえ、博物館1階に設置されていた回転額を3階の展示会場まで移動でき



【図10】「ドイツ帝国郵便博物館 第15室」、レーマー (Willy Römer, 1887-1979) により1926 (大正15・昭和元年)年撮影 (3.2010.1292) © Museumsstiftung Post und Telekommunikation



【図11】「本省事業用品及参考品陳列室 (郵便貯金局大広間)」(『大正元年度 通信省年報 第二十七回』頁なしより、出典は註39参照)

39 通信大臣官房文書課編『大正元年度 通信省年報 第二十七回』通信大臣官房文書課、1913 (大正2)年、2-3頁。

40 前掲、『日本郵便切手史論』、198頁。

えで、従来の部屋は書庫となり、代わりに1階玄関から直進した新「第六室」【図16】が切手展示に充てられた。これは1958（昭和33）年末には隣接する「第五室」にも拡張されており、当時の写真【図17】には、手前の第六室と奥の第五室に引き出し式ケースが隙間なく並べられているのが確認できる。

このように、飯田橋の通信博物館では1922（大正11）年から40年以上にわたり一貫して引き出し式ケースが使用された。この時代のもものは1964（昭和39）年11月の通信総合博物館（千代田区大手町）移転に伴い廃止されたが、代わりに新設計品が導入され今日に至っている⁽⁴³⁾。

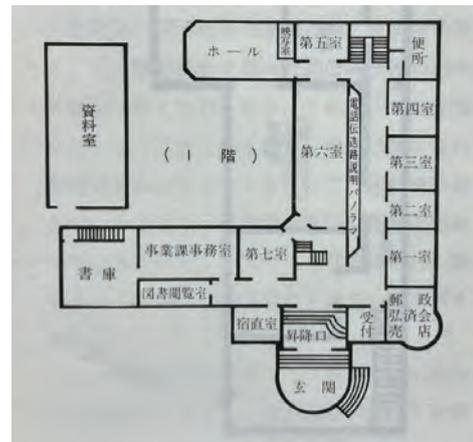
②導入経緯

では、この引き出し式ケースはどのような経緯で導入されたのだろうか。大柴峯吉は前述の「通信博物館参観記」において、「此様式は…なんでも樋畑先生が倫敦の大英博物館にあるものを参考として御考案になつたものであると云ふ」⁽⁴⁴⁾と記している。この特集記事には樋畑も直接関与している⁽⁴⁵⁾ことから、同記述は樋畑本人も了解したものであった可能性が高い。

大英博物館では、1889（明治22）年にタプリング（Tomas Keay Tapling, 1855-1891）によって寄贈された切手の一大コレクションを公開するため、1903（明治36）年より引き出し式の展示ケース【図18】が導入されていた。これは、大英博物館評議会より同コレクションの管理顧問を委任されていたベーコン（Edward Denny Bacon, 1860-1938）が、約4年にわたる試行錯誤の末に考案したものであった⁽⁴⁶⁾。彼は当初、「サウスケンジントンの自然史博物館で蝶や蛾を展示するのに使用されているキャビネット」⁽⁴⁷⁾【図19】⁽⁴⁸⁾と同



【図15】「博物館々内」、1934（昭和9）年9月28日撮影（WAB-25）



【図16】「展示室配置図（昭和32年度末）」（『通信博物館75年史』118頁より、出典は註1参照）



【図17】「博物館々内」、1959（昭和34）年4月2日撮影（WAB-105）

43 前掲、『通信博物館75年史』、249頁、本稿註2。

44 前掲、「通信博物館参観記」、15頁。

45 当該の「通信博物館特集号」巻頭言には、「此特集号の目的が目的だけに…樋畑先生には長い御経験と深い御学識とを以つて種々御親切に御指導賜りました…」とあり、直接助言を仰いでいたことがわかる（前掲、『切手趣味』第4巻第1号、1頁）。

46 Richard Scott Morel, “The Formation, Development and Curation of the Tapling Collection at the British Museum Library in the Nineteenth Century”, *The Electronic British Library Journal*, 2021, Article 7, pp. 22-27. タプリングについては、正田幸弘「世界の大収集家（2）タプリング（1855-1891）」『月刊たんぶるぼすと』第44巻第3号、2020（令和2）年2月、9-12頁。

47 Edward Denny Bacon, “The Tapling Collection”, *The London Philatelist*, Vol. VIII, No. 95, November 1899, p. 285.

様の水平引き出し式ケースを構想していた。しかし、各額面を切手展示用に薄くすると、いっばいに引き出した状態で上方から力が加わった場合に折れかねないことがわかったため、引き出しを水平に重ねるのではなく垂直に並べる仕様に変更したという⁽⁴⁹⁾。この発想の転換により強度の問題は解消され、さらに各額面の両面に切手を貼り込めるようになってケースの収容力も2倍に向上した。ペーコン自身、この引き出しの垂直化という思いつきは「とりわけ喜ばしいもの」⁽⁵⁰⁾であったと誇らしげに記している。これまで、切手用引き出し式ケースは当館が考案したもののように漠然と捉えられる向きもあった⁽⁵¹⁾が、その発明の功績は大英博物館とペーコンに帰すべきであろう。

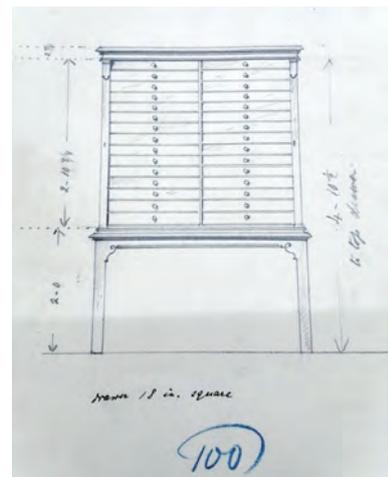
樋畑はその7年後、1910(明治43)年にロンドンで開催された日英博覧会に出席し、欧州各国を視察している。彼の紀行文には「倫敦のブリチシ」博物館を見学したことが示唆されており⁽⁵²⁾、おそらくこの際に同館の引き出し式ケースを目にし、参考にしたものと考えられる⁽⁵³⁾。

では、この引き出し式ケースはどのように調達されたのか。当時の写真をあらためて観察すると、同ケースには下部に傾斜した張り出し部分のあるもの【図13、15】と、全体が直方体をなすもの【図17】の2種があることがわかる。以下、これらを初代と二代目と呼び分け、それぞれの状況を見ていきたい。

まず、初代ケースについては、1921(大正10)年に樋畑が起案した「郵便切手格納筒調製ノ件」⁽⁵⁴⁾と、翌1922(大正11)年に通信局技手の高城精一郎が起案した「郵便切手格納函補修ノ件」⁽⁵⁵⁾という2件の起案文書が残る。前者には発注先に関する言及はないものの、後者にはこのケースの補修等を「原製作者長谷川篤」に依頼したいとの記述がみられ、添付の見積書には「東京市芝区琴平町二番地 長谷川篤…」のゴム印が押されている。芝は洋家具製造の一大拠点であり、『東京電話番号簿』⁽⁵⁶⁾



【図18】「大英博物館(キングスライブラリー)のタプリングコレクション」、20世紀撮影 From the British Library's Philatelic Collections, Photograph Collection. © British Library Board



【図19】昆虫標本用什器のための素描(註48参照) From the collections of the Library and Archives, Natural History Museum, London. © The Trustees of the Natural History Museum, London

48 1875(明治8)年から95年までロンドン自然史博物館学芸員を務めた動物学者ギンター(Albert Charles Lewis Gotthilf Günther, 1830-1914)がまとめた資料集(“Miscellaneous documents”: letters, lists, memoranda and reports relating to the work of the department, gathered by Dr A Günther, 1857-1889, DF ZOO/202/1, p. 235)に収録される。ペーコンが参照したという什器は特定できなかったが、このような仕様であったと推測される。ロンドン自然史博物館(Natural History Museum, London)鱗翅目担当学芸員のジュスティ氏(Alessandro Giusti)、アーキビスト補佐のルーク氏(Kathryn Rooke)より資料提供を受けた(2022(令和4)年1月13日付私信)。

49 Edward Denny Bacon, “The Tapling Collection”, *The London Philatelist*, Vol. IX, No. 107, November 1900, p. 284.

50 *Ibid.*, p. 284.

もこの人物の生業を「洋家具」と記載している。当時の地図⁽⁵⁷⁾や業者名簿⁽⁵⁸⁾に長谷川の名前は見られなかったが、同地の専門業者のひとつであったと考えられる。この初代ケースは、樋畑がかつて実見した大英博物館の例を参考に、国内の洋家具業者と相談しながら独自に調製したものだといえるだろう。

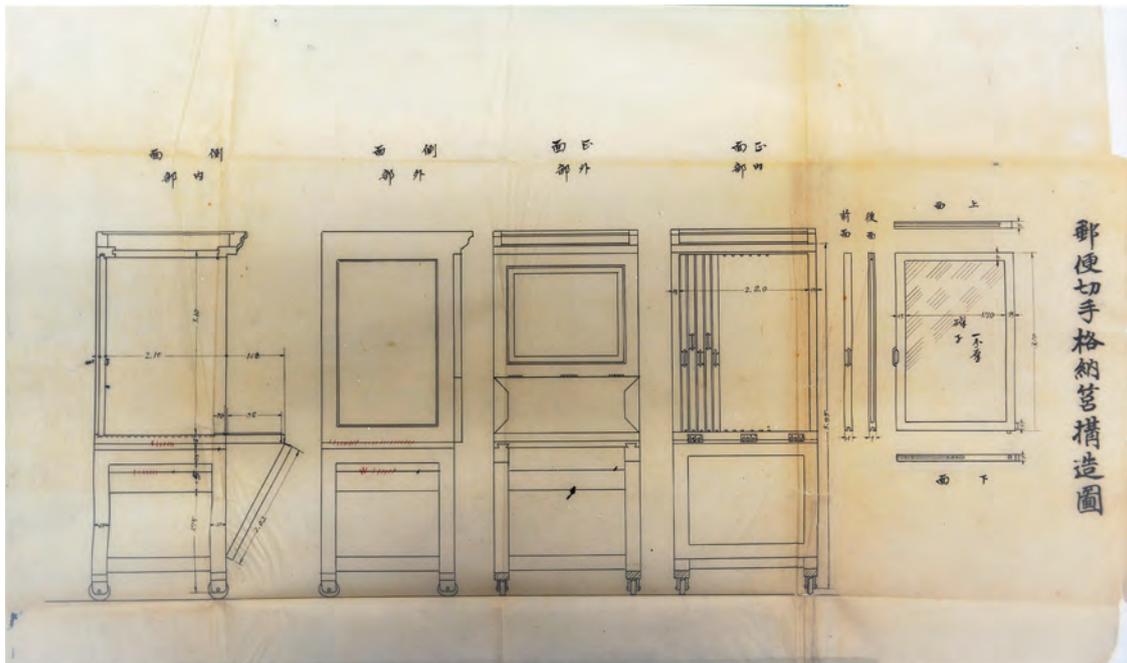
二代目ケースについては、1937（昭和12）年に陳列係の山本が起案した「郵便切手保管函購入ノ件」⁽⁵⁹⁾という起案文書が残る。その鑑文には、発注先として「此種器具製作ニ対シテハ多年ノ経験ヲ有スル三菱商事株式会社又ハ東京鋼鐵工業株式会社 日本鋼鉄家具株式会社 横浜鋼鉄建□社 佐倉鋼鉄工業株式会社ヲ指命競争セシムルコト」とある。競争の結果は不明だが、この5社のいずれかが新仕様のケースを受注製作したことがわかる。

③構造上の特徴

それでは、これらの引き出し式ケースにはどのような構造上の特徴が見られるだろうか。初代ケースについては上述の「郵便切手格納筒調製ノ件」に仕様書と構造図面が添付されており、二代目については「郵便切手保管函購入ノ件」に仕様書が添付されている。なお、後者の仕様書にも「示図ノ通り…」などの表現が見られることから本来は図面も付属していたと考えられるが、伝存していない。以下、これらの文書と写真資料に基づき、引き出し式ケースの特徴として以下の3点を指摘したい。

第一には閉鎖性である。切手を貼り込んだ額面は通常本体に収納され、人目に触れないようになっている。初代ケースの仕様書と図面【図20】によれば、各ケースには切手貼込額が20枚収納され、1枚ずつ手前に引き出すことができた。図面左端の「側面内部」図には、ケース上部の底面から1.08尺（約30cm）の板が水平に張り出しており、この上面に設けられた真鍮製の「軌道」に沿って、引き出しが手前にスライドする仕組みとなっていた。なお、この初代では各額面は軌道に沿ってまっすぐ手前にしか引き出せなかったようだが、1937（昭和12）年発

-
- 51 引き出し式ケースの起源については突き詰めた検討がなされてこなかったが、当館元館長の林健志氏が「通信総合博物館ができたときに「膨大な切手を」しっかり閲覧できる特別な展示方法を編み出した」と述べているなど、これが当館の考案にかかると思われるような記事等がしばしば見られる（半田昌之、田良島哲、林健志、井村恵美、井上卓朗「座談会 郵政博物館の開館に当たって」『通信文化』第25号、2014（平成26）年4月、7頁）。
 - 52 樋畑は帰路の寄港地エジプトで売られていた織画について、「倫敦のプリチシ、乃至ケンシレトン[ママ]博物館、巴黎のルーブル博物館にある様な木伊乃（ミイラ）の顔にあてたと云ふ雅致のある織物は、今では得られぬ」と感想を漏らしており、滞欧中これらの博物館を訪れたと推察される（樋畑雪湖「一萬二千海里汽船平野丸の航海（三）」『通信協会雑誌』第32号、1911（明治44）年3月、107頁）。
 - 53 なお、このケースを「独逸式」「ドイツ型」と表現した文献もみられるが、おそらく回転額の導入経緯と混同されたものと思われる（[文責在記者]「通信博物館を観る」『通信協会雑誌』第350号、1937（昭和12）年10月、109頁、笠井太慶喜「通信博物館の再開について」『切手文化』第31巻第5号、1948（昭和23）年2月、25頁）。
 - 54 「郵便切手格納筒調製ノ件」（博683号、1921（大正10）年12月19日決裁）、『文書綴』大正11年（ALA-10）収録。
 - 55 「郵便切手格納函補修ノ件」（博987号、1922（大正11）年4月21日決裁）、『文書綴』大正11年（ALA-10）収録。
 - 56 東京中央電話局『大正十一年四月現行 東京電話番号簿』1922（大正11）年、85頁。
 - 57 「震災前の赤煉瓦通りを中心とする芝家具街の主要店」（折込地図）、俵元昭編『芝家具の百年史』東京都芝家具商工業協同組合、1966（昭和41）年、162頁。
 - 58 「家具商」、東京市商工課編『最近東京市商工名鑑』地涌学会出版部、1924（大正13）年、305-308頁。
 - 59 「郵便切手保管函購入ノ件」（博第408号、1937（昭和12）年8月10日決裁）、『昭和十六年起 切手類関係綴』（ALA-101）収録。先に購入した引き出し式ケース10台に切手が収納しきれなくなったため、若干の仕様変更を加え新たに5台を購入してよいか何う内容。当初発注した際の起案文書は確認されていない。なお、同ケースはその後も追加配備され、1958（昭和33）年末には42台に達していたという（前掲、『通信博物館75年史』、119頁）。



【図20】「郵便切手格納筐構造図」(出典は註54参照)

注の二代目では、額面の「滑出後ハ移動支棹ニヨリ自由ニ回転」できるよう仕様変更がなされた。【図21】には、右手の男性がケースから引き出した額面を写真奥側に傾けて観賞している様子がみられる。

引き出し式ケースの閉鎖性としては、初代・二代目ともに、必要に応じ前面を遮蔽できる構造を有していたことも特筆される。初代ケースについて図面左端の「側面内部」を見ると、引き出しの軌道となる水平張り出し部分から本体脚部に向かって、2.02尺(約60cm)の板が斜めに延びている。仕様書に説明はないが、その右隣の「側面外部」図を見る限り、この水平張り出し部分を本体前面に折りたたみ、さらに斜めに渡した板をその上方に収めることで、ケース前面を完全に板で覆うことができたようである。右隣の「正面外部」図は、この閉じられた状態を正面から描いたものであろう。このような遮蔽機能は二代目ケースにも踏襲された。ただし、初代は頂部から脚部まで一体の構造であったのに対し、二代目は上下部を分離することのできる「重ネ戸棚」に仕様変更されたため、開閉の仕組みも大きく見直されている。仕様書によれば、額面を収容する「上部戸棚」の「頂部及底部」には「差込ミ式二枚張り扉」が収容されており、ケースを閉じる際にはこの2枚を引き出して前面を覆ったようである。【図22】には、上部戸



【図21】「博物館々内」、1939(昭和14)年10月25日撮影(WAB-54)



【図22】「博物館々内」、1939(昭和14)年10月25日撮影(WAB-53)

棚の頂部に薄い板が手前にわずかに飛び出しているのが見られるが、おそらくその中央に付属する取手を手前に引くことで内部に収納されていた「差込ミ式…扉」の1枚が出現し、これを引き下ろしてケース前面の上半分を覆うことができたものと思われる。また、底部からも板が飛び出しているが、これも一度手前に引き出してから上方に引き上げることで、ケース前面の下半分を覆うことができたものと推測される。この底部の板には裏側に小さな半円がのぞいているが、これはおそらく仕様書の指定するグレモン錠で、ケース前面を2枚の扉で覆ったのち、施錠に用いられたものと思われる。時代は下るが、1960 (昭和35) 年撮影の【図23】には、奥から6番目と7番目のケースにその遮蔽された状態を見ることができる。これらは中央につき目のような水平の線が見られ、頂部から引き下した板と底部から引き上げた板の2枚で覆われていることがわかる。



【図23】「博物館々内」、1960 (昭和35) 年4月28日撮影 (WAB-116) より部分

引き出し式ケースは、切手貼込額を収納できること、必要に応じ前面を遮蔽できることにおいて、閉鎖的な構造を有しているといえることができる。

第二に、このケースの特徴として重厚さを挙げたい。回転額が軽やかな線と面から構成されていたのとは対照的に、引き出し式ケースは初代・二代目ともに、重量感のある直方体を基本とした構造となっている。初代ケースは木製であったが、仕様書によれば「外部及脚等」をケヤキ材、「切手貼込枠」をヒノキ材とするよう材質の指定がある。基本材として指定されたケヤキは、当時より「堅クシテ木理正シク孔環ノ幅狭シ」「繊維強ク割レヲ生ゼズ伸縮少ク」と説明され、「役所向即チ丈夫向ナリ」と、その堅牢さが高く評価されていた⁽⁶⁰⁾。「切手貼込枠」の用材として指定されたヒノキは下等材に分類されているが、その軽量さは自在に引き出す必要には適っていたであろう。初代ケースは木材を巧みに使い分け、重厚な本体に軽量の額面を収納するという構造をとっていたことがわかる。さらに二代目ケースでは、その主要材質を見直し、より頑丈なスチール製へと切り替えた。仕様書は、鋼板を切断圧搾のうえ電気または酸素溶接により組み立てるよう指定している。日本では、1923 (大正12) 年の関東大震災を受け、翌年から東京鋼鐵家具製作所がはじめてスチール家具の工業生産に着手していた。当館がこの二代目ケースを発注したのと同じ1937 (昭和12) 年には、東京帝室博物館が同製作所からステンレス製展示ケース30万円分を購入したという⁽⁶¹⁾。当館も国内におけるスチール家具の浸透を受け、時流に遅れることなくこれを採用したといえる。なお、後年の資料はこのケースを「一個約百貫 [375kg]」⁽⁶²⁾と見積もっており、その量塊感がうかがえる。また、これらは厳重な施錠も可能であったようで、初代には「裏面ノ扉ニハ堅牢ナル錠前」、二代目には上下部戸棚それぞれに「堅牢ナル『グレモン』ヲ付シ之レニ要スル『ロック』ハ合鍵ナキ特種錠」を備えることが指定されている。

第三に、このケースの特徴として簡素さを挙げたい。回転額が王冠状の頂部や猫足の脚部に曲

60 農商務省山林局編『木材ノ工芸的利用』、大日本山林会、1912 (明治45) 年、327、330頁。

61 「創業90周年 日本ファイリングのあゆみ 第1回 日本初のスチール家具生産と市場の形成」『Better Storage』第192号、2014 (平成26) 年1月、頁なし。

62 「博物館新築促進要項」1957 (昭和32) 年頃、文書綴『参考資料 博物館部会』(未登録) 収録。

線的な装飾性を見せていたのとは対照的に、引き出し式ケースは直線的で簡素な構造を特徴としている。初代ケースは手前に張り出した板が外観に抑揚をもたらしているが、純粋な装飾的要素としては頂部にモールディング（彫形）を施すにとどまっている。これを調製した樋畑は、1911（明治44）年の洋行の際に滞在したホテルについて「室内器具の形式は、欧大陸では多く直線や曲線をあつさりつけたのが流行してゐるらしい」と述べ、【図24】のような挿図を紀行文に載せている⁽⁶³⁾。欧州ではアール・デコの萌芽が見られたこの時代に、樋畑がいち早く簡潔な装飾様式に着目していたことは興味深い。帰国後10年を経てはいるが、このような経験がケースの意匠に影響を与えた可能性もあるだろう。さらに二代目では初代の複雑な開閉構造を廃し、2つの独立した直方体を組み合わせた「重ネ戸棚」としたことで、よりすっきりと機能的なデザインに落ち着いている。



【図24】 欧羅巴の旅館の設備（「初心談」138頁より部分、出典は註63参照）

なお、これらのケースは簡素な構造を特徴としながらも、その外観が無味乾燥なものとならないよう工夫されていた。初代ケースの主要材に用いられたケヤキは、堅牢な反面「木理材色一様ナラザル」⁽⁶⁴⁾という欠点を有していたため、仕様書はその仕上げを「黒漆塗」とするよう指定している。また、二代目の仕様書も、スチールには十分な目止めと研磨を施し、「楡目色エナメル焼付」で仕上げるよう指示している。日本博物館学の父と称される棚橋源太郎（1869-1961）は戦後、「美術品を収容するケースの如きは、陳列品とよく調和して、簡素でしかも雅致に富んだものであらねばならぬ」と述べ、「本邦では鋼鉄の骨組を、マホガニ材の少し濃い色に仕上げるのを見受ける」と記している⁽⁶⁵⁾が、この二代目ケースもそのような一例といえるだろう。当館の引き出し式ケースは簡素さを基調としながら、展示空間や資料との調和にも配慮されたデザインがなされていたことがわかる。

以上に、引き出し式ケースの特徴として閉鎖性、重厚さ、簡素さを挙げた。これは従来の回転額と対照的な特徴をなすものだが、なぜこのような仕様が採用されたのだろうか。最後にその理由として、資料保存と空間の有効活用に対する意識の高まりを指摘したい。

資料保存の観点からは、第一に防退色への意識を上げることができる。初代ケースを調製した樋畑は、その必要な機能の筆頭に、切手の「保存、防退色」を挙げている。当館の創立から20年にわたり、回転額に貼り込まれた切手は常に露出し、光にさらされていた。特に1907（明治40）年から約3年間は、「万国郵便切手類陳列室」の窓から直射日光を浴びており【図7】⁽⁶⁶⁾、1910（明治43）年の移転後も、複数のペンダントライトによる人工照明にさらされていた【図9】。切手は本来「光に非常に敏感」⁽⁶⁷⁾な資料であり、このような展示環境において退色はま

63 樋畑雪湖「初心談」『通信協会雑誌』第30号、1911（明治44）年1月、138頁。

64 前掲、『木材ノ工芸的利用』、129頁。ケヤキ材は「塗り上り善く鉋境ヲ生セズ」と、平滑な塗装には適するとされた。

65 棚橋源太郎『博物館教育』創元社、1953（昭和28）年、98、105頁。

66 当館が仮陳列所に利用した東京郵便電信学校の「旧図書閲覧室」（註22参照）は「本館の南にあたり、その前は運動場で、青々とした牧草が生え茂り…高い窓からはいつも風が吹き込んで涼気が溢れる」環境にあったという（前掲、『通信教育史』、152頁）。

67 「屋内照度基準 照明学会・技術規格JIES-008（1999）」に基づく分類で、切手展示の推奨照度は50lx、年間積算照度は120,000lx・h以下とされる（吉田直人「光による資料への影響の抑制と白色LED展示照明の現状について」『文化財の虫歯害』No. 76、2018（平成30）年12月、23-24頁）。

ぬがれなかったであろう。おそらく樋畑は切手が年々退色していくさまを目の当たりにし、その危機感から閉鎖的構造の引き出し式ケースを導入したと考えられる⁽⁶⁸⁾。

第二に、防犯意識の高まりも指摘したい。樋畑は管理上必要な構造として「取締、展回 [ママ] 等堅固ノ構造」を挙げているが、その背景には盗難への懸念があったと推測される。時代は下るが、当館では実際に切手の盗難事件が少なくとも1930 (昭和5) 年と1940 (昭和15) 年に2件発生している。1件目は『読売新聞』に報じられたもの⁽⁶⁹⁾で詳細は不明だが、2件目については当館に「物品亡失認定ノ件」⁽⁷⁰⁾と題された詳しい報告文書が残る。これによれば、1940 (昭和15) 年の初夏、切手愛好者を装った犯人が数次にわたって切手貼込額のネジを徐々に抜き取り、展示室内に人の少ない瞬間を狙って仏領オボック発行の三角切手5枚を窃取したという。陳列係長の酒井務は、このケースが「堅牢ナル鉄板製格納函」であること、各切手貼込額のガラス板はネジ20数本で堅固に留められていること、切手の閲覧後は額を収納する構造であることから、「尋常ノ手数ニテハ窃取不能」と述べ、「従来切手陳列容器ニ関シテハ多大ノ注意ヲ払ヒ種々研究」していただけに「今回凶ラズモ官物ヲ失ヒ国ノ損失ヲ招キ誠ニ遺憾恐懼ニ堪ヘス」と悔しさをにじませている。不幸にもこのような事件が生じている以上、引き出し式ケースは防犯上完璧な機能を備えていたとはいいがたいが、この文書からは博物館が盗難の危険性を十分に認識し、これを防ぐために閉鎖的構造や重厚さを備えたケースの設計改良に心血を注いでいたことがわかる。

第三に、防災対策としての意識を挙げたい。当館は1923 (大正12) 年の関東大震災で被害を免れたが、このとき多くの博物館が罹災し文化財が失われたことは、関係者に少なからぬ危機感を与えたい。1926 (大正15) 年には樋畑を中心に博物館の移転や再建を目指す「通信文化保存運動」が起こされており、これを報じた新聞にも「辛うじて焼け残った通信博物館」が依然として耐震耐火設備の不十分な木造建築物にあることは遺憾との主張がみられる⁽⁷¹⁾。結果的に博物館の移転は1964 (昭和39) 年まで実現しなかったが、展示什器を重厚で耐火性に優れたスチール製へと切り替えたことは、防災対策として講じることのできる限られた措置のひとつであったであろう。

最後に、この引き出し式ケース導入の背景には、空間の有効活用という差し迫った必要もあったはずである。当館の切手総収蔵枚数は1913 (大正2) 年に1万6,500余枚であったが、初代ケースが調製された1921 (大正10) 年には4万5,000余枚、二代目ケースが追加発注された1937 (昭和12) 年には18万6,000万余枚に達している⁽⁷²⁾。限られたスペースになるべく多くの資料を展示するためには、閉鎖的で稠密度が高く、余計な装飾を排した構造を採用することが不可避であったであろう。

樋畑は、当局に長年死蔵されていた連合送付切手の一部が糊着、毀損、虫害などにより失われたことを知っていただけに、博物館移管後の展示環境には最大限の注意を払ったものと思われる。また、膨大な切手を適切に公開し続けるには、空間の有効活用が急務であることも早くから認識していたであろう。このような意識は樋畑が1923 (大正12) 年に主任職を退いた後も、

68 大柴はこのケースについて、「切手を直接光線にあてないから褪色の慮なく…誠に理想的である」と、樋畑のねらいを適切に汲んだ評価を与えている (前掲、「通信博物館参観記」、15頁)。

69 通信博物館の「郵便切手其の他通信省で作った印紙等古い珍品数十点価格三百円」が盗まれたため、通信省が所轄署に被害届を出した旨が報じられている (『通信博物館の盗難』『読売新聞』1930 (昭和5) 年10月20日夕刊、7面)。

70 「物品亡失認定ノ件」(博37号、1941 (昭和16) 年2月5日決裁)、『昭和十六年起 切手類関係綴』(ALA-101) 収録。

71 「通信博物館の改築運動 貴重なる通信文化史料の保存のために 山県公爵等援助の下に」『東京日日新聞』1926 (大正15) 年7月19日朝刊、7面。

72 前掲、『通信博物館75年史』、413頁。

博物館職員により共有され、受け継がれてきた。引き出し式ケースの閉鎖性、重厚さ、簡素さという特徴には、資料を安全に守り公開していくという意志の結晶をみることができる。

明治期に導入された回転額がドイツ帝国郵便博物館に、大正期に調製された引き出し式ケースが大英博物館に範をとったものであることは、かつて当館が海外博物館の取り組みから積極的に学んでいたことを示している。また、回転額から引き出し式ケースへと大胆な切り替えを図り、さらに昭和期にその改良を重ねたことは、先人たちが運営上のさまざまな課題に向き合い、試行錯誤のなかでより良い展示を志向していたことを物語っている。展示什器の変遷には、資料の保存と公開という博物館の相矛盾する使命に対し、当館がたゆまず挑戦を続けてきた軌跡をみることができる。

おわりに

本稿では、1878（明治11）年より万国郵便連合から送付される外国切手はそもそも真贋鑑定用の実務資料に過ぎなかったこと、これに対し19世紀末に湯川寛吉や樋畑雪湖がその教育的、文化的価値に着目して広く活用を企てたこと、1902（明治35）年以降は、博物館がその公開のために理想的な展示什器を模索してきたことをみた。

2022（令和4）年は、日本郵便株式会社の目時政彦氏がアジアで初めて万国郵便連合の事務局長に就任した記念すべき年である。当館に収蔵される連合送付切手は、わが国が1877（明治10）年の連合加盟以来、国際的枠組みのなかで各国と協調してきたことの証であり、「切手類を発行し管理監督する省庁（逓信省、郵政省）として形成された…いわば日本の国としてのコレクション」⁽⁷³⁾としての側面を有している。2014（平成26）年の移転に際しては、引き出し式ケースを用いた切手の常設展示を全廃する構想もあったと聞かすが、その社会的価値に鑑みれば公開を継続する意義は大きいのではないか。今後も館史の歩みを検証しながら、その価値にふさわしい活用の道を模索していきたい。

Acknowledgements

I would like to show my gratitude to Veit Didczuneit, Head of Collections (The Museum for Communication Berlin), Richard Scott Morel, Curator of the Philatelic Collections (The British Library), Alessandro Giusti, Curator of Lepidoptera Collections and Kathryn Rooke, Assistant Archivist (Natural History Museum, London), who have generously shared their knowledge and provided material for illustration.

凡例

本文、註、図版キャプションに記載した「アルファベット3文字-数字1～3桁」（【図12】は「数字4桁-数字4桁」）は、郵政博物館の資料整理番号を示す。

（くらち のぶえ 郵政博物館学芸員）

73 高橋宣雄「郵政資料館所蔵切手類資料の評価」『郵政資料館所蔵資料 資産価値評価報告書』、エイアイエス株式会社トータル・アーツ、2007（平成19）年、41頁（ALA-246、非刊行）。

資料紹介

樋畑正太郎（雪湖）の立案から見る自動押印機事情とその考察

村山 隆拓

はじめに

執筆者は、郵政資料館研究紀要2号⁽¹⁾と3号⁽²⁾において当館に収蔵している国内に現存する最古の外国製自動郵便消印機と目される「ドイツ製足踏式押印機」(図1)⁽³⁾と珍しい機構を備えている「フランス製ダガン押印機」(図2)⁽⁴⁾を紹介した。

その際にも報告したが、当館には数多くの外国製自動郵便押印機が収蔵している。

ただ、その実態や如何なる経緯で収蔵していたかは明確な文書資料というものは中々表舞台にでてくることはなかった。

今回、紹介する資料は押印機ではなく、外国製押印機購入の過程やその経緯が解る文書資料「自動郵便切手消印機械見本購入の件」(図3)である。



図1



図2

1 『郵政資料館 研究紀要』2号(2011年3月)

2 『郵政資料館 研究紀要』3号(2012年3月)

3 村山隆拓「現存するわが国最古の自動押印機「足踏式押印機」」『郵政資料館 研究紀要』2号(2011年3月)

4 村山隆拓「珍しい機構をもつ「ダガン押印機」」『郵政資料館 研究紀要』3号(2012年3月)

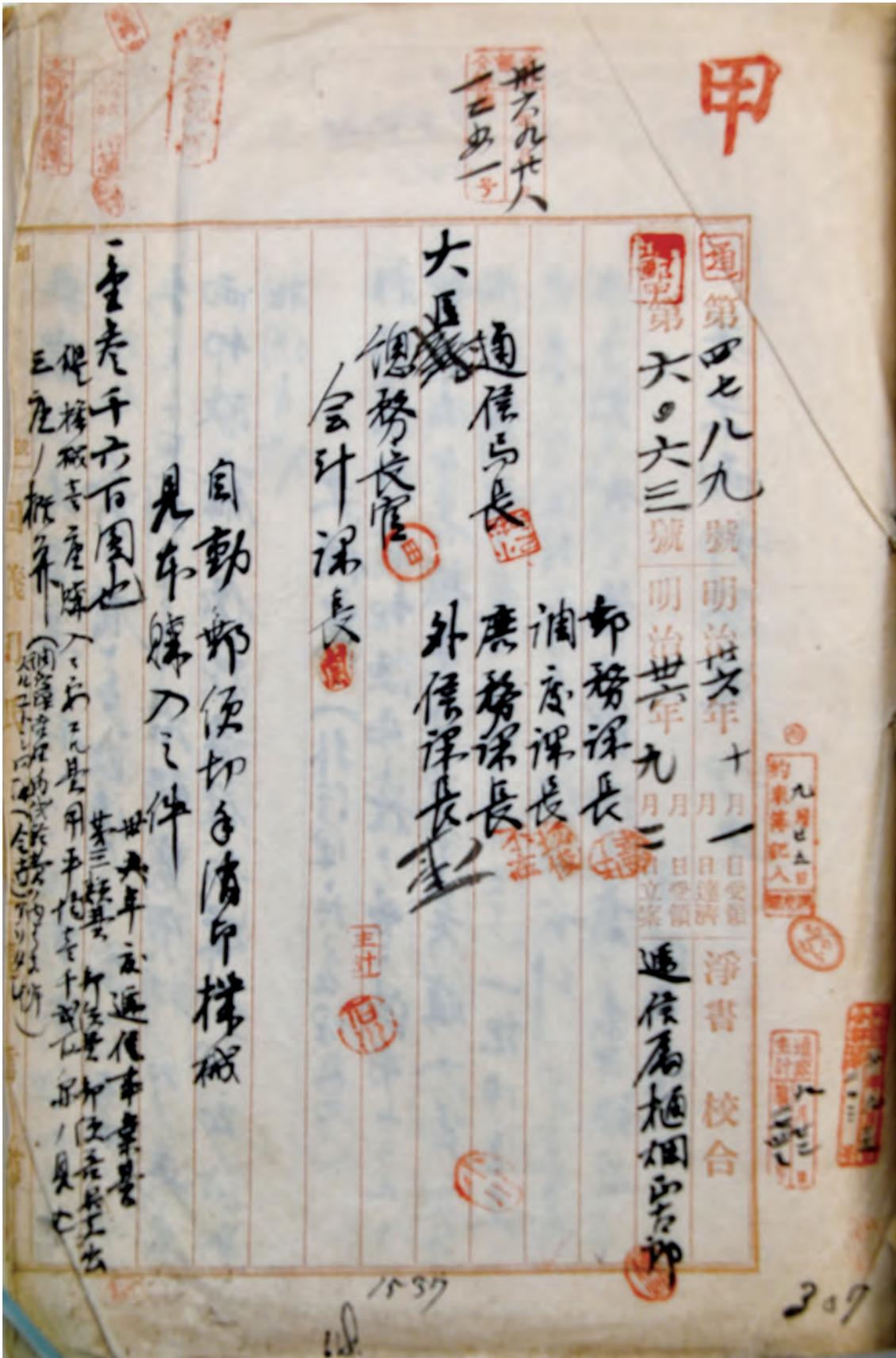


図3(1)

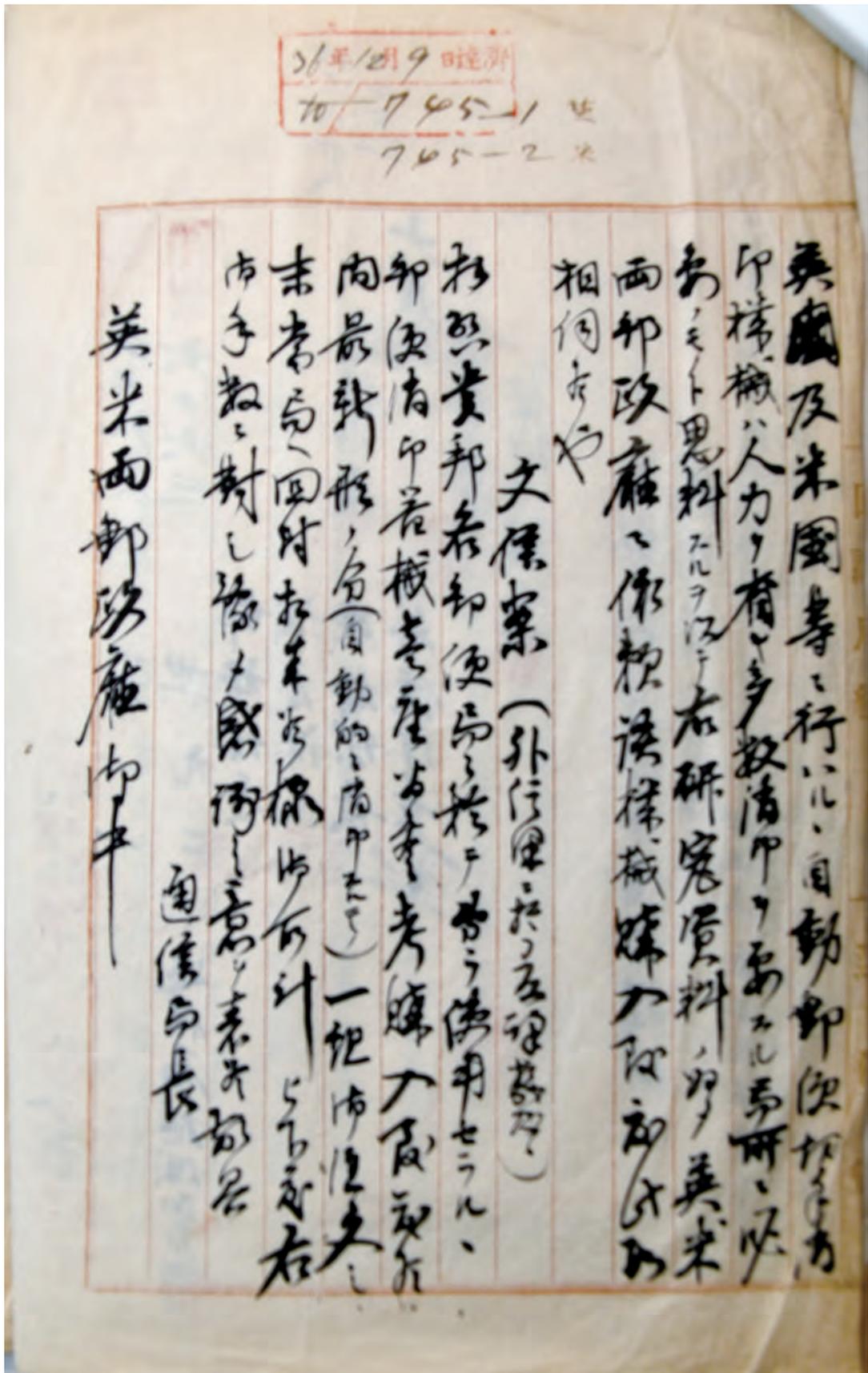


図3(2)

1 「自動郵便切手消印機械見本購入の件」の立案、決裁について

この文書は明治36（1903）年9月2日（火）に立案されたものであることが、立案日欄からわかる。また、立案者も樋畑正太郎（図4）とわかる。

樋畑正太郎は、樋畑雪湖と号した人物で雪湖の方で良く知られている人物である。

現在の郵政博物館は、1892年（明治25年）7月、時代に適応した物品の考案、改善、郵便切手類の改良等を行うため通信省に設置された郵務局計理課物品掛に始まった。その時、物品係長に任ぜられたのが樋畑正太郎であり、通信省倉庫の階上1室を参考品室として収集した物品を整理展示した。これが後の参考品陳列所となり、樋畑は博物館創立の功労者としてなくてはならない人物であった。そして、1902年6月20日、万国郵便連合加盟25年祝典の記念事業の一つとして「郵便博物館」は誕生するが、その時、同館の主任として勤務している⁽⁵⁾。



図4

よって、この文書は、郵便博物館が開館した翌年に起案したことがわかり、更に起案者が樋畑正太郎であることから購入する物品を実用化及び新たな物品開発に向けての調査、研究目的購入案件と推察できる。また、郵便博物館が郵便業務の様々な内外の郵便器具を入手、調査等行う部署も兼ねており、その場所であったことを示している資料である。

この立案文書は、通信大臣の花押があるとおおり、大臣決裁文書である。もちろん、郵便博物館は通信省管轄であったため、それ自体は至極普通のことなのだが、この立案で興味深いのは立案日と受領日である。

立案日は前述したとおり、明治36（1903）年9月2日（火）であり、達済日が明治36（1903）年10月1日（木）である。この時の内閣は、第1次桂内閣であったが、実は立案日の9月2日と達済日10月1日の間に通信大臣が変更になっている。同年の7月17日（金）に内閣改造により曾禰荒助（嘉永2年1月28日（1849年2月20日）-明治43年（1910年）9月13日）（図5）が大蔵大臣兼通信大臣に就任し、同年9月22日（火）に通信大臣を免ぜられている。同日、大浦兼武（嘉永3年5月6日（1850年6月15日）-大正7年（1918年）9月30日）（図6）が通信大臣に就任している⁽⁶⁾。

要するに、立案した際の通信大臣は、曾禰荒助であったが、達済の時は大浦兼武であったことがわかる。立案文書の押印されている花押を見ると9月22日に任命されている大浦兼武のものである。そのことから、前通信大臣曾禰荒助は目を通していない可能性が高い。ただ、この時が、初入閣である大浦兼武がこの立案に対して精通していたとは考えられない。考えられることは、立案前に前通信大臣である曾禰荒助は立案に関しての詳細を把握しており、引継ぎの際に、後任の大浦兼武に託していた可能性が高い。

5 『郵政博物館 年報 令和2年度』（2021年8月）

6 郵政省郵務局郵便事業史編纂室編「郵便創業120年の歴史」ぎょうせい P102



図 5



図 6

② 案件と購入目的について

この立案の案件は「自働郵便切手消印機械見本購入の件」である。自動郵便切手消印機械を簡単に説明すると、大量の郵便物に人力よりも効率よく日付印を自動で押印する画期的な機械であり、郵便物の増加を契機に世界各国で開発が19世紀半ば以降から活発に行われてきた。国内でもドイツ製足踏式押印機等海外の押印機の導入検討や国産の自動郵便切手押印機の開発が進められていた。しかし、どちらも中々実用化に達する事ができない足踏み状態であった。

国産の自動押印機が実用化されたのは、明治44（1911）年に通信博物館の職員である林理作が考案した「林式郵便葉書押印器」である。今回紹介している樋畑の立案文書から8年後のことである。樋畑は立案の時点で、外国製押印機の実用導入から国産の自動押印機開発に舵取り変更を行い、国産機開発に時間が係ることも見越していたと考えられる。それは、案件名からも窺い知ることができる。

案件名を見てみると、「見本購入」とある。要するに、自動郵便切手消印機の標本、サンプルを購入したいという案件であることがわかる。このことから、樋畑はこの機械を実用化するために購入しようと考えていなかったことがわかる。

では、樋畑はこの自働郵便切手消印機械見本の購入に対して、いかほどの予算を費やすつもりであったのだろうか。

立案文書を見ると、「三千六百圓也」とある。また、1台でなく、3台の購入金額であり、1台「千二百圓」と見込んでいる。

明治33（1900）年を基本とする明治36（1903）年の物価指数は105であり、明治33（1900）年を基本とする明治36（1903）年の米価指数は122である。明治34（1901）年の物価指数は98、米価指数は102であり、明治35（1902）年は物価指数97で、米価指数は107であった。

また、日露戦争（明治37（1904年）2月～明治38（1905）年9月）の開戦年である明治37（1904年）は物価指数113で、米価指数が116であり、終戦年の明治38（1905）年は物価指数122で、米価指数が111で、前年である明治36（1903）年から物価も米価も以前よりも上昇していることがわかり、戦争へと向かっている最中であった。

樋畑が、その最中で高額な費用の係る見本購入に踏み切ったのは、この立案において購入す

る機械に対して期待を寄せていたのかもしれない。

購入対象や購入目的であるが、立案内容を要約すると英米国等では人力で行っている郵便切手消印作業を自働郵便切手消印機械が救済しており、それは国内でも必要な事であると考え、研究資料の為に両政府で使用している自働郵便切手消印機械を購入したいという案件内容である。

このことから、樋畑は英国と米国で運用されていた自働郵便切手消印機械についてこの時点である程度の知識があり、それを実用化ではなく国産の自働郵便切手消印機械の開発の為に寄り寄せ研究するつもりでいたことがわかる。

また、英米に絞っていることから、世界各国で運用されていた自働郵便切手消印機械についてもある程度の調査、情報も得ておりその中でも英米で実用化されている機械が優れているという認識でいたことが解る。

3 購入検討機械について

この文書のみでは英米から購入を検討している機械の具体名等は一切でてこないことから、英米で実用化されていた機械については「他国の機械より優れている」という情報は得ていたもののその具体的な機械名やこの会社なのか性能等については詳細に得ていなかったと伺える。

英米両郵政に送付する文信案にも郵便局で使用している機械の最新のものを購入したいとある。よって、この時点では詳細の機能等は把握していなかったと考察できる。

購入を検討している機械と思われる名前等が認められている英国ロンドンから東京・郵政長官宛の手紙（図7（原文）・図8（訳文））が資料として当館に収蔵されている。

この資料の前半を要約してみると、東京の郵政局に於いて使用するのに最適な消印機を購入して郵政局に送るよう依頼されていたが、それに最も機能的に満足な結果を得られた機械が、アメリカ合衆国のニューヨークシルバークリーキコロンビア郵便器具会社のコロンビア号であると読みとれる。

要するに東京の郵政局長から消印機について問い合わせがあったことへの答申であることがわかる。

この答申が、今回紹介している樋畑の立案したものへの答申かは定かではないが、消印機の購入に関しての答申であるため、樋畑はこの答申に対して目を通してしていると考察できる。しかも、イギリスのロンドンからの答申であり、彼が立案で希望していたアメリカ製の消印機であることから、「コロンビア号」の情報をもたらせたこの答申は喜んだに違いない。

しかも、この答申に「千九百四年一月二十九日」と記載されていることから、樋畑が立案した翌年に差出された手紙であることがわかり、しかも、1月29日とあり、立案した日から4ヶ月にも満たないことから樋畑の立案した案件を受けての答申と考えられる。

また、この答申は、日露戦争（明治37（1904年）2月～明治38（1905）年9月）開戦の直前であり、日露関係や国際社会情勢が緊張している最中に送られている。この答申の内容は、日露戦争開戦を想起させるものではなく、高価な海外製消印機の購入に関してという戦争前夜を感じさせない内容であることは大変興味深い資料である。

この答申を受けて、東京郵政局及び樋畑はニューヨークシルバークリーキコロンビア郵便器具会社のコロンビア号を購入を検討したと考えるのが妥当であろう。

quoting Registered No. 22742.

GENERAL POST OFFICE, LONDON,

29 January 1904.

Sir,

With reference to your letter of the 9th of last month, No. 745-1, in which you asked that a stamping machine of the kind used in this Office which had been found by experience to be the most serviceable might be purchased and sent to your Office, I am directed by the Postmaster General to inform you that the machine which has proved to give the most satisfactory results is the "Columbia", manufactured by the Columbia Postal Supply Company, Incorporated, of Silver Creek, New York, United States of America.

This machine is driven by electricity. The price, including the electric motor, is £175, and without the motor £159 10s. This Department purchased twelve of the machines at the same time, and was consequently able to obtain them, without the motors, at the reduced price of £144 each. This sum included the cost of conveyance from New York to London.

It would give the Postmaster General pleasure to arrange for the purchase and conveyance to your Office of one of these machines;

The Director General
of Posts and Telegraphs,
T O K Y O.

図 7

譯文
拜呈陳、去月九日午才七四五十一號、
當向、使用シタル清印機械、最適用ノモノ
購入シ貴向、送付スル様、至依頼、旨了系成
ハ及ハ郵政長官、年々、依リ最モ満足、結果
ヲよハタル機械ハ米合衆國ニユイヨリソ
コロンビヤ郵便器具会社、製造、
弼ナル、
全機械ハ電氣力、
動器ヲ添、百七十五磅、
百五十九磅、
械、
購、
添

図8(1)

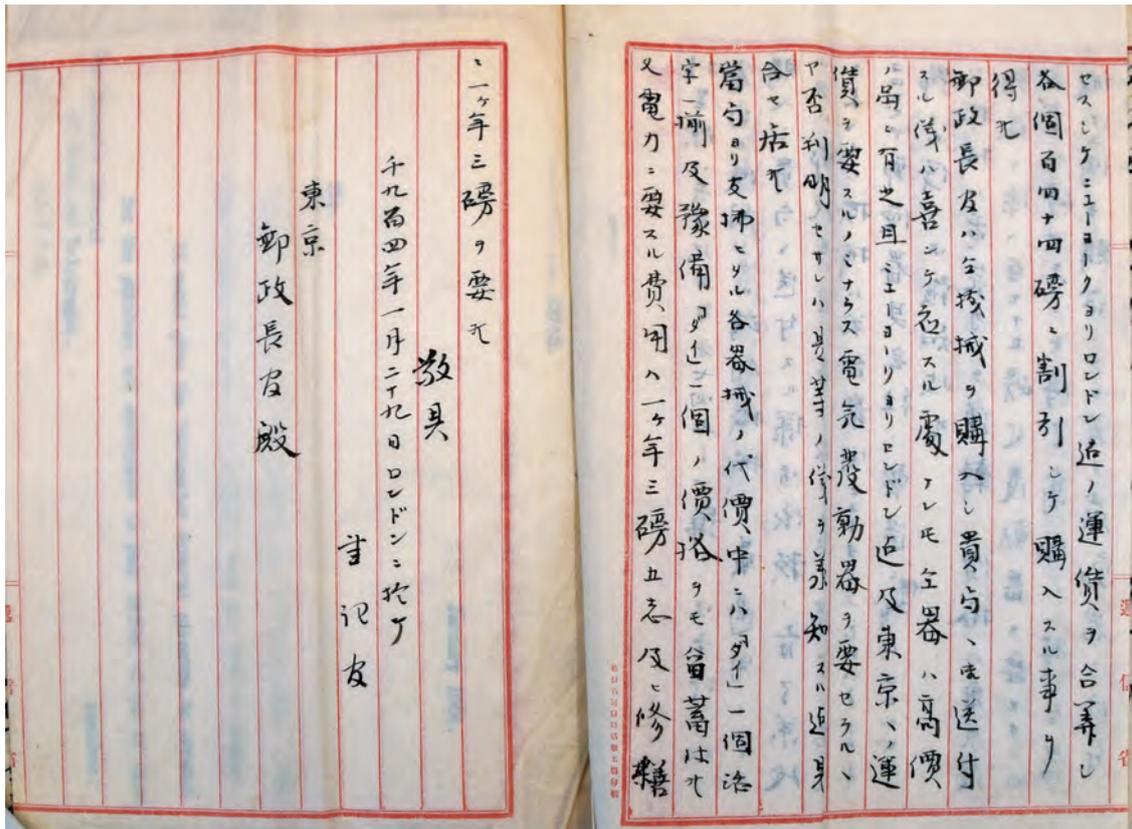


図 8 (2)

4 まとめ

本稿で取り上げた樋畑正太郎（雪湖）立案文書「自働郵便切手消印機械見本購入の件」及びイギリス、ロンドンからの消印機購入案件に関する答申により今まで明確になっていなかった日露戦争時代における国内外の消印機事情について幾何かの知見を得ることができた。

国内においては、外国製の消印機を研究することに重点をおいていたこと、それが英米で使用されている消印機であり最新のものを研究対象としており、その当時の英米における消印機の中で日本の期待に応じてくれるであろう消印機がアメリカのニューヨークシルバークリーキコロンビア郵便器具会社のコロンビア号であることが明確になったのは本稿が初めてである。

しかしながら、本稿はコロナ禍ということもあり調査研究をする時間もままならず、取り上げた資料を大雑把に考察した為、完全に読み下していない、それに関しては今後の課題としたい。

また、アメリカのニューヨークシルバークリーキコロンビア郵便器具会社のコロンビア号の実物が国内に現存しているのか、そもそも購入したのかも本稿執筆時には調査研究に至っておらず今後の課題として本稿を締めくくりたい。

（むらやま たかひろ 郵政博物館 学芸員）

トピックス

郵便創業150年記念事業の記録

井村 恵美

はじめに

2021年度は、郵便創業150年⁽¹⁾を記念して日本郵政グループ⁽²⁾を中心に切手の発行や関連施策が展開された。しかしながら施策名称については、100年、120年記念等で使われてきた「郵便創業」のほかに「郵政創業」「郵便制度」といった複数の名称が存在したため、その使い分け理由について、郵政グループ内外から当館あてに照会が相次いだ。このことから、150年施策に複雑な印象を与えたといえる。さらにコロナ禍⁽³⁾で記念事業の予定変更や規模の縮小などもあったため、本施策概要について、一元化して取りまとめる必要性を感じた。

そこで本稿では、これらの情報を体系化し後世につなぎたいという考えに基づき、まず過去150年間に企画された郵便創業に関する記念施策の歴史を俯瞰するとともに、今年度の施策展開（創業150年に関する社史の刊行、切手・貨幣の発行、周知宣伝の方法、「日本国際切手展2021」などの関連施策）に関して総括し、記念事業の目的と結果を顕彰する。

そのほか、各施策には郵政博物館の収蔵資料が数多く活用されたことから、当館が開館以降120年に渡って取り組んできた郵政資料の保存の意義と未来についても紹介することとしたい。

1 過去の創業記念事業

(1) 50年記念

「郵便創業」を記念する事業で最初といえるのが、1921（大正10）年4月20日の郵便創業50年を記念した施策である。事業名称は、「通信創始50年記念」だが、切手【図1、2】やはがきの発行名称は「郵便創始50年記念」となっており、今回のように、切手等の発行名称と事業名称を使い分けている。郵便創業から50年の節目を迎え、通信事業を担う通信省挙げての一大イベントとして、1919（大正8）年から2年をかけて計画され、記念日当日には、帝国ホテルを貸し切り、首相の



【図1、2】「郵便創始50年記念」3銭、10銭、1921（T10）年4月20日発行

- 1871年4月20日（明治4年3月1日）を郵便創業の日として、現在4月20日を「郵政記念日」（旧・通信記念日、1958年～2001年は通信記念日に戻す）とするほか、1958（昭和33）年以降は郵政記念日を含む日を「切手趣味週間」（1947年～1957年は11月に実施）として、毎年特殊切手を発行している。
- 2007年10月1日、郵政民営化関連法によって日本郵政グループは日本郵政(株)と日本郵便事業(株)、郵便局(株)、(株)ゆうちょ銀行、(株)かんぽ生命保険の5社で出発したが、2012年に郵便事業(株)と郵便局(株)が統合となり現行の4社で運営されている。“郵政民営化法の改正でこうなる”。日本郵政。

<https://www.japanpost.jp/corporate/milestone/privatization/index02.html>, (参照2022-02-04)

- 新型コロナウイルス感染症（COVID19/coronavirus disease 2019）

原敬、各国の大使の列席のもと盛大な中央式典【図3】が開催され、地方各局でも祝賀、表彰などが挙行された。そのほか、記念切手・はがき及び記念切手帳⁽⁴⁾の発行、『通信事業50年史』の編集、殉難録の作成、功労者への銀杯の調製が行われた。

当時の盛大な式典について、同年4月号、5月号の『通信協会雑誌』に詳細が記録されている。その中で、当館の前身である通信博物館が提供した郵便と電信・電話の創業期の資料が展示されている記述があり、当時から過去の記録=収蔵資料が人々に懐かしさを伝え、過去を振り返り顕彰するための重要な役割を果たしていたことがうかがえる⁽⁵⁾。

[引用]

場内の設備をと一巡する、まず表玄関の衝き当りには参考品が陳列してある。五十年前の郵便函（書状集箱）、集配人模型、さては集配用の黒胴乱などにありし昔を偲ぶ人も多からう。又時計の盤面を覗くやうにして電報を受信するブレゲット式の回針指字機（現・国重要文化財指定品「ブレゲ指字電信機」—引用者注）や、当初のガワベル電話器（現・ガワーベル電話機）なども、今こそ考古の料となって居るが、日新文明の啓示として、寧ろ魔物扱ひされた当時を想ひ起こすと、今日の祝典に一段の感興を覚ふる。



【図3】 帝国ホテルでの式典、1921（T10）年4月20日（『通信協会雑誌』5月号/第155号口絵より）

(2) 75年記念

郵便創始75年は、戦後直後であり、連合軍総司令部（GHQ）から切手図案の禁止事項の指令を受けたこと、通信省の再発足を経ての切手の発行であったため、「郵便創始75周年記念」の切手は1946（昭和21）年12月12日となった。意匠は、駅鈴と菊花（15銭）、前島密像（30銭）、竜50文切手（50銭）、通信の象徴（1円）の4種と小型シート1種【図4】が選ばれ、名称は「郵便創始」、「記念」は「記念」に表記を変更している。



【図4】 小型シート「郵便創始75周年記念」1946（S21）年12月12日発行

(3) 80年記念

郵便創始80年は、1951（昭和26）4月14日に小型シートで発行された「郵便創始80周年郵便週間記念」の切手【図5】で、通称で第1次動植物国宝切手といわれる新通常（普通）切手の前島密1円を4枚組み合わせたものになっている。

ちなみに、75年、80年については戦後の復興期でもあり、大掛かりな記念事業は行われていない。



【図5】 小型シート「郵便創始80周年記念」1951（S26）年4月14日発行

4 「郵便創始50年記念」切手4種（1銭5厘、3銭、4銭、10銭）、記念はがき2枚1組（10銭）

5 通信協会編「中央祝典の概況」『通信協会雑誌』第155号（5月号）、通信協会、1921年、105頁。

(4) 100年記念

郵便創業100年を迎えた1971（昭和46）年4月20日の「通信記念日」は、特に記念すべき年として「第38回通信記念日」と合わせて郵便創業100年を祝う祝賀行事が全国で実施された。中でも中央式典は、皇太子殿下・妃殿下（現・上皇陛下、上皇后陛下）ご臨席のもと帝国ホテルで盛大に執り行われている。

記念切手は、全国の児童から郵便をテーマにした図案を募集したもので、郵政大臣賞を受賞した「ポスト」「郵便配達」「鉄道郵便」【図6～8】の3作が採用され、当時盛んに報道され、話題を呼んだ。



【図6、7、8】 特殊切手「郵便創業100年記念」1971（S46）年4月20日発行（ポスト、郵便配達、鉄道郵便）

そのほか郵便にゆかりのある3カ所⁽⁶⁾に記念ポスト（特殊大型郵便差出箱）が配備された。

特筆すべきは、関連事業として1966（昭和41）年に編集事業が決定した『郵政百年史』の編纂プロジェクトが上げられる。約5年の歳月をかけて製作され、『郵政百年史』1冊のほか、公文書や文献、歴史写真などを収めた全30巻、1万6000頁に及ぶ『郵政百年史資料』が刊行された。収録内容は創業期から1970（昭和45）年までの郵政3事業と電気通信、電波関連に及ぶ大著であり、これ以降の編纂事業の土台となっている⁽⁷⁾。

また、編纂に関わる基礎資料は当館に収蔵されていたものの、長年整理されていなかったが、近年分類作業に着手しており、今後の郵政事業史に関する調査研究の一助として活用が期待される資料群の一つである。

記念事業の名称は、このときから「郵便創業」が採用されている。

(5) 120年記念

昭和から平成となって間もない1991（平成3）年4月20日は「郵便創業120年」を記念した切手展を開催したほか、記念ポスト（特殊大型郵便差出箱）の設置が行われた。切手は特殊切手「切手趣味週間」（郵便創業120年）として2種類の意匠で発行されている。ただし、創業120年の文言が確認できるのは、単片や小型シートではなく、シート切手の隣り合う切手の印面と印面との間の空白部分「ガッター」【図9】のみに登場する。

そのほか、既刊の『郵政百年史』を継ぐものとして、120年の歩みをさらに顕彰するため、『郵便創業120年の歴史』⁽⁸⁾を編纂・刊行している。郵便事業を取り巻く社会・経済・生活・文化的

6 郵政省前、創業時の郵便役所があった日本橋郵便局前、日本銀行大阪支店前に設置。

7 郵政省編『郵政百年史』通信協会、1971年。郵政省編『郵政百年史資料』全30巻、吉川弘文館、1968～1972年。

8 郵政省郵務局郵便事業史編纂室編『郵便創業120年の歴史』ぎょうせい、1991年。

視点から総合的にとらえ、日本近代史の中で果たした役割を歴史的に位置づける目的⁽⁹⁾で第一部を通史、第二部を編年史の形式で構成、カラー図版を多用した仕立てになっている。



【図9】 切手趣味週間「郵便創業120年」1991（H3）年4月20日発行（シート部分）

(6) 140年記念

切手の発行は、これまでどおり切手趣味週間に合わせて「郵便創業百四十周年」と表題が付くかたちで、2011（平成23）年4月20日に発行され【図10】、切手趣味週間のテーマである切手の「美しさ」「芸術性」に加え、郵便の記念となる意匠が採用となった。3種及び耳紙の図柄⁽¹⁰⁾は、創業期の姿を印象付けるものとしていずれも当館の収蔵資料より選出されている。

その他の施策に関しては、3月11日に発生した東日本大震災⁽¹¹⁾の影響もあり、多くの施策は自粛となった。当館（旧・通信総合博物館）では、同じく震災の影響で一時的に閉館していたが、時期をずらして郵便創業140年記念の一環として特別展「宮廷衣裳の美～切手で旅する「雅」の世界～」を開催している⁽¹²⁾。



【図10】 切手趣味週間「郵便創業百四十周年」2011（H23）年4月20日発行

2 郵便創業150年に関する記念事業

(1) 社史の編纂・ダイジェスト版の発行

郵便創業150年の施策で最も早い動きは、社史編纂のプロジェクトである。2013（平成25）年9月1日、日本郵政(株)広報部に、社史編纂室が設置され、社員のほか、外部有識者の協力も得て編纂が行われた。1,000ページ程度のものとする事とされた本編は、2022（令和4）年3月に発行される予定であるが、150年の感謝の印の記念品として150年を迎える2021（令和3）年4月20日の時点でダイジェスト版を発行して配布することと

され、『すべてを、お客様のために。一郵政百五十年のあゆみ―』【図11】が製作された。ダイジェスト版は、郵便局でのお客様の閲覧に供されたほか、郵政記念日の受賞者、グループの

9 前掲書、小野沢知之「『郵便創業120年の歴史』の編纂に当たって」、巻頭。

10 「郵便ノ使音吉」豊原国周、「開化幼早学門」より「空飛ぶ鳥の早飛脚」梅堂国政、「東京開化名所 四日市郵便役所」歌川広重、うちわ絵「はがきを投函している少女」（部分・作者不明）。標記は当館資料名称で記載。

11 東日本大震災は、2011年3月11日14時46分頃に発生。三陸沖の宮城県牡鹿半島の東南東130km付近で、深さ約24kmを震源とする地震。“特集東日本大震災”。内閣府。http://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/h23/63/special_01.html。（参照2022-02-04）

12 会期：2012年1月3日～2月26日、場所：通信総合博物館、主催：日本郵政株式会社郵政資料館、協力：青梅きもの博物館

取引先等に配布された。同年開催の「日本国際切手展2021」⁽¹³⁾等で来場者への配布も行われた。

(2) 特殊切手の発行

これまでどおり、切手趣味週間に「郵便創業150年」と題した切手【図12】⁽¹⁴⁾を発行したほか、今回、10年ぶりに日本での開催となった「日本国際切手展2021」では、「郵便150年 新たな可能性へ。」をスローガンに掲げて展開しており、同展の開催期間中にも150年を冠した切手【図13～15】の発行が行われた。[表1]のとおり切手趣味週間「郵便創業150年」(2021.4.20発行)と、「日本国際切手展2021 郵便創業150年切手帳」のうち、通常版小型シート1種と特別版小型シート2種一式(2021.8.25発行)の3種が特別に発行されたことになる。

そのほかにフレーム切手【図16】も複数発行されたが、記念商品に組み込まれて発行されたものもあり、これらは性質の違いから[表2]に記載した。



【図11】『すべてを、お客様のために。— 郵政五十年のあゆみ—』、日本郵政(株)、2021(R3)年4月20日発行

【図12】 切手趣味週間「郵便創業150年」
2021(R3)年4月20日発行



【図13、14、15】「日本国際切手展2021 郵便創業150年切手帳」のうち、通常版小型シート1種と特別版小型シート2種一式 2021(R3)年8月25日発行 画像：日本郵便(株)報道発表資料より

13 日本での開催は、2011(平成23)年の開催以来10年ぶりとなる。コロナ禍による緊急事態宣言下での開催となり、名誉総裁の高岡宮妃殿下、黒岩神奈川県知事らの祝辞は収録、来場者は予約制とした。海外からの渡航制限等があったため、競争展示作品については、国際切手展(FIP後援・FIAP賛助)から第37回アジア国際切手展(FIAP後援・FIP認定)に変更となった。

14 切手発行時の当館監修では、「東京名所江戸橋郵便局真景」(シート右上)の作者を楊堂玉英としたが、その後の調査で小林幾英であることがわかった。

No.	種別	画像	発行名称	額面等	意匠	発行年月日	印刷	備考	収蔵・著作	発行部数	切手デザイン
1	特種		切手趣味週間・郵便創業150年	84円郵便切手(のり式)	(1)3～(6)810「郵便取扱の図」1～7 (2)7/9「郵便現業絵巻」1～3	2021/4/20(火)	グラビア6色・凹版1色	今年は、郵便創業150年にあたることから、郵便にちなんだ作品、日本画家・柴田真哉の絵図「郵便取扱の図」および日本画家・久保田米徳の絵巻「郵便現業絵巻」を題材	郵政博物館	600万枚(60万シート)	玉木明
	切手帳		通常版切手帳(切手趣味週間・郵便創業150年)	通常版切手帳	(1)3～(6)810「郵便取扱の図」1～7 (2)7/9「郵便現業絵巻」1～3	2021/4/20(火)	—	—	郵政博物館	25,000部	玉木明
2	切手帳		日本国際切手展2021 郵便創業150年切手帳	通常版切手帳	(1)「見返り美人」菱川師宣画 (2)「月に雁」歌川広重画	2021/8/25(水)	グラビア6色	世界初の和紙切手シート(シール式)を使用し、特殊切手の代表作である「見返り美人」等を題材とした切手を内包	東京国立博物館	6万部(6万シート)	貝淵純子
			通常版切手帳	切手帳	—		—	—	—	6万部(6万シート)	貝淵純子
3	切手帳		日本国際切手展2021 郵便創業150年切手帳	特別版切手シート(シール式)	シート① (1)「当世美人合こしゃく娘(手紙を読む娘)」歌川国貞画 (2)・余白 「横浜郵便局開業の図(郵便報知新聞第557号)」	2021/8/25(水)	グラビア6色	(シート①) 日本国際切手展2021のシンボルマークを使用した「当世美人合こしゃく娘」と「横浜郵便局開業の図」を題材に使用。 シートに郵便創業150年を記念し、シリアルナンバー付。	郵政博物館	2万部(各2万シート)	貝淵純子
			特別版切手シート(シール式)	シート② (1)前島密(赤) (2)前島密(緑) (3)前島密(青) (4)前島密(紫) (5)前島密(桃) (6)前島密(黄)	(シート②) 近代郵便制度を創設し、日本近代郵便の父と呼ばれている「前島密」を各6色で表現。 シートに郵便創業150年を記念し、シリアルナンバー付。			2万部(各2万シート)	貝淵純子		
			特別版切手帳	切手帳	—		—	—	2万部(各2万シート)	貝淵純子	

▲ [表1] 「郵便創業150年」関連切手

※フレーム切手は含まない。
 ※表記は、日本郵便(株)報道発表資料を元に作成。
 ※対象資料は、当館収蔵。

(3) 記念貨幣の発行

150年の記念事業では、郵便に関する初の記念貨幣となる「郵便制度150周年記念貨幣」が発行された。「一万円金貨幣」「千円銀貨幣」のほか、記念商品として「郵便制度150年記念貨幣発行記念メダル」も製作された。

発行名称については、当初は切手と同じく「郵便創業」が検討されたが、協議・検討の結果、

発行等	日本郵便㈱	日本郵便㈱	日本郵便㈱	日本郵便㈱	日本郵便㈱
製作・販売等	株式会社郵便局物販サービス	株式会社郵便局物販サービス	株式会社郵便局物販サービス	株式会社郵便局物販サービス	株式会社郵便局物販サービス
製品名	オリジナル文具	郵便ポストピンバッジ フレーム切手セット	郵政創業150年&Honda MD 90郵政機動車50年 ミニチュ アモデル	オリジナルフレーム切手「郵 政創業150年—Since1871 郵便のある風景—」	オリジナルフレーム切手「郵 政創業150年—未来へつな ぐ郵便のある風景—」
解説	ハサミ（郵便柱箱、郵便差出 箱一号丸型）、文房具セット	郵政博物館収蔵の図画・写 真を使用し、郵政創業から現 代までのポストの変遷などを まとめたフレーム切手〔84円 切手（シールタイプ）5枚〕 ×1シート、ポストピンバッ ジ10種各1個、リーフレット 1部、特製ホルダー1冊約 207×297×厚さ17mm	郵便配達を支えたバイク、 HondaMD90郵政機動車を 1/24スケールで、現車を 3Dスキャンし、細部まで再 現したミニチュアモデル。背 景には、世界遺産・石見銀 山のある島根県太田市大森 町のポストがある風景を採用	フレーム切手（63円切手× 10枚）1シート。郵便外務 員を中心とした切手	フレーム切手（84円切手× 10枚）1シート。丸型ポ ストのある風景をテーマにし た切手
資料提供・ 監修等	—	郵政博物館	—	切手写真及び台紙：郵政博物 館（フレーム切手バックシ ート：栗田 聖士）	—
販売価格	5,900円（消費税・送料別）	5,900円（消費税・送料別）	5,000円（消費税・送料別）	1,650円（ネットショップの場 合送料別途）	2,130円（ネットショップの 場合送料別途）
数量	5,000個	5,000個	5,000個	—	—
販売・ 申込	WEB限定 4月1日～	WEB限定 4月1日～	WEB限定 4月1日～	64の郵便局および「郵便局の ネットショップ」4月1日～	64の郵便局および「郵便局の ネットショップ」4月1日～

▲ [表2] 「郵政創業150年」関連切手等

※フレーム切手含む。
※表記は、日本郵便㈱報道発表資料を元に作成。
※オリジナル文具以外の対象資料は、当館収蔵。

発行	財務省	財務省	財務省
製作者	独立行政法人造幣局	独立行政法人造幣局	独立行政法人造幣局
製品名	一万円金貨幣	千円銀貨幣	郵便制度150周年記念貨幣発行記念メダル
意匠（表）	我が国初のポストである書状集箱と郵便物搭載作業風景	郵便差出箱一号丸型と郵便物搭載作業風景	一万円金貨幣及び千円銀貨幣の表面
意匠（裏）	旧東京中央郵便局入口	旧東京中央郵便局入口	旧東京中央郵便局入口
解説	我が国初のポストである書状集箱を、明治20年代に描かれた「郵便現業絵巻第六図」を基に図案化した郵便物搭載作業風景とともにデザイン	昭和24年から実用化された郵便差出箱一号丸型を、明治20年代に描かれた「郵便現業絵巻第六図」を基に図案化した郵便物搭載作業風景とともにデザイン	一万円金貨幣及び千円銀貨幣の表面の図柄を配し、千円銀貨幣の図柄部分にはカラー印刷
画像提供・ 監修	郵政博物館	郵政博物館	郵政博物館
品位	純金	純銀	純銀
量目	15.6g	31.1g	160g
直径	26mm	40mm	60mm
数量	20,000枚	50,000枚	3,000枚
販売価格	145,000円（消費税・送料込）	11,700円（消費税・送料込）	32,000円（消費税・送料込）
申込期間	4月21日～5月11日消印有効	4月21日～5月11日消印有効	4月21日～5月11日消印有効
備考	独立行政法人造幣局の通信販売	独立行政法人造幣局の通信販売	独立行政法人造幣局の通信販売

▲ [表3] 「郵便制度150周年」記念貨幣等

※表記は、財務省報道発表資料を元に作成。
※対象資料は、当館収蔵。

「郵便制度」が採用されることとなった。

(4) 関連施策～「日本国際切手展2021」を中心に～

① 郵政博物館（公益財団法人通信文化協会）

郵政博物館では、3つの施策を展開した。

3月末から郵便創業150年記念のパネルと「1円切手でおなじみ前島密と切手の秘密」と題

した大型の展示パネルを製作し、郵政博物館（東京・本館）、分館の前島記念館（新潟）、坂野記念館（岡山）、沖縄郵政資料センター（沖縄）のほか、通信文化協会地方本部（13か所）、「日本文明の一大恩人 前島密翁を称える会」（神奈川県）に配布し、日本郵便(株)支社との連動施策を全国で展開した。

そのほか、本館では、4月20日から7月18日まで、創業期の郵便資料を中心とした郵便創業150年記念企画展「日本郵便の誕生」を開催している。

② 全国の郵便局と当館のサービス

全国の郵便局では、「郵政創業150年」を掲げ、地域の図書館や博物館などとの展示や催事のほか、郵便局ロビーを会場とした展示施策、記念品の配布を行った。中でも当館が貸し出す「郵政博物館貸出キット」のうち、明治時代の制服（複製）や新設の「郵便の今昔」の展示パネルが人気を博し全国から貸出の依頼が相次いだ。特に創業の地である日本橋郵便局の特別展示では、歴史資料の裏付けや展示パネルの製作のための画像提供などを行った。

③ 日本国際切手展 2021 (PHILANIPPON 2021)

「郵便150年 新たな可能性へ。」を開催テーマに、世界の郵趣コレクションの展示および各種イベントを通じて「日本における郵便・郵趣の普及」と「郵趣を通じた文化交流および国際親善」を図ることを目的として、2021（令和3）年8月25日から同年8月30日までパシフィコ横浜で開催された。今年度は、郵政記念日の中央式典などがコロナ禍の影響により相次いで中心となったため、本展が式典を伴う最も大規模な施策となった。

会場内では、国内外から集められた切手類の競争作品の出品のほか、郵便創業期の資料など、当館収蔵品約400点⁽¹⁵⁾と日本郵政(株)等の展示品による「郵政創業150年ブース」【図16、17】が会場中央に設置された。これまでの国際切手展と異なり、主催国の郵便の歴史が大きく紹介される構成となっており、創業150年を印象付けるものとなった。



【図16、17】日本国際切手展2021「郵政創業150年ブース」のようす（2021（R3）年8月24日執者撮影）

(5) 関連施策～日本郵政グループ～

日本郵政グループでは、関連施策として日本郵政のホームページに「郵政創業150年」⁽¹⁶⁾の特設ページを開設し、各種関連施策についてその一部を紹介している。

まず、「郵政創業150年」をイメージするキービジュアル「小さな花」「〒マーク」「郵政創業

15 当館収蔵資料のうち、切手、葉書、制服等のほか、画像や記録映画などを出品した。そのほか、「皇室展示」では、名誉総裁である高円宮妃殿下のコレクション、国立印刷局とともに当館の皇室献上品などの貴重資料51点が展示された。

16 “郵政創業150年”日本郵政。郵政創業150年-日本郵政 (japanpost.jp)。 (参照2022- 2 -13)

150年」の3つをセットにしたロゴマークについて情報が提供されており、イメージ動画により端的に150年の歴史と今回の施策全体のコンセプトをわかりやすく伝えることに成功している。キービジュアルとして登場する「小さな花」については以下のとおり紹介されている。このマークが、全国の郵便局やポスト類に設置されたステッカー【図18】などに刷り込まれ、約1年をとおして周知宣伝が展開された。

[引用]

1871年の創業以来、日本郵政グループはお客様の生活に寄り添い、事業の幅を拡げながら、地域のお客さまと一緒に成長してきました。地域に咲く様々な花のように、少しでもお客様のきもちのそばに寄り添って、心を和ませるお手伝いをさせていただきたいという想い。郵政事業そのものや社員の多様性、商品・サービスをご利用いただくお客様の多様性を、これからも大切にしていきたいという想い。そういった想いを、地域にそっと咲く花で表現しました。

ホームページ内にある施策情報は以下の①～⑥が紹介されている。

①切手に映る歩み

竜文切手など歴代切手とともに、絵解きで歴史を紹介

②150年分のありがとう！みんなの郵便局【図19】

6月13日、新潟県上越市を皮切りに、全国8か所で開催した児童を対象とした体験施策

③郵政創業150年×スポーツ（郵政創業150年特別企画）

日本郵政がサポートする女子陸上部、車いすテニス、バスケットボールなど6種目の紹介

④『すべてを、お客様のために。—郵政150年のあゆみ—』

社史ダイジェスト版のPDFファイルによる閲覧ページ

⑤郵政創業150年記念ポスト【図20】

東京中央郵便局に設置された記念ポストの情報

⑥関連情報

記念貨幣の発行や郵政省時代の郵便外務員等の画像など（当館提供）



【図18、19、20】 郵便ポストに取り付けられた郵政創業150年のロゴシール（撮影：行徳郵便局前ポスト）、チラシ「150年分のありがとう！みんなの郵便局 in 上越」、郵政創業150年記念ポスト（執者撮影）

ただし、150年施策に当館が携わったものだけを振り返っても、日本郵政(株)、日本郵便(株)、

(株)ゆうちょ銀行、(株)かんぽ生命保険、その他グループによる商品開発、全国の郵便局での施策展開などについての掲載はない。また、各社横断的な情報共有をスムーズにできるようなプロジェクトチームがなかったことが、情報の一元管理が困難な状況を生んだように思える。これは、2007（平成19）年10月1日の郵政民営化・分社化以降に生じているグループ間をつなぐ情報共有の少なさが、要因の一つになっているのではないだろうか。

一方で、当館が持つ150年間の資料・情報の蓄積が、各社をつなぐ架け橋となり施策展開を支える一助となったといえるものの、郵政省以降の郵政の組織の変更に加え、関連機関だった当館においても組織改編⁽¹⁷⁾や博物館移転⁽¹⁸⁾等により保存整理作業の遅れなどが生じており、安定的な資料保存の計画は喫緊の課題と言える。

おわりに～新しいプロジェクトのスタート～

当館は通信・郵政事業に関する資料を収集・保存し調査を行う責務がある。ただし、郵政民営化以降（現業）については、前述のとおり分社化や組織改編の影響により、資料や情報が定期的に入ってくるルートがなかった。そんな中、この150年の年の最後に、資料収集の試験運用の道が開けた。きっかけは、150年施策を担った日本郵便(株)総務部の「今回、施策展開をとおして、自社では過去の情報を得ることが困難だった」「50年、100年先に何が遺せるのか」という、同社の危機感と当館との同じ悩みが出発点となっている。

まずは試験運用として、ポスターなど数種の資料から始め、以下2点に重点を置いて展開を始めている。

- ①50年、100年先を見据えた情報収集の基礎づくり
- ②郵政省以降の約15年の記録の補填と今後

試験運用に際しては、当館、日本郵便(株)、そして資料の収蔵先となる日本郵政(株)の三位一体で行っており、1月からは東日本大震災の映像記録、周知宣伝物（ポスター等）など一つずつ資料が集まってきている。

150年の事業のラストに新しい長期プロジェクトが立ち上がったことは、当館にとって大変重要な一歩となった。

社史（ダイジェスト版）『すべてを、お客様のために。一郵政百五十年のあゆみ』には、最終章で「次の50年、100年に向けて」と締めくくられている。

次の50年、100年に向けて――。後世に郵政事業の情報を遺すことで、50年、100年後にどのような顕彰がなされるのだろうか？

日本で唯一の通信の博物館として、郵政事業を担う企業博物館として、情報の蓄積とデータ整理、調査研究の重要性を、今回の郵政創業150年の施策をとおして、改めて強く感じている。

（いむら えみ 郵政博物館副館長（学芸員））

17 郵政省ののち、総務省郵政事業庁（2001.1.6～2003.3.31）、日本郵政公社（2003.4.1～2007.9.31）、日本郵政(株)（2007.10.1～現在）などの変遷に伴い、当館の運営主体も変更。現在は、日本郵政(株)の所蔵品を管理、公益財団法人通信文化協会が郵政博物館を運営（2012.4.1～2022.3.31）している。2022年4月から再び日本郵政(株)の直営出の運営となる。

18 2014.3.1から現地に展示場を移転して運営。

トピックス

創業期の郵便資料について

—「郵便創業150年記念企画展 日本郵便の誕生」の展示資料を中心に—

田原 啓祐

1 はじめに

明治4年3月1日(1871年4月20日)日本に「郵便」が誕生した。今や国民にとってなじみの深い「郵便」であるが、どのような経緯で誕生し、その実態はどのようなものだったのかについては、意外に知られていない。

2021(令和3)年は創業150年目にあたる。郵政博物館ではこれを記念して、幕末期の近世交通制度の整備開始から、郵便創業を経て、「近代郵便」が確立するまでの歴史を紹介する「郵便創業150年記念企画展 日本郵便の誕生」を開催した⁽¹⁾。

本稿では、同企画展で展示した資料を紹介しながら、日本の「郵便」誕生の歴史をたどってみたい。

2 主な展示品の紹介

日本は明治維新を迎えた直後に、「殖産興業政策」といわれる工業化政策を展開し、試行錯誤を重ねながら西洋の技術を積極的に導入した。実際に西洋技術の導入の役割を担ったのは、1870年に設置された工部省であり、特に重点が置かれたのが鉄道・鉄鋼・電信・造船等の交通及び通信事業の育成であった。

日本における郵便創業の歴史に注目すると、1870年に前島密が欧米に渡った際、各国の郵便院や郵便局に赴き、郵便事業の実態を見聞したことはよく知られている。しかし、日本の郵便制度は、欧米の郵便制度をそのまま移植したものではなく、宿駅・飛脚とよばれた江戸時代の交通制度を基盤として、欧米の郵便制度のメリット(料金均一制、料金の前納制、郵便切手の使用、ポストの設置、郵便局における為替業務・貯金業務の実施など)を調整しながら再構成したものであるといえる。また、日本の郵便事業は、制度面の再構成だけではなく、輸送技術の面においても、馬車・鉄道という欧米の新規輸送手段を(部分的にはあるが)いち早く導入した。

こうした見解は、すでに藪内吉彦氏や阿部昭夫氏による研究によって既に明らかにされているが⁽²⁾、飛脚・宿駅制度といった江戸時代の交通制度を郵便制度の前史とし、郵便創業までを日本の通信の一連の歴史として捉え、展覧会として紹介する機会は少なかった。そこで、同展では、展示を4つの章(I 江戸時代の交通・通信制度、II 「郵便」創業前夜 一近世交通・通

1 同企画展の当初の会期は、2021年4月20日(火)から6月6日(日)までであったが、新型コロナウイルス感染症予防のため、4月25日(日)から5月31日(月)まで臨時休館し、6月1日(火)の再開館から会期を7月18日(日)まで延長し開催した。

信制度の衰退一、Ⅲ「東海道新式郵便」の開始 一前島密の構想と杉浦讓の實踐一、「近代郵便」の確立 一津々浦々、そして世界へつながる小さな「入口」として一)に分けて展示した。以下、当館収蔵の資料を各章の概要とともに紹介していきたい。

(1) 江戸時代の交通・通信制度

企画展の第Ⅰ章では、郵便制度の前史として江戸時代の交通・通信制度について、当館が収蔵する駅通資料とともに紹介した。

徳川家康は、慶長5（1600）年の関ヶ原の合戦の勝利により権力を掌握すると、ただちに全国への命令書の伝達、公用通行の確保のため、江戸を中心とした街道の整備に着手した。翌年には五街道の一つである江戸と京都を結ぶ東海道の宿駅が定められ、各宿駅には、馬・人足で旅客や書状、物資などを次の宿駅まで継立（リレー形式）で送る役割が命じられ（「伝馬役勤め」）、交通路が整備されていった。公用の書状や物資および商人の荷物全般を取り扱ったのが宿駅の間屋場であった（図1）。この宿駅伝馬制は、慶長7（1602）年に中山道にも設けられ、その後、奥州道中、日光道中、甲州道中にも整備されていった。宿駅には、幕府の役人や大名が宿泊する本陣をはじめ、商人や庶民のための宿泊施設である旅籠が設けられた（図2、図3）。また、次第に武家の特権的な人馬利用が増加したため、宿駅が常備する人馬では負担に耐えられなくなり、近隣の村々が人馬勤めを支える助郷村が定められた。

情報伝達の方法として、江戸時代に最も発達したのが飛脚制度であった。江戸幕府は、各地へ公用文書を伝達する上で、継飛脚を設け、江戸を中心として整備した五街道の宿駅ごとに脚夫を置き、情報ネットワークを張り巡らせていった（図4、

図5）。諸大名もこれにならい、江戸の藩邸や大坂蔵屋敷と国元との連絡を密にするため、大名飛脚を設けた。さらに飛脚制度は民間レベルにも広く普及した。江戸の定飛脚（図6）、大坂の三度飛脚、京都の順番飛脚といった



図1 「東海道五十三次」藤枝〔人馬継立〕 歌川広重（初代）宿場の間屋場で行われた荷駄の継立作業風景が描かれている。



図2 「東海道五十三次」関〔本陣早立〕 歌川広重（初代）参勤交代の際、大名たちの宿泊所となったところを本陣といった。本陣では、家紋を染め抜いた幕が張られ、宿泊している大名の名を示した関札が立てられている。



図3 関札（島津淡路守舟宿）本陣の門前や宿場の出入口には、当日宿泊予定の大名の名前が書かれた関札が立てられた。



図4 定飛脚問屋看板 江戸の定飛脚問屋であった江戸屋仁三郎の看板。



図5 富士百撰 暁ノ不二（模刻彩色）北斎 夜明け時、富士山を背に状箱をかたいて走る継飛脚（江戸時代の公用の飛脚）の様子が描かれている。継飛脚は道中を二人が連行してリレー式に公用文書や書状を送達した。

2 藪内吉彦『日本郵便創業史』（雄山閣出版、1975年）、同『日本郵便創業の歴史』（明石書店、2013年）、阿部昭夫『記番印の研究—近代郵便の形成過程—』（名著出版、1994年）、同「近代郵便形成過程の形成原理—運輸と通信の分離—」（『郵便史研究』第1号、1995年12月）など。

都市間や都市内の需要に応える飛脚問屋（町飛脚）が有名であるが、江戸をはじめ都市の狭い範囲内で営業する町飛脚も存在し、武家や庶民のための日常的な連絡役を担っていた（図7）。

江戸時代の通信は飛脚制度とその土台である宿駅によって運営され、政治経済を支える基盤として機能していた。

(2) 「郵便」創業前夜—近世交通・通信制度の衰退—

江戸幕府最後の将軍である徳川慶喜は、慶応3年10月に政権を朝廷に返上し、同年12月、朝廷は王政復古の大号令を発し、天皇を中心とする新政権の成立を宣言した。翌慶応4年閏4月に新政府により太政官を中心とする新しい官制が制定され、交通と通信行政を担当する駅通司が設置された。7月に江戸を「東京」と改め、9月には年号を「明治」と改元し、翌明治2年、明治天皇は京都から東京に移り、東京を首都とした（図8、図9、図10）。

交通・通信制度に注目すると、江戸時代半ばより伝馬利用が増大し、宿駅が常備する人馬のみでは負担に耐えられず、そのため助郷村の負担も増し、そこに暮らす人々の暮らしを圧迫していた。明治時代になっても、明治新政府には宿駅を根本的に改善する準備がなく、また幕末維新期の動乱のなかであって、宿駅制度は、まだ軍事的・政治的にも利用しうる側面をもっていたため、当初の交通・通信政策は、基本的に従来の制度を守るため、間に合わせの改善を加えるにとどまっていた。その結果、宿駅や助郷村をより一層疲弊させることになり、公用通信の送達システムの存続が危うくなった。



図6 大細見 文化2（1805）年
文化2年から幕末まで飛脚問屋京屋弥兵衛が使用していたもの。飛脚問屋の基本台帳で、各地あての書状の料金、宿屋の名前、受け持ちの町名などが記されている。頻繁に使うものなので革表紙になっている。



図7 江戸名所 寿留賀町 歌川広重(初代) 安政5年3月改
画面手前左側、飛脚箱を担いでいる2人が町飛脚で、棒の先には鈴が見える。寿留賀町（駿河町）は、現在の日本橋三越付近。



図8 明治天皇御東行御供奉御行列之図 新井春岱(写) (明治初期)

明治天皇は慶応4（1868）年8月27日、即位の礼を執り行ない、9月3日明治と改元し、同月20日に京都を出発して東京に行幸した。東幸の行列には岩倉具視、中山忠能、木戸孝允、伊達宗城ら新政府の閣僚をとめない、警護の長州藩、土佐藩、備前藩、大洲藩の四藩の兵隊を含め、その総数は3300人に及んだ。



図9 行在所看板 袋井本陣旧蔵 明治初年頃

明治新政府が成立し、明治元（1868）年に天皇は御東幸、御還幸、明治2年に御再幸になった。袋井本陣は明治元年の往路復路共に御小休、翌2年には御昼食に利用された。この立札は行在所（あんざいしょ、天皇行幸時の仮の御所）となった時に使用されたもの。



図10 御東幸に付昼仕度先触 (明治元年) 9月24日
先触とは、旅行者が旅に先立って、通行する街道の宿駅に対して、必要とする人足や馬の数、到着日や休泊の予定を書状で委託することである。この先触は明治天皇の東幸にあたって関宿に対し医師高階筑前介ら上下5人の昼食の仕度を命じたものである。

そのため、慶応4年6月、駅通司は公用通信の無賃継立を廃止する布告を出し、定飛脚問屋に公用通信の送達を委託したが（「御用状仕立便」）、その経費はかなりの高額に及んだため、明治元年10月に定飛脚への委託を廃止し、「宿継の法」、いわば継飛脚のシステムを復活させている。それは、毎月4と9の日（月6回）に東京一京都間6日限りで送る便で「四九御用便」と呼ばれたが、遅延が多く、急を要する公用通信は鳥屋や和泉屋などの定飛脚屋5軒に託されていた。しかし、定飛脚問屋へ支払う飛脚料金は、あまりに高額なものであり、駅通権正に就任して4日目にそれを知った前島密は、郵便創業を決意することになる。

(3) 「東海道新式郵便」の開始—前島密の構想と杉浦譲の実践—

日本郵便の父といわれる前島密（図11）は、越後国頸城郡津有村大字下池部村（現在の新潟県上越市）の豪農上野家に生まれ、8歳ごろより学問をはじめ、12歳で江戸に出て、31歳で幕臣前島家を継ぐまで、北は樺太南岸、南は薩摩まで徒歩あるいは汽船で、学問の師を求め、職を探し、文物の視察見学を行うなど、全国を遊歴した。そしてその旅先で通信に不便さを実感し、その改革を志すこととなる。



図11 前島密
（渡欧時代）

明治2年8月に、駅通司が所属する民部省が大蔵省と合併する。その首脳陣は、旧宇和島藩主の伊達宗城、大隈重信、伊藤博文、井上馨、郷純造という錚々たるメンバーであったが、実務担当の人材は少なく、11月に幕臣の渋沢栄一（図12）が租税正として、12月に前島密や杉浦譲（図13）らが参加した。



図12 渋沢栄一

前島密は、翌明治3年1月5日に改正掛勤務を命じられた。この改正掛は日本が近代国家へ脱皮するための政策を立案し検討するいわば新政府のシンクタンクであり、多くは兼任者で構成されていた。改正掛の仕事は、全国測量、度量衡改正、租税改正、駅通法の改正、貨幣制度の調査、禄制改革、鉄道敷設案、諸官庁の建築など非常に多岐に渡っており、それらの実務に12、3人で当たっていた。彼らの多くは元幕臣であり、明治新政府が成功した理由の一つに、実務に優れた幕臣を官僚に迎えたことがあげられる。



図13 杉浦譲

前島密は明治3年5月10日、（既に担っていた租税権正とともに）駅通権正の兼任を命じられ、駅通関係の最高責任者となった。駅通権正に就任して早々、公用通信のために政府が飛脚に支払う賃金に関する文書を見た前島は、その高額な費用を資金とすれば、官営郵便を創設することが可能と考えた。そして具体案を20日間でまとめ上げ、同年6月3日、「郵便創業建議書」を提出した。しかし、この立案直後に、前島密は鉄道建設起債問題解決のため、急遽イギリスに出張することとなり、郵便創業の準備は前島密の後任で駅通権正となった杉浦譲によって進められることになった。

杉浦譲は、前島密の構想に従いながらも、現実的な改善を加え、東海道の宿駅へ「東海道新式郵便」制度の説明、用品の準備、切手の製造など開業に向けての準備を着実に進めた。そして明治4年3月1日（新暦の1871年4月20日）に東京一京都一大阪を結ぶ東海道の各宿駅で郵便の取扱いが開始された。杉浦の活動日誌である「坐右日誌」（図14）の「三月小朔日」には、郵便が創業したこと、試しに静岡の日下楨二と大阪の真中に郵便を差し出したこと、そして夕方方に四日市郵便役所を巡回した際に150通の郵便が差し出されたことを記している。日本における最初の「郵便」は、前島密の構想に杉浦譲の推進力が加わって実現したといえよう。

本企画展では、第Ⅲ章を中心とし、郵便創業時に実際に使用されていた書状集箱、郵便旗、郵便行李、通信日付印、時計、日本最初の切手「竜文切手」(図15)などを展示した。企画展示場の最奥部に「明治初年の駅通司と四日市郵便局」の彩色写真を背景に創業期の書状集箱(都市用、街道用)と郵便箱場旗(郵便フラホ)、創業当時の制服姿の郵便配達人を展示し、郵便創業時の風景の再現を試みた(図16)。また、郵政博物館資料センターでは、貴重な映像・音声資料の修復・デジタル化を行っている。その成果の一つとして、江戸時代の交通制度から1950年代までの郵便まで、通信事業の発展の歴史を紹介する映画、「郵便のうつりかわり」(東映、1960年)を会期中に上映した。この映画では、配達員による書状集箱の取扱い方が詳細に再現されている。書状集箱を配達員が郵便局に持ち帰り、郵便物を取り出した後で箱を再び元の場所に設置するという集荷方法はこの映像から明らかになったことであり(図17)、同企画展の取材・調査を行ったNHKの大河ドラマ制作班は、2021年NHK大河ドラマ「青天を衝け」において、郵便創業時の様子を詳細に再現した³⁾。

(4) 「近代郵便」の確立—津々浦々、そして世界へつながる小さな「入口」として—

前島密は「東海道新式郵便」の創業をみることなくイギリスに渡ったが、この海外派遣は前島にとって、海外の進んだ郵便事情を直に視察できるまたとない機会となった。杉浦讓の薦めもあり、前島は英米の郵便事情を念入りに視察し、多くの知識を吸収した。そして帰国後に前島は、郵便を始めとする交通全般の近代化に向けて様々な取り組みを開始していく。

前島の欧米滞在中にもすでに「近代郵便」確立の試みは着々となされていた。明治4年3月



図14 坐右日誌 杉浦執事 明治3(1870)～明治4(1871)年
杉浦讓の明治3年11月から4年9月までの10か月にわたる活動日記。筆者は主に杉浦讓であるが、明治政府に登用された後は公務に忙殺され、出張や交際で留守にすることが多かったため、讓が主として記述したものに父七郎右衛門(讓水)が関係事項を補筆したものである。



図15 竜文切手 明治4(1871)年
日本最初の切手で、当時は印刷の設備・技術も整っていないだったので、切手のデザイン・印刷は、政府から紙幣の印刷を委託されていた銅版彫刻師の松田敦朝に託された。松田は当時の太政官札に使用されている「双竜」のデザインを取り入れることを申し入れ、竜文切手4種の発行が決定された。



図16 郵便創業時の様子の再現



図17 映画「郵便のうつりかわり」(東映、1960年)より郵便物取集めの一場面

3 2021年NHK大河ドラマ「青天を衝け」第29話「栄一、改正する」(NHK総合、2021年10月3日放送)。

1日(1871年4月20日)「東海道新式郵便」開設の4ヶ月後、7月15日には東京横浜間、12月5日には東京長崎間の郵便線路が開設された。郵便料金は創業当初は宛地別に定められていたが、郵便線路が長崎まで拡張され、距離制に改正された。しかし、そのような料金体系は利用者にとっても取扱者にとっても煩雑なものであった。明治6(1873)年3月10日、郵便料金を全国均一制にすること、郵便事業を政府専掌(国営独占)とすることが定められ、4月1日から実施された。

お雇い外国人として招聘したアメリカ人・ブライアン(図18)の尽力により、明治6(1873)年8月に日米郵便交換条約が締結され(図19)、さらに明治10(1877)年6月に日本は万国郵便連合に加盟した。これにより、日本の切手が貼られた手紙が外国で、外国切手が貼られた手紙が日本で配達されることとなった。

また法制度については、郵便創業以来年ごとに郵便事業運営の基本となる郵便規則及罰則が公布されてきたが、明治15(1882)年12月16日、郵便の恒久的な基本法として郵便条例が制定されることとなった。

郵便ネットワークの全国展開、料金均一制、政府専掌、外国郵便の開始、郵便条例の制定をもって、ようやく日本の郵便は「近代郵便」としての条件を備えることになった。

「近代郵便」とは、いつでも、どこでも、誰もが同じ料金で公平にサービスを受けられること、いわゆるユニバーサル・サービスの実現であるといえよう。そして明治18(1885)年12月、内閣制度が創設され、通信と海運を統轄する逓信省が設立された。郵便制度は、新しい段階を迎えより質の高いサービス提供に向けて挑戦していくことになる。

③ むすびにかえて

ここまで本企画展にて展示した「郵便のはじまり」にまつわる資料の一部を改めて紹介してきた。幕末から明治へ移ろう時代の風、そして同時代に生きた人々の情熱と躍動を感じ取ってもらえれば幸いである。

最後になったが、本展の開催にあたり、多大なるご支援ご協力をいただいた皆様に、心より感謝の意を表したい。

(たはら けいすけ 郵政博物館首席学芸員)



図18 サミュエル・M・ブライアン (Samuel Magill Bryan) 1847年-1903年



図19 横浜郵便局開業之図(『郵便報知新聞第』557号) 歌川広重(三代) 明治8(1875)年

明治8年1月のアメリカとの郵便交換条約が締結されたことによって、日本は外国郵便を直接宛地へ送ることができるようになる。この錦絵は、明治8年1月5日に横浜郵便局が完成し、落成式を兼ねて行われた外交郵便開業式の図で建物中央が玄関、無帽の人物がこの式の主催者前島密と思われる。

紀州藩七里役における参観交代路変更調査

『道中宿場調』をめぐる

はじめに

郵政歴史文化研究会第五分科会に所属する筆者は、通信総合博物館時代に調査の過程で一覧した「道中宿場調」について、かねてより作成の意図について懸案になっていた。この資料は、東海道図と中山道図からなる。東海道図は街道絵図であり、一方、中山道図は武蔵国の一部の宿場の宿並絵図になり、両者には一貫性は感じられなかった。そこで今回改めて資料調査を行って、どのような目的で作成されたのか検討を試みた。

なお、小稿では、他の中山道絵図と区別する意味から「中山道宿並絵図」と呼称する。

一 概要

資料の正式名称「道中宿場調」からは、どのような絵図か内容を把握することは困難である。この資料は、東海道大磯宿から三島宿までの街道絵図と中山道の武蔵国内地域に限定された板橋宿・蕨宿・大宮宿・上尾宿・桶川宿・熊谷宿の宿並絵図の合計七点の絵図からなっている。どのような

経緯で、通信総合博物館に収蔵されたのか、伝来などの経緯を記した記録等がないため、出所はもとより武蔵国内でも浦和宿・鴻巣宿・深谷宿・本庄宿、そして上野国以遠の宿場が何故含まれていないかなど、詳らかではない。

これら一連の絵図は、作図形式が全く異なっており、一見すると目的を一にしているようには感じられない。特に東海道絵図に関しては、記された情報は沿道の社寺堂宇は細かく記しているものの、描写は一般的な街道絵図にすぎない。一方、中山道宿並絵図については、ある程度推定できる情報が見いだせる。そのため通信博に収蔵された段階で東海道図絵図が加わっていたのか、一連の表題のない街道絵図として、武蔵国域の中山道の各宿を描いた街道絵図とともに一つの資料群としたのか詳らかではない。ただ、小稿の結論からいえば、この「道中宿場調」という名称は、あながち的外れではなく適切な名称といえる。

小稿では、東海道絵図については、ひとまず検討から除外して中山道宿並図を中心に見ていく。この中山道宿並絵図は、程度の差はあれ宿内の様子詳細であり、ある目的をもって作成されたことが推測できる。

郵政博物館における資料概要は、次のとおりである。

杉山 正司

【資料名称】道中宿場調

【員数】七点(内訳:「中山道宿並絵図」板橋宿・蕨宿・大宮宿・上尾宿・桶川宿・熊谷宿/「東海道絵図(大磯宿〜三島宿)」

【資料番号】SBA/0152(固定資産番号:A92007002799)

【取蔵】郵政博物館(郵政博物館資料センター)

【法量】「中山道宿並絵図」

①板橋宿 縦二八・三センチメートル×
横一九七・六センチメートル

②蕨宿 縦二七・七センチメートル×
横八八六・六センチメートル

③大宮宿 縦三二・七センチメートル×
横八三七・一センチメートル

④上尾宿 縦二七・七センチメートル×
横二八一・二センチメートル

⑤桶川宿 縦二七・八センチメートル×
横四一六・六センチメートル

⑥熊谷宿 縦二八・〇センチメートル×
横一八七・六センチメートル

⑦大磯宿〜三島宿 縦二四・〇センチメートル×
横三六四・六センチメートル

【年代】天保三年(一八三二)二月

※ただし、⑦を除く。

二 絵図作成の目的

奥書 さて資料群は、ある目論見の元、作成と差出を命じられた絵図であることが判明する。最初に蕨宿並絵図の奥書の記載に注目したい【図1】。

前書 鹿絵図面之通奉書上候処

相違無御座候以上

田口五郎左衛門御代官所

中山道蕨宿

問屋出府二付代

年寄

平兵衛印

同

源兵衛印

紀州様

御七里御役

加納啓三郎様

川村嘉蔵様

差出人は、蕨宿問屋が出府中のため、代理として年寄の平兵衛と源兵衛となっている。天保三年(一八三二)に蕨宿の問屋から紀州七里役、すなわち紀州徳川家の七里飛脚役所の役人に提出された宿並絵図であることがわかる。

しかも「天保三年辰二月」の年紀は、大宮宿・上尾宿にもあり、板橋宿・桶川宿には年紀はないものの「辰二月」と記されるなど共通することから、中山道宿並絵図に関しては同一目的、同一時期に作成され提出されたことが推測される。熊谷宿を含めて各宿の問屋役人が作成し、印行を伴うという共通性も指摘でき、七里飛脚小屋(役所)に提出された絵図であることがわかる。

七里御役 奥書でキーワードとなるのが「七里御役」である。七里御役は、七里飛脚のことである。七里飛脚については、藤村潤一郎氏の研究¹⁾が知られており、小項では改めて詳述せずに同氏の研究に導かれた関連部分に留める。

七里飛脚は、「七里之者」とも呼ばれ、東海道七里毎の宿駅に駐在して御用状などの宿継を行う者で、尾張・紀伊・水戸の御三家、松江藩松平出



【図1】②葎宿奥書

羽守家、及び川越藩松平大和守家に限られるという⁽²⁾。これに加えて越前福井藩松平家・姫路藩酒井家・津山松平家・松山藩松平家・高松藩松平家にも置かれたという⁽³⁾。

当該絵図は、「紀州様御七里御役」とあることから、紀伊徳川家の七里役に関連する資料である。

『南紀徳川史』には、「七里之者」が「職制（職掌解説）」の項目に収載されて、次のとおりの記載がある。

七里之者 元御飛脚の者と称す

文政十三寅十二月廿九日改称

元は大名飛脚であったことがわかる。『南紀徳川史』には続けて、通常は御用状の宿継を担当するが、参観交代の御供は勿論、関札の才領、御家中往来の先触、人足継立・宿泊など道中に關する用務を担っている。そのため飛脚用務より他の用務も多くなつたことから飛脚の職名を外して「七里之者」すなわち七里役となつたとしている。尾張藩においても、後に御用飛脚荷の宰領となり、更に藩主の参観道中をはじめ、藩士往来の世話までするようになったという⁽⁴⁾。

つまり当初は、七里飛脚という大名飛脚に専従していたが、やがて街道などの通行に精通していることから、参観交代の道中の差配をはじめ、一行の休泊の手配などの任務へと広がつたのであろう。

七里役は、『南紀徳川史』によれば、東海道筋では最初に神奈川宿に配置され、小和田（茅ヶ崎市）、小田原宿、箱根宿、沼津宿、由井宿、丸子宿、金谷宿、見付宿、新井宿（新居宿）、大濱宿、御油宿、宮宿など、和歌山迄の七里役として詰める「七里小屋」が設置され、そこに七里役の者が待機した。『東海道宿村大概帳』には、神奈川宿では、「此宿内紀伊殿七里飛脚之もの小屋壹ヶ所所有之」とあり、その他配置された宿村では「紀伊殿飛脚小屋」や「紀伊殿七里之もの継小屋」、「紀伊殿七里飛脚小屋」などと記されている。神奈川宿の七里小屋は、記録によれば「紀州様当役所」とあり、小屋と称してはいるが、さながら役所としての体をなしていたことが

わかる⁽⁵⁾。

加納啓三郎 もう一つのキーワードは、加納啓三郎である⁽⁶⁾。加納は、文政十一年（一八二八）七月五日、神奈川宿詰の七里役として着任している。以後、七里役としての加納の動向は、当神奈川宿本陣で名主後見役の石井弥五郎順孝の「諸用日記」を元に見ていくことができ、本絵図作成前後の記事が注目されるので、時間を追って見ていきたい⁽⁷⁾。

天保二年正月二十九日⁽⁸⁾、神奈川宿荒宿町から出火、宿内一二〇軒余を焼失する大火が発生した。神奈川宿は、石井家と鈴木家の二軒が本陣職を務めていたが、両本陣が被災したため休泊が困難となった。三月十四日には、紀州藩主の出府の途次の御小休が予定されていたが、金蔵院に変更となった⁽⁹⁾。

次いで九月二十六日、紀州藩の道中吟味役高浦可蔵による神奈川宿の類焼家屋の見分が行われた。目的は、来春の藩主の本陣等への宿泊可否についてであった。

一、紀州様後所江行、今日高浦可蔵殿御泊之義也、夫合並木町迄迎番、御七里加納啓三郎殿同道出迎、両本陣并旅籠屋其外類焼之家別見分相済候、御宿武介方也、来春御旅籠可相勤哉之旨御尋御座候、尤鈴木方ハ最早造作取懸り候間、多分間二合可申段、当方之儀ハ未建方不相成事故如何之段被仰付候得共、当年限り皆出来可申段御断申上候、⁽¹⁰⁾

というもので、鈴木本陣は造作に取り掛かっているものの、石井本陣はこの時までには完成は困難であると返答している。

十月一日には、

一、春 紀州様御旅館二付、下宿調之儀今日可致趣、問屋源兵衛へ懸合候、巳刻合源兵衛・御七里役加納啓三郎殿・源太左衛門・我等寄合致候、並木町合台町迄可成、御下宿之分百八拾軒余有之候、⁽¹¹⁾

と、加納啓三郎らにより問屋役源兵衛に懸けあいのもと、下宿の一八〇軒余の見分が行われている。

ところが、十一月十五日、次のような記事が記される。

一、紀州様御当詰加納啓三郎殿来ル、来春御帰国木曾路之趣被仰出候旨二付、取調として高浦可蔵殿先月右道中調、東海道下リ之趣、御通達有之候、⁽¹²⁾

加納啓三郎から、藩主の帰国が木曾路、すなわち中山道に変更になり、その取調べのため道中吟味役の高浦可蔵が調査し、東海道筋の宿場にそのことが通知されたのである。神奈川宿全体の復旧が紀州藩主の休泊には不十分であることが、先の九月末から十月初旬の調査で判断されたことで、中山道通行により帰国と決定されたのであろう。

翌年正月二十二日、中山道通行に変更されたことにより七里役は、中山道に向くため、石井本陣に挨拶に来ている。

さらに二月五日の記事には、前日に七里役は中山道に向かっている。

一、紀州様当辰年御帰国木曾路二付、当宿詰七里四日出立、右海道江出張、源左衛門暇乞申候、⁽¹³⁾

そして、加納啓三郎は、四月二十一日に中山道での任務を終えて、神奈川宿の七里小屋に帰ってきた。

一、紀州様七里加納啓三郎殿去ル二月中木曾路へ出張、出役相済候間、一昨日帰宅被致候由二而来り、⁽¹⁴⁾

これら一連の記述から、天保二年の神奈川宿の火災が、翌年の紀州藩主の帰国通行の経路変更の理由であったことが考えられる。

絵図製作 このような経緯を見ると、絵図製作の経緯について次のようなことが考えられる。

・七里役加納啓三郎が、神奈川宿七里小屋に着任してからは、紀州藩主は東海道を通行しての参観交代で、神奈川宿本陣は御小休にあてられている。
 ・天保二年正月二十九日に神奈川宿で大火があり、約一二〇〇軒を焼失するほどの甚大な被害が出た。

・そのため直後の紀州藩主の通行は、本陣を利用できず緊急避難措置として金蔵院を御小休に当てざるを得なかった。

・九月末から十月初旬時点の見分では、翌年の石井本陣をはじめ供たちが分宿する旅籠屋などの家屋の再建も見通しが立たない。

・これらのことから、道中吟味役高浦可蔵が調査をして十一月初旬に中山道通行に変更した。

・東海道に置かれた七里役が、それぞれ中山道各宿の持ち場の分担を決め、受け持つこととなった。

・神奈川宿の加納は、江戸に最も近い七里小屋に勤務するため、中山道第一宿の板橋宿から、蕨宿・浦和宿・大宮宿・上尾宿・桶川宿・鴻巣宿・熊谷宿までを担当することになった。

・中山道通行は、東海道とは異なり、休泊等の道中の差配を新たに組み直さなければならず、加納としては不案内な中山道の各宿を把握したいと考えた。

・そこで、各宿問屋役宛てて通行二か月前の二月までに宿並絵図の作成と提出を求め、それを元に道中の差配を行った。その七里役加納啓三郎の元に提出された絵図が、中山道宿並絵図である。

ということが考えられる。

つまり、一連の中山道宿並絵図の作成経緯は、天保二年正月の神奈川宿大火によって御小休する本陣の使用ができなかったため、翌年の紀州藩主帰国通行が東海道から中山道に変更となった。このため、七里役加納啓三郎が道中差配を担当した中山道各宿に命じて、作成させ提出させた絵図であるといえる。浦和宿と鴻巣宿の宿並絵図が欠失している点に関しては、残念ながら収蔵される時点では、既に失われてしまったのであろう。

三 各宿絵図の特徴

中山道宿並絵図は、基本形として江戸方を右に、京方を左として西側から宿内を俯瞰する。各宿内の町名、街道左右の家並み、街道上の橋梁と河川、野道などの脇道、沿道に所在する寺社など主要な目印となる箇所が同様に記入されている。また前後の宿間里程、宿内及び沿道村内往還距離、宿入口から本陣迄の距離などは、基本情報とされているようである。

これらの情報は、同時代の『中山道分間延絵図』や『中山道宿村大概帳』にも類似しており、両者を補完する絵図として資料価値を見出すことができる。両者との比較検討は、稿を改めて述べることにし、小項では、各絵図の特徴を見ていきたい。

板橋宿 板橋宿並絵図は、分間延絵図を髣髴とする情報で、道幅を広くとり、家並みの粗密、江戸方の木戸、一里塚、問屋場本陣、寺社、沿道の田畑の区別、河川や用水に架かる橋が土橋か板橋か、村境や小字、江戸や次宿の蕨宿への距離を記す。さらに板橋宿を越えて、荒川から蕨宿境までを絵図に書き込んでいる。**【図2】**

蕨宿 蕨宿並絵図については、別稿⁽⁵⁾に記したので参照されたいが、簡単にまとめておく。蕨宿では、これまで嘉永図、文久図の町並図の二図が知られていた。今回の天保三年の本図は、この二図に先行する最古の絵図である。特に指摘したい点は、作図形式が三図とも同形式であることで、非常に重要な点である。すなわち他宿の宿並図の形式と異なっており、蕨宿の作図形式が、いわば蕨宿のオリジナルである。別稿で共著者の竹田が触れているが、和宮下向時作成指示に同様の雛型がある。天保図は時間的にこれに三十年先行するもので、作図形式については、蕨宿形式が模範例として雛型とされた可能性があり、本作図形式はいわば「蕨スタイル」、「蕨形式図」とも言えるだろう。

蕨形式図としての特徴は、上下に左右の家並の地割を一軒ごとにとる。基本は、中山道から見て①渡世名、住人名、奥行・間口を記す。宿内の助郷道、野道、堂宇と祠の位置なども明示する。しかも前後の宿間距離、宿

内往還及び主要地点間の距離、紀州鷹場の傍示杭の位置、宿間の橋梁、寺社や祠などはもとより、この頃調査が行われていた『中山道宿村大概帳』の記載を想起させるような記載もみられる点など興味深い。【図3】

大宮宿 武蔵国一宮氷川神社参道分岐の大宮宿の手前（現在のさいたま新都心駅付近）から、加茂宮村境、大宮宿と上尾宿の往還持場境までを描く。また参道分岐点から参道を氷川神社までも描いている。前後宿の里程など距離の記載はほぼ同じであるが、蕨宿同様に地割を一軒ごとに住人名と間口について、おおよその広さを幅で示す。沿道の樹林や寺社などは、絵画的に淡彩で描写している。本陣・脇本陣のほか、旅籠屋と茶屋の渡世名が記されている。

なかでも注目されるのは、絵図の右端から大宮宿内に置かれた紀州鷹場本陣までの距離が記されていることである。この距離と紀州鷹場本陣の記載からも、紀州藩主の通行を意識していることを窺わせる証ともいえる。

【図4】

上尾宿 大宮宿並絵図の左端部と重複して加茂宮村から門前村と町屋村境の紀州鷹場の傍示杭までを範囲とする。描法はこれまでと異なり、街道は一条の線で描かれ、家並みは屋根のみで示される。沿道の寺社は絵画的描写で、宿内は問屋場と本陣のみ明示される。また、前後の宿間の距離をはじめ、大宮宿と上尾宿の間の天神立場からの距離、宿入口から本陣、本陣から宿出口、出口から次の桶川宿までの距離など巻末にまとめて記載している。宿内家数や宿高、川越と岩槻迄の距離など、『中山道宿村大概帳』の記載を想起させる。【図5】

桶川宿 桶川宿の描法は、板橋宿と酷似している。久保村の紀州鷹場の傍示杭から桶川宿持場の東間村境迄を描く。家並は、屋根のみの表現である。特徴的なのは、路傍の傍示杭や石仏・石塔などを丁寧な形状までも表現している。【図6】

熊谷宿 熊谷宿は、前砂村と吹上村境から熊谷宿出口までを描くが、前出の他図と異なり右が京方、左が江戸方となって描かれている点に特徴がある。描法は上尾宿と酷似し、一条の線で街道を示し、家並は屋根のみで簡潔に粗密を示す。中山道から比較的近距离にある荒川の流れや、松平下絵

守の忍城も、中山道や熊谷宿からは距離はあるものの、熊谷宿が忍藩の領内であることを意識してか、あえて描き入れ、淡彩を加えるなどの特徴がある。

なかでも注目したいのが、中山道京方（右端）に記された「御国許之方」の文字である。さらに紀州を意識しているためか、右側を巻頭とし、距離などの基本情報も同様に冒頭に記載している点は、紀州藩を意識した配慮といえるべきであろう。【図7】

中山道宿並絵図 以上、「中山道宿並絵図」の各図の概要を見てきたが、記された基本情報や宿の詳細情報、さらに描かれた表現方法など、通常の宿場の町並絵図とはやや異なっている。

紀州藩主の緊急避難的な帰国通行が五か月前に決まり、七里役として参観交代道中を差配する加納啓三郎は経験したことのない中山道通行を前にして当初は思い至らなかったであろうか。一月下旬中山道へ出向くことになり、受け持つ宿場に不案内なことに気付いた。通行のわずか二か月前、急遽担当する宿場での休泊準備のために絵図の提出を求めたこととした。時間的な余裕がないため、基本情報の記載のみを求め、図の表現方法は任意として、各宿に対して提出を求めた絵図がこの資料である。

東海道絵図 さて、小稿で保留してきた「東海道絵図」である。郵政博物館には、加納啓三郎が記した「御用留」が収蔵されていることから、この記事から、あくまで推測の域を出ないものの、ひとつの仮説を考えた。「御用留」の概要は、藤村潤一郎氏によって紹介されており、これを元に見ていきたい。¹⁶⁾

「御用留」は、天保十一年（一八四〇）・同十二年（一八四一）・弘化二年（一八四五）・嘉永四年（一八五二）の四年分が残されている。年代は必ずしも連続してはいないが、前後の記事からある程度加納の動きを追うことができる。

加納啓三郎は、「諸用日記」で文政十一年（一八二八）七月から天保四年（一八三三）年六月迄神奈川宿の七里小屋に詰め、その後転任で、数年ごとに東海道筋に置かれた七里小屋に転任している。「御用留」の記事から神奈川宿以降、次のような異動を知ることができる。

神奈川宿 文政十一年(一八二八)七月〜天保四年(一八三三)六月
 江戸詰 天保四年(一八三三)七月〜?

由比宿 ? 天保十年(一八三九)

箱根宿 天保十年(一八三九)正月〜同十一年(一八四〇)十月

江戸詰 天保十一年(一八四〇)十月〜同十二年(一八四一)

新居宿 天保十二年(一八四一)〜弘化二年(一八四五)

沼津宿 弘化二年(一八四五)〜嘉永元年(一八四八)

江戸詰 嘉永元年(一八四八)〜

この異動箇所を見ると、多くは東海道の江戸方に多いことがわかる。「東海道絵図」に記された宿場の範囲を見ると、加納啓三郎の勤務していた小屋と重なることがわかる。ただし、天保四年の江戸詰から天保十年に由井宿から異動するまでの期間、江戸詰から由井宿に異動したか、あるいはもう数ヶ所挟むのか不明である。

そこでこの絵図が、七里役加納啓三郎に関係する絵図であるという前提で考えてみたい。具体的に各宿に置かれた七里役の管轄範囲は不明だが、各七里役は次宿までは継送を管理するものの、地理的な位置関係から見ると、宿間の道中は概ね中間点附近までを管轄することになっていたのでないだろうか。小和田七里役は大磯宿以東、小田原宿七里役が大磯宿以西。沼津宿七里役は三島宿以西、箱根宿七里役が三島宿以東を管轄していたことが窺われる。大磯宿から三島宿の絵図であることを考えると、小田原宿と箱根宿がポイントになるのではないだろうか。つまり絵図の範囲で、江戸詰と由比宿の間に小田原宿を詰めた可能性もあるが、「御用留」から知る限り加納が詰めていたのは箱根宿のみである。この七里役の管轄は、小田原宿先から三島宿⁽¹⁾まで。加納は、沼津宿や由井宿の小屋には詰めることがあるため、三島宿以西については比較的地理的環境に明るいとみられる。小和田での経験は不明だが、神奈川宿隣接管轄地域として把握していた、あるいは神奈川宿以前に経験していた可能性もある。

このように考えると資料的な裏付けが無く推測の域は出ないものの、加納が箱根宿詰となった際に、管轄地域と不案内な地域の概要把握のために

絵図を作成したのではないだろうか。【図8】

おわりに

「道中宿場調」は、加納啓三郎が関与した街道と宿場について調査した絵図である。目的の異なる二街道の絵図ではあるが、資料名称「道中宿場調」は、七里役として関係個所把握のための調査絵図の総称として適切であるといえるだろう。当初、筆者も街道別に分割して名称を付け直すべきでは思案したが、東海道絵図の仮説の可能性から小稿執筆過程で思い直した。

また伝来については、郵政博物館に加納啓三郎が記した「御用留」が収蔵されていることから、この「道中宿場調」は、おそらく加納家周辺から纏まった資料群として「御用留」とともに、明治になって駅通局以降、通信総合博物館となる間に収蔵されたと考えられる。

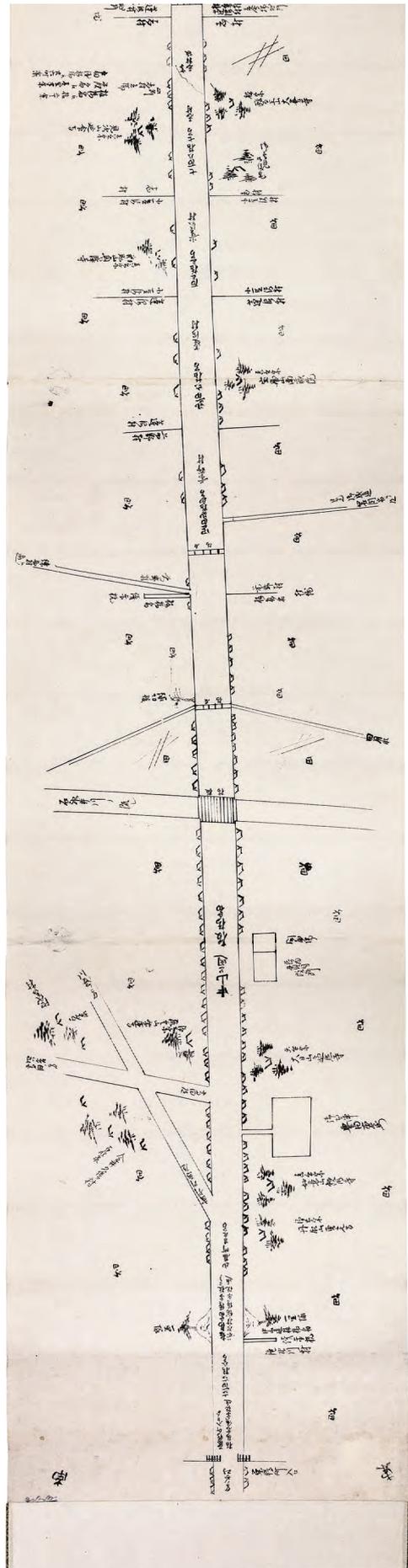
全体にまとまりのない推測に終始した部分もあるが、先学諸氏の御批判、御叱正、また御教示などを賜れば幸いである。

なお、小稿をまとめるにあたり資料調査閲覧に御配慮いただいた郵政博物館資料センター田原啓祐主席学芸員、蔵宿及び紀州藩参観交代に関して御教示・御協力を得た蔵市立歴史民俗資料館竹田真依子学芸員に、御芳名を記して感謝いたします。

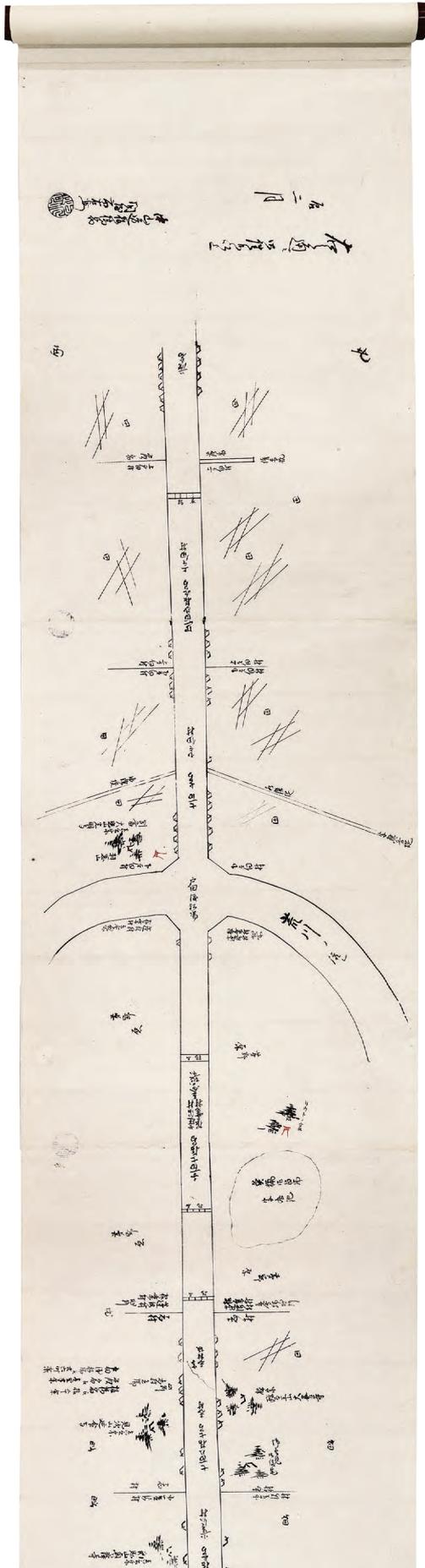
- (1) 藤村潤一郎「紀州七里飛脚について」(『創価大学人文論集』2 所収) 創価大学人文学会 一九九〇年
- (2) 堀内信編『南紀徳川史』第八冊 巻七十七職制第八、南紀徳川史刊行会、一九三二年 六七〇頁
- (3) 徳川義親『七里飛脚』財団法人国際交通文化協会 一九四〇年 一頁
- (4) 同前 二七頁
- (5) 註1 一四八頁
- (6) 郵政博物館では、「道中宿場調」のほか、七里役加納啓三郎による「御用留」四冊を収蔵している。
- (7) 青木美智男監修・小林風・石綿豊大校訂『東海道神奈川宿本陣石井順孝日記』3 ゆまに書房 二〇〇三年
- (8) 同前、天保二年正月二十九日条、一七二〜一七三頁
- (9) 同前、天保二年三月十四日条、一八六頁

- (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10)
- 同前、天保二年九月廿六日条、二六九頁
同前、天保二年十月朔日条、二七〇頁
同前、天保二年十一月十五日条、二八七頁
同前、天保三年二月五日条、三二二頁
同前、天保三年四月廿一日条、三四八頁
杉山正司・竹田真依子、「天保三年蕨宿町並絵図」(『蕨市立歴史民俗資料館
研究紀要』第十八)所収、蕨市立歴史民俗資料館 二〇二二年
藤村潤一郎「紀州七里加納啓三郎「御用留」について」(藤野保先生還暦
記念会編『近世日本の社会と流通』所収) 雄山閣 一九九三年
同前 天保十一年四月三日の三島宿火災に箱根宿の七里役所あて三島宿問
屋役から御注進書が出され、加納は三島宿に出張している。

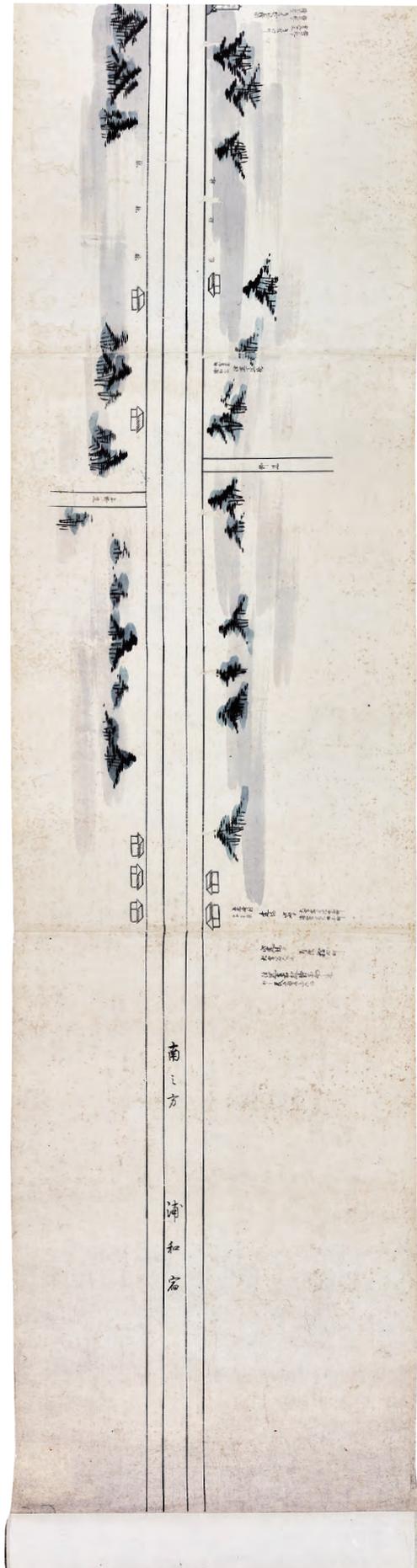
(すぎやま まさし 埼玉県立文書館前館長)



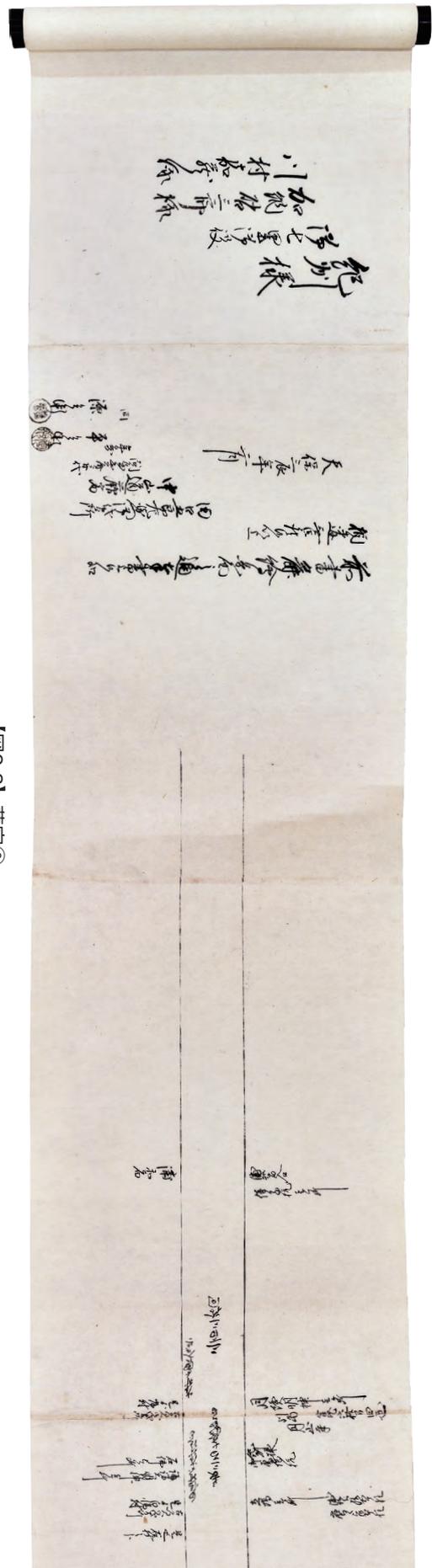
【図2-1】板橋宿①



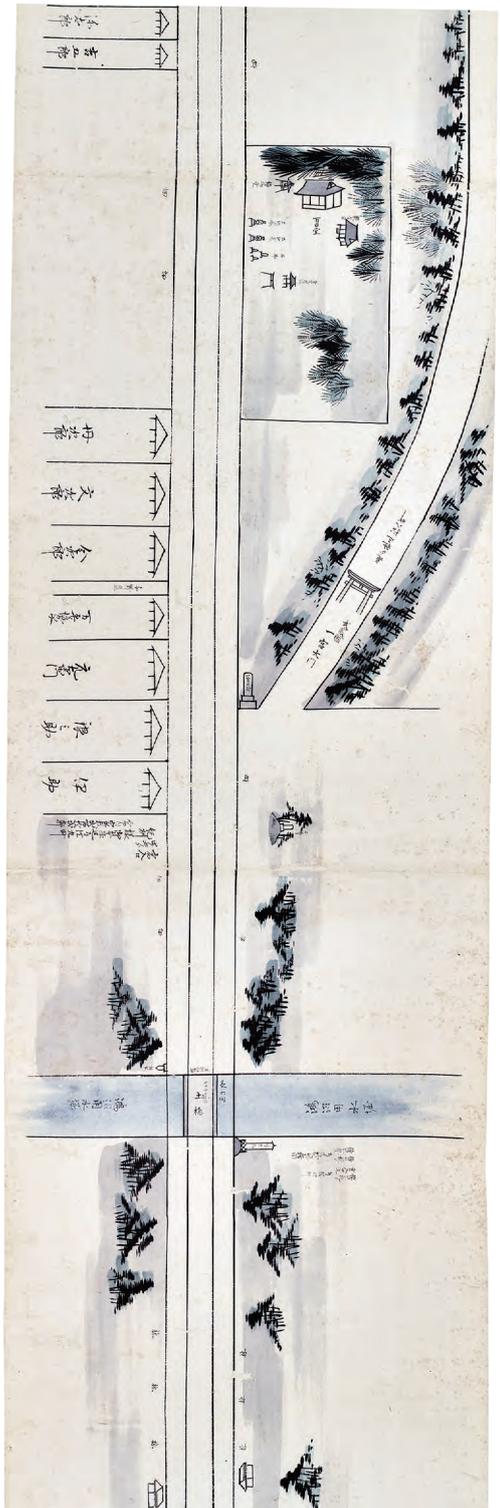
【図2-2】板橋宿②



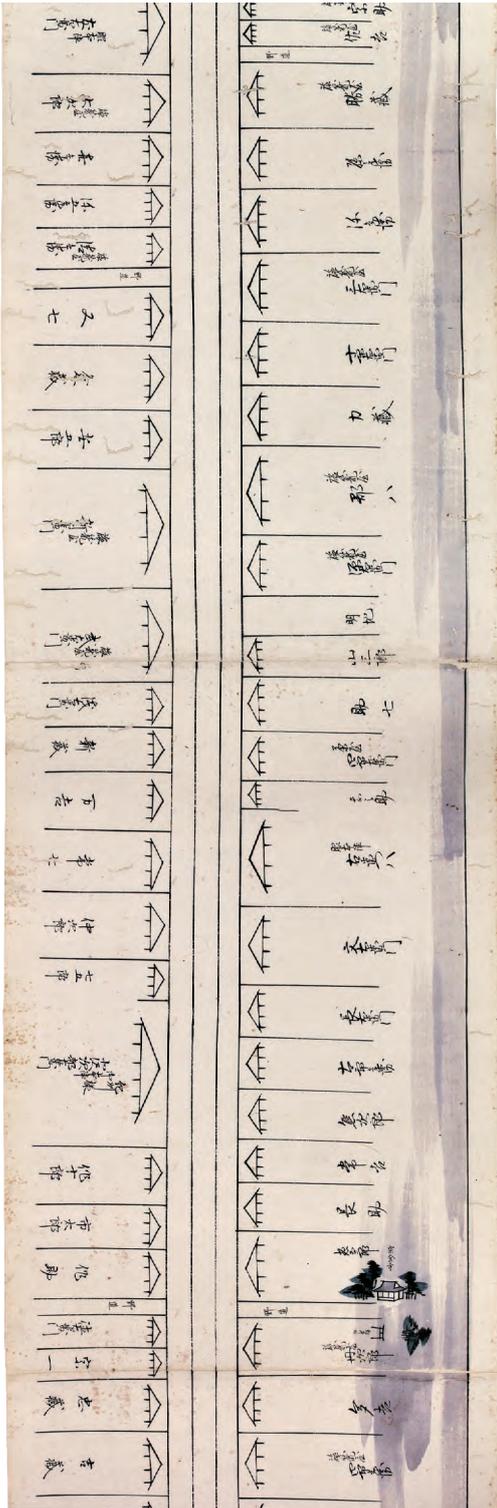
【図4-1】大宮宿①



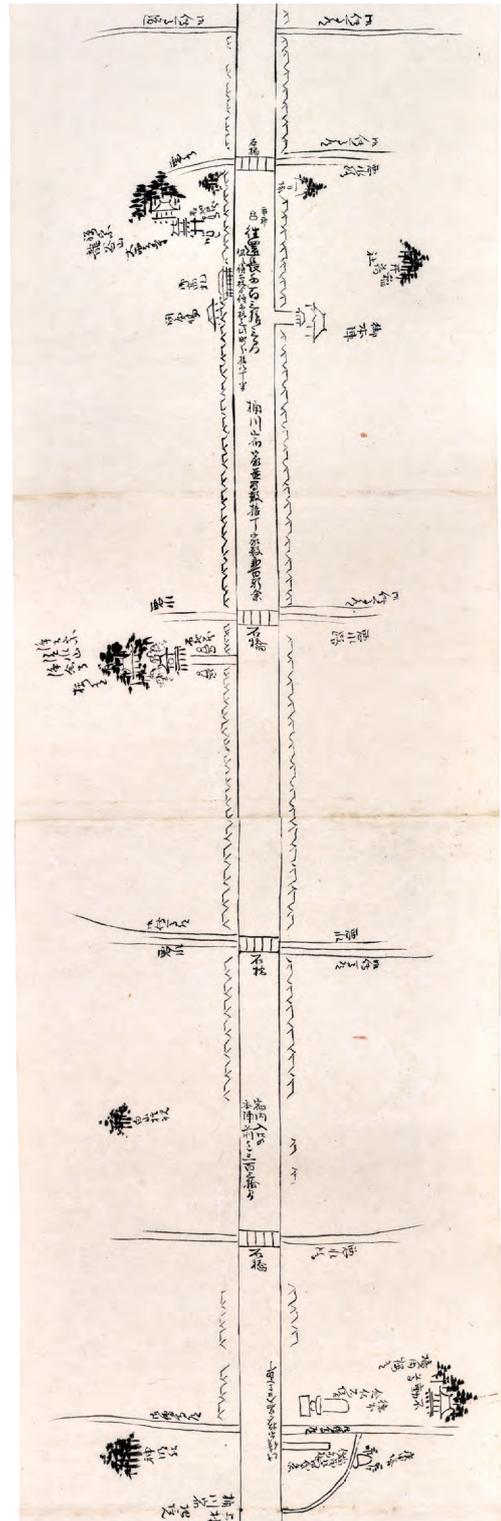
【図3-3】蕨宿③



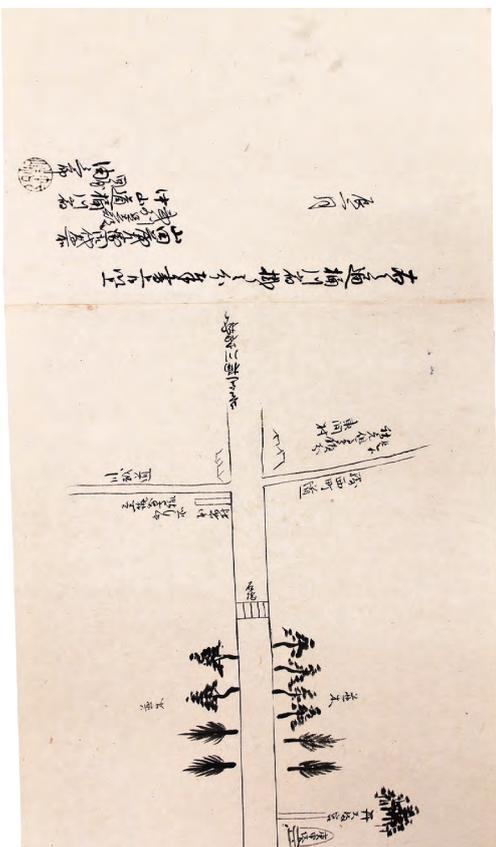
【図4-2】大宮宿②



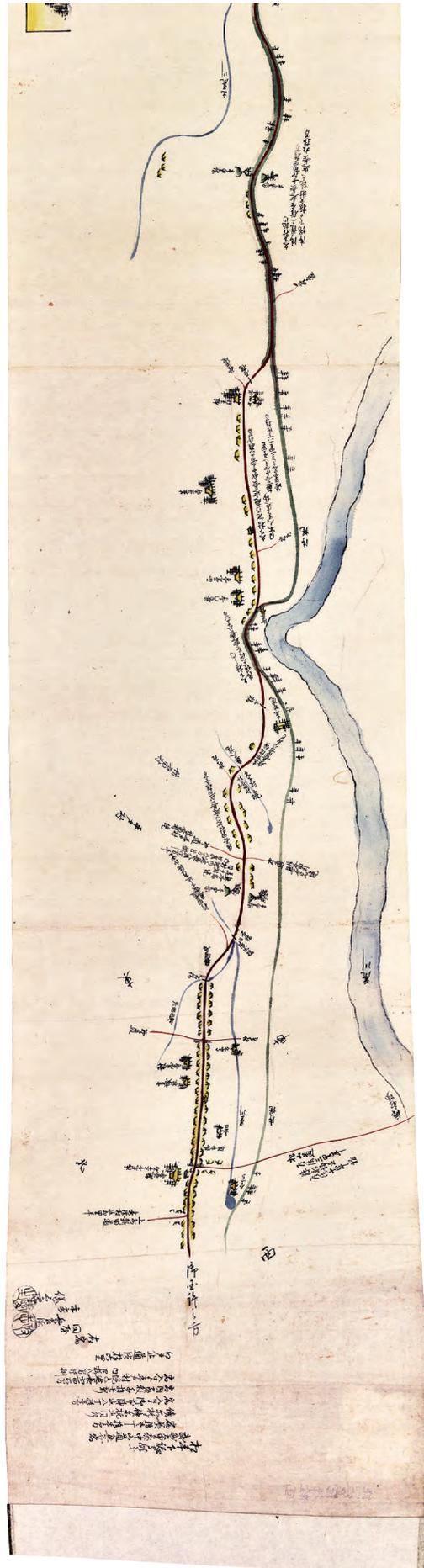
【図4-3】大宮宿③



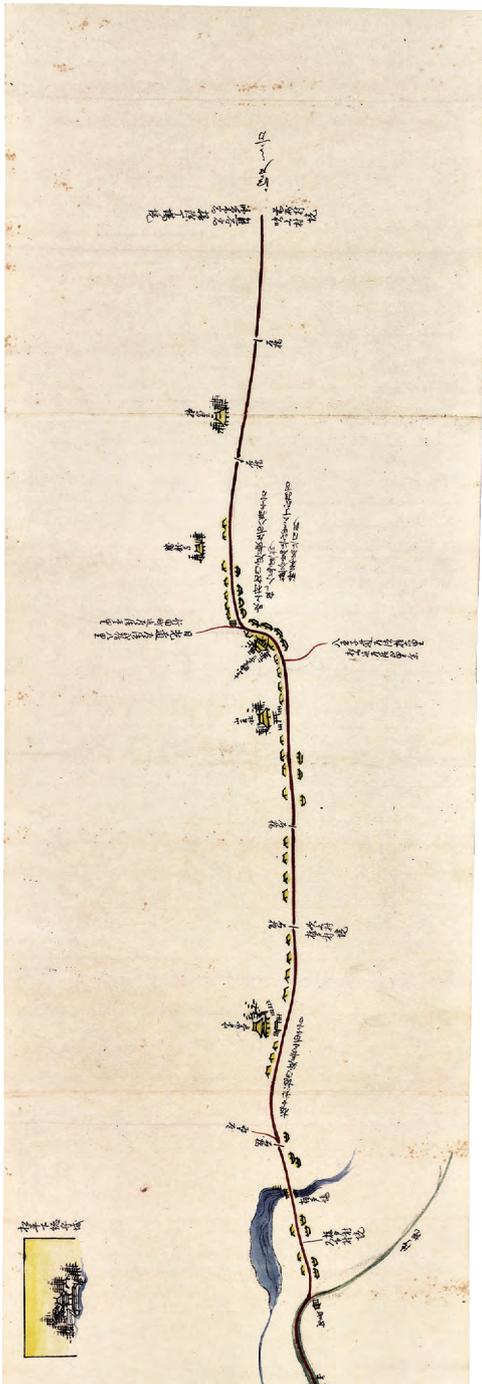
【図6-1】 桶川宿①



【図6-2】 桶川宿②



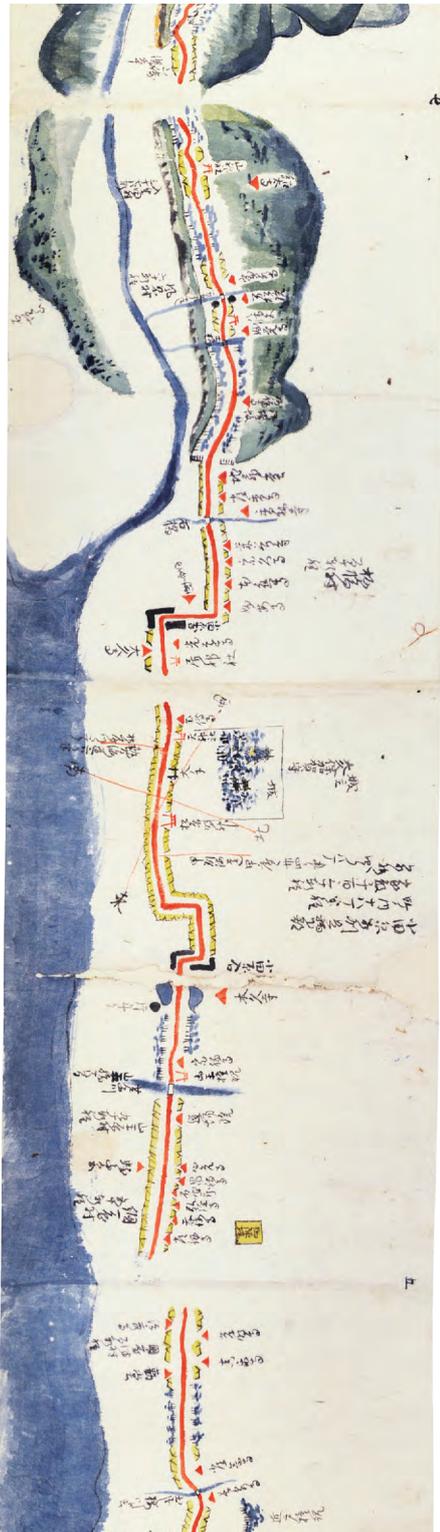
【図7-1】熊谷宿①



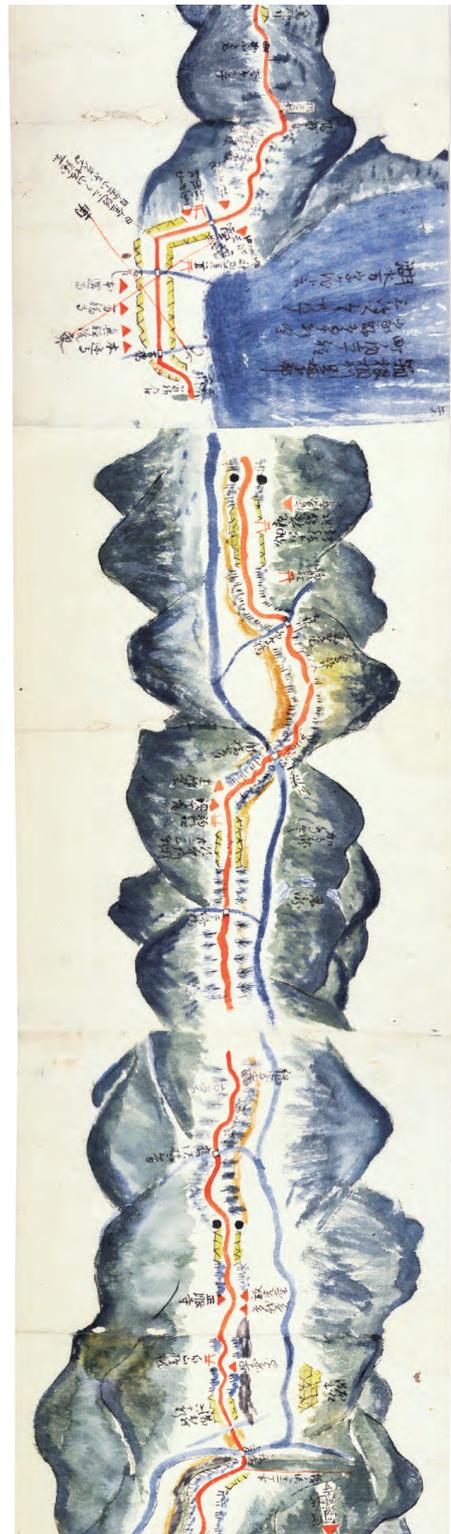
【図7-2】熊谷宿②



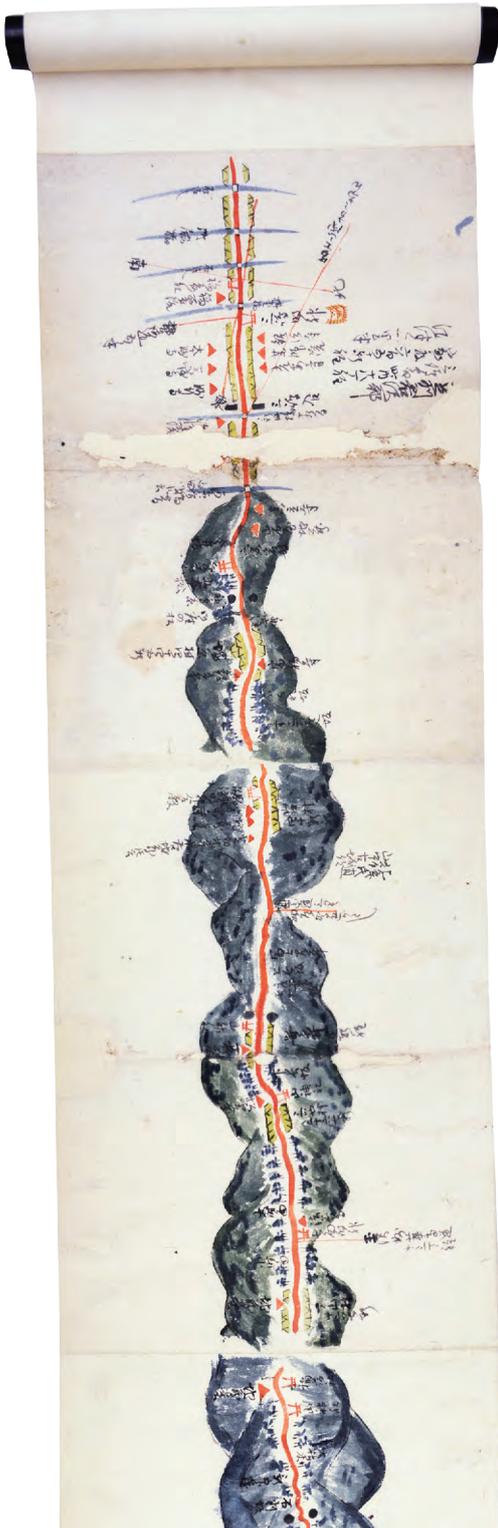
【図8-1】東海道絵図①



【図8-2】東海道絵図②



【図8-3】東海道絵図③



【図8-4】東海道絵図④

新刊紹介

単行書

小松崎敬子 著

『消えゆくくらしのモノ事典』

発行：株式会社岩崎書店 発行年：2021年2月

定価：本体価格6,000円＋税

加藤陽介（練馬区立美術館） 著

『電線絵画 小林清親から山口晃まで』

発行：株式会社求龍堂 発行年：2021年3月

定価：本体価格2,273円＋税

『復興へのあゆみ 東北地方郵便局長会－活動の記録－』

発行：東北地方郵便局長会（一財）東北地方郵便局長協会 発行年：2021年3月

埼玉県立歴史と民族の博物館 編

『NHK大河ドラマ特別展 「青天を衝け～渋沢栄一のまなざし～」』

発行：埼玉県立歴史と民族の博物館 発行年：2021年3月

岡山県立記録資料館 編

『岡山県記録資料叢書15 岡山県明治前期資料六（八～十七年補遺）』

発行：岡山県立記録資料館 発行年：2021年3月

さいたま市立浦和博物館 編

『ふるさとガイドさいたま 1 ウォーク・イン・中山道浦和宿（改訂版）』

発行：さいたま市立博物館 発行年：2021年3月

日本郵政株式会社広報部社史編纂室 編

『すべてを、お客さまのために。－郵政百五十年のあゆみ－』

発行：日本郵政株式会社 発行年：2021年4月

『スタンプボックスジャパン2021 公式ガイドブック』（フィラテリストマガジン号外23号）

発行：無料世界切手カタログ・スタンペディア株式会社 発行年：2021年4月

『第11回 はがきコンクール入賞作品集 一言はがき 短歌はがき 俳句はがき 川柳はがき』

発行：一般財団法人ゆうちょ財団 発行年：2021年6月

『第71回全日本切手展2021』

発行：全日本切手展実行委員会 発行年：2021年6月

定価：本体価格500円（税込）

はがきの名文コンクール実行委員会 編

『はがきの名文コンクール 第6回 優秀作品集』

発行：NHK出版 発行年：2021年7月

定価：本体価格1,000円+税

『日本国際切手展2021 ブルテン』

発行：日本国際切手展2021組織委員会 発行年：2021年8月

定価：本体価格2,500円（税込）

『公式ガイドブック JAPEX2021 第56回全国切手展』

発行：公益財団法人日本郵趣協会 発行年：2021年10月

内藤陽介 著

『切手でたどる 郵便創業150年の歴史 vol.1 戦前編』

発行：株式会社日本郵趣出版 発行年：2021年4月

定価：本体価格2,300円+税

内藤陽介 著

『切手でたどる 郵便創業150年の歴史 vol.2 戦後編』

発行：株式会社日本郵趣出版 発行年：2021年11月

定価：本体価格2,300円+税

山崎好是 編

『郵趣・東京2020 =東京オリンピックの記録=』（月刊「たんぶるぼすと」増刊第96号）

発行：株式会社鳴美 発行年：2021年11月

定価：本体価格2,000円+税

雑誌

公益財団法人 三井文庫 編

『三井文庫論叢』第54号

発行：公益財団法人三井文庫 発行年：2020年12月

『フィラテリストマガジン』号外22

発行：無料世界切手カタログ・スタンペディア株式会社 発行年：2021年1月

定価：本体価格1,500円（税込）

『週刊 ニッポンの浮世絵100』通巻15号

発行：小学館 発行年：2021年1月

定価：本体価格636円+税

『歴史人』 MAR.2021 No.123

発行：ABCアーケ 発行年：2021年2月

定価：本体価格818円+税

カタログ

武田聡 編

『全国郵便局名録2020』第14版

発行：株式会社鳴美 発行年：2020年4月

定価：本体価格4,546円+税

山崎好是 編

『新動植物国宝切手カタログ』（月刊「たんふるぼすと」増刊第88号）

発行：株式会社鳴美 発行年：2020年5月

定価：本体価格6,000円+税

『さくら日本切手カタログ2022』

発行：公益財団法人日本郵趣協会 発行年：2021年4月

定価：本体価格1,000円+税

展覧会紹介

郵政博物館が主催した展覧会

【企画展】郵便創業150年記念企画展「日本郵便の誕生」

期間：2021年4月20日（火）～6月6日（日）

※新型コロナウイルス感染症予防のため、4月25日（日）～5月31日（月）まで臨時休館し、会期を7月18日（日）まで延長。

会場：郵政博物館（企画展示場）

概要：2021（令和3）年は、日本に郵便が創業してから150年目にあたる。今や国民にとってなじみの深い「郵便」だが、どのような経緯で誕生し、その実態はどのようなものだったのかについては、意外に知られていない。そこで本企画展では幕末から明治前期までの時期の郵便創業に関連する資料を中心に展示し、日本に「近代郵便」（全国展開と均一料金制の実施、外国郵便の開始、郵便条例制定）が確立するまでをストーリー仕立てで紹介した。



【多目的スペースイベント】「チャックまの世界展」

期間：2021年7月17日（土）～9月12日（日）

会場：郵政博物館（多目的スペース）

概要：今年、活動10周年を迎えたキャラクター“チャックま”の全てが郵政博物館に大集合とし、“チャックま”たちが住む森の中に入ったような楽しい展示に加え、新キャラクターや“チャックま”たちのふるさと「チャック界」にも行けるかもしれないという気持ちにさせた企画であった。“チャックま”を知ってる人も、まだ知らない人も、誰でも楽しめるイベントだった。



【夏休みイベント】ねんど岡田ひとみの#ねんどでミニチュア世界旅行—新しい絆の旅へ—

期間：2021年7月31日（土）～9月12日（日）

休館日9月6日

会場：郵政博物館（企画展示場）

概要：ねんど岡田ひとみがこれまでねんど教室を開催した世界25都市の子どもたちとの触れ合いや、SNSに投稿してもらったフォロワーの皆さんの意見から生まれた47都道府県の郷土料理、世界各地の方に伺ったその地域の食べ物の新作ミニチュアが並んだ。日本や世界、宇宙まで!?旅したワクワク感を味わっ



ていただけるような作品展。来場者にはねんど（オー！ねんどとマカロンレシピ）を配布した。

【企画展】スポーツ切手展 & from 1896 to 2016

期間：2021年9月23日（木・祝）～11月28日（日）

会場：郵政博物館（企画展示場）

概要：郵政博物館において圧倒的な展示数を誇るの切手である。その数、約33万種。これらの切手は収納式の引き出し式のケースに展示しているが、すべてを見ることは難しく、また、どこから見たらいいのかわからない人も多いことだろう。そこで、今回はオリンピックに関する世界と日本の切手を中心にスポーツの切手を紹介した。



【企画展】年賀状展—運気をトラえる！—

期間：2021年12月4日（土）～2022年1月16日（日）

会場：郵政博物館（企画展示場）

概要：五黄の寅は九星術の五黄土星と干支を組み合わせたもので、一般的に運気が強いとされる。今回の展示では、五黄の寅にあやかり、運気をとらえることができるよう寅年の年賀切手の意匠となる郷土玩具や絵はがきのほか、日本漫画家協会所属の漫画家による描きおろし寅年の年賀状、日本絵手紙協会による「みんなの絵手紙年賀状展2022」の展示をした。



【企画展】「モダン・トウキョウの街と空

～絵葉書で旅する東京。ロストからネオの時代へ～」

期間：2022年1月22日（土）～3月21日（月・祝）

会場：郵政博物館（企画展示場）

概要：震災、戦争を経て変貌を遂げた東京は、150年余の間で何が生まれ、何が消えたのか…。本展では、関東大震災後を「モダン」、戦中・戦後期を「ロスト・モダン」、高度経済成長期を「ネオ・モダン」と考え、これら3つの東京について、絵葉書研究家・生田誠氏のコレクションと当館資料を軸に、絵葉書等に遺された東京の姿を俯瞰する展覧会を企画。施策としてYouTubeでの解説などを実施した。



郵政博物館が協力した展覧会

【共催】STAMPEX JAPAN 2021（スタンペックスジャパン2021）

期間：2021年4月10日（土）～4月13日（火）

主催：特定非営利活動法人郵趣振興協会、公益財団法人
通信文化協会

会場：郵政博物館（企画展示場・多目的スペース）

概要：国際切手展準拠の切手コレクションを競う国内審査切手展。郵政博物館と特定非営利活動法人郵趣振興協会との共同開催。部門を「伝統郵趣」「郵便史」「ステーションナリー」に限定、17作品98フレームを展示した。



【共催】「第71回 全日本切手展2021」

期間：2021年6月25日（金）～27日（日）

主催：全日本切手展実行委員会、公益財団法人通信文化協会

会場：すみだ産業会館、郵政博物館

概要：全国の切手収集家がコレクションのテーマと完成度を競うコンクールで、1951年から原則毎年開催され、今回71回目を迎えた。（2020年はコロナ感染拡大により中止）我が国の郵便創業150周年という節目の年を記念して、当館では「郵便切手沿革志」等資料を展示した。

【共催】「日本国際切手展2021」コートオブオナー 皇室展示

期間：2021年8月25日（水）～2021年8月30日（月）

主催：日本郵便株式会社、公益財団法人日本郵趣協会、一般社団法人全日本郵趣連合、公益財団法人通信文化協会

会場：パシフィコ横浜

概要：明治天皇大婚25年祝典記念切手 2銭50面シート、「郵便切手類沿革志 正編」、皇太子殿下御成婚記念切手 原画「窠に鴛鴦」等（一般資料等51点、うち固定資産17点）を貸出。

【共催】「日本国際切手展2021」郵政150年ブース

期間：2021年8月25日（水）～2021年8月30日（月）

主催：日本郵便株式会社、公益財団法人日本郵趣協会、一般社団法人全日本郵趣連合、公益財団法人通信文化協会

会場：パシフィコ横浜

概要：竜文切手 48文シート、駅鈴（隠岐玉若酢命神社の模造）、記念切手「郵便創始50年記念」3銭、「郵便現業絵巻」等（一般資料等309点、うち固定資産23点）を貸出。

【協力】第56回全国切手展JAPEX2021「郵便創業150年 手彫り切手とその時代」展

期間：2021年11月5日（金）～11月7日（日）

主催：公益財団法人日本郵趣協会

協力：一般社団法人全日本郵趣連合、公益財団法人通信文化協会

会場：東京都立産業貿易センター台東館6・7階

概要：「郵便切手類沿革志 正編」「二つ折紅粹葉書」原版等（一般資料22点、うち固定資産6点）を貸出。

【共催】STAMPEX JAPAN 2022（スタンペックスジャパン2022）

期間：2022年3月26日（土）～3月28日（月）

主催：特定非営利活動法人郵趣振興協会、公益財団法人通信文化協会

会場：郵政博物館（企画展示場）

概要：国際切手展準拠の切手コレクションを競う国内審査切手展。郵政博物館と特定非営利活動法人郵趣振興協会との共同開催。部門を「伝統郵趣」「郵便史」「ステーションナリー」に限定、14作品88フレームを展示した。



郵政博物館収蔵資料が展示された展覧会

電気通信大学UECコミュニケーションミュージアム 常設展

期間：2021年4月1日（木）～2022年3月31日（木）

会場：電気通信大学UECコミュニケーションミュージアム

概要：「火花式送信機コイル切替盤」「コヒーラ／デコヒーラ検波器」「シーメンスモルルス受信機」を貸出。

KDDI MUSEUM 展示室

期間：2021年4月1日（木）～2022年3月31日（木）

会場：KDDI MUSEUM

概要：「エンボッシング モルルス電信機〈ペリー将来〉」（レプリカ）を貸出。

東京都美術館

「上野アーティストプロジェクト2021 Everyday Life:わたしは生まれなおしている」

期間：2021年11月17日（水）～2022年1月6日（木）

会場：東京都美術館ギャラリーA・C

概要：省機関紙『郵政』表紙原画2点（桂ユキ「歩道」1962年、同「ゴンベとカラス」1983年）を貸出。

佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館

「田中久重と三重津海軍所～汽砲電機幾般ヲエス～」

期間：2022年2月11日（金・祝）～3月21日（月・祝）

会場：佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館

概要：田中久重製作の「報時器」、「電話機」等（一般資料4点）を貸出。

『郵政博物館 研究紀要』 第14号 投稿規程

① 投稿条件

1 投稿資格

「郵政事業及び通信の歴史と文化に関する諸問題」に関する研究者であること。

2 論題

・「郵政事業及び通信の歴史と文化に関する諸問題」について自由に論題を設定したもので、郵政博物館の資料またはそれに関連する基礎資料を活用したものであること。

3 そのほか

- ・応募は1人1編のみ（共同執筆は可）とする。
- ・応募原稿は未発表のものに限る。また、他の学会誌などとの二重投稿は認めない。
- ・応募原稿の返却はしない。
- ・日本語で書かれたものとする。

② 応募方法

1 「応募用紙」の請求

投稿を希望する執筆者は、『『郵政博物館 研究紀要』 応募用紙』（以下、「応募用紙」）を下記の通り編集事務局へ請求すること。

- ・請求期間：2022年5月9日（月）～2022年6月13日（月）
- ・請求方法：請求の旨を明記した書面を下記の請求先に郵送すること。また、返信先住所・氏名を記入し、140円切手（速達希望の場合はさらに290円分の切手）を貼付した返信用封筒を同封すること。返信用封筒に不備がある場合には請求を受理しない。
- ・請求先：〒272-0141 千葉県市川市香取二丁目1番16号
公益財団法人 通信文化協会 博物館部（郵政博物館資料センター）内
『郵政博物館 研究紀要』編集事務局

2 「応募用紙」の記入

- ・入手した「応募用紙」について、編集事務局の指定した項目を漏れなく記入すること。特に、表題は邦文・英文ともに明記すること。不備がある場合は受理しない。
- ・「研究論文」・「研究ノート」・「資料紹介」のいずれかの投稿種別を選択すること。なお、前二者については原則として査読を実施する（詳細は下記④）。

3 「応募用紙」の提出

- ・提出期間：2022年5月16日（月）～2022年6月20日（月）午後5時必着
期間外の応募は受理しない。
- ・提出方法：下記の提出先に郵送すること。
- ・提出先：〒272-0141 千葉県市川市香取二丁目1番16号
公益財団法人 通信文化協会 博物館部（郵政博物館資料センター）内
『郵政博物館 研究紀要』編集事務局

4 応募結果の通知

- ・「応募用紙」の内容をもとに、『郵政博物館 研究紀要』編集委員会が学術的な視点から投稿の可否を決定し、2022年8月1日（月）までに応募者に通知する。

③ 原稿提出方法

1 原稿執筆要項

- ・分量は投稿種別に応じ下記を厳守すること。図表や註は枚数に含まれるものとする。
 - 「研究論文」：A4用紙（1行40字×40行）15～20枚程度
 - 「研究ノート」：A4用紙（1行40字×40行）15枚以内
 - 「資料紹介」：A4用紙（1行40字×40行）15枚以内
- ・写真・図版等の掲載・転載許可は、執筆者の責任において処理すること。
- ・詳細は投稿許可者への案内に従うこと。

2 原稿の提出

- ・提出期日：2022年11月14日（月）午後5時必着
期日を過ぎた原稿は受理しない。
- ・提出方法：マイクロソフト・ワードで作成した読み書き可能なファイルを提出すること
（図を掲載する場合には、十分な解像度の画像ファイルも併せて提出すること）。提出は編集事務局の指定するメールアドレスに添付して送付するか、下記の提出先に原稿等を保存したメディア（CD-R、USBメモリ等）を郵送すること。なお、郵送の場合には打ち出し原稿1部を同封すること。
- ・提出先：〒272-0141 千葉県市川市香取二丁目1番16号
公益財団法人 通信文化協会 博物館部（郵政博物館資料センター）内
『郵政博物館 研究紀要』編集事務局
※メールにて送付を希望する場合、アドレスは別途通知する。

④ 査読と校正

1 査読

- ・「論文」「研究ノート」については、編集事務局が指名する専門家において査読を実施し、その結果を踏まえて掲載の可否を決定する。
- ・査読の結果、掲載可となった場合でも、掲載種別（「研究論文」「研究ノート」等の別）の変更や、分量や内容等の修正を求められることがある。

2 校正

- ・編集事務局の策定する編集スケジュールにもとづき、執筆者には原則として初校・再校の二回の校正を依頼する。
- ・編集事務局で誤字脱字の修正や表記の統一等を行うことがある。

⑤ 著作権

1 著作権の帰属

- 本誌に掲載された論文等の著作権は郵政博物館に帰属するものとする。

[執筆者]

石井 寛治 (いしい かんじ)

東京大学名誉教授 (第1分科会)

巻島 隆 (まきしま たかし)

桐生文化史談会理事、くずし字解説「古文書探偵」代表 (第1分科会)

生田 誠 (いくた まこと)

絵葉書・地域史研究家

小原 宏 (おばら こう)

郵便史研究会 会員 (第1分科会)

後藤 康行 (ごとう やすゆき)

専修大学文学部非常勤講師 (第2分科会)

近辻 喜一 (ちかつじ きいち)

郵便史研究会会長

藤本 栄助 (ふじもと えいすけ)

公益財団法人通信文化協会 (郵政博物館 館長) (第1分科会)

倉地 伸枝 (くらち のぶえ)

公益財団法人通信文化協会 博物館部 (郵政博物館 学芸員)

村山 隆拓 (むらやま たかひろ)

公益財団法人通信文化協会 博物館部 (郵政博物館 学芸員)

井村 恵美 (いむら えみ)

公益財団法人通信文化協会 博物館部 (郵政博物館 副館長)

田原 啓祐 (たはら けいすけ)

公益財団法人通信文化協会 博物館部 (郵政博物館 主席学芸員)

杉山 正司 (すぎやま まさし)

埼玉県立文書館前館長 (第5分科会)

(掲載順)

編集後記

『郵政博物館 研究紀要』第13号をお届けします。巻頭エッセイ1本、論文2本、研究ノート3本、資料紹介4本、トピックス2本の構成です。

本年も郵政歴史文化研究会（以下、研究会）より意欲的な研究報告が寄せられました。本年度も新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、各分科会の調査も思うように進めにくい状況であったことと思います。巻頭エッセイをご寄稿くださいました石井氏をはじめ、研究会各位に心より感謝申し上げます。また、今号への寄稿を見送られた会員の方々も、来年度、鋭意ご執筆いただけることと楽しみにしております。

外部研究者からは、生田氏より「論文」、郵便史研究会会長近辻氏より「資料紹介」を寄稿いただきました。ぜひお読みください。

本誌も今号で13号を迎え、新たな気持ちで幾何か改変いたしました。今後も当館に眠る貴重な資料に光を当て、郵政歴史文化という研究領域を一層活気づけるために、編集事務局も方策を模索してまいります。研究者の皆さまには、どうかこれからも温かいご支援を賜れますようお願いいたします。

（編集事務局・村山）

[編集委員（郵政歴史文化研究会 主査）]

石井 寛治（東京大学名誉教授）
新井 勝紘（専修大学文学部元教授）
杉浦 勢之（青山学院大学総合文化政策学部教授）
杉山 伸也（慶応義塾大学名誉教授）
山本 光正（交通史学会前会長）
田良島 哲（国立近現代建築資料館主任建築資料調査官）

（分科会担当順）

[編集事務局]

田原 啓祐（郵政博物館主席学芸員）
村山 隆拓（郵政博物館学芸員）
倉地 伸枝（郵政博物館学芸員）

郵政博物館 研究紀要 第13号

印刷 令和4年3月22日

発行 令和4年3月22日

編集 郵政歴史文化研究会

発行 公益財団法人 通信文化協会 博物館部（郵政博物館資料センター）

〒272-0141 千葉県市川市香取二丁目1番地16号